のは揮發分に於て更に右よりも少く、即ち揮發分は三乃至五%、灰分も亦三乃至五%となつてゐる。而して之等の優秀炭は暖房用或は各種汽罐用、特殊工業用に適當してゐる。

生産高―

無煙炭採掘會社別生産高表

單位＝千瓩
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

會社別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京炭礦會社	生産量	一、二五〇	一、一四七	一、一一七	九一〇・〇	一、〇一五・四	一、〇五九・七
	%	六七・三	六八・四	六七・〇	五九・〇	六五・三	六〇・八
ドンチュー炭礦會社	生産量	一七三	一六二	二二〇	三二〇・三	三六三・二	五〇二・八
	%	九・三	九・七	一三・二	二〇・八	二三・四	二八・九
東京無煙炭會社(註)	生産量	二二三	一六九	一〇五	七六・七	―	―
	%	一二・〇	一〇・一	六・三	五・〇	―	―
ケバオ炭礦會社(註)	生産量	七一	八一	八四	八六・二	―	―
	%	三・八	四・八	五・〇	五・六	―	―
アロン・エ・ドンダン炭礦會社	生産量	四八	五二	四八	五〇・三	三九・三	三九・八
	%	二・六	三・一	二・九	三・三	二・五	二・三
バニエ會社	生産量	四〇	四〇	五七	四六・八	三一	二〇・三
	%	二・二	二・四	三・四	三・〇	二・〇	一・二
其他	生産量	五六	二五	三七	五一・九	一〇五・二	一一九・三
	%	三・〇	一・五	二・二	三・四	六・八	六・八
合計	生産量	一、八五八	一、六七六	一、六六八	一、五四二・二	一、五五四・一	一、七四一・九
	%	100	100	100	100	100	100

(註) 一九三四年以降閉鎖又は他社に合併されたるものなり

輸出高―

業者別無煙炭輸出高及對生産高比率表

單位＝千瓩
出所＝同前表

業者別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
炭礦會社直接取扱	東京炭礦會社	八八六	八〇二	七四〇	七五九	七六五	九三八・五
	ドンチュウ炭礦會社	一一一	一三五	一七五	二七二	二八一	四一五
	東京無煙炭會社(註)	一一六	一一四	五〇	三六	―	―
	ケバオ會社(註)	五三	六二	三七	五六	―	―
	バニエ會社	四一	―	五	三九	二〇	一〇・五
	アロン・エ・ドンダン炭礦會社	二七	四二	二八	六〇	六	三三
	其他	―	三	二四	一三	一八	五二・五
	計	一、二四四	一、一四八	一、一〇九	一、〇九〇	一、四四五	一、四四四・九五
仲介業者取扱		四三	100	三八	一七	八一	五・五五
計		一、二八七	一、二四八	一、一四七	一、二五二	一、一七一	一五・〇五
對生産高比率(%)		六九、三	七四、五	六八、八	八一、二	七五、四	八・六四

(註) 同前表

又之を仕向地別に見れば左の如くで、特に我國は一九三五年に於て五〇・四%を輸入し最大顧客をなしてゐる。

仕向地別無煙炭輸出高表

單位＝千瓩
出所＝同前表

仕向地		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三五%
亞細亞	支那	七九七	五〇四	五〇三	四〇一	二七四	二一六	一四・四
	香港		一八八	一六七	一一三	九五	八八	五・八
	日本	四〇六	四三六	三四五	五二八	五四七	七五八	五〇・四
	比律賓	―	―	―	―	―	二九	一・九
	暹羅	―	―	―	―	―	一二	〇・八
	新嘉坡	―	―	―	―	―	九	〇・六
佛蘭西		三五	九〇	一一七	一八〇	一九六	二五二	一六・七
伊太利		―	―	―	―	―	五三	三・五
北亞米利加		―	―	―	―	―	(註)六一	四・一
其他		四九	三〇	一五	三一	五九	二七	一・八
計		一、二八七	一、二四八	一、一四七	一、二五二	一、一七一	一、五〇五	100

(註) 加奈陀向け五五千瓩、墨西古向け六千瓩である。

市價―各種無煙炭の市價は他の産物市價が、經濟恐慌來と共に激落し深刻なる悲況に陷つたに比し、その落調の現はれたのは遲く小塊炭を除き他は總て一九三一年に最高を示した程で且下落せるも甚しい値開きは齎らせられなかつた。爲に炭業界は比較的好調を持してゐたが、結局世界經濟界の趨勢には勝ち得られず遂に一九三三及一九三四年の市價大暴落となり他産業と同樣大衰退を見るに至つた。尙市價の恢復は一九三六年中徐々に現はれ、再び上向線を辿るやうになつたが。一九三五及三六年の市價に關する明白な數字は不明である。

無煙炭品格別年平均市價表

單位＝瓩當比弗
出所＝同前表

品格別	一九一三―一四	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
塊炭大	六・八〇	一三・五〇	一三・〇〇	一三・七五	一二・四〇	一〇・七五
同少	七・二〇	一一・五〇	一二・〇〇	一二・〇〇	一一・〇〇	一〇・七五
粉炭	四・〇〇	五・七五	五・八五	五・八五	五・一〇	五・一〇
粗炭	五・二〇	九・三五	九・六五	九・五五	八・七〇	八・二五

(備考) 右に示せるは鴻基甲板渡價格である

瀝青炭及半瀝青炭 本領産有煙炭の産地は東京のファンメ、チネ、フノカン地方で、ニンビン炭礦會社、印度支那炭業及金屬鑛業會社に依て採炭されてゐたが、前者は一九三一年閉鎖され現在は單に後者が、採掘に從事してゐるに過ぎず、生産は頗る衰へてゐる。

炭質―フノカン鑛區を有するニンビン炭礦會社が閉鎖されたことは前述の如くであるが、半瀝青炭たる右礦區産炭及瀝青炭たるファンメ炭の平均組成を示す。

	フノカン	ファンメ
揮發分	一五乃至一七%	一八乃至二五%
灰分	一五乃至一八	一三乃至一七
炭素分	六五乃至七〇	六〇乃至六五
硫黄分	六乃至七	〇・九乃至一・三
熱量	七、五〇〇カロリ	七・五〇〇カロリ

此の種の石炭は主として汽罐用に使用されるが若干量は骸炭製造に使用されてゐる。

生産輸入高及市價―

會社別半瀝青及瀝青炭生産及輸入高表

單位＝數量―千瓩、價格―瓩當り比弗
出所＝同前表

年次	生産高 ニンビン炭礦會社(フノカン礦區―半瀝青炭)	生産高 印度支那炭業及金屬鑛業會社(ファンメ礦區―瀝青炭)	生産高 計	輸入	價格 フノカン(ニンビン驛渡)	價格 ファンメ(ダプコウ驛渡)
一九一三	二	六	八	―	―	―
一九三〇	二	三七	四八	一二八	―	一三・七五
一九三一	一	二七	二八	―	―	一一・〇〇
一九三二	―	二三	二三	―	―	一一・〇〇
一九三三	―	二五	二五	―	―	一〇・〇〇
一九三四	―	二二	二二	―	―	―
一九三五	―	一六	一六	二〇	―	―

輸入炭は日本、ゴール地方、ナタール(阿弗利加)、蘭領印度及新嘉坡方面より仰いでゐるが、日本産炭は年々首位を占めて居り、總て海防港より輸入され煉炭及骸炭の製造に使用されてゐる。その品質は主に揮發分三五乃至三七%のものである。其他の輸入炭は總て西貢港より輸入せられ同市の發電工場或は汽罐用燃料として使用されてゐる。因に一九三五年に於ける日本産炭の輸入量は一二千瓩であつた。

褐炭 一九三〇年迄はチュエンカン炭礦會社、東京のドンギヤオ礦山及東京錫及ウオルフラム會社經營のアンリー礦山に依て生産を見てゐたが、後の二者は其後順次閉鎖し、今日僅かに前一者が事業を繼續せるのみで、從つ

て一九二三年以來生產量は少量ながら極めて順調に發展しつゝあつた本炭產業界も衰徵するに至つた。

品質—チュエンカン炭礦會社產炭は長煙乾燥炭であるが、その品質は左の如くである。

揮發分（乾燥炭に於て有する）	三五乃至四〇
灰分（水簸濟みのもの）	八乃至　九
炭素分	四八乃至五七
硫黃	一乃至一・六

主として機關車及硝子製造燃料に使用せられる。

市價に就てはチュエンカン長焰炭に就てのみ記す。

褐炭生產高及市價表　單位＝重量—千瓲、價格—瓲當り比弗　出所＝月前表

年次	生產高 チュエンカン炭礦會社	生產高 ドンギアオ鑛山	生產高 アンリー鑛山	生產高 計	長焰粗炭價格（河內附近、ランギオ驛渡）比弗
一九二九	二六	三	一	三〇	一二・五〇
一九三〇	二四	四	一	二九	一三・五〇
一九三一	二一	二	—	二三	一〇・七五乃至一一・五〇
一九三二	二三	—	—	二三	一〇・七五
一九三三	二三	—	—	二三	—
一九三四	一六	—	—	一六	—
一九三五	一七・六	—	—	一七・六	—

煉炭及骸炭　煉炭の生產は歐洲大戰前に於て頗る旺盛で一九一三年には一三二千瓲、國內消費高も一三六千瓲に上つてゐたが、戰後漸次衰微し一九二三年の如きは僅かに四六千瓲に過ぎなかつた。其後逐年再び殷盛となり一九二七年以來一〇〇千瓲を超過し重要鑛產加工品として無煙炭、亞鉛等の鑛產物と共に重要なる位置を占めるに至つた。併し再び一九三〇年を境として生產高は減少を始め、此の勢は一九三四年迄續いたが一九三五年は前年に比し稍々增加を示し今後は上向線を辿るものと豫想されてゐる。事實一九三六年は前年に比し四七％の增加を示してゐる。生產會社は東京炭礦及アロン・エ・ドンダンの二會社である。尙骸炭の生產は一九二七年以後振はず、一九三〇年は一時的に著しく增產を見たが其後は再び大衰退を來たし、一九三三年以後は從來唯一の生產會社であつた東京工場も閉鎖され、一九三一年開設されたファンメ工場に依て今日僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎない。尙生產物は殆んど國內に於て消費せられてゐる。

煉炭生產・消費高及ストック高表　單位＝千瓲　出所＝鑛業報告及經濟時報

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
生產高 東京炭礦會社	一三七	一三三	九七・五	七三	六二	七一	一〇四・六
生產高 アロン・エ・ドンダン炭礦會社	一	一	—	—	—	—	—
生產高 合計	一三八	一三四	九七・五	七三	六二	七一	一〇四・六
販賣及國內消費高	一四〇	一三三	八一・五	六八	七〇	七八	—
一二月末日ストック	八	九	二五	不明	三一・五	二	—

最近の市價に就ては詳細に分明しないが、瓲當り一九三〇年—船舶用角煉炭一六比弗、丸煉炭一五・〇〇比弗、一九三一及三二年—共に一六比弗、一九三三年上半期—共に一四弗三五仙であつた。尙一九三四年項より漸次高騰の狀にあると稱せられてゐる。

骸炭生產・消費高及ストック高表　單位＝千瓲　出所＝同前表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
生產高 鴻基工場	五六二五	七四八	一、八二〇	—	—	—	—
生產高 ファンメ工場	—	一五一	三三〇	三六一	二八五	二六〇	一一〇
生產高 合計	五六二五	八九九	二、一五〇	三六一	二八五	二六〇	一一〇
販賣及國內消費高	一、五二四	一、〇九五	一、〇二六	九〇〇	七八〇	一、〇〇〇	—
ストック	四、九九八	四、八〇二	五、九二六	五、六八七	四、八〇七	四、〇〇〇	—

最近の市價は不明の爲穩當を缺ぐが一九三〇年のものを示す。即ち同年瓲當り三三比弗であつた。

三　金屬鑛物

印度支那に於ける主要金屬鑛物は亞鉛と錫である。亞鉛鑛山の多くは含銀鉛鑛を包含し僅少ではあるが鉛と銀とを副產し、東京の錫鑛山よりはタングステンを副產する。併し現在經營中のものゝ中には前二者を除き他の金屬鑛物としては見るべきものは餘りない狀態である。近年前記二鑛產物以外の鑛物の調査採掘が業界に注目される處となり各他に於て種々の施設を見ることゝなつたが、世界經濟不況の爲に打擊を受け殆ど頓挫の形にある。一九三五年に於ても一般經濟界は若干の恢復を見たに不拘金屬鑛山に關する限り新鑛床を經營する大なる可能性は現はれなかつた。併し高地東京及老撾方面に於て小企業ながら實際經營を行つたものもあり、又極東錫請負會社、印度支那鑛山調査及採掘會社、印度支那鑛山及農業會社、ビアウアク錫及ウオルフラム會社等は鑛區の調査を相當盛んに行つた。而して一九三五年中發見された鑛床はホアビン及フト兩州に凍石、カオバン州にアンチモニー、ケバオ島に鐵、ヴイン地方に滿俺等であつた。而して新企業として經營されるに至つたものには、最近市價の高騰を見たアンチモニー、卽ち約二十年前より未採掘のまゝ放任されてゐたタイバオ鑛山（安南ゲアン州タソイ所在）の外にモンカイ鑛床、土人經營のカンエン鑛床及最近經營に著手せられたカオバン州の新鑛床等があり、マンガン鑛はヴインより數粁のエンクウ鑛區（採掘は日本人に依る）、鐵鑛は前述ケバオ島の鐵鑛床が東京炭礦會社に發見され經營の域に入らんとしてゐる。又調査中のものにはソンラ、バタギアン、ランソン及バクカン州內の鉛、ハドン及クアラオ地方に於ける金等がある。

現在印度支那の金屬鑛物資源として若干ながら生產を見てゐるものは以上の如く錫及亞鉛の外タングステン、金、鐵、滿俺、アンチモニー等である。

錫　近年生產高は順調に增加し輸出價額に於て從來本領鑛物資源中石炭に次いでゐた亞鉛を超過してゐる。

本領は一九三三年一二月七日第二次國際錫生產統制委員會に加入し、一九三四年より向ふ三箇年間その割當を受けたが、之は一九三六年末滿期となつたものであるが、その割當量は一九三四年—一、七〇〇瓲、一九三五年—二、五〇〇瓲、一九三六年—三、〇〇〇瓲であつた。此の量は後揭の統計に示される如く一九三〇—三三年間の生產量が年々一、六〇〇乃至一、九〇〇瓲の間にある印度支那にとつては十分滿足し得るもので、實際に於ても一九三四年—二、〇八八瓲、一九三五年—二、三五九・五瓲、一九三六年—二、四一六瓲で各年共制限量には達しなかつた。

鑛床の主要なるものは東京のピア・ウアク及老撾のナム・パテーヌ地方にあるが、前者はカオバン州カオバンの西方約五十粁、海防港を距る二八〇粁の地點にあり、その主なる鑛區は東京錫及ウオルフラム會社に依て經營され、後者はカモン州のナム・パテーヌ谿谷內にあり、最も主要な採掘會社は印度支那鑛業調査及採掘會社である。又錫鑛精煉會社は海防に所在してゐる。

生產量—前述の如く年々順調な增加を示したが、一九三一—三三年は若干減少の狀態を續け、一九三四年よりは再び可なり多量の增產となつてゐる。

錫鑛生產高及價額表　單位＝數量—瓲、價額—千比弗　出所＝經濟時報鑛業報告

年次	鑛石	含有金屬量	生產價額
一九三〇	一、九〇四	一、〇〇九	—
一九三一	一、六八八	八八八	—
一九三二	一、六九四	一、〇一七	—
一九三三	一、八六九	一、〇五五	一、五四五
一九三四	二、〇八八	一、一五一	一、八三三
一九三五	二、三五九・五	一、三三一	一、九九二
一九三六	二、四一六	一、四〇四	三、四一二

生產會社別生產高表(含有金屬量)

單位＝噸
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

會社別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
老撾	鑛山調査及採掘會社	六〇〇	四八五	六四八	五九八	六一〇	五三一	五九八
老撾	極東錫請負會社	—	—	—	七四	一一三	二七六・三	三三五
東京	東京錫及ウオルフラム會社	三三一	三一一	三〇七・五	二六二	二八三	三五〇	三一八
東京	高地老撾錫鑛山會社	五一	五二	六一・五	二一	一四三	一六七	一三六
東京	ビア・ウアク錫會社	二七	四〇					
東京	セギュイ・カオソン鑛山	—	—	—	一〇	三・五	六・三	一二
其	他	—	—	—	—	—	—	四
計		一、〇〇九	八八八	一、〇一七・〇	一、〇五五	一、一五一・五	一、三三〇・六	一、四〇三

輸出量—輸出は殆ど總て新嘉坡に向けられ、同地の精煉工場に於て精煉の上再び各地に輸出される。

錫鑛輸出高表

單位＝噸
出所＝同前表

	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
鑛石	一、一七二	一、六〇九	一、七〇六	一、九五六	一、九七九	二、三五九・五
含有金屬量	五五〇	八二八	一、〇二五	一、〇五五	一、〇九二	一、三三一

新嘉坡向輸出量は毎年九九％餘を占め、殊に一九三五年に於ける新嘉坡向輸出量は九九・七％であつた。殘餘は佛國及香港向である。

金屬錫生產、輸出及輸入量—金屬錫の精煉所はカオバンに一工場及海防にシュビラ工場があつたが、前者は一九三二年以後生產皆無となつて居り、後者は專ら雲南產鑛石の精煉に從事してゐる。從つて領內產鑛の精煉は現在行はれてゐない。

金屬錫生產・輸出及輸入量表

單位＝噸
出所＝同前表

年次	カオバン工場生產量	輸出(塊)	輸入(鍛錫及延錫)	(1)雲南錫
一九三〇	二八九	二九七	七五	六、六七六
一九三一	七〇	八〇	七〇	六、七四二
一九三二	—	—	三五	七、七七四
一九三三	—	(2)	三二	七、七五一
一九三四	—	(2)	七六	八、一〇〇
一九三五	—	—	三七	八、八一四

(註) (1)雲南省箇舊錫公司生產錫、但し東京を通過し輸出されるものである。
(2)前述シュビラ工場に於て一九三三年—七二七噸、一九三四年—一、〇二五噸、一九三五年—一、二三〇噸、の金屬錫を雲南產錫鑛より精煉し輸出した。尙雲南錫の輸出先は香港で右地に於ても精煉さる

市價—錫の倫敦市價は一九二九年一英噸(一、〇一六瓩)に付年平均二〇三磅餘より漸次下落し、一九三四年一時的に急騰を見たが再び下向し此の傾向は一九三六年下半期初期迄續いた。併し九月より更に急激に高騰し、一九三七年に入り近年にない高値を呼んでゐる。

年平均錫市價表

出所＝印度支那經濟時報

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價 (法)	一、九三六	一、五〇三	一、三五八	一、八三九	一、八九七	一、七九七	一、八六七
倫敦市價 (磅志片)	一四一・九・一	一一八・六・七	一三六・四・五	一九四・六・四	二三〇・五・五	二二六・八・八	二〇四・一・一
紐育市價 (弗)	七〇九・九	五四六・〇	四九三・二	八七六・〇	一、一六八・五	一、二二八・四	一、〇四一・一

(備考)巴里市價は一〇〇瓩法建、倫敦及紐育市價は一英噸建値である。尙一九三七年三月迄の月別倫敦市價は一月—二二九磅一六志七片、二月—二四三磅五志七片、三月—二八三磅七志一〇片で益々騰貴してゐる

亞鉛 一九三〇年以後市價の急激なる下落に依り事業不振に陷り生產量も甚だしく減少した。而して從來數會社に依て採掘されてゐたが、一九二八年エンリン鑛山が先づ事業を中止し、其後一九三〇及三一年の不況にチアンダ鑛山が閉鎖される等今日に於ては僅に印度支那鑛業冶金會社のみが殘り生

產を續けてゐるに過ぎない。現在知られてゐる鑛床は總て東京に所在し東京老開鐵道の中間に横たはる石灰層地に在るチアンダ、ランヒト、ショディエン及エンリンの四山がある。鑛石は異極鑛、方亞鉛鑛、亞鉛・鉛混合鑛の三種で、その中異極鑛の產出最も外く九〇％以上を占めてゐる。

尙印度支那鑛業冶金會社は亞鉛及鉛の生產保護に關する一九三五年七月二四日附法律(施行細則は同年一〇月三日規定)に依り一九三五年下半期以後獎勵金を下附されてゐるが、同年下半期の右額は約六七、〇〇〇比弗で、鑛石一噸に付約一三〇法に相當してゐる。

生產量—最近の鑛石最高生產量は一九二六年の六一、九三三噸(含有金屬量二五、二〇〇噸)であつたが、一九三六年の如きはその一八・三％に減少してゐる。一九三六年の生產額の增加は市價の騰貴に依る。

亞鉛鑛生產高及價額表

單位＝數量—千噸、價額—千比弗
出所＝印度支那經濟時報及同鑛業報告

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
異極鑛及方亞鉛鑛	二八	一四・六	三・〇	三・四	一・五	一一・六	一一・三
含有金屬量	一一・四	六・四	一・八	一・七	〇・八	五	五・二
生產價額	—	—	—	一七二	一一六	一三二	二三〇

(備考)一九三五年の生產鑛石は總て印度支那鑛業冶金會社カンエン工場に於て精煉されてゐる

輸出量—

仕向地別亞鉛鑛輸出表

單位＝千噸
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
佛國及同植民地	一五	一三・四	二	三・四	—	—
白耳義	六	—	—	—	—	—
日本	七	一・二	一	—	一・五	—
計	二八	一四・六	三	三・四	一・五	—

(備考)一九三五年の金屬亞鉛輸出量を次表に示す

金屬亞鉛生產、輸出及輸入量—前記カンエン冶金工場は一九三五年領內の鑛石全生產量より三、八三七噸を生產し、同時に一八噸の鉛を副產した。

金屬亞鉛生產・輸出及輸入高表

單位＝千噸
出所＝同前表

年次	印支生產量	輸出	輸入
一九三〇	三・八	三・六	一・六
一九三一	三・五	二・四	〇・四
一九三二	二・三	〇・三	一・〇
一九三三	三・二	四・七	—
一九三四	四・二	四・四	—
一九三五	三・九	四・二	—

尙一九三五年の輸出量四、二三七噸の中、三、八八七噸が佛國向、三五〇噸が日本向けであつた。

市價—一九三〇年以後急激なる下落を示した市價は一九三六年末まで持續されたが、同年一一月より漸次好轉し、一九三七年に入り急激に騰貴し三月の如きは近年に無い高値を呼んでゐる。

年平均亞鉛市價表

出所＝印度支那經濟時報

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價 (法)	三七五・九	二〇一・二	一八四・一	一九五・二	一七九・五	一六二・〇	一八九・三
倫敦市價 (磅志片)	一六・一一・五	一二・四・七	一三・一一・四	一五・一四・七	一三・一三・一一	一四・一・九	一四・一八・四

(備考)巴里市價は一〇〇瓩法建、倫敦市價は一英噸當り建値である。尙一九三七年は一月—二一磅四志六片、二月—二五磅一志一一片、三月—三三磅四志二片と急騰してゐる

鉛 印度支那に於ける鉛の生產高は極めて微々たるもので、寧ろ亞鉛精煉の副產物といふ程度である。殊に一九三〇年以後は亞鉛の生產減少に依り減少益々甚しく今日報告にも現はれない狀態となつてゐる。會社は印度支那鑛業冶金會社の外安南ホアンマイにカルタ會社の小經營がある。尙近年最高

生産量を示したのは一九二六年の四〇七噸であつた。而して鉛鑛としては方鉛鑛及白鉛鑛で之等の中には少量の銀を含有してゐる。

以下本鑛物の生産量價額及市價を示す。

鉛生産高、價額及市價表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
鑛石	—	—	—	—	一八	二五	四六
含有金屬量	二〇	大	—	—	(註)一七五	—	三三
價額	—	—	—	—	(註)	三	大

單位＝數量—噸、價格—千比弗
出所＝同前表

(註) 當課に於て各種資料より推算せる概數である

年平均金屬鉛市價表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
巴里市價	二七九・四 法磅志片	二〇一・三	一四八・九	一三九・四	一二五・九	一四五・五	一九四・一
倫敦市價	一八・二・六	一三・〇・一〇	一一・一八・一	一一・二・五	一〇・一八・九	一四五・〇	一七・三・〇

出所＝同前表

(備考) 巴里市價は一〇〇瓩法建、倫敦市價は一英噸當り建値である。一九三七年一月—二七磅七志八片、二月—二八磅六志五片、三月—三三磅二志六片となつてゐる

タングステン　本鑛は含錫沖積層中より採掘せられるもので前記ピアウアクにウオルフラム鑛層が埋在されてゐる。近年その生産量は逐年順調に增加つゝある。又印度支那の市價は一九三四年非常に高騰したが、此の高値は一九三五年迄は大體維持されてゐた。併し倫敦市場市價には相當の變動があつた。此の印度支那に於ける市價が比較的强固な基礎の上に立つてゐたことは、隣邦支那の廣東、廣西及湖南各省政府に依て規定せられ且一九三五年總部軍隊處の一手掌握せらるゝ處となつたタングステン輸出專賣權の實施せられたことに一因をおいてゐるものである。

倘倫敦年平均市價は一九三三年—一四志、一九三四年—三六志八片、一九三五年—三五志五片であつた。

生産量—

タングステン鑛生産高表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
鑛石(註)	二〇一	三三六・五	二一一	二七六	三六五		
含有 WO_3 量	一三二	一五六	一四五・五	一五一	一八二	二五〇	

單位＝數量—噸、價格—千比弗
出所＝同前表

(註) 錫及タングステン混合鑛を含む

會社別タングステン生産高表　(金屬量)

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京錫及ウオルフラム會社	五六	六六	九一	一二	二	二七
高地東京錫鑛山會社	五一	五六・五		一二六	二一五	一三五
ピアウアク錫會社	二五	三八				
セグニイ・カオソン鑛山	—	—	—	一三	五	八
計	一三二	一五六	一四七・五	一五一	一八二	二五〇

單位＝噸
出所＝同前表

輸出量—

タングステン鑛輸出高表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
鑛石	一八九	二二七	二〇四	二一一	二七七	三八四
含有 WO_3 量	一二五	一四九	一三五	一五一	一八二	二五〇

單位＝噸
出所＝同前表

金　產金地は領内到る處に所在し佛國の侵入後土人に代り多數の佛國採金會社が設立されたが、殆ど採算を取り得ず或は倒產し或は事業閉鎖の止むなきに到り今日未だ見るべき狀態に到つてゐない。產地の主なるものは東京のバクラン、バクカン州のナン川、老撾の湄公河流域即ちルアンプラバン及ヴイエンチアン兩市の各々下流地方、ヴイエンチアン州ナムサーヌ地方、此の外サヴアナケト、サラバーヌ、アトツプー州、安南に於てはヴインより北々西一五〇粁のタソイ及コンタム州內及本世紀初當迄安南帝國政府の採取に

かゝつてゐたツーランの南々東約一〇〇粁のボンミュ、東埔寨にはスチュントラン及バツタンバン州シソフオーンの北方五〇粁のバル等である。

現在會社は東京錫及ウオルフラム會社、印度支那鑛山及農業會社の二社が過去に於て夫々事業に從事してゐた諸會社を買收し採取に從事してゐるのみである。

生産量—一九二九年以降一九三二年迄の產金量は左の如くである。但し其の八〇%が純金量である。

一九二九	七二 kg	一九三一	九二 kg
一九三〇	七〇	一九三二	六八

而して一九三三年以降の會社別產金量は左の如くである。

會社別產金高表

單位＝瓲
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

年次	東京錫及ウオルフラム會社 金鑛純金量	東京錫及ウオルフラム會社 價額	印度支那鑛山及農業會社 金鑛純金量	印度支那鑛山及農業會社 價額
一九三三	六五	七	—	—
一九三四	八六	九	二一五	三一〇
一九三五	一〇	一一	二九五	三八八
一九三六	八	大	一九八	三三五

銀　前記鉛鑛の銀含有率は可なり高い。生産高として統計に現はれたのは極く最近で、一九二五年以降の事に屬するが、一九二七年以後は漸次減少した。現在印度支那鑛山及農業會社の外に鑛業冶金會社に依て採掘されてゐる。

その生産量を見るに一九二六年の三八〇瓲が最高で、最近は年々二〇〇瓲餘を生産してゐる。倘一九三五及三六兩年に於ける純銀生産量は左の如くである。

純銀生産高及價額表

單位＝數量—瓲、價額—千比弗
出所＝印度支那經濟時報

年次	鑛業冶金會社 純銀量	鑛業冶金會社 價額	印度支那鑛山及農業會社 純銀量	印度支那鑛山及農業會社 價額
一九三五	一	一	一三	二
一九三六	二	二	七八	二

鐵　印度支那には重要な鐵鑛山が多數存在してゐると傳へられ事實生產量も漸次增加の兆にはあるが尙十分開發の狀態には至つてゐない。但し此處一、二年來大いに著目せられ調查に努力せられてゐる爲今後の發展は注目せられる。鑛床の主なるものは東埔寨コンポントン州のプノンデツク、東京タイゲン地方、安南のゲアン州方面である。又東京のハイジョン及キエンアン兩州內に土人經營の二鑛山があるが、之は海防セメント製造所用の鑛石を產出してゐる。倘東京のケバオ島の鑛床は著々採掘中である。

生產量—一九三四年迄の生產は主として土人の手に依て居たが近年漸次歐人が著手し始めその生產量も增加してゐる。倘一九三三年迄の生產量は年々四〇〇瓲程度であつた。

鐵生產表

單位＝數量—瓲、價額—千比弗
出所＝同前表

摘要	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
鐵鑛	四一	一、五三六	六三五	一〇〇一七
含有金屬量	三六	一〇三	二七五	四、八七〇
生產價額	一	四	一	二

四　其他の鑛產物

滿俺、アンチモニー、燐酸鹽、硅砂を主とし其の他凍石、天然硫酸バリウム、石綿、寶石等がある。

滿俺—ヴイン地方の滿俺含有鐵鑛床より產出せられ、一九三五年九月より經營されたエンクー鑛山は含有量四三・七%の鑛石一、四二二瓲を日本に輸出

した。右輸出の取扱は岸本商事會社である。

アンチモニー―一九三四年カンエン州内で土人の經營に依り試掘が行はれ一九三五年に約五〇%の鑛石三噸が產出された。尙一九三五年市價の恢復に依り東京モンカイ、カオバン州及ヴイン地方の產出が活發となつて來た。今生產量は不明であるが一九三五年のナムヴイエン鑛山（カオバン州）は三〇噸を生產したが、一九三六年には著しく增加の期待が持たれてゐる。尙東京では一九三五年廣西省より來た酸化アンチモン鑛約二千噸を處理したが之は白耳義に輸出されるものである。

燐酸鹽―本領にて發見せられ又は採掘せられる燐酸鹽鑛脈は何れも鑛床が狹少であるが、其の數多き爲印度支那農業上重大なる關係を有する。今日迄に發見せられた總ての鑛脈は何れも石灰山の裂目又は洞穴中にて燐酸化したもので形態は同一である。粉末天然燐酸鹽は肥料として農業に用ひられ、稻に對する效果に就ては督府農務關係に於て數年に亘る試驗の結果、燐酸カルシウムを含有する石灰分に依て作用するのみならず燐酸に依ても作用するもので、燐酸を施したる稻田の陌當り收穫は、單に若干量の石灰を施したる稻田に比し遙かに多く、且其の收穫の多寡は燐酸鹽中に含まるゝ燐酸の量に比例することが立證せられてゐる。現在主要產地は東京のタンモイ（ランソン州）、安南のタンホア（タンホア州）である。

生產量は一九三二年以降急激に減少し僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎなかつたが、一九三六年初頭より若干ながら恢復し始めた。尙一九三五年の粉末燐酸鹽は海防に工場を有する東京新設燐酸鹽會社の生產に依るものである。

燐鑛及粉末燐酸鹽生產高及價額表

單位＝數量―千噸、價額―千比弗
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

摘要		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
燐鑛	數量	三〇·三	一二·九	〇·四	―	―	一·一	
	價額	二六·六	三·九	六·五	―	四·〇	五·九	一〇·三
粉末燐酸鹽	數量							
	價額							

仕向地別硅砂輸出高及價額表

單位＝數量―噸、價額―千法
出所＝印度支那貿易統計表

摘要		一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
支那（香港を含む）	數量	一三、六〇四	二、七八二	八、六一〇	三五、一一〇
	價額	一五、四	一一八	八六	二四二
香港	數量	三九一	一〇	五四	二八
	價額	六	〇	二	一
日本	數量	五一、〇〇〇	五四、〇三五	七一、四〇〇	九一、三三六
	價額	五一〇	五四〇	七一六	九一七
計	數量	六四、九九五	六五、八一七	八〇、二六四	一一六、三六四
	價額	六七一	六五八	八〇四	一一六一

其他―凍石は東京のホアビン及フト州より、天然硫酸バリウムは安南のカンエン州、石綿は東京ソンタイ州、寶石は東埔寨のパイラン及ポケオ地方より、紅玉、靑玉（サファイア）及ジルコン又黑玉はコンポントン州より產出される。嘗て寶石は相當大なる產出を見著名であつたが、一九三〇年以降主として市價の暴落の爲不振となつた。

一九三六年凍石の生產量は六三〇噸（一二千比弗）、天然硫酸バリウムは四〇噸（四百比弗）、石綿五噸（二百比弗）であつた。

黑玉は一九三五及三六年共二四・三噸を採掘したがその價額も殆ど不變で一七千比弗であつた。寶石の產出價額は一九三五年三、六三〇比弗、內パイラン產は三、一三〇比弗で、殘部がポケオ產である。一九三六年は之より減少し、總額一・九千比弗である。

此の外石墨は一九二九年迄印度支那石墨會社に依て產出を見てゐたが、本社は同年相場暴落の爲閉鎖され、クローム鑛も印度支那クローム會社の莫大なる投資の下に採掘されてゐたが、今日工場の管理は印度支那釀造會社の手に移り目下放棄の狀態にある。

又岩鹽が老撾のヴイエンチアン及サヴアナケト地方で僅かに產出される。現在何れも土人の經營に依り、年生產量は約二〇〇噸である。

セメント―海防に工場を有する印度支那ポートランドセメント會社の手に依て獨占的に製造されてゐる。本社は政府の保護を受け寧ろ半官會社とも稱すべきで、日本のセメント製造工業の競爭的立場にある。

セメント生產輸出入及消費高表

單位＝千噸
出所＝印度支那統計年鑑及印度支那經濟時報鑛業報告

年次	生產量	輸入量	輸出量	國內消費量
一九三〇	一六七·八	一二	三一·三	（註）一四六
一九三一	一五一·〇	六	五三·一	一〇五
一九三二	一四〇·五	七·四	九〇·八	九七
一九三三	一二五	三·三	三七	七九
一九三四	一一五	一一·一	三八	八八
一九三五	一〇七	一〇·三	三二·三	八五
一九三六	一四九	一二	五九	一〇二

（註）ストックの數量を含む

尙一九三五年の輸入量內譯は佛國より五・四千噸、丁抹より二・五千噸、ユーゴースラビアより一・五千噸及其他の歐洲諸國より〇・九千噸であつた。

又輸出を仕向地別に見れば

仕向地別セメント輸出高表

單位＝千噸
出所＝印度支那經濟時報鑛業報告

仕向地別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
支那（香港を含む）	二四·三	四七·二	八五·三	三四·二	三五·〇	三〇·一
新嘉坡	三·三	五·〇	三·五	一	〇·九	〇·七
佛國及同植民地	―	―	一·八	一·三	一·三	一·五
其他	三·七	〇·九	〇·二	〇·五	―	―
計	三一·三	五三·一	九〇·八	三七	三八	三二·三

五 勞働者

勞働狀態　近年鑛山企業の縮少と共に勞働者數も漸次減少を來した。即ち各會社共に財政困窮の對策として人件費の減少を計畫し、爲に土人に比較し高給な佛人の淘汰を行つた結果その減少の割合は佛人に於て殊に甚だしい。又賃銀も各年遞減し、會社に依ては一九三五年に於て一九三〇年の賃銀の五割に削減されてゐるものがある。以下勞働者數、勞働比率、賃銀及事故に付示す。

勞働者數―左に勞働者數に關する統計を示すが、之には老撾の錫鑛山、ボンミユー金山又は老撾、安南等の試掘に關係せるもの、數約二、五〇〇人竝にパイラン及ポケオの緬甸人勞働者數を含んでゐない。尙印度支那の鑛山勞働者の大部分は紅河の三角洲地方の安南人が占めてゐる。

人種別鑛山勞働者數表

出所＝同前表

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
歐人	三七〇	三五〇	二三〇	二一〇	二〇〇	二〇一
亞細亞人	四五、七〇〇	三六、〇〇〇	三五、五〇〇	三四、四〇〇	三四、八〇〇	三九、〇〇〇

即ち一九三〇年に比較したる一九三四年の歐人の減少率は四五・九%で、土

人の減少率は二三・九%である。尚一九三五年の歐人數は同じく四五・七%減を示したに比し土人は前年より一二・一%の增加を示してゐる。

鑛山別亞細亞人勞働者數　出所＝同前表

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
燃料礦山	三八、〇〇〇	三一、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二九、七八〇	三〇、〇〇〇	三四、〇〇〇
金屬鑛山	七、二〇〇	四、八〇〇	三、五〇〇	五、六二〇	四、五四五	四、七五〇
其他(燐酸鹽鑛山等)	五〇〇	二〇〇	—	—	二五五	二五〇
計	四五、七〇〇	三六、〇〇〇	三三、五〇〇	三五、四〇〇	三四、八〇〇	三九、〇〇〇

勞働能率　安南人は一般に勞働能率に於て極めて低い。併し印度支那殊に東京に於ける炭礦は露天掘に依るものが多く他國のものとは採掘條件が異なつてゐる。一體に露天掘は極めて有利であるが、若し被覆物が厚い場合は地下掘の方が遙かに有利である。從て露天掘の採掘費及勞働能率は無益な被覆物の厚さに依つて著しい變動があり又施設の程度にも影響されることを注意すべきである。左に燃料礦山に於ける能率を示す。

燃料礦山勞働者能率表　單位＝日當り瓩　出所＝同前表

種別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
坑內及露天掘勞働者	二三二	二七八	二八二	二五九	二八六	三一三

右印度支那鑛山勞働者の日當り能率を佛國及其他の外國と比較するに、佛國八七一瓩、和蘭一、七四五瓩、ルール一、六八七瓩である。

賃銀　安南人は一般に生地を離るゝことを希望しない傾向があり、從つて三角洲出身の鑛山勞働者に對して遠隔の地に在る鑛山、例之 Pia-ouac 錫山、Chodièn 亞鉛山等に於ける賃銀は近接地の鑛山よりも高く、之を鴻基(ホンゲイ)地方の鑛山に比較すれば二割乃至三割方は高い。左に賃銀の狀況を示す。但し一般の狀況を知ることは甚だ困難であるが爲、主要なる數會社の狀態を示し代表せしむ。

主要燃料鑛山會社別賃銀表　單位＝仙　出所＝同前表

年次		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
東京炭礦會社	採鑛夫	五九	四九	四五	三五	三三
	支柱夫	六〇	五一	四五	三五	三二
	運搬夫	四五	四〇	三六	二六	二三
	選鑛夫	一二〇	八四	七二	七〇	六三
	雜役夫	三六	三二	二八	二八	二四
ドンチュウ炭礦會社	採鑛夫	四二	四二	四二	四一	四〇
	支柱夫	四八	四八	四八	三六	三五
	運搬夫	三二	三二	三三	二七	二二
	選鑛夫	五二	五二	五〇	六七	六〇
	雜役夫	三八	三八	三〇	二七	二三
チュエンカン炭坑會社	採鑛夫	七〇	五〇	五〇	四〇	三五
	支柱夫	六〇	五〇	五〇	四〇	三五
	運搬夫	五〇	四〇	四〇	二〇	二〇
	選鑛夫	八五	七〇	七〇	五〇	四五
	雜役夫	三六	三〇	二八	二〇	二〇

金屬鑛山會社勞働者賃銀表　單位＝仙　出所＝同前表

年次		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
シヨーヂエン鑛山(東京)	採鑛夫	四〇	三六	三九	二八	二八
	支柱夫	四〇	三六	三九	二八	二八
	運搬夫	三六	三四	三七	二八	二八
	選鑛夫	一〇〇	九〇	八〇	八〇	六〇
	雜役夫	三四	三四	三四	二七	二七
ボンチウ鑛山(老撾)	採鑛夫	—	七〇	七〇	六〇	六〇
	支柱夫	—	六〇	六〇	—	—
	運搬夫	—	六〇	五〇	五〇	五〇
	選鑛夫	—	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	雜役夫	—	四五	四〇	四〇	四〇
チユチツク鑛山(東京)	採鑛夫	—	—	三八	四二	三八
	支柱夫	—	—	四一	四〇	—
	運搬夫	—	—	三四	三五	三五
	選鑛夫	—	—	七七	七四	六五
	雜役夫	—	—	三一	三五	三〇

因に支那人勞働者は土人よりも約四〇%の高給を受け、女子は一般に男子より一〇%低額である。

大體以上表示の如く一九三〇年に比し一九三五年は一般に略々二〇%の減給を來してゐる。

尚一九三四年に於ける佛人職員數は二〇〇人であるが、その給與總額は八一九、六〇〇比弗で內譯燃料鑛山に於て七〇六、〇〇〇比弗、金屬及其他の鑛山に於て一一三、六〇〇比弗で、一人當り年平均給與額は四、〇九八比弗となり土人とは雲泥の差がある。

事故

事故發生及死傷者數表（一九三三年）　出所＝前同表

	人員	事故 坑外	事故 坑內	死傷 死亡	死傷 負傷
燃料礦山	三四、〇〇〇	四〇	四八	四〇	六三
金屬及其他の鑛山	五、〇〇〇	八	二	一〇	—
計	三九、〇〇〇	四八	五〇	五〇	六三

原因別事故數及死傷者數表（一九三五年）　出所＝同前表

原因	燃料礦山 事故	燃料礦山 死亡	燃料礦山 負傷	其他の鑛山 事故	其他の鑛山 死亡	其他の鑛山 負傷
崩壞	一七	二〇	五	六	六	—
落磐	一〇	二	八	一	一	—
井戶、架空線	二一	一一	一二	一	一	—
鐵道	七	一	六	—	—	—
爆發	三	—	三	—	—	—
炭化水素瓦斯	一	—	一	—	—	—
窒息	一	一	—	—	—	—
機械類	一	—	五	—	—	—
墜落	一一	二	一〇	—	—	—
其他	一六	三	一三	二	二	—
計	八八	四〇	六三	一〇	一〇	—

而して各年の勞働者一萬人に對する死亡率を見れば次の通りである。

一九三〇	二二・五	一九三三	一三・〇
一九三一	一五・〇	一九三四	一四・八
一九三二	一五・二	一九三五	一二・八

尚一九三五年に於ける炭礦山の一萬人に對する死亡率一一・八人で、其他の鑛山は二〇人となつてゐる。

(附) 主要鑛山會社一覽表

會社名	設立年月日	資本金	一九三五年度生產高	主要鑛區	本店及取引事務所	備考
一、石炭						
(イ)無煙炭						
Société française des Charbonnages du Tonkin 東京炭礦會社	一八八八・四・四	(法)三八、四〇〇、〇〇〇	(瓲)一、〇五八、七一三	Ha-lam, Ha-tou, Kébao, Campha-mines, Reymond Ferrand, Nagotna, Huang-nga-hai, Mon-dzuong, Mao-khé	本店 Paris, 64, rue de la Chaussée d'Antin 取扱所 Haiphong, 2, rue. Francis-Garnier	代表者名 H. Thelier.

Société des Charbonnages du Dông-triêu ドンチュー炭礦會社	一九一六・四・一八	(法)二八,〇〇〇,〇〇〇		五〇二,八〇〇	Clotilde-Louise, Françoise, Espoir	本店及取扱所 Haiphong, 10, Boulevard Bonnal.	代表者名 L. Martin
Mine "Tambour." (Nguyên van Nhan—Ky-Sao) タンブール礦山	一九三九、九、三〇	—		五二,六三九	Clairon, Tambour	本店及取扱所 Haiphong.	
Société française des Charbonnages d'Along et Dôngdang アロン・エ・ドンダン炭礦會社	一九二四・九・二七	一一,〇〇〇,〇〇〇		三九,八五四	Antonin, Francis, Hien, Monssan	本店 Paris, 150, Boulevard, Haussmann. 事務所 Hoanh-son (Province de Quag-Yên, Tonkin)	代表者名 Comte L. de la Noe
Charbonnages de Bicho ビショ炭礦	一九二六・	—		二七,八一七	Fabien, Alexandre	本店 Haiphon, 61-63, Boulevard Amiral de Beaumont 事務所 Bicho (Province de Quang-yên. Tonkin)	代表者名 Bach-thai-Tong.
Société "Pannier" パニエ會社	一九二八・九・二六	(比弗)七五,〇〇〇		二〇,六九九	Marcelle, Marcellin, Chacha	本店 Haiphong, 123, rue Chinoise, 事務所 Trang-bach, par Haiphong,	代表者名 E. P. Perinaud
Mine "Neptune" (Doan-van-Công—Ba-Tai) ネプチューン炭礦	—	—		—			
Mine "Clairette" (Beaugereaud et Compagnie) クレイレット礦山	一九二八・六・一	(比弗)九〇,〇〇〇		一五,九九六	Clairette	本店 Haiphong, 22, rue de Lyon	代表者 E. Beaugeraud.
Mine "Printemps" (Pham-Kim-Bang) プランタン礦山	一九二九年再興	—		三,〇八二			

(ロ)半瀝青炭、瀝青炭、及長焰炭

Société anonyme des Charbonnages de Tuyen-quang チュエンカン炭礦會社	一九二四・一一・一二	(法)八,〇〇〇,〇〇〇		一七,五六七	Alice, Yvonne, Marguerite	本店 Tuyen-Quang (Tonkin) 事務所 Hanoi, 38, Boulevard Gia-Long.	
Société indochinoise de Charbonnages et de Mines Métalliques 印度支那炭業及金屬鑛業會社	一九二四・一二・二七	(法)二〇,〇〇〇,〇〇〇		一六,二八五	Germaine, F. Soncam. Coloung, Toling, Germaine B. Louisett, Bonne Espérance	本店 Paris. 51, rue d'Anjou. 事務所 Phan-mé (Province de Thai-nguyên. Tonkin)	

二、金屬鑛

(イ)亞鉛及ウオルフラム鑛

Société des Etains et Wolfram du Tonkin 東京錫及ウオルフラム會社	一九一一・一・三〇	(法)一七,五〇〇,〇〇〇	錫鑛 ウオルフラム鑛 金鑛	四七九 四一 九瓩四一〇	Francis, Sainte-Adèle, Camille, Ecaré, Emile. Saint-Alexandre, Béta, Tong. Tinh, My-son, Cao-bang, Henri.	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Malesherbes 事務所 Tinh-tuc (Tonkin)	
Société d'Exploitation des Etains et Wolfram de Pia-ouac ピアウアク錫及ウオルフラム採鑛會社	一九三三・一・一	六七五,〇〇〇	錫鑛 ウオルフラム鑛	二四五 三三〇	Camille, Emil, Saint-Alexandre, Béta, Marie, Espérance, Beau-site, Ariane, Phèdre, Marie-Louise; Seo-ho-Lung, Sété Josephine, Eugène, Andrée, Man-mue Man-coc, Robert, Georgette	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Malesherbes VIII 事務所 Beau-Site (Cao-bang, Tonkin)	代表者 J. Heilmann. Sté des Etains et Wolfram du Tonkin, Sté des Mines d'Etain du Haut-Tonkin 及 Sté des Etains de Pia-ouac 三社の合同せるものにして資本中 五〇〇,〇〇〇法は前二社の出資殘部は後者の出資とす。
Société d'Etudes et d'Exploitations Minières de l'Indochine 印度支那鑛山調査及採鑛會社	一九三〇・八・三	一五〇,〇〇〇	錫鑛	一,〇六四	Ban Nakok, Ban thong-ka, Foch, Neuf, Cinq, Six, Marthe, Ban Than No, Trois, Deux, Huit, Quatre, Solange, Sept. Tiraqueau, Teck II. Cujas Domat, Pothier	本店 Paris, 21, rue de la Ville l'Evêque 事務所 Phon-tiou (Thakhek, Laos)	代表者 H. de Vienne.
Compagnie fermière des Etains d'Extrême-Orient 極東錫請負會社	一九三〇・一一・七	四〇,〇〇〇,〇〇〇	錫鑛	五六一・五	André, Labat, Lagos, Lagune, Lune, Leitha, Sais, Lais, Louf, Lougre, Lent, Lancelot, Lance, Lango, Langueur, Lague Lulu, Langouti, Languedcc, Languette.	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Malesherbes 事務所 Boneng (Thakhek, Laos)	代表者 F. de Wendel. Sté des Etains du Cammon, Sté des Etains de l'Indochine の鑛床の採掘に從事す。

(ロ)亞　鉛

Compagnie minière et métallurgique de l'Indochine 印度支那鑛業冶金會社	一九一六・三・四	一六,〇〇〇,〇〇〇	鑛石	一二,六〇〇	Stella, Opale, Rubis, Folie, Emeraude, Topaze, Amethyste, Saphir, Jade	本店 Paris, 3, rue de Bucarest 事務所 Quang-yên (Tonkin)	代表者 F. Ledoux. 鐵鑛若干を生產す。

三、雜（金、鐵クローム、ニッケル、燐酸鹽）

佛領印度支那……鑛　業

Société Indochinoise d'Exploitations Minières et Agricoles. 印度支那鑛山及農業會社	一九二九・三・二七	(社債) 四〇〇、〇〇〇	(株) 四五〇、〇〇〇	Bong-miu, Gyp, Nui-Kem, Doc-ba, A. B. C. D.
Société de Chrome et Nickel de l'Indochine. 印度支那クローム及ニッケル會社	一九二八・四・一九	(社) 四〇〇、〇〇〇	金鑛（延當純金量一〇瓦）	Clémence, Vulcain, Aladin, Comète, Sésame
Société nouvelle des Phosphates du Tonkin 東京新設燐酸鹽會社	一九二四	一、〇〇〇、〇〇〇		
Société minière du Cambodge. 東埔寨鑛業會社	一九二七	三、〇〇〇、〇〇〇		

（備考）資本金及主要鑛區は近年諸會社の頻繁なる事業閉鎖或は他社への合併等の爲表内備考の中に特記したるもの以外にも變更せられたるものあるやも知れず、本一覽表の指示は必ずしも正確ではない

本店 Haiphong. 事務所 Bong-miu (Tam-ky, Annam)	Bong-miu, Gyp, Nui-Kem, Doc-ba, A. B. C. D.	
本店 Hanoi, 51, Boulevard Gia-long 事務所 Co-dinh (Thanh-hoa, Annam)	Clémence, Vulcain, Aladin, Comète, Sésame	現在 Sté de Distillerie de l'Indochine の管理にあり。
本店 Paris, 51, Rue d'Anjou.		
本店 Paris, 153, Boulevard Haussmann.		

工　業

總說—精米及釀造業—製糖業—紡績業—其他—主要工業會社

一　總　說

佛領印度支那は佛國の領有以來既に五〇年乃至七〇年の長年月を閲し、此の間政府は各種の開發事業を實施せるものと認められるに拘らず、諸般の事情は依然として建設時代に屬し、殊に近代工業的見地より見るとき、所謂工業化への道程へは一歩も前進せず全く取り殘されたる地位に置かれてゐる。即ち印度支那の工業は鑛產、農林產等の若干の特殊的近代的工業を除いては全般に原產地消費を對象とする原始的小工業であると稱することが出來る。而して印度支那聯邦各國の中で工業の最も發達せるは勿論交趾支那で地方的には製材及染料、煉瓦、石材等の製造が盛んであるが主要工業の大部分は首都の西貢市及埠岸市近傍に集中して精米、釀造、製油、製糖、護謨加工等の諸工場が蝟集してゐる。交趾支那に次いでは東京の河内、海防、南定等の地方が中心地をなしてゐるが、東京は特に石炭・鐵・亞鉛等の鑛產資源が豐富なる上に勞働力に惠まれ且つ河川及海上航路に近接せる等の好條件を具備してゐるために將來の發展が期待される。此の外、安南に於ては製材、製糖等が行はれ且つ安南人の傳統的家内工業が存在して絹布の製造が盛んである。尚東埔寨竝に老撾及東京高地々方には地方的小家内工業の外には勿論特に認むべき工業的經營はないが、唯だ東埔寨に於て近年稍發展の氣運が存するものと認められる。尚各地に於て傳統的に行はれ且つ政府の庇護に依り相當發達せる土人家内工業製品としては次の如きものがある。

東　京　レース・籠細工・延・籐細工・唐木細工・漆器・織物
安　南　絹織物・其他の各種織物
東埔寨　絹織物・延
交趾支那　織物・地酒・延

二　精米及釀造業

精米業は印度支那に於ける最も重要なる工業で、就中交趾支那の埠岸市は東洋に於ける最も盛大なる精米工業都市として著名である。然して埠岸市では現在大小の精米所が軒を竝べて蝟集して、百馬力以上の工場二五以上を數えることが出來るが、大戰前に於て既に一〇精米所が存在した。埠岸市は世界的米產地たる交趾支那三角洲上に所在し當領最大の貿易港たる西貢市に隣接せるために斯業頗る有利で、特に一九一八年乃至二九年の間に著しい發展をなした。最も著名な會社は資本金三、五〇〇萬法を以て佛人に依り設立された極東精米會社（Société des Rizeries d'Extrême-Orient）で四工場を有し、その精米量は二、五〇〇萬磅に達してゐる。東京に於ける精米所は殆ど全て河内、ヴアンデエン、海陽、南定等の釀造用消費米を處理して居るが海防の精米所のみは主として輸出米を取扱つてゐる。安南に於ては產米多量ならざるため大精米所は存在せず原始的脫穀精米が主人間に行はれてゐるに過ぎない。東埔寨に於ては首府プノンペン市に經營されてゐる精米所が特に豐饒なるバッタンバン州產の籾の精米に從事してゐるが、その精米量は日當り五〇磅である。印度支那の精米業は佛國の領有後企業化されたものであるが斯業に於ける佛人の進出は比較的新らしく支那人の勢力は依然として頗る大である。然し乍ら大體に於て大規模經營のものは大部分佛人經營であり、中小企業は主として安南人の經營であると稱することが出來る。尚現在大精米所の合計日當り精米量は七、五〇〇磅、年精米量は二、七〇〇萬磅に達してゐるが、その强力な機能は處理米の不足を生じる結果となり各精米所は反て經營上重大な影響を蒙つてゐる實狀にある。此の外日當り二五磅程度以下の精米能力を有する小工場が各地に增加しつゝあるが大精米所が多く都市に集中されて輸出米を對象とせるに反し、之等の小精米所は限定地域内の消費米を對象としてゐる。

左表は埠岸市に於ける一〇〇馬力以上の精米工場の概況である。

堤岸市精米工場概況表

出所＝印度支那統計年鑑

1、月別一〇〇馬力以上操業工場數表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九三一	二一	二二	二八	二一	二一	二〇	二一	二一	二二	二〇	二一	二一	二二
一九三二	二二	二四	二二	二二	二二	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
一九三三	一九	二二	二一	二一	二一	二六	二五	二六	二五	二五	二六	二五	二三
一九三四	二六	二二	二五	二七	二五	二六	二四	二五	二六	二六	二五	二六	二五

2、月別同前勞動者數表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九三一	二八七	三九六	五五七	四五二	四四二	四四五	四七九	三六一	二八八	三一二	二六四	三〇九	三八二
一九三二	三四四	四〇〇	五二五	四三一	四四六	四四二	四〇三	三四八	三二二	四二六	四六〇	三八六	四一一
一九三三	二九九	四六〇	五三五	四八四	五一二	五八二	四二三	四二五	四一四	三四三	三九一	三四〇	四三四
一九三四	四七三	五五九	六一九	六〇七	五九五	五二三	五六五	五九九	四四九	五四九	五〇〇	五四一	五四八

酒精・酒精飲料・淸凉飲料製造　米を以てする酒精の製造工業は當領の重要工業の一であるが、一九三三年七月許可制に依る自由製造が可能となる迄は酒精製造業は個人には禁止せられてゐてその製造權は河內に本社を有する印度支那釀造會社（Société française de Distilleries de l'Indochine）の獨占するところであつた。本會社は一九〇一年資本金三、三〇〇萬法を以て設立されたもので河內、ハイジョン、南定、堤岸、ヴィンタイ等に工場を有してゐるが、河內工場の月當り米消費量は三、〇〇〇瓩である。本會社はアミロ式處理法を以て月當り酒精四、五〇〇䂓を生產するため設立されたものであるが、日當り一〇〇瓩精白能力を有する附屬精米所及白色澱粉・葡萄糖・乳糖等製造のために米より窒素を除去する設備を併有してゐる。南定の第二工場は月當り三、〇〇〇瓩の米を處理し日當り一〇〇瓩に及ぶ精白能力の精米所を有し且酒精製造能力は月當り五、〇〇〇䂓である。海陽第三工場は同じく月當り五、〇〇〇䂓、堤岸第四工場は月當り六五〇瓩能力の精米所を有し酒精製造は五、〇〇〇䂓である。尙南定及堤岸兩工場では糖蜜からラム酒を製してゐる。然して高級酒精及變性酒精は領內消費の外輸出をなし、ラム酒は全て佛本國に仕向けられてゐる。如上の大工場の外交趾支那にはマゼ釀造會社（Société des Distilleries Mazet）を始め十工場があり、東京には一九三三年バンチエン（河內より十粁）に安南人資本に依て設立された東京釀造會社（Société des Distilleries Tonkinoises）があつて土人の傳統的方法と近代的方法を併用して日當り三、〇〇〇立の酒精を製造してゐる。左表は官設釀造工場に於ける原料消費高を示すものである。

釀造原料消費高表

單位＝瓩
出所＝同前表

年次	原料	安南	東埔寨	交趾支那	東京及北安南	合計
一九三二	米（註）	三、二六三	六、〇三九	一三、六二五	一六、四〇九	三九、三三六
	玉蜀黍	—	—	—	四九四	四九四
	糖蜜及砂糖	二、七四二	三、六四三	七、三六五	一三、七二一	二七、四七一
一九三三	米（註）	三四八	一、四一〇	五、八六五	—	七、六二三
	玉蜀黍	—	—	—	—	
	糖蜜及砂糖	三〇九	一、四八一	五、一三七	—	六、九一九

（註）玄米、ネブ（粘米）、碎米、粉米

麥酒、リモナード、曹達水、炭酸水等各種の淸凉飲料水の製造は製氷業と合併して行はれ歐人及土人間に相當の需要がある。特に製氷は淨水が容易に得られるやうになり且オレンヂエード、シトロナード或はアイスクリーム等の製造に不可缺なるため年々盛大になりつゝある。而して東京に於ては河內にオメル麥酒會社（Société de la Brasserie Hommel）があつて麥酒、氷、炭酸水の製造に從事してゐる。本會社は麥酒製造用として每年ミユニヒのマルト・ピルゼン及ボヘミヤ產ホツプを輸入してゐる。製品の大部分は東京、安南、老撾地方に消費されるが雲南方面にも賣捌かれる。オメル麥酒會社以外の麥酒製造は總て印度支那麥酒及氷製造會社（Société des Brasseries et Glacières de l'Indochine, Victor Larue）で行はれてゐる。本會社は河內、海防、プノンペン、西貢、堤岸等に五工場を有してゐる。各工場の生產狀況は次の如くである。

河內工場	製氷年六、〇〇〇瓩、炭酸水及リモナード〇・三五立壜詰年一二五萬本
海防工場	製氷七、〇〇〇瓩　同右一二五萬本
プノンペン工場	製氷二、一五〇瓩、同右一五萬本
西貢工場	製氷一時間に五瓩の割
堤岸工場	麥酒一二、〇〇〇䂓

尙次表は各種酒類（麥酒を含む）輸出高を示す。

酒類及各種飲料輸出高表

單位＝數量―瓩、價格―千法
出所＝印度支那外國貿易統計表

年次	佛國及同植民地 數量	佛國及同植民地 價額	外國 數量	外國 價額	計 數量	計 價額
一九三一	九九一	七、二八二	四三七	一、二六八	一、四二八	八、五五〇
一九三二	九九一	四、三六二	三七三	一、〇六〇	一、三六四	五、四二二
一九三三	一、〇五〇	五、五三二	二二五	六七七	一、二七五	六、二〇九
一九三四	一、一九九	四、二四八	一二四	三二〇	一、三二三	四、五六八
一九三五	一、二五八	三、四三一	一五九	三五九	一、三一七	三、七九〇

三　製糖業

製糖工業は交趾支那及安南地方に於て稍々盛んに行はるゝ外殆ど見るべきものがない。交趾支那の製糖工場は殆ど全てサイゴン川、ドナイ川、バイコ川等に沿ふて存在し堤岸を主要市場となす。佛人資本を以て經營されてゐる製糖會社は四、土人資本小工場は二二五を算えることが出來る。安南では褐色糖及糖蜜、糖汁が製造されるがその生產高は三五、〇〇〇瓩程度と推定されてゐる。東京に於てはハドン、ソンタイ等に小工場があり黑砂糖が製造されてゐる。尙東埔寨では家內工業として扇椰子（ローヂエ）から砂糖を生產してゐるがその生產高は年約二、〇〇〇瓩で地方消費を充たすに十分である。左表は印度支那に於ける精製糖の生產及び輸入高を示す。

精製糖生產及輸入高表

單位＝瓩
出所＝印度支那統計年鑑

年次	領內生產 安南	領內生產 交趾支那	領內生產 計	輸入
一九三〇	—	三、一〇五	三、一〇五	一四、七八〇
一九三一	一五〇	三、三四八	三、四九八	九、二四四
一九三二	四〇九	三、七二一	四、一三〇	五、〇三〇
一九三三	一、〇五〇	五、四〇五	六、四五五	二、八五六

其他の食料品製造業としては東京にアロウルート、ダプコーにジヤム及果物罐詰會社があり、北部安南及老撾等に獸肉罐詰會社等がある。

四　紡績業

從來は最も原始的方法を以て家庭の副業として存在してゐたに過ぎなかつたが近年は稍近代的設備を施した工場が各地に經營されて面目を一新するに至つた。

絹糸絹布―製絲は一般に小家內工業として存在し專ら婦人の仕事となつてゐる。一般に繭から同時に四筋の絲繰りが行はれる。各筋は二〇乃至三〇糸の結合であるが各絲は極めて不揃なるため土人製布帛に對しても尙精選の上再び絲繰りを行ふ必要がある。當領產絹糸の輸出は世界不況及び支那廣東省絹糸の競爭或は銀相場の下落等に依て殆ど皆無となつたが、之に反比例して領內消費は頗る旺盛となり一九二九年に於ける領內消費は約三〇〇瓩と推定せられる。土人製絹布帛は總て手製であるが、此の手織布帛は近年特に交趾支那に於て急速に發達し一般に幅四〇糎、長さ一八米の製品規格となつてゐる。東京及安南では依然として種類も大きさも雜多であるが、最良の名聲を獲得してゐる東京絹布は太平州ボラ及南定州のカンアン等を中心として製せ

られ安南人の長袍及胴衣等に使用されてゐる。東埔寨人は絹絲に直接複雜なる染色を施し特殊な織方で各種の布帛特に厚織の布帛を製してゐるが之等の製品は土人美術品として最も優秀なるものと認められてゐる。土人製絹布帛に對して初めて機械製絹布帛が經營されたのは一九〇三年のことで現今では六〇〇萬法の資本を有するデリノン株式會社(Société anonyme des Etablissements Delignon)が安南の絹布工業、製絲工業に勢力を占めてゐる。卽ち本會社は安南廣南州のプポン、ボンソン、ギアオチュイ等に工場を有し、又十數箇所に地方絹絲布製品の買入店を有してゐる。東京では資本金四〇〇萬法の佛安紡績輸出會社 (Société Franco-Annamite des Textiles et Exportations. S. F. A. T. E.) があり南定に工場を有してゐる。東埔寨では佛蘭西印度支那絹布會社(Société Générale des soies de France et d' Indochine)が一九二一年資本金九〇〇萬法を以て設立されプノンペン郊外ルセイケオ Russey-kéo に一工場を有してゐるが本工場は專ら製絲にのみ從事してゐる。

綿絲及綿布　東埔寨產綿の大部分の脫種をなしてゐるプノンペン所在の工場以外に土人工業は各地とも幼稚なる方法を以て栽培者自身が脫種を行つてゐる。然して土人綿布工場は機械製品の增加或は外國產布帛の輸入增加等に依て漸次消滅の傾向にあり、現在斯業の代表的會社は一九一二年從來の河內・海防・南定の三工場を合併して結成された東京綿花紡績會社 (Société cotonnière du Tonkin) である。卽ち本會社は東京に於ける綿絲工場の設置、經營を對象とし且各種原綿及繰綿の賣買等の外綿花紡績に關する總ての事業を營んでゐる。然して主要工場は南定工場で紡績機械一、三〇〇臺を有し一九三五年には約五四、〇〇〇錘を活動せしめた。本會社は東京及北部安南產棉花のみでは原料不足なるため、莫大なる東埔寨棉を購入する外亞米利加及印度產棉をも輸入してゐる。東京には尙本會社の外に河內、海防、南定等に工場を有する會社を數えることが出來るが、交趾支那には紡績工場は殆ど無く僅かに西貢紡績會社 (Société Cotonnière de Saigon) が西貢に一工場を有して機械四百臺一萬錘を設備してゐるのみである。

尙土人殊に安南人はレース及刺繡に卓越せる能力を有するため小家內工業製品としてレース及刺繡を製し、本品は重要なる產物として主として佛本國に仕向けられてゐる。

五　其　他

水道　印度支那は一般に水質惡く、赤痢、チフス、コレラ等の惡疫流行の有力なる原因をなしてゐると認められる爲政府當局は特に飮料水の淨化に努力してゐるものゝ如くであるが未だ十分の結果には達し居らず、僅かに河內、南定、順化、西貢、堤岸等の主要都市に於てのみ稍々相當の效果を擧げてゐるにすぎない。

電力　印度支那の電力は殆ど全部印度支那電氣會社、印度支那安南水道電氣會社、印度支那合同發電會社、植民地電燈電力會社、印度支那水道電氣會社の五社に依て供給せられて居る。然して總て火力發電にて水力發電所は東京シャパ工場のみである。因に一九三五年中の聯邦各國別發電量及設備容量は左表の如くである。

出所＝南支那及南洋情報

摘要	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
發電量(千キロワット)	五、四二〇	五、七七二	三四、二八五	五二三	一八、一三五	六四、一四二
設備容量(キロワット)	五、〇七九	三、三二〇	二九、九二六	四五三	一八、七四一	五七、五一九

化學工業　西貢及海防に酸素、熔解アセチレン及鎔接器を製造する工場がある。又西貢郊外ダカウに煙火製造所がある。煙火及同器具の地方需要は旺盛である。

爆竹火具類生產輸出入高及流通稅額表

出所＝印度支那統計年鑑

年次	領內生產(瓲)	領內消費(瓲)	輸入(瓲)	輸出(瓲)	消費稅(千比弗)
一九三一	四二	三五	一〇〇	二	一・四
一九三二	七五	七六	五二	三	三・〇
一九三三	二六九	二六三	二五	三	一〇・五

（附）主要工業會社

會社名稱	資本金	摘要
精米		
Société des Rizerie indochinoises	四〇〇萬法	馬力五〇〇、職工三〇〇
Sété des Rizeries d' Extrême-Orient	三、五〇〇萬法	
萬裕源 (Ban Joo Guan)	二二・五萬比弗	
南隆 (Nam Laong)	—	
源豐盛 (Guan Hong Seng)	四九萬比弗	
萬益源 (Ban Aik Guan)	一五・七五萬比弗	
怡昌 (Yee Cheong)	三〇萬比弗	
Sété nonvelle des Rizeries méridionales	一、二〇〇萬法	
Compagnie Franco-Coloniale des Riz	三、〇〇〇萬法	
釀造、酒精飮料、清涼飮料		
Sété française des Distilleries de l' Indochine.	三、三〇〇萬法	
Sété de la Brasserie Hommel	一〇〇萬法	
Sété des Brasseries et Glacières de l' Indochine	一九六萬比弗	
紡織、機織		
Sété Cotonnière du Tonkin	五〇〇萬法	
Sété Franco-Annamite Textiles et d' Exportations	四〇〇萬法	
Compagnie générale des Soies de France et d' Indochine	—	
Manufacture de Denteles et de Broderies indochinoise	二五〇萬法	
Compognie des Tapis d' Extrême.	一〇〇萬法	
Manufacture de Couvertures du Tonkin	二五〇萬比弗	
Sété Franco-Annamite pour l' Industries de la Soi	一四〇萬比弗	
Cie des Tapis d' Extrême-Orient "Texor".	二三〇萬比弗	
Sété Cotonnière de Saigon	—	
製糖及製菓		
Etablissement du Vaico Oriental	—	
Sété sucrière du Cambodge	七五〇萬法	
Sété Nestlé France	一、〇〇〇萬法	
製鹽		
Sété des Salines du Sud-Annam	一二・九萬比弗	
Sété des Salines de l' Indochine	一〇〇萬比弗	
水道及電氣		
Sété indochinoise d' Electricité	三、〇〇〇萬法	
Union électrique d' Indochine	二、七〇〇萬法	
Sété du Centre électrique	一、六〇〇萬法	
Sété indochinoise Poul les Eaux et l' Electricité en Annam	一〇〇萬法	
Sété colonial 'd Eclairage et d' Energie	二一〇萬比弗	
Cie des Eaux Hanoi	三五〇萬法	
製材・燐寸・パルプ		
Manufacture d'Allumette A-Chi & Co.	五萬比弗	
Sété des Papeteries de l' Indochine	五〇〇萬法	
Sété industrielle et forestière de l' Indochine	一、〇〇〇萬法	
Sété indochinoise Forestière et des Allumettes	九一〇・四萬法	
Sété des Scieries et Fabriques d' Allumettes du Than-hoa.	一〇〇萬法	
Sété de l'Est-Asiatique	—	
Sété industrielle Agricole, Forestiere de Cochinchine	二五〇萬比弗	
煙草		

Société des Tabacs de l' Indochine	一五〇萬法
Manufactures Indochinoises de Cigarettes	堤岸市、生産能力四、五〇〇〇乃至六〇、〇〇〇本 一、八〇〇萬法

硝子・石灰・セメント・化學工業

Société Ciments Portland artificiels de l' Indochine	八〇〇萬法
Société industrielle de Chimie d' Extrême-Orient	二、〇〇〇萬法
Société française des Verreries de l' Indochine	一、一〇〇萬法
Société Verreries d' Extrême-Orient	七五〇萬法
Société des Chaux hydrauliques	二、〇〇〇萬法
Cie indochinoise de Bougies	三〇〇萬法
	二〇萬比弗

鞣革

Société Anonyme des Tanneries d' Indochine	一五〇萬法 工場―東京河内チュイクエ、年生産一四、〇〇〇枚
Société des Tanneries de Cochinchine	― 工場―交趾支那、ツードーモ、年生産靴底用皮革一五噸

鐵工、車輛、其他製造工業

Société Constructions mécaniques	六五萬比弗
Ateliers maritimes	三〇〇萬法
Société des Cycles de l' Indochine	三〇〇萬法
Etablissements Bersot	
Société industrielle de Ninh-Hoi	三五萬比弗
Société industrielle de l' Annam-Tonkin et de l' Annam	四〇萬比弗
Société industriell d' Exportation en Extrême-Orient	五〇〇萬法

勞　働

勞働行政及法規―勞働者―賃銀

一　勞働行政及法規

中央勞働行政機關としては印度支那總督府内に印度支那勞働檢閱局があり、勞働關係事務及各種企業の監督に關する事務、勞力の移動及實施に關する事務、勞働者の保護及秩序維持に關する事務等を管掌してゐる。地方に於ては聯邦各國の理事官廳に勞働檢閱部があり、各領内に於ける勞働法規の適用を行つてゐる。

勞働に關する法規は極く最近に至るまで比較的等閑に附せられてゐたが、時代の進展に伴ひ當領も亦近代的空氣に接觸して社會的意識に覺醒し漸く内面的動搖が現はれ始めてゐる。次に勞働法規の沿革及内容に就て見るに、先づ一八九九年八月二二日附總督令を以て本國人雇傭主と土人勞働者間の契約條件を規定して以來、交趾支那土人農業勞働に關する規定（一九〇九年四月一三日附總督令）、印度支那鑛業管理法即ち鑛山從業員に關する一切の事項及危險防止に關する鑛業監督法（一九一二年一月二六日附總督令）等を制定實施したが、殊に印度支那に於ける經濟的發展に伴ふ勞働者の增加及その保護等に對する處置の必要に迫られ、前述の如く一九二七年一〇月二五日附總督令を以て總督府内に印度支那勞働檢閱局を設置し且各種企業に於ける契約雇傭土人及亞細亞外國人勞働者の保護、契約勞働條件、給料及前渡手當金、食料給與等に關する根本的法規を制定した。その後に於ても爭議に關する勞働監督官の權限（一九二九年一月三〇日附大統領令）、勞資調停委員會（同年四月二九日附大統領令）、勞働貯金々庫法（同年五月一日附大統領令）等を制定したが、殊にロバン總督のときには印度支那の高級官吏、代議士、農商工業代表者等を以て新勞働法起草委員會を組織し、農業を除く工・商・鑛各種企業に於ける佛人及準佛人勞働者（一九三七年二月二四日附大統領令）及土人及準土人勞働者（一九三六年一二月三〇日附大統領令）の勞働條件に關する根本的規定を實施した。而して新勞働法の根本精神は地方的諸條件を考慮の上佛本國の勞働法を適用するといふのにあつて、强制勞働の禁止、徒弟勞働に於ける年齡制限、罰金刑の廢止、最低賃銀制、賃銀受給に關する勞働者側の特權、婦女及兒童勞働の保護、有給休暇、妊產婦勞働保護、事故補償金支給制、勞働者の團體交涉權、保健衞生等に就て勞働者側の利益を保護せるものであつて、殆と佛本國勞働法の複寫であると稱することが出來る。但し勞働時間に就ては未だ一週四十時間制を採用するに至らず、一九三七年一月以降は一日九時間、而して一九三八年一月以降に於て始めて一日八時間制を實施せられることが規定せられた。

勞働の分布及移動―佛領印度支那に於ける農・工・商・鑛業等各種の企業に從事する勞働者は主として安南人であるが、安南人は體格稍々劣等にて且人口稠密なる地方に於て一般的なる食物の不良攝取に依り必ずしも頑健とは稱し難いが性勤勉にて凡ゆる業務に同化する能力を有する故、指導の如何に依ては優秀なる勞働者となし得るものと認められてゐる。尙栽培企業に於ける契約苦力として伐木、開墾等の開拓事業に從事するものには安南人の外に山地のモイ族及び爪哇人の契約苦力等が相當數使役されてゐる。而して勞働者數（自由勞働者及契約勞働者）を主要企業別に就て見るに栽培企業―八一、〇〇〇、商工企業―八七、〇〇〇、鑛山企業五三、〇〇〇、計二二一、〇〇〇であるが、地域的に大別すれば自然の趨勢として栽培企業に於ける勞働者の大部分は交趾支那及東埔寨等印度支那南部の農園に集中し、鑛山及工業關係勞働者は殆ど全て北部印度支那特に東京中部及東部地方に集中してゐる。

更に勞働の移動狀況に就て見るに、特に東京三角洲地方に於ては人口密度極めて大にして既に農耕勞働者を容れる餘地なく、左表の如く年々多數の勞働者を主として長期契約に依り交趾支那及東埔寨等の農耕地に送り出してゐる。

東京及安南出身契約勞働者南部農園移動狀況表

（各年一或は二月末日現在）

出所＝印度支那統計年鑑

國別	勞働者數 男	女	計
一九三四 東埔寨	六、九九七	一、九三九	八、九三六
交趾支那			一四、八七七
計			
一九三五 東埔寨	七、七五〇	一、九〇〇	九、四五〇
交趾支那			一六、三九四
計			
一九三六 東埔寨	七、七五一	九二〇	八、六七一
交趾支那	一〇、一三三	一、九九一	一二、一二四
計	一七、八八四	二、九一一	二〇、七九五

而して右の如き領内勞働移動は佛人資本家及政府當局が南部地方の植民地開發に大なる關心を有する結果、主要農產物栽培地及米田面積の增加に伴ひ益々增加するものと認められるが、北部過剩人口の移動は老撾方面、安南山地方面及び太洋州諸島方面にも次第に增加しつゝある。尙海外より流入する勞働力として支那人の自由勞働者を無視することは出來ない。（人口編參照）因に南部印度支那より歸國せる勞働者が東京に齎せる貯金額は一九三三年七月より一九三四年六月末の間に於て九三、三八九比弗、太洋洲諸島よりのものは同じく一、〇三六、二三八法、合計約二百萬法に達する。

二　勞働者

一般に安南人はその生地を離るゝ事を嫌惡し、殊に山地方面へ勞働者として行く事を好まない。故に山地方面への出稼安南人勞働者に對しては平地よりも可なり割高の賃銀を要する。東京方面の山地鑛山業者は勞働者雇傭に於て常に此の點で苦しめられてゐる。南部地方に於ける農業勞働者即ち大部分

護謨園勞働者の募集は農園に依り難易がある。卽ち米作地方たる灰色土質地方は、人口稠密なる爲勞働者を誘致するにさのみ困難を感ぜず、又彼等は主として附近の村落に住居する故宿舍に收容する必要も無く、從て是等の費用を不必要とするが、赤土質地方の大多數の農園に於ては、使役勞働者の殆ど全部を安南人、モイ族等の契約勞働者に賴らなければならない。勞働者の募集は農園の代辨人又は職業的募集人によつて行はれるのが普通である。各園の募集費には非常な差異があつて、一三乃至五〇比弗に違し、回收し得べき前貸を別にした平均費用は三〇乃至三五比弗である。契約は三箇年を以て期限とするが、日限を切つての契約ではないから、若し勞働者が事故の爲めに一月以上職務を離れた場合には三箇年の終りに其の日數丈補塡せねばならない。契約は一般的雇傭條件、就役期間、毎日十時間勞働、一日の賃銀四〇仙の最低賃銀額及大祭日竝に一箇月二回の休息日に付契約し、勞働せざるときは賃銀を支給されない。前貸金は毎月支給中より四分の一宛を引去り償還に充てられる。又契約期間の終りに本國への歸還費として約一〇比弗を給せられる。支配人の一部には所要勞働者を募集することが出來ずに苦しむものも絶無ではないが、從來全般に亘り絶對的勞働力不足の爲に事業の經營に支障を來たしたと言ふ例を聞かない。而して勞働者は男女を通じて募集されてゐる。

爪哇契約苦力は、爪哇に於けると同樣普通の契約勞働の形式により交趾支那でも使役せられて居る。スラバヤ引渡で七〇比弗、護謨園到著の場合は八五比弗を要するが之はスマトラ行より低廉であるこ爪哇人を雇傭する護謨園は、時に和蘭領事によつて檢査せられることがある。

能率の點では東京人は切付人夫として最も優秀の腕を有するが、體力を要する荒仕事は爪哇人、安南人、モイ族に及ばない。

勞働者雇入に關する法規はスマトラ邊と略々同一であるが、收容宿舍等に關しては餘程寬大である。宿舍はスマトラ及馬來半島に於けを護謨事業に獨得と認められゝ如き永久的の建築設備をせず、單に一時的建設を以てしてゐる。從つて多くの費用を要せず、一人前三〇比弗を費せば十分と言はれる。

而して近年迄は醫療設備等も完備せず、概して健康狀態は不良であつた。逃亡者及虛病者等は刑罰に處せられるが、先年和蘭官憲が爪哇の輸入苦力に對する視察を爲したる結果、爪哇苦力を虐待し居れりとして當局に抗議し且全部引上げしむ可し等と脅かしたるため、園主間に恐慌を來したる事實があつたが、前揭勞働者の保護を目的とする法規の制定により待遇は向上された。

三　賃　銀

前述の交趾支那及東埔寨の農園に於ける東京及安南出身の契約勞働者の賃銀は一九三二年に於ては最低日給男〇・三〇乃至〇・四〇比弗、女〇・二三乃至〇・三〇比弗であつたが（別に宿舍及び毎日飯米七〇〇瓦が支給せれる）、一九三五年に於ては前記契約勞働者の賃銀は著しく低落して男〇・二七比弗、女〇・二〇比弗であつた。但し飯米は七〇〇乃至七五〇瓦を支給される。

鑛山勞働者の賃銀に就ては鑛業の部「勞働者賃銀の項」に述べたが、大體に於て坑夫及び雜役の平均日給は左表の如くで年々低落を示してゐる。

（單位—比弗）

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
坑　夫	〇・五二	〇・四四	〇・三六	〇・三四	〇・三二
雜　役	〇・三六	〇・三三	〇・三〇	〇・二五	〇・二三

一般製造工業及鐵道に於ける土人從業勞働者の年平均賃銀も左表の如く年々低落してゐる。

（單位—比弗）

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三六
特殊勞働者	〇・七一	〇・七〇	〇・六七	〇・六二	〇・五六
雜　役(男)	〇・三四	〇・三三	〇・三一	〇・二七	〇・二六
雜　役(女)	〇・二二	〇・二一	〇・二〇	〇・一九	〇・一七

（備考）一九三五年は削除す

而して西貢、堤岸に於ける之等勞働者の平均賃銀を一〇〇とする安南及東京に於ける平均賃銀指數は左表の如く極めて低率である。

特殊勞働者	四九	四九	五二	五二	五一
雜役(男)	五一	五三	五三	四九	五二
雜役(女)	五三	五五	五一	四四	四六

（備考）同前表

北部印度支那職業別勞働者平均日給賃銀表（一九三二年）

單位＝比弗
出所＝印度支那經濟時報

職業別		河内	海防	其他主要都市	安南	北部官營鐵道	雲南鐵道	平均
大工、指物工		〇・五八	〇・四五		〇・五五	〇・七一	〇・九七	〇・五二
木挽工		〇・三九	〇・二八		—	〇・三六	〇・三〇	〇・三三
機械工、修理工		〇・七七	〇・八九		〇・七二	一・二三	一・二四	〇・八八
旋盤工		〇・九七	〇・九八		〇・九三	一・一四	〇・八九	〇・八八
鍛鐵工		〇・九三	〇・六七		〇・九七	〇・九三	〇・八八	〇・八四
鑄物工		一・〇一	〇・九〇		一・〇一	〇・九三	〇・八八	〇・八四
電氣工(工場)		〇・七八	〇・七七		〇・五四	〇・九九	〇・七九	〇・八一
苦力(男)		〇・三三	〇・三三		〇・三三	〇・三四	〇・三六	〇・三六
苦力(女)		〇・二一	〇・二五		〇・二〇	〇・二四	〇・二六	〇・二四

西貢市職業別勞働者平均日給賃銀表

單位＝比弗
出所＝同前表

職業別		一九三一	一九三二
大工及指物工	南部官營鐵道	—	一・一五
	其他	一・四四	一・三六
木挽工		—	〇・九八
機械工及修理工	南部官營鐵道	—	一・〇七
	其他	一・六三	一・七七
旋盤工	南部官營鐵道	—	一・四〇
	其他	一・七五	一・六三

佛領印度支那職業別勞働者平均日給賃銀表

單位＝比弗
出所＝印度支那統計年鑑

勞働種別		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三六
(イ)東京及安南						
特殊勞働者(男)	勞働者數	三九四六	〇・七四	五二五一	〇・六六	四八〇八
	賃銀					
雜役(男)	勞働者數	五五四二	〇・三八	七四二四	〇・三六	四五七一
	賃銀					
雜役(女)	勞働者數	七九四〇	〇・二三	一四五六	〇・二四	八九九
	賃銀					
特殊苦力	勞働者數	三四八〇	〇・四七	七五六	〇・四一	一二〇三
	賃銀					
特殊勞働者(女)	勞働者數	一三三	〇・三三	九九	〇・三三	四〇〇
	賃銀					
兒童及徒弟	勞働者數	四五三	〇・二三	一三五三	〇・二一	五四三
	賃銀					
工長、監督	勞働者數	七八九	一・〇〇	一、〇三九	〇・九五	三九一
	賃銀					
(ロ)西貢、堤岸						
特殊勞働者(男)	勞働者數	四、一〇六	一・三〇	三、七六八	一・三五	二、八二〇
	賃銀					
雜役(男)	勞働者數	五二九五	〇・七四	二、二六一	〇・六八	二、一四三
	賃銀					
雜役(女)	勞働者數	四〇二	〇・四五	二九五	〇・四四	一八四
	賃銀					
特殊苦力	勞働者數	—	—	六〇九	〇・七五	二〇八
	賃銀					
特殊勞働者(女)	勞働者數	—	—	三三	〇・四九	一三
	賃銀					
兒童及徒弟	勞働者數	三三一	〇・五〇	四三五	〇・四九	二六七
	賃銀					
工長、監督	勞働者數	三一三	二・〇〇	二四〇	一・九〇	二〇一
	賃銀					
鍛鐵工	南部官營鐵道					
	其他					—
鑄物工	南部官營鐵道					
	其他					—
電氣工						
雜役(男)	南部官營鐵道					
	其他					—
雜役(女)	南部官營鐵道					
	其他					—

土人勞働者數及年平均日給表

賃銀單位＝比弗
出所＝印度支那統計年鑑

勞働種別		一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三六
(イ)東京及安南						
特殊勞働者(男)	勞働者數	三九四六	〇・七四	五二五一	〇・六六	四八〇八
	賃銀					
雜役(男)	勞働者數	五五四二	〇・三八	七四二四	〇・三六	四五七一
	賃銀					
雜役(女)	勞働者數	七九四〇	〇・二三	一四五六	〇・二四	八九九
	賃銀					
特殊苦力	勞働者數	三四八〇	〇・四七	七五六	〇・四一	一二〇三
	賃銀					
特殊勞働者(女)	勞働者數	一三三	〇・三三	九九	〇・三三	四〇〇
	賃銀					
兒童及徒弟	勞働者數	四五三	〇・二三	一三五三	〇・二一	五四三
	賃銀					
工長、監督	勞働者數	七八九	一・〇〇	一、〇三九	〇・九五	三九一
	賃銀					
(ロ)西貢、堤岸						
特殊勞働者(男)	勞働者數	四、一〇六	一・三〇	三、七六八	一・三五	二、八二〇
	賃銀					
雜役(男)	勞働者數	五二九五	〇・七四	二、二六一	〇・六八	二、一四三
	賃銀					
雜役(女)	勞働者數	四〇二	〇・四五	二九五	〇・四四	一八四
	賃銀					
特殊苦力	勞働者數	二〇九	〇・七五	六〇九	〇・七五	二〇八
	賃銀					
特殊勞働者(女)	勞働者數	—	—	三三	〇・四九	一三
	賃銀					
兒童及徒弟	勞働者數	三三一	〇・五〇	四三五	〇・四九	二六七
	賃銀					
工長、監督	勞働者數	三一三	二・〇〇	二四〇	一・九〇	二〇一
	賃銀					
鍛鐵工	南部官營鐵道					
	其他					—
鑄物工	南部官營鐵道					
	其他					—
電氣工						
雜役(男)	南部官營鐵道					
	其他					—
雜役(女)	南部官營鐵道					
	其他					—

商業

總説―物價指數及主要物產市價―商慣習及商品の取引方法―商業助成機關―主要邦商

一　總説

概要　各種資源特に植物性資源及エネルギー資源を豐富に包藏する印度支那は其の開發事業の進展に伴つて商業取引の發展を期待し得るものと認められるに拘らず、統治者たる佛國が極めて獨占的排他的經濟政策を實施し特に外國資本の流入を歡迎せざるために著しくその發達を遲々たらしめてゐる觀があり、商況は必ずしも活潑であるとは稱し得られない。勿論本領土に於ける商取引の發達を阻害せる重大なる障害としては交通の不便及土民が全て平凡なる收穫狀況のもとに勞作に從事してゐるために餘剩賣却は極めて僅少にして從て羸弱なる購買力を保有するに過ぎず、比較的進步せる土民でさへ商取引に對する能力及企業的精神に缺除し且不安定なる貨幣制度、及び不正確なる商習慣等を擧げることが出來るであらうが、之等の障碍は今日では漸く除去されつゝある現狀にある。

印度支那に於ける商取引を概觀するにモイ、タイ、ムオン、ロロ等の蕃族の間に於ける取引は勿論純粹にして簡單なる物々交換の形式に止つてゐる。東埔寨人及安南人の間では最も基本的零細取引即ち自家消費の餘剩生產を籠に入れて頭上又は肩にかけて近傍の市場に運び(主として婦女が此の種の仕事に從事する)得たる錢を以て地方工人の自家製作になる布帛、衣類、家財道具に代えるといふ如き取引が一般に行はれてゐるが、海岸に近き地方、殊に東京及交趾支那の三角洲地方に於ては主として米の取引を中心として海路外國との取引も比較的早くから行はれた。殊に後者の國際的取引には支那人の勢力が早くから獨占的地位を占めた。即ち支那人は印度支那に於ける商取引の發展に相當の刺戟を與へたものと稱すべく、支那商人はその商權擴張のために當領內の主要取引中心地方に「定期的出張取引」所謂「得意巡り」を開始し、其の結果生產者との間に恒常的連絡を成立し、商取引に於て行商及商品仲立の二分野を開拓した。此の二分野は混同統合されて所謂「支那人仲介業者」の成立を見、全領域に亘つて殊に遠隔地の取引に必要不可缺の機關となつた。殊に從來の「現金取引」に代えるに「信用取引」を以てし、且除々に金主的位置を獲得し直ちに本領土に於ける經濟生活に不可缺なる要素となつた。此の支那商人の優勢なる地位は其の後道路及鐵道の建設、農業技術の發達に依る土人生產力の增加等に依り些かも縮少せられず、寧ろ一般經營の强化は益々流通資本を必要とするので交互計算に依る貸付は著しく膨張し國內取引に於ける支那商人の役割は更に向上した。殊に比較的價値安定せる貨幣の流通は支那商人の活動を助長し支那商人に依る外國取引業務は聯邦經濟の發展と共に發達したと稱することが出來る。然しながら支那商人の右の如き優勢は今日では多少侵害されんとする趨勢にある。即ち支那商人はその仲介業務に對して過當の給付を要求し且つ「信用」を「高利」と同一視するために信用を失墜し、佛人商社もその利用を考慮制限せざるを得ず、殊に政府當局も土民に對して新らしき取引と佛國貨幣の使用を敎へ、その要求の適應せる金融組織を土民の手にゆだねる如き政策を實施しつゝあり、本來的安南人及東埔寨人の取引もその原始的限界を脫して領內に於ける比較的廣汎なる取引に參加し、領內取引に直接關係を有する佛人及支那人以外の外國人との取引を希望する趨勢にある。然しながら全般的に見るときは支那人の商取引界に於ける勢力は依然として大なりと稱せざるを得ない。左記に貿易及國內商業の中心地たる西貢及堤岸市に於ける國籍別營業者數を始め印度支那商業界の一班を示す諸統計を揭げる。

西貢、堤岸市國籍別營業者數表

出所＝印度支那經濟時報

國籍別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
歐人	七二三	七〇八	七四一	八〇九
土人	五、八〇一	五、六三四	五、七三八	六、〇三九
亞細亞外國人	七、四二三	七、一二九	六、五〇三	五、七四三
計	一三、九四八	一三、四七一	一二、九八二	一二、五九一

國內商業

聯邦各國別移出入價額表(一九三五年)

單位＝數量―百瓩、價額―千法
出所＝同前表

國別	移出 數量	移出 價額	移入 數量	移入 價額	計 數量	計 價額
東京	五、〇八八、五四二	三一一、五〇四	四、五六九、二二四	二七六、二一四	九、六五七、七六六	五八七、七一八
安南	二、四三五、八一二	二〇七、六八七	二、六二九、三六八	二一〇、三九二	五、〇六五、一八〇	四一八、〇七九
交趾支那	一、七二〇、五一三	二二六、七五七	二、〇六五、四一二	二一七、四六三	三、七八五、九二五	四四四、二二〇
東埔寨	五七八、〇〇一	六八、二一八	五五、八七三	一一〇、〇九七	一、一三六、八七四	一七八、三一五

西貢港輸入及移入價額連年比較表

出所＝世界恐慌と印度支那經濟

年次	輸入 千法	移入 千法	輸移入合計 千法	同上比弗換算 千比弗
一九一八	一六五、〇七一	四三、五八九	二〇八、六六〇	四九、〇九六
一九二三	六七九、三一一	二〇六、九五八	八八六、二七九	一〇四、七六〇
一九二八	一、六六九、一一五	六一四、一二六	二、二八三、二四一	一七八、七九七
一九二九	一、六五七、九六〇	六四三、〇六〇	二、三〇一、〇二〇	二〇〇、七八七
一九三〇	一、一二三、八三三	四四九、一八七	一、五七三、〇二〇	一五七、三〇二

商業投資　詳細は不明であるが、印度支那に本社を有する商事會社の社債發行額の狀況は左表の如くである。

商事會社々債發行額表

單位＝千法
出所＝印度支那統計年鑑

年次	商業投資額 額面	商業投資額 應募	印度支那總投資額 額面	印度支那總投資額 應募
一九二四	四〇・二	四〇・九	二二三・四	二四六・〇
一九二五	二七・〇	二七・六	一八二・五	一九五・四
一九二六	四六・一	六〇・二	五二四・五	六三〇・四
一九二七	一七・二	一七・二	五六〇・四	六四八・五
一九二八	三五・八	五六・八	五七八・七	七五四・一
一九二九	二七・四	三八・九	五六〇・一	七一六・八
一九三〇	八四・一	八三・九	四九三・二	五六七・七
一九三一	七・四	七・四	一七八・七	一八七・七
一九三二	二一・七	二一・七	一二九・二	一二七・七
一九三三	二・〇	二・〇	一二四・三	一四二・四

破產及家資分散

破產及家資分散件數表

出所＝印度支那經濟時報

年次	歐人 西貢堤岸	歐人 プノンペン	歐人 海防	歐人 河內	土人 西貢堤岸	土人 プノンペン	土人 海防	土人 河內	支那人 西貢堤岸	支那人 プノンペン	支那人 海防	支那人 河內	其他 西貢堤岸	其他 プノンペン	其他 海防	其他 河內	計 西貢堤岸	計 プノンペン	計 海防	計 河內
一九二五	二	―	一	三	三	―	五	七	三九	三	一三	三	二	―	―	―	五五	三	一九	一三

一九二六	九	一	—	一	二	一	三	一〇	四七	二	五	一	五	一	—	—	六三	五	八	一三
一九二七	二	一	二	一	一四	一	四	四	三一	二	七	五	四	—	—	—	五一	四	一三	一〇
一九二八	九	二	五	一	一六	一	三	九	五一	一七	八	三	一〇	二	—	—	八六	二三	一六	一三
一九二九	二一	—	三	三	一四	三	五	六	六五	一八	一一	—	一一	二	—	—	一〇一	二三	一九	九
一九三〇	一四	二	二	一	一四	三	五	七	七一	三三	七	—	二	一	—	—	一〇一	三九	一四	八
一九三一	一五	四	五	五	一三	—	七	一五	八七	三一	一四	三	一一	二	—	—	一二六	三七	二六	二三
一九三二	二三	一	二	八	一二	三	八	一四	四七	一四	九	四	九	一	九	二	九一	一九	二八	二八
一九三三	一八	一	三	六	七	四	二	一八	二六	一一	一一	二	一〇	四	二	三	六一	二〇	一八	二九
一九三四	一〇	三	二	五	五	—	一	七	二一	五	四	五	七	—	—	一	四三	八	七	一八

二　物價指數及主要物産市價

卸賣物價指數

西貢主要物産卸賣物價指數表

基準＝一九二五年＝一〇〇
出所＝印度支那統計年鑑

年次	總平均(三七種)	食用商品(一七種)	其他商品(二〇種)	植民地物産(二二種)	輸入商品(一五種)
一九二八	一一三	一一二	一〇四	一一二	一一二
一九二九	一一六	一一七	一〇七	一一六	一一七
一九三〇	一一六	一一三	一一一	一一〇	一二五
一九三一	九八	九七	九九	八六	一一五
一九三二	八八	九〇	八八	七七	一〇六
一九三三	八〇	七八	八一	六六	一〇〇
一九三四	七三	七一	七五	五九	九四

主要物産市價

主要物産市場別市價表

出所＝印度支那經濟時報

市場別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
西貢市場(單位—比弗)								
一等白米(百瓩)	一・一五八	一一・三四	六・七二	五・四九	四・〇七	三・二六	四・一九	四・九七
玉蜀黍(百瓩)	六・八七	五・五六	四・一三	四・二二	五・五一	四・二八	三・三七	六・三五
胡椒(百瓩)	一三七・〇	九七・一	六一・七	五一・三	三〇・五	二九・六	二九・五	二五・五
ゴムラツク(一瓩)	一・〇二	〇・八五	〇・四八	〇・三二	〇・二四	〇・二〇	〇・二二	〇・二二
コプラ(百瓩)	一七・〇三	一六・二八	一〇・八五	九・〇五	六・五六	五・六九	七・五五	一〇・九二
マルセイユ市場(單位—法)								
西貢一等白米(百瓩) 法	一四九・七	一三三・〇	八七・七	六八・四	五三・〇	四五・三	五三・四	六二・九
西貢一等白米(百瓩) 比弗	一三・一	一三・二	八・八	六・八	五・三	四・五	五・三	六・三
玉蜀黍(百瓩)	—	七〇・一	四四・三	四一・五	三四・八	三五・九	三〇・八	四〇・八
コプラ(百瓩)	二六六・四	二二五・七	一四七・四	一二四・〇	八四・五	五八・五	八九・六	一一八・八
巴里市場(單位—法)								
護謨(一瓩)	一一・八〇	六・八五	三・七九	二・五二	三・〇六	四・九三	四・六一	六・七
鉛(百瓩)	三三六・一	二七九・四	二〇一・三	一四八・九	一三九・四	一二五・九	一四五・五	一九四・一
亞鉛(百瓩)	三八二・九	二七五・九	二〇一・二	一八四・一	一九五・二	一七九・五	一六二・〇	一八九・三
錫(百瓩)	二、七四九・〇	一、九三六・〇	一、五〇三・〇	一、三五八・〇	一、八三九・〇	一、八九七・〇	一、七九七・〇	一、八六七・〇
ルアーヴル市場(單位—法)								
東京珈琲(百瓩)	一、二五〇	九五〇	九二〇	七三〇	七〇〇	五七〇	四七〇	四五〇
胡椒(百瓩)	一、九〇〇	一、二三〇	七五〇	六四〇	四一〇	三七〇	三八〇	三三〇

三　商慣習及商品の取引方法

商慣習　佛人其他の外國人(主に歐人)間には特に商習慣と認むるものがない。唯地方的取引に於ては掛賣をせず、現金取引を原則として居る。又同地貿易商の對外商との取引は契約書を手交して豫約取引をするが、商品積出と共に其の代金を回收するやうに外商より信用狀を發行せしむるを普通とする。一般小賣の場合は代金掛賣の習慣がある。

買辨—他の南洋諸都市に於けると同樣銀行・商社等に於ては買辨(Comprador)なるものを使傭する。之は佛商其他の外商は支那商を唯一の商賣相手とする爲、取引折衝に當り言語並に商習慣に通ぜざるものが多く且彼等の信用狀態は仲々調査困難なる實情に依り、取引の安全と增進を期せんが爲めにこの買辨を使傭する。買辨とは支那人の一雇員であるが、普通の雇員と異なり其の雇主との間に職責を規定した契約書を交換し、身元保證物(現金又は保證物)を提供し雇傭期間を定め、雇主は顧客の諸取引に對し責任を負擔せしめ保證の任に當らしむ。又支那商の信用調査及貨幣の眞贋鑑定、顧客の吸收及紹介に從事せしめ、俸給の外に取引に對してはその額に應じ協定の手數料を支拂ふものである。買辨は歐米人の爲の東洋に於ける支那人特殊の雇員とも稱すべきもので、當領に於ける外商は銀行會社を始め個人商店に至る迄此の買辨を使傭し、邦人商社に於ても之を利用する向もある。銀行の買辨に於ては、對支那人の貸付に當つて無限責任を負はしむる例となつてゐる。尙附帶の仕事としては營業時間中に於ける現金出納上の責任を負はしめてゐる。又輸出入商の買辨には二種あり、卽ち全然自己の責任を以て取引を行ふものと、又仲介者として支那商人間の情報を提供して信用調査に當るに過ぎないものとがある。大輸出商社の買辨は多く後者に屬し、買辨と言ふよりは寧ろ單純なる使傭人に過ぎない。

取引方法　輸入貨物の過半を占むる佛國品に就て見るに、其の主要商品は大部分見越輸入に依るもので、賣先は大半支那人問屋であるが、印度商に對する賣上も亦相當額に達してゐる。其の卸賣は凡て比弗建値に依る掛賣で、約三箇月の期間を與ふるのが普通である。從て輸入荷爲替も三箇月期間のもの最も多く、各銀行は凡て自己の危險を以て無條件にて荷物の貸渡しを爲す。輸入商は支那人問屋に無條件にて荷物を交附し、其の間手形債權證書等を要求しない。斯く印度支那一般に於て輸入方面の取引は信用制度に基く慣習がある。

輸出貨物に於てはその大宗たる米に就て見るに、佛本國向が主として本支店間の見込積出であることゝ、香港向・新嘉坡向の支那人取引が委託販賣制度なる外他國向は殆ど全部注文賣買である。其の取引方法を見るに海外買手は輸出者に對し Firm offer を電報にて求め、輸出商は支那商より米相場を、銀行より爲替相場の Firm offer を求め、賣値を採算して買手に返電するのが普通である。其の期間は大體二十四時間乃至三十六時間である。商談の成立と共に前記の Firm offer は賣買豫約及爲替豫約となる。豫約相場は種々あるが大體左の Sight に依つてゐる。

日本向	六十日拂	上海向	三十日拂
倫敦向	八日拂	歐洲向	九十日拂
米國向	三十日拂	爪哇向	三十日拂

外に佛國向八日拂、香港向・比島向十五日拂、新嘉坡向三十日拂のものが多い。

支那商は賣買契約成立と共に、籾買付資金として契約高の半額を限度として輸出商に前貸を求め、輸出商はその資金を爲替豫約取極銀行に仰ぐのであるが右の前貸には何等實體的擔保を徵せず、全く關係者間の信用取引に終始してゐる。

一般に輸出手形といふのは、荷付爲替手形で、手形に荷物引換證・送狀・保險證券・品質證明書を附帶せしめて銀行に買取らるゝもので、各地向とも信用狀附を普通とするが、支那人の爲替は大部分 Clean Bill (船荷證券を附せざる所謂單純爲替手形)で、多く信用狀付のものは殆ど無い。玉蜀黍・胡椒・棉花・護謨等の輸出の場合も大體同じである。

四　商業其他助成機關

倉庫會社は存在せず、輸出入商及問屋は商品を自己の店舗内に保管する。海防港には稅關、M・M及C・R兩汽船會社所屬倉庫各一棟、商業會議所々屬倉庫一二棟及支那人所有バラック式倉庫の設備がある。西貢港には稅關所屬倉庫一三棟がある。

與信所の設備なく日常取引に就ては買辨及支那人使傭人をして調査を爲さしめて居る狀況である。尙注意すべきは株式會社と雖も決算を公表するの義務を有せず、銀行と雖も取引關係にある會社に對して貸借對照表の提出を求むるを得ないため信用調査は極めて不正確たるを免れない。

東京には河内及海防に商業會議所がある。河内商業會議所は一九二二年以來年々河内見本市を主催し當領物産の紹介に努め相當の聲價を得てゐる。海防商業會議所は、稅務局に代り稅關附屬陸揚倉庫の經營に當る外、別に所有陸揚倉庫を利用し海防港の發展に貢獻してゐる。右の外東京には東京農業會議所、安南ヴイン市には北部安南農商混成會議所、安南ツーラン市には安南農商混成會議所がある。西貢には西貢商業會議所があり、一九二六年以降毎年西貢見本市を主催してゐる。此の外柬埔寨プノンペン市、老撾ヴイエンチアンにも農商混成會議所が設置されてゐる。

尙我が邦商間にも日本及印度支那間貿易の發展及日佛商工業者間の關係を圓滑ならしめる目的を以て昭和十年西貢日本人商業會議所が開設され、正會員十一、贊助會員十三を擁して比較的活潑に活動しつゝある。

印度支那商・農會議所一覽表

出所＝印度支那官報

名稱	議員數	正副會頭名	設立年次	所在地
西貢商業會議所 Chambre de Commerce de Saigon	佛土 一一名 補缺(佛) 四名	會頭 E. Lacuze 副 A. Champenet 〃 E. Richaud	一八六八年 九月三日	3, rue Mac-Malon, Saigon
河内商業會議所 Chambre de Commerce de Hanoi	佛土 一一名 一四名	會頭 A. Perrod 副 G. Demolle	一八八六年 六月三日	106, rue Jules Ferry, Hanoi
海防商業會議所 Chambre de Commerce de Haiphong	佛土 九名 四名	會頭 Porchet 副 Chenu 〃 Guillon	一八八六年 六月三日	Haiphong
交趾支那農業會議所 Chambre d'Agriculture de la Cochinchine	佛土 一〇名 四名	會頭 A. Bec 副 F. Philip	一八九七年 四月三十日	Saigon
東京農業會議所 Chambre d'Agriculture du Tonkin	補 四名 佛土 一〇名 一四名	會頭 E. Laconte 副 Le Roy desBarres (Le Dr.)	一八九四年 一二月十日	Hanoi
ヴイン商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d' Agriculture de Vinh	佛土 六名 三名	會頭 de Villeroy 副 Durand		Vinh
安南商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture du Laos	佛商 七名 農 二名	會頭 Cuenin	一八九七年	Tourane
Chambre mixte de Commerce et d' Agriculture de l' Annam	土 商 五名 農 二名	副 Corret	五月四日	
東埔寨商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d' Agriculture du Cambodge.	佛 七名 土 三名 亞外 二名	會頭 Marinetti 副 Blacconi	一八九七年 四月三十日	9, Boulevard Doudart de Lagrée, Phnom-penh
老撾商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture du Laos	佛 商工二名補二 農一名補二 土(商工農)二名	會頭 Tronde 副 Malpuech 外に書記一名		Vientiane

五　主要邦商

主要邦人商店會社一覽表

（昭和十年現在）

名稱	營業種目	所在	名稱	營業種目	所在
1. 商店					
菊池漆行	雜貨、輸入	河内	下村洋行	雜貨	河内
宮崎商店	輸出入及仲介	同	大南公司	雜貨卸小賣、漆	同
田島洋行	漆	同	渡邊洋行	漆	同
重商店	雜貨	同	山下洋行	雜貨	同
保田洋行	輸出入、雜貨	海防	池田洋行	雜貨、船舶代理	海防
長島商店	雜貨、理髮	同	山口商店	食料雜貨	同
石山ホテル	旅館	同	田中商店	雜貨	ヴイン
下村洋行	雜貨	ツーラン	二宮商店	雜貨	ツーラン
鹽田商店	雜貨輸入	西貢	森瀨商會	雜貨輸入	西貢
中一洋行	雜貨、藥劑	同	森瀨塗裝店	塗裝品	同
大林洋行	雜貨	堤岸	福泉盛	茶	堤岸福建街
2. 船舶會社					
大阪商船	代理店	海防、西貢	日本郵船	代理店	海防、西貢
東洋汽船	同	西貢	國際汽船	同	西貢
3. 保險會社					
東京海上火災	同	同	扶桑火災	同	同
横濱火災海上	同	同			
4. 貿易會社					
三井物産		西貢、鴻基	三菱商事		三菱商事ニヤチヤン

（註）西貢所在のものを本店とす

貿易

總說—通商政策—總貿易—特別貿易(國別貿易—商品別貿易—主要商品別佛國及同植民地貿易)—對日本貿易

一 總說

沿革 印度支那の海外貿易の起原に就ては不明であるが、蘭人の渡來を見た十六世紀末には支那、日本との間に既に戎克船或は御朱印船に依る貿易が相當頻繁に行はれてゐたことは明瞭である（日本との關係は後說「對日貿易の項」參照）。而して十七世紀に至り日本の後退に代り、蘭人或は佛人の湄公河を目標とした交趾支那及東埔寨地方への勢力進展に依り、彼等の商權の獲得と共に漸次歐洲方面との貿易も開け、遂に佛國の侵略工作の完了に依て印度支那の海外貿易は確固たる基礎の上に立ち今日の繁榮に至つたものである。

此の時代に於ける海外貿易の狀勢竝にその經過を示すべき數字的資料はないが、今佛國の侵入開始時代よりその工作完了し整備時代に至る迄の主として佛國を對象とする往時の印度支那各國の締結した主要通商關係條約を簡單に示し參考に資する。

一七八七年一一月二八日　於ベルサイユ
佛國及交趾支那攻守同盟條約—(摘要)交趾支那ニ於テ佛人通商ノ自由ヲ規定ス

一八六二年六月五日　於西貢
佛國、西班牙及安南和平修交條約—(摘要)湄公流域地方ニ於ケル佛國商人ノ營業及船舶航行ノ自由、佛國臣民ノツーラン、バラト及カンアン三港ニ於ケル商業經營ノ自由ヲ規定ス

一八六三年八月一一日　於ウドーン
佛國及東埔寨修交通商條約—(摘要)東埔寨ヲ佛國ノ保護領トシ、佛國人ノ旅行、通商、所有ノ自由、佛國船舶ニヨル輸出入商品ノ免稅、東埔寨產商品積載船舶ニシテ東埔寨ニテ徵稅セラレタルモノハ交趾支那諸港ニ於テ免稅ヲ規定ス

一八七四年八月三一日　於西貢
佛國及安南通商條約—(摘要)チナイ(ビンヂン州)、ニンハイ(ハイジョン州)河內及ニハ河ヲ國別ヲ問ハズ外國貿易ニ開放、相互輸入稅及外國船舶出入港市ヲ規定ス

一八七四年一一月二三日　於西貢
前項ノ補足協定—(摘要)安南開港場ニ於ケル禁制品及輸入稅規定ノ改廢

一八八三年八月二五日　於順化
佛國及安南條約—(摘要)東京及安南ヲ佛國ノ保護領トシ、東京及安南開港市中キノン、ツーラン及シアンダイ港ヲ除キ外國貿易ニ解放、東京及安南ニテ佛國人及同臣民ノ生命財產ノ自由及保證、東京及安南開港市域內ニ於ケル通行、事業經營及所有ノ自由ヲ規定ス

一八八四年五月一一日　於天津
佛國及支那和平修交假條約—(摘要)佛國及安南間貿易ノ自由ヲ支那側承認

一八八四年六月六日　於順化
佛國及安南條約—(摘要)一八八三年八月二五日佛安條約ノ確認及改正

一八八五年六月九日
佛國及支那和平通商條約—(摘要)東京及支那間陸路貿易ヲ承認、東京—雲南間、東京—廣東及廣西間貿易規定ノ制定、相互ニ最惠待遇享受ヲ規定ス

一八八六年四月二五日　於天津
佛國及支那通商條約—(摘要)陸路通商地ノ改正、土地所有、家屋建築、商社及倉庫開設、國境通過、國內旅行ノ相互自由ノ承認、課稅規則等ヲ規定ス

一八八六年五月七日　於盤谷
安南及ルアンプラバン間貿易振興ノ爲ノ佛國及暹羅條約—(摘要)ルアンプラバンニ於ケル佛國人及保護領民ノ利益ノ保證、商品課稅規則ヲ規定ス

一八八七年六月二六日　於北京
佛國及支那通商補足條約(一八八六年四月二五日條約ノ補足)—(摘要)東京及支那間陸路貿易地點ノ改廢、兩地間貿易促進ノ爲ノ輸入稅改正、船舶航行規則ヲ規定ス

以上の如く佛國勢力の前進と共にその無統制であつた海外貿易は體裁を整へ全く面目を一新するに至つた。

而して即ち一八八八年以降一九〇二年間の五箇年平均輸出入額(特別貿易)を示せば

毎五箇年平均輸出入貿易額表

單位＝法
出所＝リヨン博覽會印度支那委員會發行書「印度支那」

摘要		一八八八—一八九二	一八九三—一八九七	一八九八—一九〇二
輸入	佛國及同植民地	一八、〇六七、〇九四	二六、九四九、六一三	七六、四四八、三三〇
	外國	四七、〇三七、六三一	五一、九一九、九四九	八七、八七〇、七二五
	計	六五、一〇四、七二五	七八、八六九、五六二	一六四、三一九、〇五五
輸出	佛國及同植民地	四、五七六、八六一	一二、二九五、二一七	三三、八五五、五六八
	外國	六六、一四七、三三八	八五、二二七、四一三	一一八、二〇六、六五七
	計	七〇、七二四、一九九	九七、五二二、五四〇	一五一、〇六二、二二五

右の如くで顯著な增加を示してゐる。此の時代の輸入商品は主として綿布、金屬、金屬機械等の製造品、リキユール、葡萄酒、穀粉及亞片、藥品等が主を占め、輸出商品は今日と大差なく米を筆頭として玉蜀黍、胡椒、水產物、獸皮、護謨等農產物が主であつた。

其の後歐洲大戰時代を經て大戰後の好況時代を迎へ、一九一九年の如きは輸入額一、八五七百萬法、輸出額三、八〇〇百萬法、合計五、六五七百萬法と云ふ躍進を示し、今日迄の最高記錄を止めた。而してその翌年は此の反動で莫大な減少を來したが尙輸出入總額三、一九六百萬法に達し、爾後若干の變動はあり乍らも漸增を示し、一九二五年乃至一九二九年の間に於て再び黃金時代を現出した。一九三〇年以後は大戰の影響に依る世界不況の波に席捲せられ遂に二十年前に劣る衰調を辿つたが、一九三五年に至り稍々上向し今後の再發展が目されるに至つた。今左に一九一一年以降の貿易變動狀態を示す。

輸出入貿易額表(外國貿易)

單位＝百萬法
出所＝印度支那貿易統計表

年次	輸入額 佛國及同植民地	輸入額 外國	輸入額 計	輸出額 佛國及同植民地	輸出額 外國	輸出額 計
一九一一—一五						
右五箇年平均	四二四	三五二	九七六	三一七	九〇五	一、二二二
一九一六—二〇						
右五箇年平均	二八六	一、〇二〇	一、三〇六	三二六	一、六三七	一、九六三
一九二一—二五						
右五箇年平均	八三三	九二四	一、七五七	四五二	一、九〇四	二、三五六
一九二六	一、一八一	一、〇九三	二、二七四	六八九	二、四三三	三、一二二
一九二七	一、三四三	一、二七四	二、六一七	六三四	二、三四七	二、九八一
一九二八	一、一四七	一、三一八	二、四六五	六五八	二、二八〇	二、九三八
一九二九	一、二八九	一、二八五	二、五七四	六〇七	二、〇〇五	二、六一二
一九三〇	一、〇七三	七三七	一、八一〇	四八一	一、三六〇	一、八四一
右五箇年平均	一、二〇七	一、一四一	二、三四八	六一四	二、〇八五	二、六九九
一九三一	六八八	六〇二	一、二九〇	三七四	七四七	一、一二一
一九三二	五六二	三七六	九三八	三八五	六三二	一、〇一七
一九三三	五二〇	三九一	九一一	五〇九	五〇五	一、〇一四

一九三四	五四五	三六九	九一四	五六八	四九三	一〇六一
一九三五	五二七	三七四	九〇一	四八六	八一二	一二九八
右五箇年平均	五六九	四三三	九九一	四六四	六三八	一一〇二

特徴　印度支那貿易上の特徴は大體三項を擧げられるが、一は輸出入商品の種類で、領内産業中農業を除く以外は若干の鑛、水產業が算えられるのみで製造工業に於ては殆ど指摘すべきものがない。從て輸出品の多くは當然食料品及原料品を主とし、反之輸入商品は製造工業品に依て占められてゐる。卽ち一九三五年度の三大項目別輸出入價額を見れば、輸入に於て食料品一二四、九一一千法、工業原料品二一〇、二一九千法、製造品五六、二七二千法を示し、輸出に於て食料品九三六、七四〇千法、工業原料品三二二、八〇七千法、製造品三八、七三六千法となつてゐる。二は印度支那を對象とした貿易相手國の情況であるが、印度支那の輸出に於て極東諸地方は良き顧客であるに反し、輸入の大部分は佛本國商品を以て占められ明かに佛本國の獨占市場を形成して居ることである。（特別貿易の部「輸入貿易」及「輸出貿易」各項參照）三は貿易帳尻に於て年々莫大なる輸出超過にあることであるが、印度支那は國內諸要素の性質上此の大なる出超を强要されるのである。卽ち三〇餘萬に達する在留華僑の本國送金、佛人官吏の俸給或は退職金、商業益金及事業配當等の莫大なる本國送金、佛本國政府の强制割當金（年々總豫算經常歲出總額の約一〇乃至一五%に相當す）及本國市場に於て募集された巨額の公債の消却等を考慮すれば此の狀態は自ら諒解されるものであるが、同時に如上の事實は當領財政上の癌腫ともなつてゐるものである。

二　通商政策

本國は一九三四年末より一九三五年初頭にかけて佛蘭西本國及海外領土經濟會議を開催したが、之は一九三三年以來國勢の徐々に下向せんとしてゐる狀態に鑑み佛本國及屬領間の經濟的統一を促進せしめんとする爲組織せるものである。試みに本會議の提唱者たる舊印度支那總督アルベール・サロー氏の言葉を摘要するに「植民政策は今や數人の專門家に獨占さるべき時代は去り、旣に國民思想の一となつてゐる。卽ち國民は新精神の創造者となり一層明確にこの偉大なる植民地生活を佛國生活に結合せしむると共に海外佛國領土が將來その進む過程に於て示す新しき力を以て祖國を富裕ならしめ、祖國の存在を强化すべきである」と述べてゐる。

斯くて會議は經濟委員會（關稅問題及一般經濟政策）、本國及植民地生產委員會（本國及植民地生產物一覽目錄の作製、之等生產物の生產條件の調査及統制）、財政委員會（豫算、銀行、信用問題）、植民地諸施設に關する委員會（交通運輸問題、土木事業計畫、諸施設の改善、其他）、社會施設委員會（社會衞生及敎育問題）の五分科委員會に分ち夫々本國及各領土政治家、專門家等の代表委員に依て決議が實行された。

而して本會議は前述の如く根本的には植民地をして專ら佛本國の獨占市場とし、全佛國經濟の合理化運動の對象としたものであるが、結局商業貿易關係が中心議題となつた。卽ち審議された貿易關係事項の大體を擧げれば、㈠本國向輸出を目的とする生產品の增加を目して、㈡貿易收支を矯正する目的を以て佛國市場に於て外國產同類商品の地位を有效に獲得し得べき各植民地の農・工・鑛產品の選定、㈢右植民地產品の佛國輸入を助長すべき手段―收穫の增加及品質の改良を爲すべき生產技術の向上、生產品の處理、原價及世界市價に差額ある諸產品の減價或は世界市價への接近、佛國市場に適當する產品の配分を容易ならしむべき可能性、最良狀態に於て植民地商品を取扱ひ以て本品產業をも滿足せしむべき手段、植民地經濟の發展を促す爲の本國資本及貸付金の取扱方法 ㈣佛國原產品の植民地輸入、㈤植民地に輸出增加せしめ得べき佛國產商品、卽ち各種原料、食料品、製造品の選定、㈥植民地の歐人、土人間に於て外國商品が有する利益の原因探求、㈦購買者の趣味及購買力に應ずる生產品の取捨選擇 ㈧從來取引關係あり多數支店の設置ある地を除き、植民地に近接せる外國領土又は國に對し佛國商品の輸入を助長すべき手段、等であつた。

元來佛國は英國が植民地に對する場合自由主義的な立場を採ることを通例とするに反し極端なる本國中心主義を採用してゐる。本會議も結局その現はれと見ることも可能で、貿易政策の根本も此處にあるのである。

輸入割當制度　現在割當制を適用せられてゐる商品は綿絲布類及鑛泉類のみであるが、前者に關する本制度は一九三二年八月一八日附總督令を以て公布せられたものである。その內容は左記の如くであるが、その割當の形式は國別に依らず一九二九乃至三一年の三箇年間の印度支那に於ける諸外國（佛本國及同植民地を除く）よりの輸入平均を基礎として計算せられたもので諸外國を一括したる總括的割當數である。その適用方法は一年を各三箇月に區分して四半期とし、制限數量は上・下半期二回に分ち規定し各半期數量を更に二分し前記四半期毎に實施す。

左の輸入割當數量表は一九三五年前半期のものを示したものであるが、現在に於ても變化はない。

綿絲類輸入割當數量表

單位＝キンタル
出所＝印度支那官報

稅番	品目	數量
特三六八	純綿絲	
	單絲	
	精練せざるもの	四四九〇
	漂白したるもの	一一
	染色又は斑色したるもの	三四
特三六九	二絲又は三絲の撚絲にして小賣用に整へざるもの或は繭形若くはオリーヴ形に造りたるもの	五
	四絲以上の撚糸にして小賣用に整へざるもの	三〇五
	單撚のもの	二〇
	双撚のもの	一、一〇五
	小賣用に整へたる撚絲	一〇〇
	佛領印度支那……貿　易	
	單撚のもの	七〇
	双撚のもの	五〇
	純綿布帛	
四〇四	平織、綾織及雲齊織	
	精練せざるもの	三〇
四〇五	精練し又は漂白したるもの	三〇
四〇六	染色したるもの	一〇五
四〇七	捺染したるもの	一〇五
四一一	漂白又は染色したる絲を以て織りたるもの	二八
四一二	浮織又は紋織の純綿布帛	二六
四一八	ブランケット	一〇
四一九	莫大小類	
	靴下	二五
	其他のもの（衣類を含む）	一〇
四二〇ノ三	絲組物類	二四
特四五九ノ二	綿布帛に手又は機械を以て刺繡したるもの	一一
省　略	右に揭げざる一切の綿絲及綿布帛	五〇

鑛泉の輸入割當制度は一九三三年一一月二五日附總督令を以て獨逸及日本產の鑛泉に實施せられたものであるが、日本產の平野水、ウキルキンソン炭酸、布引炭酸等の天然鑛水は爾今一箇年の輸入數量を壜詰のもの一三〇ヘクト立以內と規定され且つ輸入港は西貢及海防の二港に限られ、當該地方官廳の證明ある原產地證明を附し更に產地に關し何等誤謬なきこと竝に如何なる變性加工も加へられざる旨の佛國領事官憲の證明が必要となつてゐる。

輸入許可制度　一九三四年四月二八日附大統領令を以て外國產燐酸及加里肥料輸入取締りに關する規定が公布され、同年一一月一二日附總督令を以て印度支那に公布を見たが、此の結果外國產品は別に裁定ある迄總督の發給

せる個別的輸入許可書を提出するに非ざれば之を爲し得ないこととなつた。以上の外果實に對しては輸入取締令が一九三三年三月八日公布されてゐる。

輸入禁制品

輸入禁制品表

稅番	品目	輸入條件
一七四ノ二	アブサント酒及之に類するリキュール（製造、販賣及流通も亦禁止せらる）	絕對禁止
一七四	外國産精溜酒精及火酒（リキュールを除く）	禁止―ホテルに於る使用及産業上總督令を以て特に許可したる場合を除く
五二四ノ二ノG	ラヂオ電氣機械及部分品	豫め許可を要す
五八一及以下（註）	武器及軍需品	法規參照―航空機は凡て武器と看做す

（註）空包拳銃にして外觀上自動拳銃をなせるものの輸入・販賣・所持は禁止せらる

	外國原産導管ビブロン及部分品	絕對禁止
六四八ノ二	發火裝置自動拳銃	同
九六	珈琲	植物病理學的制限を課す
九一ノ二及一七〇	甘蔗	同
五八五	軍用爆發藥雷管	絕對禁止
五八六	裝塡せる軍用藥莢	一定條件の下に輸入を許可す
一二六ノ二	印度麻（カンナビス・インデイカ）の花及葉―即ち極東、日本、支那、ニウ・カレドニヤ等原産麻	歐人製藥所向ほ之を除く
三一六	印度麻エツキス及同製品	絕對禁止
四七	正規の捺印を以て各罐に原産國名を明示せざる外國産魚類、野菜、果實等の罐詰	絕對禁止
一五八 八六 四七	一瓩以上容器入外國製魚類罐詰	同
四七三	僞造書籍	絕對禁止
一四一	綿、實綿及綿屑	同
一七四ノ四	外國産天然鑛泉水	植物病理學的制限を課す
一七四ノ四	外國産人造鑛泉水	品質に關し（家庭消費用をも含む）總督の許可を受けて輸入す、尙原産地證明を要す
四六八 四六八 五二五ノ六 三一六	新聞及定期刊行物	大瓶、小瓶、サイフオン等入不變性のもの、「人造水」と標示せざるものは輸入許可せず
	製紙工場用以外外國古新聞	總督令に依り規定す
	貨幣鑄造用諸機械	絕對禁止
	特揭なき外國原産調合藥劑にして藥局法に規定せられず且藥品又は外部包裝に明瞭なる文字及佛蘭西語を以て化學名稱及分子式以外の普通名稱竝に製藥者住所氏名を記入せざるもの	條件付禁止
九二及九三 三八	外國原産糖蜜及シロツプ蜂蜜及之に類する名稱のもの	絕對禁止―定率表稅番三一六f及g參照
四九五ノ二	銀貨及其の他の金屬貨（金を除く）赤十字標章を有するもの	同
		稅番二五七ノ二摘要參照
一二三及三一六	自家用生阿片及調合阿片	絕對禁止
	メートル制及地方慣習に依り規定せられたる度量衡以外の度量衡、特に英吉利單位を以て目盛せられたる度量衡	同
	外國産品（自然及工業製品）―製品又は包裝等に佛蘭西製と判斷さるべき商標又は名稱を有するもの	同
	仕出地又は原産地を僞りて標示せる外國製品	同
三一六	意匠遣反又は標示が僞なること明かなる藥劑及器具	同
〇三四〇	サツカリン及之に類するもの―硫化アミド酸、硫化アミド酸エーテル鹽、即ちメチル及エチル	絕對禁止―「佛蘭西サツカリン」を除く
	麻醉劑 有毒劑 外國産乳首（純正護謨以外の製品）	法規參照
〇三四ノ三	檢溫器又は獸醫用檢溫器（稅番一〇五ノ二摘要參照）	絕對禁止―「佛蘭西サツカリン」を除く 製造者名を裝入せるものにあらざれば輸入を許可せず
一七〇及一七〇ノ二	植物（芭蕉、珈琲、綿、護謨、茶）土壤及混合肥料	植物病理學的制限を課す
一七一ノ二及三	箱及樽に原産地を示すマークを有せざる外國産葡萄酒	絕對禁止

輸出禁制品

輸出禁制品表

稅番	品目	輸出條件
	アンチオビウム（卽ち阿片製品）	法規參照
五八〇、五八五及五八六	支那及南部支那諸省向武器、同部分品及軍需品	絕對禁止
六一五及六一六	總噸數百噸及百噸以上の船舶	仕向地の如何に依て絕對禁止
三―八	家畜類（馬、牛類）	法規參照
〇三四九及〇三五〇 六五四	コカイン及コカイン鹽 化石―先史人類骸骨及器具を含む	阿片類に關する項參照
四九五ノ二	ブロンズ製數取札	佛國、佛領植民地及保護國仕向以外のもの
	雲南、廣東、廣西諸省仕向火藥及爆發藥製造原料	絕對禁止―上記諸省駐在佛國外交機關との商議の結果特別の場合には許可す
	ウラニウム鑛（佛國、佛領植民地及保護國仕向以外）	絕對禁止
〇三五八	モルヒネ及モルヒネ鹽	阿片類に關する項參照
	佛領印度支那記念碑及美術品	法規參照
一二三及三一六	阿片及阿片を含む製品卽ちモルヒネ、コカイン及之等の鹽	輸出、再輸出、通過、積替等
四九五ノ二	各種サベク貨（安南外輸出）	絕對禁止
	麻醉劑 有毒物類	法規參照

尙一九三五年四月一七日附大統領令を以て更に三種目の絕對輸出禁止が規定された。以上に就ては農業の部、「主要農産物輸出入狀況の項」參照。

主要商港　左に印度支那主要商港に付一九三五年に於ける出入船舶隻數、同總噸數及積載貨物噸數を示す。但し西貢及海防港に就ては「交通の部」參照ありたし。

主要商港別出入船舶隻數總噸數及積載貨物數量表

出所＝印度支那貿易表

		船舶數	總噸數	積載貨物
			噸	瓲
東京	ホンガイ	三,八八六	二,〇九三,七七五	一,二一三,〇五四
	河内(註)	五,七八二	六〇二,三六二	九七,四九四
安南	ヴィンベンチュイ(註)	五七七	一〇七,二〇四	六二,六〇六
	ツーラン	五,五九三	二,一八二,五五三	八三,四〇四
	キノン	三,三三〇	七七三,九七三	四〇,四八三
	ファンラン	一,三八三	五五,一八二	四四,〇九四
東埔寨	プノンペン(註)	一,四七三	四三七,一六五	一〇七,二七八

(註) 河川港

尙右の中ホンガイ港は遠洋及沿岸兩航路船舶寄航し輸出積荷は主として石炭である。此の外沿岸航路以外に遠洋航路船舶の寄航する港はツーラン、キノン、ファンラン諸港で、河内及プノンペンは單に沿岸航路船舶のみである。

三 總貿易 (Commerce général)

概要 印度支那に於ける總貿易とは總輸入貿易及總輸出貿易を併せたもので、「輸入總貿易」とは印度支那に到達する總ての貨物を含むもので、外國より直接到達し又は倉庫に寄托し、又は直接通過し或は積換へらるゝ佛國、佛領植民地及外國仕出し貨物の外に後說の特別貿易貨物の輸入を云ふものである。但し積換へ貿易中印度支那の土地を經ず又は外國向貨物を直接船積換へのものは一九三〇年一月一日以來包含せしめないことゝなつた。「輸出總貿易」とは印度支那より實際に出國する總ての貨物を含めるもので、特別輸出貿易の外再輸出となるべき倉庫引出貨物及通過貨物を併せたものである。卽ち總輸出入貿易に就ての統計を示せば左の如くである。

總貿易額表

單位＝數量—瓲　價額—千法
出所＝同前表

年次	輸入 數量	輸入 價額	輸出 數量	輸出 價額	計 數量	計 價額
一九三〇	六四六,〇〇九	一,九三一,八三八	二,九四九,〇八六	一,九二三,二八三	三,五九五,〇九五	三,八五五,一二一
一九三一	五三五,四〇九	一,三八〇,五四七	二,七一五,七三六	一,二〇六,五二三	三,二五一,一四五	二,五八七,〇七〇
一九三二	四二三,七三六	一,〇〇九,七五六	三,〇六七,三四二	一,一〇〇,〇七三	三,四九一,〇七八	二,一〇九,八二九
一九三三	三八七,七九一	九二一,七九五	三,二五六,七三〇	一,〇三〇,六六三	三,六四四,五二一	一,九五三,四五八
一九三四	四〇六,二五八	九二三,〇二七	三,四六一,四五一	一,〇六九,二〇七	三,八六七,七〇九	一,九九二,二三四
一九三五	四七四,二二九	九二〇,七七二	四,〇七七,六九六	一,三〇九,一七九	四,五五一,九二五	二,二二九,九五一

輸入總貿易價額表

單位＝數量—瓲　價額—千法
出所＝同前表

年次	直接輸入 數量	直接輸入 價額	倉庫寄托 數量	倉庫寄托 價額	一時的輸入 數量	一時的輸入 價額	計 數量	計 價額
一九三〇	三八三,九一四	一,五九二,九八三	二三三,一一〇	二六二,三四一	二八,九八五	七六,五一四	六四六,〇〇九	一,九三一,八三八
一九三一	三三〇,六五〇	一,一一四,九二一	一九〇,九〇一	二一五,九六〇	一三,八五八	四九,六六六	五三五,四〇九	一,三八〇,五四七
一九三二	二三二,〇〇五	八〇〇,一四八	一七四,二八七	一五三,四三六	一七,四四四	五六,一七二	四二三,七三六	一,〇〇九,七五六
一九三三	二一四,六二六	七四二,二六四	一五一,〇八三	一一九,三三八	二二,〇八二	六一,一九三	三八七,七九一	九二一,七九五
一九三四	二六一,九五一	七六九,八七〇	一一八,二〇七	九六,四二八	二六,一〇〇	五六,七二九	四〇六,二五八	九二三,〇二七
一九三五	二六四,六七九	七四六,六六三	一七一,三二七	九四,八九六	三八,二二三	七九,二一三	四七四,二二九	九二〇,七七二

輸出總貿易｜

輸出總貿易價額表

單位＝數量—瓲　價額—千法
出所＝同前表

年次	直接輸出 數量	直接輸出 價額	在庫品再輸出 數量	在庫品再輸出 價額	免稅通過輸出 數量	免稅通過輸出 價額	計 數量	計 價額
一九三〇	二,八六二,八四〇	一,八三七,五三六	七一,二〇六	二五,四二九	一五,〇四〇	六〇,三一八	二,九四九,〇八六	一,九二三,二八三
一九三一	二,六四八,五七六	一,一二〇,三五四	五四,二〇二	三〇,一一五	一三,九五八	五六,〇五四	二,七一五,七三六	一,二〇六,五二三
一九三二	三,〇〇八,四三九	一,〇一六,九二五	四一,三八一	二〇,五九六	一七,五二二	六二,五五二	三,〇六七,三四二	一,一〇〇,〇七三
一九三三	三,二〇三,〇五六	九五九,八七四	三五,四七八	一六,一三九	一八,一九六	五四,六五〇	三,二五六,七三〇	一,〇三〇,六六三
一九三四	三,四一六,九七五	一,〇二六,三五二	二四,三〇四	八,六〇八	二〇,一七二	三四,二四八	三,四六一,四五一	一,〇六九,二〇八
一九三五	四,〇一七,九五九	一,二五四,五〇〇	三二,〇六四	一〇,八九六	二七,六七三	四三,七八三	四,〇七七,六九六	一,三〇九,一七九

四 特別貿易 (Commerce spécial)

特別貿易とは主として印度支那國內消費に充てられる輸入貿易及純粹に國外に賣却される輸出貿易を云ふものである。

近年特別貿易は世界的經濟不況に依る市場の縮少、市價の下落或は幾多關稅の引上及輕量にして高價なる物品(絹布帛類)の輸出入減等に依て甚だしい不振狀態にあつた。卽ち一九二八年の繁榮は印度支那產業の發達及思惑企業の增加に依る何れかと云へば變則的のものであつたが、貿易總額は五、四〇三百萬法に達して居た。併し其の後年々減少し一九三〇年に於て經濟恐慌の影響が明瞭に現はれ、爾後一九三四年後半期に於て米の輸出漸增の兆の表面化する迄年々減退に減退を重ね、一九三三年の如き總額は僅かに一、九二五百萬法と一九二八年に比し六四・四%の減少を示した。一九三五年は前年後半期の恢復の後をうけ再び增大し稍落付を得るに至つた。卽ち總額に於て二、一九九百萬法と一九三三年に比し一四%の增加となつてゐる。

尙印度支那の重要貿易品は輸入に於て綿布帛類、麻布帛類、各種金屬製品、器械器具類竝に鋼及鐵等で、輸出に於て米及之に類するもの、玉蜀黍、護謨、石炭及乾鹽燻製魚類である。尙米は印度支那輸出の大宗と稱せられ著名な世界的產物であり、今一九三〇年以降一九三四年迄の五箇年間に於ける年平均輸出總額に對する輸出率を見れば五五・七%となるが、年々その過半を占めることを常態としてゐるものである。併し一九三〇年以後は數量、殊に價額に於て激減をしてゐる。

聯邦各國別貿易 左の二表に示さるゝ如く聯邦各國中最大港を控へる交趾支那が輸出入共首位を占め、之に次いで東京が殷盛である。

聯邦各國別輸入貿易數量及價額表

單位＝數量—瓲　價額—千法
出所＝同前表

國	一九三〇 數量	一九三〇 價額	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
佛國及同植民												
交趾支那	九一、四〇四	六二八、六三六	五一、四五六	三五九、六八二	五三、八四八	三一五、四一二	四七、三七二	二九九、一三九	五一、〇二二	三〇五、〇六四	六七、四一四	三三四、三九九
東京	六一、三二四	三八四、九〇七	四七、五〇〇	二八五、一五四	四四、〇一六	二三九、四五七	三二、四二三	一九四、二七七	三五、二一〇	一八二、一一六	三五、九二一	一六四、五一七
安南	四、二六一	三三、四三一	七、七六〇	二四、二二七	三、七四四	一九、四六七	五、〇〇〇	二一、六二六	三七、〇一二	五三、八〇七	一〇、一八五	二三、五一二
東埔寨	三、五三三	二六、六〇九	二、九七七	一九、三二二	一、一三〇	一一、八二五	五四二	四、六七五	四四七	三、九八〇	六三一	四、七八五
老撾	—	—	—	—	二	五一	三	四九	四四	三八九	一五	一二七
計	一六〇、五二二	一、〇七三、五八三	一〇九、六九三	六八八、三八五	一〇二、七四〇	五八六、二一二	八五、三三九	五一九、七六六	一二三、七三五	五四五、三五六	一一四、一六六	五二七、三四〇
外國												
交趾支那	二四八、二六三	四九五、一九七	二二〇、五八七	三九六、四二九	一六一、五三四	二三七、八六九	一五七、六二〇	二三七、七三三	一七一、五八六	二二三、六五六	一八三、一六八	二二四、六八六
東京	九九、一八七	二一一、三五三	八六、二八四	一四七、七五九	七六、二七五	一二二、九二九	七七、五五五	一二六、八六三	七一、七五九	一二二、三五五	八一、三二四	一二八、一九六
安南	一一、五七一	二〇、四九三	二六、三〇四	五〇、七八四	一〇、二九五	一六、六〇二	七、八一四	一一、九八八	一二、九七七	一六、四三二	六、四七一	七、二一一
東埔寨	一、五五三	一〇、八〇五	一、三一三	七、四五一	五六九	三、三二五	一、九八〇	九、八五五	四四五	二、〇九四	四六九	一、四七四
老撾	—	—	—	—	九七三	一、〇一四	二、三四〇	四、六〇一	二、八八〇	四、五六五	一六、二七四	一二、四九六
計	三六〇、五七四	七三七、八四八	三三四、四八八	六〇二、四二三	二四九、六四六	三八一、七三九	二四七、三〇九	三九一、〇四〇	二五九、六四七	三六九、一〇二	二八七、七〇六	三七四、〇六三
合計												
交趾支那	三三九、六六七	一、一二三、八三三	二七二、〇四三	七五六、一一一	二一五、三八二	五五三、二八一	二〇四、九九一	五三六、八七二	二二二、六〇八	五二八、七二〇	二五〇、五八二	五五九、〇八五
東京	一六〇、五一一	五九六、二六〇	一三三、七八四	四三二、九一三	一二〇、二九一	三六二、三八六	一〇九、九七八	三二一、一四〇	一〇六、九六九	三〇四、二七一	一一七、二四五	二九二、七一三
安南	一五、八三二	五三、九二四	三四、〇六四	七五、〇一一	一四、〇三九	三六、〇六九	一二、八一四	三三、六一四	四九、九八九	七〇、二三九	一六、六五六	三〇、七二三
東埔寨	五、〇八六	三七、四一四	四、二九〇	二六、七七三	一、六九九	一五、一五〇	二、五二二	一四、五三〇	八九二	六、〇七四	一、一〇〇	六、二五九
老撾	—	—	—	—	九七五	一、〇六五	二、三四三	四、六五〇	二、九二四	四、九五四	一六、二八九	一二、六二三
計	五二一、〇九六	一、八一一、四三一	四四四、一八一	一、二九〇、八〇八	三五二、三八六	九六七、九五一	三三二、六四八	九一〇、八〇六	三八三、三八二	九一四、二五八	四〇一、八七二	九〇一、四〇三

聯邦各國別輸出貿易數量及價額表

單位＝數量―瓲 價額―千法
出所＝同前表

國別	一九三〇 數量	一九三〇 價額	一九三一 數量	一九三一 價額	一九三二 數量	一九三二 價額	一九三三 數量	一九三三 價額	一九三四 數量	一九三四 價額	一九三五 數量	一九三五 價額
佛國及同植民地												
交趾支那	三六九、六一三	四一八、四五六	四一三、七七二	三一六、八七八	五九一、〇四四	三三〇、一七二	八二二、九四六	四〇一、五九八	一、一四一、六〇五	四五四、九三八	八〇三、四四一	三八三、五八〇
東京	六三、五七九	五一、一九四	一二〇、八八八	五一、五五一	一六七、二四〇	四九、九九三	二九〇、二四二	九五、五〇五	三三二、八一八	九六、五九九	三三六、一三三	八八、六八七
安南	九九六	八、六六五	四八五	三、五二五	一、六七五	三、五七三	一一、七三四	一一、〇三三	一八、三六〇	一四、四五六	一五、一九三	一三、一〇八
東埔寨	一〇六	二、三八二	四〇	一、四七三	八二	一、六九〇	一三〇	一、五六六	七四	一、二九〇	八四	九九五
老撾	—	—	—	—	—	—	—	四	一一	二五	—	七
計	四三四、二九四	四八〇、六九七	五三五、一八五	三七三、四二七	七六〇、〇四一	三八五、四二八	一、一二五、〇五二	五〇九、六九五	一、四八三、〇六八	五六七、三〇八	一、一五四、八五一	四八六、三七七
外國												
交趾支那	九〇七、三三二	一、〇七二、三六三	六九八、九五四	五四八、五九四	八〇七、一四七	四七八、七二〇	七一四、〇七二	三七〇、二四九	八一一、六二八	三八一、五八八	一、三三七、三三七	六六二、九二五
東京	一、四五五、四一二	二四七、九二七	一、三六四、五九三	一六九、四五六	一、四〇〇、〇二五	一三〇、四五二	一、三〇二、九六九	一一三、四八八	一、一三一、九〇一	九四、七五五	一、四九七、三一六	一二七、九六三
安南	五七、八八〇	二八、三〇六	四一、五三四	二〇、七五九	七三、四三一	一三、九七三	七三、四三一	一一、九三六	三、七四五	八、九〇四	五〇、〇四七	一四、三九六
東埔寨	九、五一〇	一一、五七〇	八、三一〇	八、一一八	五、二六一	八、〇七九	五、二六一	八、二八五	五、五六〇	六、六三〇	四、四九一	五、一六一
老撾	—	—	—	—	四六七	一、四五一	四六七	八七一	一、二四五	一、四一五	一、五九〇	一、四六一
計	二、四二九、七三四	一、三六〇、一六六	二、一一三、三九一	七四六、九二七	二、二四八、五一五	六三二、六七五	二、〇九六、二〇〇	五〇四、八二九	一、九五四、〇七九	四九三、二九二	二、八九〇、七八一	八一一、九〇六
總計												
交趾支那	一、二七六、九四五	一、四九〇、八一九	一、一一二、七二五	八六五、四七二	一、三九八、一九一	八〇八、八九二	一、五三七、〇一八	七七一、八四七	一、九五三、四三三	八三六、五二六	二、一四〇、七七八	一、〇四六、五〇五
東京	一、五一八、五九一	二九九、一二一	一、四八五、四八一	二二一、〇〇七	一、五六七、二六五	一八〇、四四五	一、五九三、二一一	二〇八、九九三	一、四五四、七一九	一九一、三五四	一、八三三、四四九	二一六、六五〇
安南	五八、八七六	三六、九七一	四二、〇一九	二四、二八四	三六、五七九	一七、五四六	八五、一六五	二二、九五八	二二、一〇五	二三、三六〇	六五、二四〇	二七、五〇四
東埔寨	九、六一六	一三、九五二	八、三五〇	九、五九一	六、一〇八	九、七六九	五、三九一	九、八五一	五、六三四	七、九二〇	四、五七五	六、一五六
老撾	—	—	—	—	四一三	一、四五一	四六七	八七五	一、二五六	一、四四〇	一、五九〇	一、四六八
計	二、八六四、〇二八	一、八四〇、八六三	二、六四八、五七六	一、一二〇、三五四	三、〇〇八、五五六	一、〇一八、一〇三	三、二二一、二五二	一、〇一四、五二四	三、四三七、一四七	一、〇六〇、六〇〇	四、〇四五、六三二	一、二九八、二八三

前二表に依て一九三五年に於ける各主要項に亘り百分率を取るに、輸入に於て交趾支那は數量六二・四%、價額六二・二%、東京は數量二九・二%、價額三二・五%を占め、又佛國及同植民地よりの輸入は數量に於て二八・四%、價額五八・五%となり、一九三一年以降五箇年の平均百分率も亦五八・五%となつてゐる。又輸出に於て交趾支那は數量五二・九%、價額八〇・六%、東京は數量四五・三%、價額一六・七%、佛國及同植民地への輸出は數量二八・五%、價額三七・五%で、前者同樣最近五箇年のその率は四二・一%となつてゐる。即ち印度支那の貿易上交趾支那は最も重要なる地位を占めてゐるものであり、輸出に於て東京が數量に比し價額の少なるは主として石炭の如き重量大にして價額比較的安價なる貨物の多きことに依るものである。

項目別貿易

總說特徵の項に於て述べた如く印度支那の貿易は、輸入に於て製造工業品が、輸出に於て食料品及原料品が大部分を占めてゐるが、その項目別輸出入貿易狀態は左の如くである。

項目別輸出入貿易數量及價額表

單位＝數量―千瓲 價額―百萬法
出所＝印度支那貿易統計表

年次及輸出入別		食料品 佛國及植民地	食料品 外國	工業原料品 佛國及植民地	工業原料品 外國	製造品 佛國及植民地	製造品 外國	計 佛國及植民地	計 外國
一九三〇― 輸入	數量	一四・七	九二・二	六〇・一	二一六・五	八五・六	五一・九	一六〇・五	三六〇・六
	價額	八九・〇	一六一・二	八六・九	三三七・九	八九七・七	二三七・四	一、〇七三・六	七三六・四

	輸出	數量	三四九・七	九四九・五	八一・四	一,四二六・二	三・一	五四・一	四三四・三	二,四二九・七
		價額	三六〇・六	一,〇八七・二	八八・三	二三六・九	五一・七	三六・〇	四八〇・七	一,三六〇・二
一九三一—	輸入	數量	一二・七	七七・八	三九・八	一八一・六	五七・二	七五・一	一〇九・七	三三四・五
		價額	七〇・九	一二六・七	五三・二	二五一・一	五六四・三	二三四・六	六八八・四	六〇二・四
	輸出	數量	四〇〇・二	七〇六・五	一三二・二	一,三六七・三	二・八	三九・六	五三五・二	二,一一三・四
		價額	二八一・〇	五二六・五	六五・三	一九九・三	二七・一	二一・一	三七三・四	七四六・九
一九三二—	輸入	數量	一二・九	六四・七	三六・三	一六七・〇	五二・五	一八・〇	一〇一・六	二四九・六
		價額	六九・〇	九三・四	三七・二	一九九・六	四四九・七	八八・七	五五五・九	三八一・七
	輸出	數量	六一七・三	八一六・六	一三九・〇	一,三九七・二	三・六	三四・六	七六〇・〇	二,二四八・五
		價額	三三三・三	四六七・五	四五・〇	一四九・七	一六・六	一四・八	三八四・九	六三二・〇
一九三三—	輸入	數量	一一・二	五九・五	二八・二	一五〇・七	四五・九	三七・一	八五・三	二四七・三
		價額	五八・〇	七九・六	三四・四	一八一・七	四二九・八	一二九・二	五二〇・一	三九〇・五
	輸出	數量	九〇九・一	七二四・〇	二一二・〇	一,二九五・〇	三・九	七七・一	一,一二五・一	二,〇九六・二
		價額	四一三・七	三三二・六	七四・九	一五六・六	二一・二	一五・六	五〇九・七	五〇四・八
一九三四—	輸入	數量	一四・八	五五・〇	五一・三	一六〇・〇	五七・七	四四・七	一二三・七	二五九・六
		價額	六四・四	六〇・三	五二・五	一八二・一	四二八・五	一二六・五	五四五・三	三六八・九
	輸出	數量	一,二五八・三	七九〇・三	二一九・三	一,一五八・五	五・五	五・三	一,四八三・一	一,九五四・一
		價額	四六三・五	二九四・八	七八・八	一八一・九	二四・九	一六・六	五六七・三	四九三・三
一九三五—	輸入	數量	一四・六	六三・七	四五・一	一六四・八	五四・四	五九・二	一一四・二	二八七・七
		價額	五六・三	六八・六	四五・一	一六五・一	四二五・九	一四〇・三	五二七・三	三七四・〇
	輸出	數量	八五七・三	一,三七八・二	二八八・六	一,四六七・九	九・〇	四四・七	一,一五四・八	二,八九〇・六
		價額	三五八・五	五七八・二	一〇三・〇	二一九・八	二四・八	一三・九	四八六・四	八二一・九

（備考）各年共貴金屬輸出入價額を含まず、左に本品の輸出入額を示せば一九三〇年輸入(イ)—三、七八七瓩、一、四〇四千法、輸出(ロ)—無し、一九三一年、(イ)—六、四五六瓩、一、六二六千法、(ロ)—一、六一〇瓩、不明、一九三二年、(イ)—三、八七九瓩、九〇二千法、(ロ)—八、五〇三瓩、二五、三五八千法、一九三三年、(イ)—一、八三三瓩、六五七千法、(ロ)—一、二四五瓩、一三八、九二六千法、一九三四年、(イ)—五一瓩、三千法、(ロ)—一、八六四瓩、一七、六二六千法、一九三五年、(イ)—五九瓩、八五一千法、(ロ)—二瓩、九、三五〇千法の如くである

即ち一九三五年輸入價額に於て製造品は六二・八%、工業原料品は二六・二%で、輸出價額に於て食料品は六四・四%、工業原料品は二四・九%であつた。

國別貿易

印度支那の國別貿易は下記の二表に依て明瞭なる如く輸入に於て歐洲諸國より六〇・〇六%を仰ぎ、之に反し亞細亞諸國よりは三五・三八%を購入するに過ぎず、殊に佛國は自國のみにて五五・四五%を占めてゐる。而して輸出に於ては歐洲諸國へ三七・九九%を向け、亞細亞諸國へは五二%を送り、支那、香港、新嘉坡、日本等主要近接諸國向が四四・五八%を占めてゐる。即ち印度支那は貨物の需給關係より見れば自國商品の販路は亞細亞殊に近接諸國に求めてゐるが、必需品の過半は佛國より仰いでゐると云ふ現況にある。尙佛國に對する印度支那輸出の增大は經濟不況の中期より極東方面に於て販路の縮少された印度支那米に對しその保護の爲佛本國に於て購買奬勵を爲したため、漸次增加せるもので、小麥の產地たる佛本國に於て印度支那米の多量の輸入は種々問題の惹起を免かれず、結局近年印度支那の佛國向輸出の增大は一時的の現象と見ることが出來る。

國別輸入貿易價額表

單位＝百萬法
出所＝同前表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三五 價額%
歐洲—							
佛蘭西	九九九	六四二	五一六	四八六・二	五二五・三	五〇〇・〇	五五・四五
佛領植民地	八三	三七	四六	三三・五	二〇・〇	二七・三	三・〇三
獨逸	五五	一三	一〇	五・七	一・九	三・五	〇・三九
墺太利	—	—	—	〇・八	〇・一	〇・三	〇・〇三
ベルゴ・ルクサンブール經濟聯邦	—	六	三	一二・七	一四・六	一〇・九	一・二一
丁抹	—	—	—	〇・四	〇・五	〇・七	〇・〇八
西班牙	—	—	—	〇・七	〇・〇	〇・〇	—
芬蘭	—	—	—	〇・五	〇・〇	〇・〇	—
英吉利	四七	二六	一六	一二・七	一一・六	一四・六	一・六二
伊太利	三	三	三	二・六	一・四	二・六	〇・二九
諸威	—	—	—	〇・四	〇・二	〇・〇	—
和蘭	八	七	三	一三・四	四・二	五・三	〇・五八
葡萄牙	—	—	—	〇・四	〇・〇	〇・一	〇・〇一
瑞典	—	—	—	〇・六	〇・〇	〇・三	〇・〇三
瑞西	二〇	一七	一三	九・八	〇・五	一・八	〇・二〇
チエツコ・スロバキア	—	—	—	二・六	〇・二	一・一	〇・一二
土耳古	—	—	—	一・四	〇・〇	—	—
ユーゴスラビア	—	—	—	〇・二	〇・九	〇・三	〇・〇三
其他の諸國	八	八	六	〇・〇	〇・〇	〇・二	〇・〇二
亞細亞—							
支那	三七	二九	二三	三五・三	三八・五	七〇・〇	七・八四
香港	一八七	一四五	一〇六	九二・六	九〇・二	七二・〇	七・九九
英領印度	七九	五三	二五	六・一	二六・二	七・三	〇・八一
蘭領印度	一一三	八三	七七	七一・二	六五・六	五四・四	六・〇四
佛領印度	—	—	—	一七・八	一一・八	一一・六	一・二九
日本	一〇	一五	一〇	一九・三	二二・三	二六・三	二・九二
比律賓	—	—	—	〇・一	一・九	〇・二	〇・〇二
錫蘭	—	—	—	〇・二	二・二	一・三	〇・一四
暹羅	六	三	二	五・一	五・五	一三・六	一・五一
新嘉坡	三七	二五	三三	四二・九	五五・八	六一・四	六・八一
其他の諸國	—	—	—	一八・〇	〇・一	〇・一	〇・〇一
阿弗利加—							
アルヂエリー	—	—	—	一四・六	七・九	一五・〇	一・六六
南阿弗利加聯邦	—	—	—	〇・〇	〇・二	〇・二	〇・〇二
マダガスカル	—	—	—	〇・二	〇・〇	〇・五	〇・〇六
レユニオン	—	—	—	〇・六	〇・〇	〇・〇	—
其他の佛領阿弗利加諸國	—	—	—	〇・〇	〇・一	〇・三	〇・〇三
其他の諸國	—	一	一	二・四	四・一	三・一	〇・三四
其他—	二						
米國	一〇〇	四五	三四	三三・二	一九・三	二一・一	二・三四
濠洲	—	—	—	〇・五	〇・一	〇・三	〇・〇三
ニウ・カレドニア	—	—	—	〇・一	〇・〇	〇・〇	—
其他の諸國	—	一	五	〇・二	一・〇	〇・三	〇・〇三
計 佛國及同植民地	一,〇八二	六九九	五六二	五一九・七	五四四・三	五二七・三	五八・五〇
計 外國	七二七	五九一	三七六	三九一・一	三六八・九	三七四・一	四一・五〇
總計	一,八〇九	一,二九〇	九三八	九一〇・八	九一四・二	九〇一・四	一〇〇

國別輸出貿易價額表

單位＝百萬法
出所＝同前表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三五 價額%
歐洲—							
佛蘭西	四三六	三五九	三六三	四八一・二	五二三・〇	四三二・七	三三・三三
佛領植民地	四四	一四	二一	二八・五	四四・三	五三・六	四・一三
獨逸	八	六	七	五・九	五・五	一三・二	一・〇二
ベルゴ・ルクサンブール經濟聯邦	八	九	九	五・四	一二・一	一三・七	一・〇六
西班牙	—	—	—	〇・〇	〇・四	〇・五	〇・〇四
希臘	—	—	—	〇・〇	〇・三	—	—
英國	二	一七	七	一一・五五	一五・六	一七・九	一・三八
伊太利	—	—	—	〇・五	四・三	六・三	〇・四九
和蘭	—	—	—	五・五	五・九	七・三	〇・五六
其他の諸國	五	七	一一	〇・〇	〇・〇	一・四	〇・一一
亞細亞—							
支那	二九八	八九	八三	四三・八	五八・三	一九七・三	一五・二〇
香港	四六七	三二三	三一一	二四二・〇	一四九・八	二二五・一	一七・三四
英領印度	一一	二二	一一	七・一	三二・一	三八・九	三・〇〇
蘭領印度	一四一	七六	三八	二八・九	一七・五	二八・五	二・二〇
佛領印度	—	—	—	〇・四	〇・二	一・七	〇・一三
日本	九八	四九	六三	四五・二	四〇・九	五四・一	四・一七
比律賓	二	一	—	〇・四	〇・七	四・九	〇・三八
錫蘭	一二	九	五	一・七	一・六	三・四	〇・二六

暹羅	二	九	一〇	九・九	八・七	六・九	〇・五三
新嘉坡	二三四	一二	六七	八〇・七	八四・二	一〇二・〇	七・八七
其他の諸國	ー	ー	ー	〇・〇	〇・五	一・七	〇・一三
阿弗利加—							
アルヂェリー	ー	ー	ー	三・四	四・三	三・七	〇・二八
南阿弗利加聯邦	ー	ー	ー	四・六	五・三	五・四	〇・四二
マダガスカル	ー	ー	ー	四・三	一一・七	四・四	〇・三四
レユニオン	ー	ー	ー	一三・九	一五・二	一五・四	一・一九
其他の佛領阿弗利加	ー	ー	ー	四・三	一〇・二	二三・八	一・八三
其他の諸國	二四	八	七	二・四	二・七	一一・二	〇・八六
其他—							
加奈陀	ー	ー	ー	〇・〇	〇・三	一・九	〇・一五
米國	二六	九	二	七・六	三七・九	五五・八	四・三〇
玖瑪	ー	ー	ー	一・一	五・〇	七・四	〇・五七
ニウ・カレドニア	ー	ー	ー	一・五	一・四	二・〇	〇・一五
ニウ・ヘブリッヂ	ー	ー	ー	〇・三	〇・四	〇・四	〇・〇三
其他の太洋洲諸島	ー	ー	ー	〇・三	一・一	三・二	〇・二〇
其他	ー	ー	一	〇・七	一・四	九・二	〇・四八
計 佛國及同植民地	四八〇	三七三	三八四	五〇九・七	五六七・三	四八六・三	三七・四六
計 外國	一・三五九	七四七	六三二	五〇四・八	四九三・三	八一二・〇	六二・五四
總計	一,八三九	一,一二〇	一,〇一六	一,〇一四・五	一,〇六〇・〇	一,二九八・三	一〇〇

商品別貿易

商品別輸入貿易數量及價額表

單位＝數量—千瓲 價額—百萬法
出所＝同前表

品別	數量 一九三〇	數量 一九三一	數量 一九三二	數量 一九三三	數量 一九三四	數量 以上五箇年平均	數量 一九三五	價額 一九三〇	價額 一九三一	價額 一九三二	價額 一九三三	價額 一九三四	價額 以上五箇年平均	價額 一九三五
綿布帛類	一一	六	八	八	九・三	八・五	八・九	三三九	一六三	一五五	一三三	一一九・二	一七九・八	一五〇・二
石油及精油	九三	七五	七六	七一	六四・四	七五・八	六五・一	一三一	九七	八三	七五	六五・四	九〇・三	三四・三
機械及器具	一四	一三	一一	五	二・八	九・一	三・七	一四三	一一三	五七	六一	三二・二	八一・二	三九・二
各種金屬製品	三〇	四六	一三	一三	二七・四	二七・九	一六・〇	九七	一〇六	三八	四一	四八・九	六六・二	四二・八
武器・火藥・彈丸・發火具	一	一	一	〇	〇・三	〇・六	〇・三	一五	一一	七	五	四・二	八・四	四・二
各種葡萄酒(百萬立)	八	八	八	七	七・九	七・八	六・二	三五	三四	三〇	二七	二四・七	三〇・一	一八・四
各種煙草類	三	三	二	一	〇・六	一・九	一・二	五〇	四一	二九	一四	九・一	二八・六	一三・六
鐵及鋼	六〇	四九	一七	二五	二四・七	三七・一	三四・二	七七	五八	二九	二七	四六・四	四七・四	三六・二
絹布帛	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・一	〇・五	五五	三四	二七	二八	二一・九	三三・一	二七・八
紙類	一一	一〇	七	八	八・四	八・九	八・二	四五	三八	二七	二三	二四・七	三一・五	二二・七
牛乳	四	三	三	三	三・〇	三・〇	三・二	二二	一九	一九	一六	一六・二	一八・四	一六・〇
綿絲類	二	一	一	一	一・一	一・二	一・〇	三四	二三	一九	一四	一一・七	二〇・三	一一・六
護謨製品	一	一	一	一	〇・九	一・〇	一・一	三四	二七	一九	一五	一二・六	二一・五	一四・二
羊毛	五	二	四	四	七・四	四・五	六・四	四六	一六	一八	一八	二五・八	二四・七	二七・六
自動車及部分品	三	一	一	一	一・六	一・五	二・〇	五四	二七	一六	一六	二一・一	二六・八	二六・〇
小麥粉	二二	一九	一六	一五	一六・二	一七・六	一七・九	三一	二三	一五	一一	九・四	一七・七	一一・六
化學製品	二六	一二	八	一六	九・〇	一四・二	一四・四	三七	二〇	一五	一九	一三・六	二〇・九	一八・二
重油・石油滓及マズー油	二五	二〇	二二	一六	四・二	一七・四	二三・五	二〇	一四	一四	一一	一三・三	一四・四	一〇・六
生又は罐詰野菜	一七	一五	一四	一五	一五・二	一五・二	一六・五	一五	一二	一三	一二	一〇・九	一二・六	一〇・四
檳榔果實	三	三	三	二	二・一	二・六	二・四	一〇	一三	一一	七	七・六	九・七	八・九
調合藥劑	一	〇	〇	〇	〇・三	〇・三	〇・二	一四	一〇	一〇	一	一〇・五	九・一	七・六
蒸溜酒(純粹酒精百萬立)	一	一	一	一	〇・六	〇・九	〇・二	一六	一〇	一〇	七	六・〇	九・八	六・一
香料及香入石鹼	一	〇	一	〇	〇・三	〇・五	〇・四	一〇	六	九	六	六・二	七・四	六・〇
食卓用果實	一〇	八	七	六	六・一	七・四	八・八	一四	一一	九	九	七・七	一〇・一	一〇・二
藥劑	三	三	二	二	二・五	二・五	二・六	一〇	一〇	九	八	八・六	九・一	九・五
茶	二	二	一	一	〇・八	一・四	〇・六	一六	一五	八	七	六・九	一〇・五	四・一
乾性野菜	九	九	九	四	二・九	六・八	四・二	九	八	七	三	一・七	五・七	二・九
砂糖	一六	一〇	五	三	一・四	七・一	一・四	二二	一三	七	四	二・一	九・六	一・八
獸皮及加工毛皮	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・〇	〇・二	一二	七	七	四	四・〇	六・八	三・九
繪具、インキ、鉛筆	二	一	一	一	一・三	一・三	一・三	九	七	六	四	六・五	六・五	六・七
牛酪	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・一	〇・五	五	六	六	四	四・七	五・一	五・五
衣服及下着	〇	〇	〇	〇	〇・六	〇・〇	〇・三	六	八	六	四	三・二	五・四	五・六
化學染料	一	一	一	一	〇・二	〇・九	一・七	五	五	五	四	四・八	四・七	五・八
支那素麵	三	三	二	〇	二・一	二・〇	二・三	八	六	四	五	三・九	五・四	三・九
毛布	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・〇	〇・一	一二	七	四	四	四・九	六・三	四・九
銅	二	一	一	一	〇・七	一・一	〇・九	一二	九	四	五	二・九	六・五	三・〇
自轉車及部分品	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・一	〇・五	六	五	三	四	四・七	四・五	六
魚類	一	一	〇	一	〇・五	〇・七	〇・六	五	三	二	二	四・一	三・二	二
印刷物・版畫・書籍	一	〇	〇	〇	〇・八	〇・四	〇・二	一三	三	二	三	〇・六	四・三	一・九
金銀細工・寶石・時計	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・〇	四	三	二	二	二・一	二・六	二・五
麻布帛	四	一	一	一九	二四・八	九・九	三四・六	一三	三	二	四二	四九・五	二一・九	五九・九
麻絲・麻緒・麻綱	一	一	一	〇	〇・四	〇・七	〇・五	四	三	二	二	二・〇	二・六	二・〇
亞鉛	二	〇	一	一	一・一	一・〇	一・五	六	一	二	二	二・三	二・六	二・八

石炭	三三	一六	一八	一六	一六・七	一九・九	一四・九	五	二	二	二	一・一	二・四	一・二
磁器	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・一	〇・五	二	一	一	一	一・二	一・二	二・六
普通硝子製コップ	〇	〇	一	〇	〇・七	〇・三	一・四	〇	〇	一	〇	一・〇	〇・四	二・六
雨傘	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・〇	六	一	一	〇	〇・六	一・七	〇・六
金（キンタル）	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・六	一	〇	一	一	〇・〇	〇・六	〇・六
亜麻・大麻・苧麻絲	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・〇	一	一	一	一	〇・四	〇・八	〇・六
其他	九〇	九八	六二	六五	一〇・七	八五・一	八六・九	二七五	二三九	一六五	二〇七	二三四・七	二三二・一	一八五・六
計	五二一	四四四	三五一	三三三	三八三・四	四〇六・四	四〇一・九	一、八〇九	一、二九〇	九三八	九一一	九一四・三	一、一七二・五	九〇一・四

商品別輸出貿易數量及價額表

單位＝數量—千噸　價額—百萬法
出所＝同前表

品別	數量							價額						
	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	以上五箇年平均	一九三五	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	以上五箇年平均	一九三五
米及之に類するもの（風袋込）	一、一一三	九五九	一、二一四	一、二八八	一、五二八・五	一、二二二・一	一、七六五・〇	一、一九九	六二三	六〇三	四七八	四六六・三	六七三・九	六四八・〇
玉蜀黍	一一三	九六	一七六	二九八	四七六・一	二三三・六	四一七・〇	六一	四一	七四	一五三	一九七・四	一〇五・三	一四四・九
石炭	一、三二四	一、二七二	一、一六二	一、二六二	一、一七八・五	一、二三九・七	一、五一三・一	九九	九二	六六	六三	五五・九	七五・二	六八・七
乾鹽燻製魚	三三	三三	二五	二六	二四・六	二八・一	二四・六	八二	六一	五四	六二	五一・二	六二・〇	五三・一
護謨	一〇	一三	一五	一八	二〇・四	一五・一	二九・二	六三	三七	二七	五六	九四・一	五五・四	一三六・八
未加工皮	二	二	二	二	二・一	二・〇	二・九	一七	一九	一三	二〇	六・五	一五・一	一〇・四
錫鑛	一	二	二	二	二・〇	一・八	二・五	一二	一一	一三	一四	二〇・四	一四・一	二二・九
胡椒	四	四	三	三	四・〇	三・六	三・四	四五	三〇	二〇	一四	一八・〇	二五・四	一三・四
錫塊	〇	〇	〇	一	一・〇	〇・四	一・二	一	一	〇	一一	一五・〇	六・二	一七・三
チーク材	一三	一五	八	一二	一四・八	一二・六	一二・七	二〇	一八	九	一一	一二・三	一四・〇	九・八
漆	一	一	一	一	一・五	一・一	一・六	一〇	一〇	一〇	一〇	一一・八	一〇・四	八・二
乾蝦及蝦頭	一	二	一	一	一・三	一・二	一・三	一二	一〇	七	七	六・五	八・五	五・五
セメント	三五	五二	九一	三七	三八・二	五〇・六	三二・三	六	九	一五	六	六・一	八・四	五・三
鳥卵	三	二	二	三	三・七	二・七	五・八	一〇	七	五	五	六・八	六・八	一〇・九
カポック	一	一	一	一	二・一	一・二	二・四	三	五	五	五	三・八	四・四	五・〇
ラム酒	一	一	一	一	一・一	一・〇	一・〇	五	七	四	五	五・九	五・〇	三・〇
コプラ	一〇	八	四	七	五・八	六・九	一二・一	一三	八	四	五	三・四	六・七	九・〇
莚席	三	二	二	二	二・二	二・二	三・七	八	四	三	五	一・五	四・三	七・二
土人茶	〇	一	一	一	一・三	〇・八	一・一	二	三	三	四	七・四	三・九	七・九
亜鉛塊	四	二	〇	四	三・四	二・七	四・二	六	四	〇	四	三・四	三・五	四・二
肉桂	一	一	一	一	〇・八	〇・九	一・〇	四	五	五	四	三・八	四・三	三・五
生獸	五	二	二	二	一・八	二・六	七・一	一四	六	四	四	二・六	六・一	一一・〇
薬材	一	一	一	一	一・三	一・一	一・三	三	四	三	二	二・三	二・九	一・九
クナオ	七	五	四	三	二・〇	四・二	二・三	三	二	二	二	一・一	二・〇	一・三
木炭	一三	八	九	九	六・一	八・八	三・〇	三	二	二	二	一・五	二・一	〇・八
棉花	二	一	〇	一	一・一	五・〇	〇・七	八	五	二	二	二・三	三・九	一・五
手製刺繡（噸）	一九	一七	一七	二四	一八・八	一九・二	一二・〇	四	三	一	二	一・一	二・二	〇・九
海鹽	四二	三三	二九	六九	〇・一	三四・六	三三・一	二	三	一	二	〇・〇	一・六	〇・七
笊籠類	二	二	一	一	〇・八	一・四	〇・三	四	三	一	二	一・四	二・三	一・二
茗荷及白荳蔲	〇	〇	〇	〇	〇・四	〇・一	〇・三	二	二	一	一	一・二	一・四	一・二
大茴香油	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・〇	〇・二	五	三	一	一	一・七	二・三	〇・五
胡麻油	一	一	一	一	〇・六	〇・九	〇・四	一	二	一	一	〇・四	一・一	〇・三
乾豆	一	〇	一	一	〇・六	〇・七	一・一	一	〇	一	一	〇・三	〇・六	〇・六
安南絹布帛（噸）	三九	三四	七	一三	九・五	二〇・五	六・〇	八	四	一	一	〇・七	〇・九	〇・四
筆	〇	〇	〇	〇	〇・三	〇・一	〇・三	一	二	一	一	一・〇	一・二	一・二
亜鉛鑛	二八	一五	三	三	一・五	一〇・一	―	六	三	一	一	〇・三	二・三	―
手製レース（噸）	七	七	四	七	四・三	五・八	三・三	二	二	一	一	〇・六	一・三	〇・四
珈琲豆	〇	〇	〇	〇	〇・五	〇・一	一・〇	〇	三	二	一	二・九	一・八	五・七
生果實	三	三	三	三	一・一	二・六	〇・九	二	三	二	一	〇・六	一・七	〇・六
木製家具	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・〇	〇・一	三	一	〇	一	〇・五	一・一	〇・五
魚脂	四	二	一	〇	〇・二	一・四	〇・四	六	三	一	〇	〇・三	二・一	〇・三
加工皮革	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	二	二	一	〇	〇・〇	一・〇	〇・一
莨麻子油	〇	〇	〇	〇	〇・二	〇・〇	〇・二	二	一	〇	〇	〇・四	〇・七	〇・六
スティック・ラック及ゴムラック	一	〇	〇	〇	〇・七	〇・三	〇・三	五	二	〇	〇	一・四	一・七	〇・九
魚皮	〇	〇	〇	〇	〇・一	〇・〇	〇・一	一	〇	〇	〇	〇・一	〇・二	〇・一
ベンジョアン護謨	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・〇	一	〇	〇	〇	〇・三	〇・二	〇・六
生絲（噸）	九	三	一	五	三・五	四・三	一・一	一	〇	〇	〇	〇・二	〇・二	〇・〇
マニホット及マニホツト粉	〇	〇	〇	―	〇・一	〇・〇	一・〇	〇	〇	〇	―	〇・〇	〇・〇	〇・二
土人製砂糖	〇	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・八	〇	〇	〇	〇	〇・〇	〇・〇	一・二
其他	六四	一〇八	二四二	一五六	一〇四・〇	一三四・八	一四〇・四	六七	五五	四七	四三	三九・九	五〇・四	六八・九
計	二、八六三	二、六四八	三、〇〇九	三、三二一	三、四三七・一	三、〇三五・六	四、〇四五・六	一、八三八	一、一二一	一、〇一七	一、〇一四	一、〇六〇・六	一、二二〇・一	一、二九八・二

以上一九三五年の輸入商品中價額順に總額に對する重要品の百分率を示せば、綿布帛類一六・七%、麻布帛六・六%、各種金屬製品四・七%、機械及器具四・三%、鐵及鋼四%、石油及精油三・八%であり、同じく輸出に於ては米及之に類するもの、四九・九%、玉蜀黍一一・二%、護謨一〇・五%、石炭五・三%、乾鹽燻製魚四・一%、錫鑛一・八%である。

佛國及同植民地貿易

佛國及同植民地仕出商品別輸入貿易價額表

單位＝千法
出所＝印度支那貿易統計表

品別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
牛乳（砂糖の有無を問はず）		二,一二一	一,一六五	二,三三二	一,三九五	一〇,九〇〇・八	八,三九七・三
乾酪		三,三八四	三,二三八	二,八四七	二,八八四	二,八一一・五	二,九四七・六
牛酪	佛國	三,一六三	四,一六三	四,六四三	三,一一二	三,三三〇・三	三,三二八・八
	植民地	七	二	二〇四	六二八	一六四・〇	一二〇・二
砂糖		一,八三六	一,一八一	一,五〇二	一,〇九〇	一,一七六・三	一,一二八・二
砂糖製品		七,八五七	四,一八二	四,五二三	三,六〇三	三,一七九・九	三,三〇七・六
煙草類	佛國	七〇四	一,六九八	三九三	五八四	二,一九三・六	四九七・一
	植民地	四一,一七〇	三三,四二一	二三,二三四	九,七三六	三,七六六・三	一〇,九三一・四
其他の不揮發性油類		二,〇三〇	一,八七五	一,三三三	一,六三五	一,四九二・七	一,七三八・二
野菜及茸類		二,五一二	一,三四四	一,五四一	一,〇五三	一,六一八・六	一,五一〇・二
襤褸屑及古新聞		一,五二八	三,八三七	三,〇八二	一,四八六	二,〇六二・〇	二,四一一・二
葡萄酒	佛國	三二,七三一	三〇,四八五	二七,七四四	二〇,九五二	二〇,八六二・二	一四,七一九・八
	植民地	一,三五七	一,九九八	一,七三〇	四,六八二	三,八九八・六	三,五三八・二
蒸溜酒		一五,一三六	九,二九二	九,二八二	六,五二二	五,六六六・五	三,二三三・〇
鑛泉水		六,二八三	四,三四三	三,〇二〇	二,一五七	一,五二四・九	二,二一三・八
建築材料		二,二七二	一,一八〇	一,七一五	六九〇	八六二・一	一,三五九・二
鐵及鋼		五七,七二九	三一,一七五	二二,八六五	一九,二〇七	三七,九〇六・三	二八,九一四・四
其他の金屬		一四,五七三	九,六四八	三,九四一	六,五三〇	四,九三二・九	五,三三九・八
其他の化學製品		二三,八二〇	一四,九二八	一一,四〇五	一一,三二三	九,〇五八・一	一三,七一〇・四
化學染料		三,七六九	三,九九五	三,六〇三	三,〇八一	四,二四七・二	四,六一四・一
繪具		八,〇〇八	六,二〇二	五,六五五	五,二九二	六,一四九・六	六,三一九・五
香水		九,七三一	六,二一九	五,八一七	五,五三〇	六,一四五・八	五,九二〇・一
普通石鹼		三,一七四	二,三六〇	二,七九五	一,一〇八	一,一九三・五	一,二八六・九
調合藥劑		一二,三六六	八,二四九	九,二〇四	九,二一〇	九,二五七・五	六,五二六・〇
陶磁器		三,六六一	二,六一三	一,五六二	一,七四六	一,一五六・六	二,六七三・一
硝子製コップ		三九四	二五九	八一	七二	九一六・三	二,四四六・三
罎類		三,二二三	一,七一一	一,八四七	一,四二六	九八四・二	一,三一六・二
白熱電球		一,六五〇	二,七〇八	一,七六八	二,九九四	二,五二八・八	一,九八六・九
綿絲		八,四二三	七,九九〇	八,〇二三	七,四〇七	五,七五五・九	六,一九四・六
亞麻・大麻・苧麻絲	佛國	三,一八五	二,〇七七	三,五五六	一,九七六	一,五三〇・一	三,二七四・四
	植民地	一四,〇一一	一〇,四四八	九,〇四八	五,五七七	四,五七一・五	四,八七〇・七
綿布帛類	佛國	三〇七,四三三	一四七,一九一	一四〇,七八四	一三七,三一〇	一五四,〇四三・九	一三七,四九五・六
	植民地	二四,六三〇	一〇,四三七	一〇,八一七	一二,〇四七	七,二二四・三	六,四一五・二
毛布		一一,三〇〇	七,四一七	三,七四五	四,四四七	四,五七六・五	四,三二一・九
レーヨン布帛		一九,二一〇	一一,五三六	一五,〇〇九	一六,六六四	一三,一七三・五	一七,〇八七・二
絹布帛又はレーヨン混合布帛		—	八二六	八六〇	六四一	一,二八八・八	二,九〇一・七
衣服及下着		四,六八七	七,〇七六	五,〇二五	三,五七六	二,三八三・九	四,〇八九・七
紙類		二三,九六九	二〇,八〇九	一六,四二三	一三,五七七	一七,九六二・一	一六,三二四・五
書籍・新聞・版畫印刷物		四,五四三	四,〇四五	三,〇二六	八,〇九一	四,五二二・一	一,〇三八・六
トランプ		七,一五〇	二,三一五	二,二五七	一,四七四	一,八三〇・〇	一,七七二・二
加工皮		五,五三四	三,二六九	三,一八五	二,八〇一	二,三二七・〇	一,九二〇・九
其他の皮革製品		五,八〇七	二,八七〇	二,七一〇	一六七	九六七・三	一,二七八・二
時計		二,五九四	二,四〇一	一,七五五	一,四八八	一,一九九・二	一,二八七・七
機械及器具		八六,九二六	七二,二五四	四三,九六一	五三,八二二	二七,〇七一・八	三〇,九六七・一
各種金屬製品		七四,五二七	四八,四八二	三一,七八九	三五,三七九	四五,一九五・四	三七,四二六・〇
武器・火藥及彈藥		一四,五〇三	一〇,五五七	三六,〇三五	三,四七四	三,二〇九・一	二,六一四・〇
自動車及部分品		四二,八一〇	二三,二八三	一三,四〇二	一三,六九四	二〇,一四四・三	二三,三八一・〇
自轉車、自動自轉車及部分品		六,七二七	四,八一九	二,八七〇	三,九五九	四,七三八・四	六,三二六・三
鐵道車輛		三,九四六	三,五一五	四,二五二	一,五九〇	三,三九八・九	四,九六四・四
飛行機材料		七,七九〇	一〇,四五八	三,五八四	一,九七五	七,二八〇・八	二,八三〇・九
護謨及ガッタペルカ製品		三〇,〇九九	二四,三〇四	一七,〇八六	一三,八六六	一二,一四三・五	一三,三九〇・七
無線電信機材料		二,一三六	一,三五六	二,四六九	—	八三八・五	一,四二九・五
化學器械		五,七九三	四,八九〇	三,五三六	三,六一五	二,九八三・九	三,一一三・四
玩具		六,〇五一	三,四三二	二,三九二	二,一二五	一,八九三・四	三,〇五八・二
發火具及點火管		八八九	一,一三五	一,六二二	一,九四六	一,二八〇・五	一,六二三・五
小包		一,四五四	一,〇一四	七五六	三,九〇九	五,六一二・二	三,二九二・一
其他		—	—	—	—	—	—
計	佛國	九九一,四四三	六三一,四六二	五四〇,七一一	四八六,一四〇	五二五,三一二・七	四九九,九八五・七
	植民地	八二,一三九	五六,九二四	四五,五〇一	三三,四九七	二〇,〇四四・〇	二七,三五四・三

佛國及同植民地商品別輸出貿易價額表

單位＝價額—千法
出所＝同前表

品別		一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
大なる獸皮		一,七四一	一,三六八	九三五	一,五八二	一,六七九・一	一,七四八・八
蛇及蜥蜴皮		一二七	（註）六	（註）—	七,四九〇	二,五七七・一	八一二・〇
玉蜀黍（風袋込）		四九,六七三	三六,七九一	七三,五一七	一五二,七〇四	一九四,一一九・五	一三二,三五四・五
籾		三九	九九	五一四	二九四	三三一・一	一七四・〇
カーゴ米		一,二九二	六〇四	七六六	二,六〇〇	一,六六二・五	一,九九六・六
碎米		七八,〇一九	五五,五九七	五五,五二二	五八,四三〇	四四,二八八・三	二七,四二三・五
粉米		九〇	四八六	一,六〇九	一,〇二九	一,三二〇・五	一,二二七・七
白米	佛國	一四一,八四九	一三七,二八九	一四五,七五六	一四九,三六〇	一六四,四二九・二	一一三,五〇六・五
	植民地	四二,四二八	一二,二四三	一七,一二〇	二四,七四七	三六,一四一・四	四二,〇〇二・一
コプラ		一三,一三三	—	—	四,七三二	三,四三八・八	八,九九六・九
砂糖		—	八	—	三一	四四八・八	一,一五八・五
珈琲豆		一五五	三,〇九七	一,六八七	一,六二〇	二,九一〇・五	五,六八七・六
胡椒	佛國	三八,一四三	二四,一〇四	一八,一六〇	一二,七〇八	一二,〇二三・一	一一,一一七・八
	植民地	六〇六	一,〇六六	一,五九〇	一,二七六	一,一八〇・四	二,三九五・九
茶	佛國	一,六三六	一,六八一	二,一一九	二,七〇二	六,二一四・〇	五,九一三・一
	植民地	八	一八	三一	二六	一九七・一	七一六・四
護謨		二六,八八五	一五,八二五	一一,六七二	二三,八六一	三三,五三三・七	四八,二七八・八
大茴香油		六,七二八	三,〇七三	一,三一二	一,三五七	一,七一三・五	九九三・一
チーク材	佛國	三,五〇五	二,九五一	二,二九六	二八一・三	二,〇三一・四	一,六一七・四
	植民地	—	三	二	五八	五五・四	七八・四
ラム酒		五,三三〇	七,二五八	四,三〇五	五,三三九	三,九四四・四	三,一六四・四
石炭	佛國	四,四六三	一一,三九九	一一,八四四	一八,〇〇二	一八,四〇四・三	二三,四二〇・二
	植民地	—	一一	二三七	三三	一一・九	一九・三
錫		四,四五七	一,一五一	—	五,九〇八	五,六七〇・二	四,六二六・〇
亞鉛塊		—	—	三六〇	二,二六〇	二,六六四・六	三,八八六・七
タングステン鑛		七四二	一,二三四	三二四	一,四七一	一,一六三・二	二,三二五・一
綿レース	佛國	九六六	六七四	五九七	一,三五七	一,一〇五・二	八九七・八
	植民地	五三	五三	三三	一五	二三・一	六・一
安南絹布帛	佛國	七,七三〇	三,六三一	一,一七八	一,四二一	六九七・九	四一六・四
	植民地	一五	一六	一〇	一九	一五・八	一・四
古々椰子製絨氈		—	—	—	七二六	一,五六六・九	二,四九六・三
葦蓆	佛國	二,四七三	一,九五六	一,七七一	二,四一一	九六〇・九	五,四四〇・〇
	植民地	一七	八	四〇	七	一〇・七	六三・六
笊籠類		三九七	六四三	四七四	六五七	五三五・八	八五九・六
豚脂	佛國	—	—	—	—	—	—
	植民地	二一九	一四	三	九九	九二四・三	一,一七三・四
其他		—	—	—	—	—	—
計	佛國	四三六,三五七	三六〇,四七五	三六六,四五二	四八一,二四〇	五二三,〇三四・〇	四三二,七〇一・七
	植民地	四四,三三九	一四,〇〇九	二一,〇四九	二八,四五六	四四,二七三・九	五三,六七五・八

（註）蛇及蜥蜴皮は小獸皮に含まれ正確なる數字は分明せず

超過額　以上各項に依り明瞭なる如く印度支那の貿易は輸出超過なることを常態としてゐる。但し一九三一年は特に米の輸出激減に依り輸入超過を示したが、依然經濟恐慌の渦中に在つたに拘らず其の後は相變らず出超を續けてゐる。即ち最近十箇年の成績を見るに、

年次	出・入超額（千法）	輸入額又は輸出額に對する出・入超百分率 %
一九二六	一、〇四七、四七〇（出超）	三七・三
一九二七	三六四、〇九五（同）	一三・九
一九二八	四七二、四一七（同）	一九・二
一九二九	三八、〇五七（同）	一・五
一九三〇	三〇、八三六（同）	一・七
一九三一	一七〇、四五八（入超）	一五・二
一九三二	七九、三二三（出超）	八・五
一九三三	一〇三、八四七（同）	一一・四
一九三四	一三六、三四二（同）	一四・九
一九三五	三九六、四八一（同）	四四・〇

但し右各年出入超額の計算に際し金の輸出入額が考慮されてゐない。而して一九二六年の輸出入總額は六、六六二、二五二千法で同年出超額はその一五・七%に當り、一九三五年の輸出入總額は二、一九九、六八五千法で、同年出超額はその一八・〇%に當つてゐる。

以上を以て見るに一九三五年はその出超狀態に於ても明かに一九二九年以降の不調を打破してゐることが了解出來る。（尙「總説の中特徴の項」參照）

尙近年の貿易狀態が不規則である爲、右十箇年間の年平均出超額を以て直ちに考察上の資料として必らずしも妥當なる數とすることは出來ないが、試みに之を算出すれば二八三、九七三千法となる。

五　對日本貿易

印度支那と我國との經濟關係を回顧する時吾々は遠く數百年前の昔に遡ることが可能で、豐臣時代は勿論、殊に德川幕府となつてより此の關係は更に繁盛となりその重要性を增進した。即ち海外貿易公許制度たる御朱印船制度は豐臣秀吉の時代より實施されてゐたが、德川家康の治世となつてより國內繁榮を目的とし益々海外貿易を奬勵し、爲に九州諸大名或は大商人等が盛んに此の外國貿易に從事してゐた。今御朱印狀の發給數に依て當時の貿易相手國を見るに一六〇四（慶長九年）―一六一六（元和二年）年に至る十三年間に德川幕府の下附せる御朱印狀總數は一八三通に上り、此の中今日の佛領印度支那を對象とせる船舶に對する下附數は八三通、暹羅向船舶には三五通、比律賓向船舶には三二通、以上がその重なるものであつた。即ち印度支那貿易に對する下附狀の數は總數の四五%餘を占めてゐた。又一六一七年（元和三年）より鎖國の實施された前年一六三五年（寛永十二年）に至る十九箇年間の渡航商船數は一三八隻であつたが、右の中印度支那との貿易に從事せるものは七九を占め絕對過半數を占めてゐたものである。之を以て見るも當時我國の海外貿易中印度支那が對象地として如何に重要なる地位にあつたかゞ知り得られる。又一方現安南のフエフオ及ツーラン或は東埔寨のウドーン及プノンペンの間、プノンペン及同市對岸等に優勢なる日本町が建設せられ、各々その地に於て商權を把握し剩へ政治的にも大なる威力を發揮してゐたが、寛永十三年家光の鎖國令の公布により遂に之等の有力なる經濟關係が潰滅するに至つた。其後三百數十年を經て明治時代となり新興勢力の勃興に依り海外發展思想も勃然と興り貿易界も漸次發展を加へ南洋方面への我が國經濟勢力も大いにその實力を發揮するに至つたが、唯過去に於て最も勢力を有してゐた印度支那に於ては彼の政策に基く人爲的障害に依り更に發展することを得なかつた。

而して輓近我が國は右の狀態打破の目的で明治二十九年以來幾度か交涉を爲し、殊に大正十三年印度支那總督メルラン氏（隨員、關稅局長キルシエ氏、諸商業會議所會頭）の來朝せるに對し、翌十四年山縣大使の答禮訪印支となり、多年の懸案であつた關稅問題等も議せられたが、結局何等の效果も納め得なかつた。

一方印度支那側に於ては「財政の部―關稅の項」に於て述べた如く、一九一〇年、一九二二年に廣汎なる關稅の改正を行ひ、その都度高率な引上を敢行してゐたが、一九二八年七月二日附大統領令を以て新關稅法を制定し更に高率なる關稅率の大改正を行つた。本關稅率が所謂キルシエ（前記）關稅率と稱せられるもので、當時無條約狀態にあつた我が國は之に依て甚しい打擊を受け夫までも萎縮狀態にあつた我が國の輸出貿易は益々沈滯し縮少される許りであつた。

然るに其の後當事者の適當な處置に依り一九三二年待望の通商條約が締結

せられ前記の惡狀態は稍改善せられるに至つた。然し之とても十分滿足し得べきものでなく今後改善すべき點は大いにあるが、兎も角以下揭示の諸表に依て一應はその效果を認め得られる。右に近況を示す。

商品別輸入―

主要商品別輸入價額表

單位＝千法　出所＝印度支那貿易統計表

品別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
乾・鹽・燻製魚	五六八	二二	四	二八	二九・〇	二七・六
罐詰魚類	—	—	—	一八	三一・一	五七・七
牡蠣	—	—	—	一〇四	一六・七	二八五・〇
乾貝類	—	—	—	—	一〇九・三	五七七・八
海跪草	—	—	—	三三〇	五八九・八	一、〇五四・八
魚脂	—	—	—	一三六	四五二・九	一八五・四
小麥粉	—	—	—	七三	二四八・四	五一・七
乾性野菜	五一〇	二五	—	一二	三・四	五・七
馬鈴薯	—	—	—	三九七	六三九・六	九二一・二
食卓用新鮮果實	一五六	二四〇	一二六	一二三	一二六・八	四三九・八
精茶	—	—	—	一、一九一	二、七三九・九	二、〇一〇・一
脫種綿	—	—	—	八五六	五、四四六・五	二、三七五・六
新鮮野菜	一九八	一五六	八四	一一〇	一一七・五	五一〇・七
海藻及茸	—	—	—	五三七	三七二・五	八九九・六
セメント	二、〇七八	九一七	六一八	二八	三一・七	一三・一
石炭	二、九一一	一、三七一	七七五	六四七	三四五・四	七六〇・四
瀝青炭及炭脂	一、六一〇	一、九五〇	一、〇〇三	一、五三一	四九三・七	四七七・四
重油及石油滓	一一	—	—	—	—	—
ビチウム・アスファルト及ロードオイル	—	—	—	二七三	四〇六・七	三一九・二
鐵線	—	—	—	三〇	一九・七	一〇四・四
鹽酸	二七五	一	五一	八四	八〇・六	二〇八・四
窒素肥料	—	—	—	三八三	五四五・一	三四六・八
燐酸アンモン	—	—	—	一〇二	六〇・八	六五・九

品別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
陶器	一三八	九一	四八	一〇〇	九二・二	四・九
磁器	八九	一二	二一四	八六八	八一七・九	一、六一六・一
硝子及玻璃コップ	五四二	二二二	一八	三一二	二五三・六	七九二・八
綿絲	九〇六	四三〇	二	一二五	—	〇・〇
生絲	—	—	一一二	—	二三・八	一一〇・三
綿布帛	三七一	五六	一六	一六	八六・三	二七・七
絹布帛	四、七八一	四、八六三	三、五六六	六、七〇〇	四、〇〇三・五	五、九一五・二
人絹布帛	三二一	四二九	七六五	六〇五	四一三・三	二七三・八
厚紙	六七	五一	一三	二二	一二・一	二二・八
各種金屬製品	五八四	三四一	一九二	三八四	三四三・八	五六八・六
木製品	—	五二六	六一六	一、二二二	一、二六九・二	一、一六三・七
所謂支那蓆	一一七	四九	二	一七	三〇・一	四二一・五
タイヤ其他	七九〇	四九五	三三五	三五六	二一三・五	二六六・二
其他	三、三二四	二、七五八	一、〇〇八	一、六〇二	一、七六一・八	三、四三五・二
計	二〇、三四七	一五、二九三	九、五六八	一九、三一二	二二、三八二・三	二六、三一五・一

重要商品別輸出價額表

單位＝千法　出所＝同前表

品別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
玉蜀黍	一一、〇九七	四、一八三	三〇三	—	—	四、六三八・〇
米及之に類するもの	三八、四八八	三九八	三四、六三八	四四五	二九九・二	一、二四三・二
棉實	—	四二二	一九六	三五〇	四〇〇・〇	一〇〇・七
コプラ	七二	—	一七	—	—	—
其他の油性果實及種子	—	二九四	六〇	九三八	一七六・七	三・二
樹脂	五二三	四六九	二五六	三三六	二〇四・四	二六一・〇
コロハン	—	—	二八	—	一三・七	二・〇
漆	五、四三六	五、七四〇	六、四九七	六、六七一	八、二一四・七	六、三四七・九
テレビンチナ油	四五	一一	一三	九五	二三・九	—
護謨	四四五	三、一三六	三、一六〇	一二、六四七	一〇、一一六・九	一三、六七七・八
チーク材	一二〇	—	—	—	—	—
馬錢子	—	—	—	—	四二・八	一七・〇
棉花	四、〇五九	三一七	六七	三九五	八〇九・六	五六二・五

葦及蘆	一五	—	—	—	—	—
硅砂	一八八	三三〇	五一〇	五四〇	七一六・〇	九一七・九
石炭	二八、六〇八	二八、九七七	一六、八一〇	一八、二五八	一八、九七九・六	二四、一五一・八
鐵屑	七二〇	一〇九	一一〇	三三〇	一一三・二	一〇一・七
亞鉛鑛	一、四七〇	二四〇	二〇〇	—	三〇〇・五	—
金屬亞鉛	六、四七八	四、二八九	—	一、七五四	七五八・六	三五〇・〇
クローム鑛	—	—	二九九	—	—	—
海鹽	—	—	—	—	—	六八一・三
絲篠	七四	四七	三五	二	八・〇	—
其他	二九四	三八八	二〇三	二、四二三	二四三・三	九九三、四
計	九八、一三二	四九、三五〇	六三、四〇二	四五、一九二	四〇、九七一・一	五四、〇六九・四

對日本貿易差額――對日貿易に於ては各年共著しき出超を示し、我が國は最も良き顧客の一を爲してゐる。即ち一九二六年以降十箇年間の輸入及輸出總額を對比しその成績を示せば次の如し。

最近十箇年對日貿易成績表

單位＝千法
出所＝同前表

年次	輸入額	輸出額	出超額	總額に對する出超額百分率
一九二六	八九、三六三	三六三、八二六	二七四、四六三	六〇・五六%
一九二七	六六、八六三	二九四、三〇六	二二七、四四三	六二・九七
一九二八	四九、六九二	二二四、二四〇	一七四、五四八	六三・七二
一九二九	四〇、八〇七	一四九、九八九	一〇九、一八二	五七・二二
一九三〇	二〇、三四七	九八、一三二	七七、七八五	六五・六五
一九三一	一五、二九三	四九、三五〇	三四、〇五七	五二・六九
一九三二	九、五六八	六三、四〇二	五三、八三四	七三・七七
一九三三	一九、三一二	四五、一九二	二五、八八〇	四〇・一二
一九三四	二二、三八二・三	四〇、九七一・一	一八、五八八・八	二九・三四
一九三五	二六、三一五・一	五四、〇六九・四	二七、七五四・三	三四・五四

而して右の出超額を印度支那特別貿易に於ける前掲總出超額に比すれば、一九二六年二六・二〇%、一九二七年六二・四七%、一九二八年三六・九五%、一九二九年二九六・八九%、一九三〇年二五二・三〇%、一九三二年六七・八七%、一九三三年二四・九二%、一九三四年一三・六三%、一九三五年六・九九%となつてゐる。

尙印度支那を貿易對象とする各國中日本の占める位置に就ては前掲「國別貿易の項」參照ありたし。

交通

陸運（道路―鐵道―自動車及電車）―水運―海運―空運―
通信（郵便―電信―電話）

印度支那は未開の地尙廣く一般に交通機關は發達してゐるとは云へない。鐵道は近年躍進的に敷設され、一九一三年の領內總延長一、五四九粁に對し、一九三三年は二、三七〇粁となり、殊に一九三六年縱貫鐵道の竣工に依り更に五五八粁の延長增加となり、又道路も近年の大擴張に依り隔世の觀があり、從て自動車交通可能部分は大いに延長されたが、鐵道道路共に尙部分的であつて十分便宜を得る狀態とはなつてゐない。併し比較的發展してゐるのは自動車で鐵道網の粗なることに依て地方交通の唯一の機關となつてゐる。又近年特に顯著なのは航空路の出現で、此の點國際的ではあるが非常な利便を與へてゐる。以下道路・鐵道・自動車及電車・水運・海運・航空及通信に分ち說明す。

一　陸　運

道路　一九一二年迄の本領道路工事は、聯邦各國夫々の財源を以て經費を支辨し、主として當該地方に於ける直接の必要を基準として施行した關係上、印度支那全國を連絡する一般的交通路なるものが無く、唯僅に交趾支那東部に於ける道路網の整備せるを見るのみであつた。然るに一九一二年に當時の總督サロー氏は、當領道路網建設の大々的計畫を樹て、毎年總豫算より巨額の道路費を支出し、地方豫算と相俟つて計畫の實施を圖るに至つた。その結果、年々延長に延長を重ね一九三三年末に於ける道路の全長は國道及地方國道を合し三三七千餘粁となり、領內の交通及運輸に大なる便を與へることゝなつた。

種類―當領の道路は一九一八年六月一八日總督令に依り國道（Route coloniale）及地方國道(Route locale)とに類別された。但し交趾支那のみは別に州道(Route provinciale)及里道(Route communale)の小區分に區別されてゐる此の外一九二二年よりは更に人口稀薄なる僻地に通ずる驛路が設定される事になつた。而して國道は總督府に直轄され、其他は總て地方廳の管轄に依る。

路幅及敷設方法―路面の幅員は各種道路を通じ普通五米乃至六米であるが、山岳地方に於ては工費節約或は工事の困難等に依り四・五〇米若しくは四米に縮少されてゐる。橋梁は普通單道で、中央の車馬道の幅員二・五米乃至三米、左右步道の幅員各々五〇糎乃至七五糎である。

道路の鋪裝は普通のマカダム式(割栗石を用ふ)を採用し、一粁に付四百乃至五百立方米の割合を以て三米乃至四米の幅に鋪石し、中央車馬道は約八〇分の一を隆起せしむ。但し交趾支那の如き石材の缺乏せる地方にあつては、割栗石の代用として煉瓦又は瓦の破片を以て之に代へてゐる。

國道　當領の一般的利益即ち經濟・軍事・政治及行政上の必要を主眼として設定された最主要道路で、施工費は總豫算支辨を原則とし、地方的利益に關係ある地方國道・州道・里道等を各方面に分岐する謂はゞ大動脈をなすものである。一九一二年立案の國道計畫に依れば道路全延長九、一七六粁、經費五千二百萬比弗であつたが、一九三五年末現在の狀態は、砂利工事を施した完成せるもの延長六、八七〇粁、半完成のもの二、一一七粁、工事豫定中のもの六八七粁である。

國道の新設費は大體年六百萬比弗、維持費は年額四―六・五百萬比弗程度であるが、一九三三年は新設費僅かに九六七千比弗、維持費は反對に四、〇七七千比弗であつた。一粁に對する平均年額は、交通機關の便否及勞働賃銀の高低に依つて各國夫々差異があるが、大體に於て安南及東京方面の二―三百比弗、東埔寨・交趾支那方面の四―五百比弗が標準である。

又國道には第一號より第二二號迄の番號を附し、夫々國內の各重要地を連絡してゐる。但し第一六國道は廢止された。

第一號國道は特に官道と稱し當領に於ける最主要道路で、北は支那國境より南は暹羅國境に及び、東京・安南・交趾支那・東埔寨を連ねる全延長は二、五七八粁の縱貫大交通路である。尙本國道は全體を通じ幅員六米以上、屈曲半

徑十五米以上、傾斜角度一米に付六糎以下である。

左に一九三三年に於ける國道狀況及所要經費を示す。

國道現況及國道別所要經費表（一九三三年）

出所＝印度支那經濟財政會議及總督府會議報告

國道別			通過國	全延長（粁）	完成道路（粁）	半完成道路（粁）	建設中の道路（粁）	一九三三年度支出經費（比弗）	建設著手後一九三三年迄の總經費（比弗）
第一號	自支那國境	至暹羅國境	東京、安南、交趾支那、東埔寨	二、五八五	二、五七七	八	—	九九二、〇二八（第一號乃至同上の二）	二六、〇五七、〇九六（第一號乃至同上の二）
第一號のA	自コムポンチヤン	至Sdoch-Ach-Roméas	東埔寨	二八	二八	—	—		
第一號のB	自クラコル	至コウレン	東埔寨	二四	二四	—	—		
同上の二	自プノンペン	至シソフオン	東埔寨	三八六	三八六	—	—		
第二號	自河内	至ハヂヤン	東京	三〇九	二八五	二四	—	七一、七四五	一、七四五、六〇八
第三號及同上の三	自河内	至カオバン	東京	三一七	二九四	二三	—	七四、〇七八	一、九四八、四〇五
第四號	自モンカイ	至ヴイエンチヤン	東京、老撾	一、〇四九	四六四	二三五	三五〇	一三九、五一〇	三、九八一、三三四
第五號	自河内	至海防	東京	一〇〇	一〇〇	—	—	二二、五七八	五三二、四一一
第六號	自河内	至高地老撾	東京、老撾	四六六	四九	一一九	二九八	一一、九七二	七四一、四〇一
第七號	自ルアンプラバン	至ヴイン	老撾、安南	五一一	二七五	七八	一五八	四六、九二三	二、九九七、〇〇六
第八號	自ヴイエンチアン	至ヴイン	老撾、安南	三二〇	一四五	一二九	四六	三八、二六四	二、一四二、九九七
第九號	自ヴイエンチアン	至順化	老撾、安南	三六〇	三六〇	—	—	七九、八一五	三、二九五、〇三一
第一〇號	自パクセ	至ウボン	老撾	三九	三九	—	—	二、九九七	二七五、三八五
第一一號	自ファンラン	至ダラト	安南	一〇八	一〇八	—	—	三八、〇五三	三、〇五三、九一八（第一一號及第一二號）
第一二號（註）	自ファンチエ	至ダラト	安南	一七七	一七七	—	—	五七、九二九	
第一三號	自西貢	至ヴイエンチアン	交趾支那、東埔寨、老撾	九八四	三九九	五八五	—	一〇四、七二五	二、四六六、三九三
第一四號	自西貢	至ラ・コテ・ダンナム	交趾支那、老撾	七五四	八二	四九四	一七八	四四、一七八	七三六、八七二
第一五號	自西貢	至聖ジヤツク岬	交趾支那	九八	九八	—	—	四五、四八二	六六六、四七〇
第一七號	自プノンペン	至ハチエン	東埔寨、交趾支那	二〇八	二〇八	—	—	六〇、五九六	五二八、〇五七
第一八號	自河内	至チエンエン	東京	一六一	一一三	四八	—	一五、四〇七	四四五、一八八
第一九號及同上の二	自ビンデイン	至プレイク	安南	二〇三	一三三	七〇	—	五七、七四九	九三二、九〇六
第二〇號	自西貢	至ダラト	安南、交趾支那	二三五	二三五	—	—	六五、五九六	三、四一五、三五七
第二一號	自ニンホア	至ドウラン	安南	三六六	一〇六	一六〇	一〇〇	三〇、一八四	六五、二六四
第二二號	自西貢	至コムポンチヤン	交趾支那、東埔寨	二二二	二二二	—	—	一〇五、九〇一	七九二、三二〇
計			—	九、八三七	六、七三〇	一、九七三	一、一三〇	一、一〇五、八一〇	五六、八一九、四一九

（註）一九三三年一二月三日國道外となる

（備考）外に軍用道路經費として一九三三年一二五、五五六比弗、一九三三年迄の軍用道路總經費は四、〇六五、一五六比弗及第十六道路の一九三三年迄の總經費六、八八九、五六一比弗である

更に之を聯邦各國別に示せば次の如し。

聯邦各國別國道表（一九三五年）

單位＝粁　出所＝印度支那統計年鑑

國別	全延長	完成道路 アスファルト	完成道路 其他	半完成道路	建設中の道路
安南	三、一五四	四三〇	一、九〇八	八一六	四三
東埔寨	一、六五一	六五〇	八六六	一三五	一〇一
交趾支那	六五〇	四五九	一九一	—	—
東京	一、七九二	六九一	八八二	二一九	二三
老撾	一、七四〇	二二	七七一	九四七	五二〇
計	八、九八七	二、二五二	四、六一八	二、一一七	六八七

地方國道其他　前述の如く國道以外には地方國道及交趾支那、東埔寨に存在する州道、又交趾支那の里道があり、更に僻遠地方の交通路たる驛路がある。その經費は原則として地方豫算及州・町・村豫算より支辨せられるが、特に地方國道の一部は總豫算から支辨されてゐる。而して當領全土を通じ國道以外の道路新設費は毎年二百—三百萬比弗、維持費は三百—三百五十萬比弗程度で、一粁當りの平均新設費六〇比弗、平均維持費三百比弗程度である。

驛路—一定の道路に依る交通の便なき地方の交通と、乾期中同一州内に於ける僻遠の各部落間に於ける自動車交通に便する徑路で、當領全土を通じ延長約八千粁に達してゐる。驛路は自然の地形をその儘幅員三米内外を標準として假工事を施した道路で、將來沿道地方の發達に伴ひ漸次成規の道路に改修せられる豫定のもので、地方開發の前驅をなしてゐる。

地方國道及其他道路現況表（一九三五年）

單位＝粁　出所＝同前表

國別	全延長	完成道路 アスファルト	完成道路 其他	半完成道路	建設中の道路
安南 (1)	三、一五〇	一四九	一、三六三	一、六三八	一、〇四五
東埔寨 (2)	一、六三二	二一三	一、一七八	二四一	二、一八八
交趾支那 (3)	五、八六六	八九六	三、九六九	一、〇〇一	一、一四八
老撾 (1)	一、五九三	—	六五二	九四一	一、二三一
東京 (1)	六、三〇六	五二九	一、七八一	三、九九六	—
計	一八、五四七	一、七八七	八、九四三	七、八一七	五、六一二

（註）(1)地方國道、(2)地方及州道、(3)地方、州及里道

（備考）一九三三年交趾支那の州道全延長は一、八二七粁、里道は三、三七〇粁であつた。尙半完成道路は一年中少く共、六箇月間は自動車の通行が可能である。

新設及維持費—

道路・橋梁所要經費表（一九三五年）

單位＝千比弗　出所＝同前表

國別	一般豫算 新設費	一般豫算 維持費	地方豫算 新設費	地方豫算 維持費	州及町村豫算 新設費	州及町村豫算 維持費	西貢港豫算 新設費	西貢港豫算 維持費	計
安南	二七	六四一	三	—	七四	二三八	—	—	九八三
東埔寨	三〇〇	三六三	四五	四四	一九〇	一七四	—	—	一、一一六
交趾支那（註）	二	一六〇	二一一	五四八	四〇三	七五一	—	—	二、〇九八
老撾	三二五	一三七	四六四	一〇〇	—	—	—	—	一、〇二六
東京	一六	二一八	八〇	一六〇	一八	二四二	—	—	七三六
計	六七〇	五一九	八〇三	八五二	六八五	一、四〇五	—	—	六、〇五七

（註）右の外公債に依る敷設費二三千比弗がある。

以上一九三五年の各種の道路現況を述べたが、尙一九三三年以降竣工又は部分的に完成せる道路の主なるものは第十三號道路たる西貢＝ヴイエンチアン間の内、クラチエ＝パクセ間二五〇粁、第七號道路たるヴイン＝ルアンプラバン間六九一粁の内チエンカン＝ルアンプラバン間、ヴインベンチユイ＝チエンカン間四〇〇粁、ホアビンを經由する河内＝タンホア週廻道路等である。

2　鐵道

概要　一八九七年時の總督ポール・ドウメル氏に依て著手された印度支那縱貫鐵道は著工後幾多の困難と障害に逢着し、總督の更迭すること十三回實に四十年の長歲月を經て漸く一九三六年九月に竣工した。之に依り河内―西貢の旅行は甚だ便利となつた譯で、急行列車の所要時間は三九時間でスピードアップを見、その發車數も從來一週三回のものが一日一回となつた。而してその延長は一、七五九粁である。此の外北部安南より老撾タケツクに通ずる鐵道が一部開通された。尙以下は主として一九三六年一二月印度支那經濟時報に依つて記述したものであるが、既設鐵道として一九三六年中に運轉を見てゐる線路全延長は三、三〇一粁で、中官線二、一〇三粁、私營線一、一九八粁を算す。而して以上は又印度支那內敷設線延長二、八三七粁、支那領土內敷設線延長（雲南府鐵道の一部）四六四粁の二に區分せられる。因に印度支那の鐵道系統は、一九二七年八月一一日附總督令を以て改正され今日に及んで居るが、左に系統別現況表を示す。

系統別既設鐵道延長表

單位＝粁
出所＝印度支那經濟時報

系統別		延長
官營鐵道	北部鐵道 一九三四	九九九
	一九三五	一、三一四
	一九三六	一、四〇五
	南部鐵道 一九三四	五七九
	一九三五	五七九
	一九三六	六九八
私營鐵道	雲南鐵道 海防―老開線	三九五
	老開―雲南府線（支那領土內）	四六四
	東埔寨鐵道 一九三四	三三九
	計 一九三五	二、七七六
	一九三六	三、〇九一

備考　各系統所屬線路は下記の通りである。

以下順次各系統別鐵道線に付その概要を說明する。

北部鐵道　河內＝ナチヤム線―支那廣西省國境との連絡線で、國境警備の軍用線として一八九〇年に起工され、幾多の迂餘曲折を經て一九〇二年漸く運轉を開始されるに至つた。全延長一七九粁、所要時間七―八時間である。又ナチヤム驛より約一六粁手前のドンダン（Dong-Dang）驛より廣西省國境の南開に達する約五粁の支線は、廣西省貫通線の先驅として計畫されたものであつたが其の後計畫を放棄されたものである。而してその總敷設費はドンダン＝南開支線を除き四五、三〇〇千法で、一粁當り二五三千法を要した。

河內＝ツーラン線　印度支那縱貫鐵道たる河內＝西貢線の第一鐵道區を爲す主要線で、全延長七九二粁である。本線は更に河內＝ヴイン線及ヴイン＝ツーラン線の二より成つてゐる。

河內＝ヴイン線―一九〇五年三月全線の開通を見たもので、全延長三一一粁、所要時間は急行八時間、普通十時間であつた。工費は四三、〇〇〇千法、一粁當り一三四千法であつた。支線にヴイン＝ベンチユイ線五粁及タナップ＝タケツク線が若干部分開通されてゐる。

ヴイン＝ツーラン線―舊安南主都順化を經由し、安南の主要港ツーランに連絡する主要線で、從來縱貫線の第一未開通區間であつたヴイン＝ドンハ間三〇〇粁が一九二七年開通せられるに及び、初めて全通を見たものである。而して本線の工費は一六、三一六、七〇五比弗、一粁當り五三、六七三比弗、ドンハ＝ツーラン間は三一、八〇〇千法、一粁當り一八一・七千法を要した。而して河內＝ツーラン線の所要の時間は急行一八時間半、普通約二七時間であつた。

ツーラン＝ニヤチアン線―前述の如く一九三六年九月完成を見一〇月一日以後運轉せらるゝに至つたものであるが、延長五三四粁で一九三一年著工以來前後六箇年の歲月を要せる大工事であつた。本區間の完成は印度支那交通史上一新時代を劃するもので從來ツーランより自動車を以てニヤチヤンに於て南部鐵道に連絡してゐた不都合は總て除去され、同時に印度支那政府の鐵道政策上の根本問題が解決せられた譯である。その所要經費は明白でない。

尙本區間完成に依る南北兩鐵道の區分は不明である。

南部鐵道　西貢＝ニヤチヤン線―縱貫線の第二鐵道區間で一九〇一年起工一九一三年竣工し、全延長四〇九粁、工費約七〇、〇〇〇千法、一粁當り一八二千法である。所要時間は急行にて約九時間、普通十二時間を要してゐた。外に支線としてはファンチエ港を連絡するムオンマン＝ファンチエ線、ギアバ＝バギヨイ線及南部印度支那の避暑地として有名なダラト登山鐵道がトウルチアムより分岐してゐる。本線は一九三一年中に完成したもので、全延長は八四粁トウルチアムよりの所要時間は五時間である。

西貢＝ミト線―著名な精米地堤岸を經て湄公河に沿ふミトに通ずる延長七〇粁の鐵道で、米作地たる湄公河三角洲方面と貿易港たる西貢とを連絡する主要線である。一八八一年起工、一八八五年竣工を見たもので所要時間は二時間である。因に本線の延長は甚だ短いが其の營業成績は良好で一粁當りの收入は他線を遙かに凌駕してゐる。

雲南鐵道　海防より支那雲南省との國境老開を經て雲南府昆明市に至る鐵道で、特許會社（La Compagnie française des Chemins de fer de l'Indochine et du Yunnan）の營業線である。本線は始め佛國が印度支那領有後更に進んで南支那殊に雲南省に對する勢力扶殖の目的を以て敷設せられたものであるが、今日當初の目的は全然喪失せられ海港なき山岳地方たる雲南方面と海防港との商業連絡線となつてゐるものである。本線は海防＝老開線及老開＝雲南線との二に區分せられる。

海防＝老開線―東京三角洲地方、紅河溪谷等の地味肥沃にして人口稠密なる農業地帶を通過して老開に達するもので、河內より紅河本流に沿ひ北西上し全延長三九五粁である。一九〇六年全線開通し、敷設費七八、〇〇〇千法を要した。尙海防＝河內間は一〇二粁で一日十回運轉、所要時間は機動車約二時間、急行約三時間乃至三時間半、普通客貨車約四時間半又河內＝老開二九三粁は約十時間を要する。

老開＝雲南府線―一九〇一年淸佛條約に依て敷設權を獲得し、一九〇八年竣工、一九一〇年運轉を開始せられたもので全延長四六四粁である。沿線には斷崖溪谷多く。直下に赤褐色の溪流を瞰下し又急峻なる山腹を蛇行して登攀する有樣は旅行者をして珍奇なる感を抱かしむるが、同時にその工事の如何に困難なりしかを如實に物語つてもゐる。その經費は初め九五、〇〇〇千法が濛算に計上せられたが、決算額に於ては一六、五〇〇千法となり爲に印度支那政府は既定補助金一二、五〇〇千法の外に五三、〇〇〇千法の公債を更に募集し之が追加補助を爲したものである。而して普通列車の所要時間は老開＝開遠（舊稱阿迷州）間二二一粁は約一〇時間、開遠＝雲南府間二四三粁も大體一〇時間である。

因に海防＝雲南線は直通列車なく、週一回の急行は河內始發フオモイにてミシュリーヌと稱するタイヤ附車輪を有する機動車に乘換へ雲南府に至るもので、右區間七五七粁の所要時間は二三時間である。但し普通列車の場合は夜間列車なく老開及開遠に宿泊する爲三日を要する（旅行の部「雲南府旅行」の項參照）。

東埔寨鐵道　東埔寨の首府プノンペンを起點とし暹羅國境に近きモンコルボレイを結ぶ鐵道で、南部印度支那鐵道會社の經營線である。總延長は三三九粁で東埔寨の地味肥沃にして各種農產物に惠まれたる大湖西側の平原を縱貫してゐる。勿論本線は將來更に延長を見暹羅國境に至り同國鐵道と連絡し、又プノンペンと西貢とを連絡せしめ國際鐵道となるべき鐵道である。現在の區間が全部開通を見たのは一九三四年二月一日である。尙發車數は一日一回でモンコルボレイより暹羅東部線の終點アランヤ・プラテートの連絡は自動車に依てゐる。

西貢・ロクニン鐵道　西貢よりツードーモを經て北上し東埔寨との境界に近きロクニンに至るもので、全延長は不明であるが中間の都邑たるベンドンソより終點迄六九粁で、此の區間はロクニン及中部印度支那鐵道會社の經營である。一九三三年八月一日より運轉されてゐる。

豫定線　以下に示す豫定線は總て相當古くより計畫されてゐるものであるが未だに殆ど着工されてゐない。

近く起工さるべき線　Battambang―暹羅國境線（暹羅側 Aranya Pradhesa

に聯絡す)、Saigon—Phnom-penh 線、Loc-ninh—Kratié 線、
計畫線(設計中のものを含む)—Cantho—Ca-mâu 線、Tay-ninh—Kg-taches 線、Shoun—Kg-thom 線、Tay-ninh—Thakhek 線、Loc-ninh—Kg-kanek 方面線、Song-cau—Attopeu 線、Pleiku—Kontum 方面線、Ban-Méthuot 線、

營業成績　既設鐵道の三系統中、會社線たる雲南鐵道を除く他の二系統卽ち北部・南部官營鐵道は工務檢閱總監に統轄せられる。而して全線を通じて、その收入を財源とする獨自の豫算を編成し、別に運轉資金・事業特別基金及歳入不足塡補豫備金の豫算外基金法を設定してゐる。會社線たる雲南鐵道の營業法は一九〇一年六月一五日の特許契約に準據してゐる。

左に各系統營業成績を掲げる。

系統別鐵道營業成績及鐵道收入表　出所=印度支那經濟時報

項目	北部鐵道 一九三五	北部鐵道 一九三六	南部鐵道 一九三五	南部鐵道 一九三六	雲南鐵道 一九三五	雲南鐵道 一九三六	東埔寨鐵道 一九三五	東埔寨鐵道 一九三六
—系統別鐵道營業成績—								
乘客數 (千人)	四、七五一	五、八八六	二、四八〇	二、六〇七	二、九三七	三、四二八	一八七	一九六
粁當り延乘客數 (千人)	二三一、三五三	二七二、五一六	一〇一、三三八	一一七、五六九	一二八、一九七	一五一、一五〇	一四、五二三	一七、五九一
運輸貨物數量 (千噸)	二七四	三四四	一三五	一五七	二六八	三一八	一〇七	一六六
公用運輸貨物數量 (千噸)	一〇六	一六九	七一	六八	一一九	九二	—	一三
粁當り運輸貨物 (千噸)	三四、九九三	四七、七八三	一三、四二七	一八、五一三	五八、七八一	六八、三八九	二、五八八	三二、四〇五
粁當り公用運輸貨物噸數 (千噸)	一〇、一八〇	九、〇五八	二、〇七四	三、一四七	一一、六八四	九、一六四	—	一、〇二三
使用車輛數(商用貨物運輸)	二四、三五二	三一、八〇八	一四、七六六	一八、六八〇	三二、九一一	三九、三六一	一二、六〇七	二五、六四八
—系統別鐵道收入—　單位=千比弗								
旅客及手荷物收入	一、二〇五	一、五〇八	五六三	六九六	九六二	一、〇八七	一〇一	一一二
貨物收入	九五〇	一、二一九	四九八	六五二	二、九二八	三、三四八	二三七	三三五
雜收	七四	一〇九	三一	五二	五六	七一	三	八
計	二、二二九	二、八三六	一、〇九二	一、四〇〇	三、九四六	四、五〇六	三四一	四五五
粁當り收入(比弗)	一、六九六	二、〇一八	一、八八六	二、〇〇六	四、五九三	五、二四四	一、〇〇六	一、三四二

3　自動車及電車

自動車　本領土に於ける自動車交通は道路施設の進歩と共に近年頗る顯著なる發達をなし、現在では最も重要な交通機關をなしてゐる。卽ち他の交通機關の割合に未發達なるに比し、未開地々方に於てすら比較的容易に自動車を通じ得るからである。

現在印度支那の總自動車數は分明しないが、一九二八年以後一九三五年迄の車輛種別新登錄數を示す。

車輛種別自動車登錄數表(自働自轉車を含む)　出所=同前表

年次	乘用車登錄數 乘用車	乘用車登錄數 乘合車	貨物車登錄數
一九二八	二、〇七六	四〇六	三六八
一九二九	二、二一七	三九二	三二八
一九三〇	一、四五〇	二六七	三四五
一九三一	八五六	一五四	一五二
一九三二	五二九	九九	九五
一九三三	四九二	八一	六五
一九三四	八一八	八七	七五
一九三五	一、一四五	五二	九二
計	九、五八三	一、五三八	一、五二〇

右を國別に見れば左の如くである。

	乘用車	乘合車	貨物車	計
安南	五八九	三五五	一六八	一、一一二
東埔寨	一、〇九〇	二七五	二四七	一、六一二
交趾支那	四、八五六	三九六	六三一	五、八八三
老撾	一一一	一〇六	一一一	三二八
東京	二、九三七	四〇五	三六三	三、七〇五

而して右の乘合車合計數字は一、五三七となり前表の數字と一件の差があるが、之は一九三三年後半期に於ける東埔寨の登錄數の差異に依るものである。

電車　主要都市內及その近郊を連絡する交通機關として重要なものには自動車及人力車があるが、河內、西貢及堤岸には電車の便がある。併し之は僅かに以上の三市にのみ限られた交通機關で、左に一九三三年に於ける各電鐵會社の現況を表示するが、近年營業成績何れも芳しからず經營中々困難な狀態にある。

電車線別延長及收支表(一九三三年)　出所=印度支那統計年鑑

線別	延長 (粁)	收入 (千比弗)	支出 (千比弗)	損益 (千比弗)
河內電氣鐵道	二九	一八二	一七五	七
西貢=堤岸線	六	二五八	三三九	(註)七一
堤岸=Hoc-mon線及支線	八一	四一五	五三一	(註)一一六

(註)　新設事業費を含む

二　內國水運

印度支那は多くの河川を有するが、その大部分は流域短少である。それは半島の北部より南部に走る安南山脈に依て流域が制限されるためと支那海が殆どこの分水界の麓にまで及び、且つ安南山脈の西方に在る河川の總てが湄公河に抱合せらるゝ關係に基くからである。紅河と湄公河とは印度支那に於ける二大重要河川で、共に水源を印度支那內に有せず、前者は東京を北西より南東に貫き、後者は老撾、東埔寨、交趾支那の三國に亘り、北より南に印度支那を縱斷し、夫々重要なる水路を形成してゐる。

東京　東京に於ける水路は紅河と太平河の二流域に分る。紅河は水源を支那に發し、老開附近に於て東京に入り淸江(R. Claire)、黑江(R. Noire)の二大支流を合せ、廣大な三角洲を構成して東京灣に注ぐ。太平河はカウ河、チュオン河、ルックナムの合流で、河口の廣く且つ多岐なるに反し流域は比較的短少である。紅河及太平河の二大主流はバムブー(Bambous)及ラピード(Rapides)の二運河を以て接續し、兩河の河口に於ける三角洲は水流の分岐縱橫し以て東京に於ける可航水路を形成してゐる。卽ち次の如くである。

キンタイ河　太平河の分流で下流をクアカムと稱す
ラクタイ河　太平河の分流で海防と太平河とを連絡す
ダイ河(底江)　紅河より分れ海に注ぐ

バムブー運河と右のラクタイ河とは、海防、河內及南定を連絡する戎克船の航行極めて頻繁である。

紅河とその支流の可航區域は、增水期と乾水期とに依つて多大の相違がある。增水季は七月中旬より一〇月中旬まで、この季節中は紅河の東京に於ける流域の殆ど全部に當る約七〇〇粁の區間は汽船の航行が可能であり、反之乾水季に於ては四五〇粁に短縮される。

安南　安南に於ける可航水路の延長は運河六〇〇粁、自然河川二、四〇〇粁、合計三、〇〇〇粁である。小舟は四季を通じ全延長に亘つて航行可能であるが、小蒸汽船は增水季の六箇月間(自九月至二月)は一、〇〇〇粁、乾水季に於ては約三〇〇粁に限られる。

安南の河川は概してその流域狹少で、分水界は殆んど海岸に沿ふて走つてゐる。而して河川の流域は主山脈より分出する多くの支流に依つて截斷せられつゝ、北より南に境を限られてそのまゝ海に入る。

北部安南は稍々趣を異にし、分水界が海岸を遠ざかる關係上河川流域は比較的廣大であるゲアン州を通過するカ河(柯江)、タンホア州のマ河(馬江)はその代表的のものである。中部安南に於ては河川は概して短く且つ淺水部は幅が廣い。その代表的のものは順化河、フェイフォー(Faifoo)河である。

交趾支那　西貢の北部及東部諸地方を包含する高部地帶を除き、交趾支那の平地は滿潮時の海面と略同高である。卽ちその低地は湄公及ドンナイ三角洲で、ドンナイ河、西貢河、東西兩ヴアイコ河及湄公の各支流を包含する大河川地帶を形成す。湄公河(四、二〇〇粁)は印度支那は勿論世界に於ける大河川の一で源を西藏に發し、老撾、暹羅の國境を過ぎて東埔寨、交趾支那を縱斷し、九の支流を合して支那海に注ぐ。支流の主なるものはクアチウ、ハムロン、コーチエン及バサック等である。

以上の支流中クアチウのみが(河口より東埔寨の首府プノンペン市に至るまで)外航汽船の航行可能である。爾餘の支流は何れも內航に利用せられ汽

船の航行は增水期に於て一、二〇〇粁、乾水期に於て六〇〇粁である。

東埔寨・老撾　湄公河は東埔寨及老撾の唯一の水路で、左岸は安南山脈の高原に源を發する幾多の支流を合せ、右岸は東部暹羅を灌漑する總ての河川を合す。是等の支流は何れも各所に急湍があり、一年中の大部分は航行困難である。湄公は東埔寨に於ける主なる通商航路で、吃水五米の汽船は四季を通じ海を距る三二〇粁の位置にある首府プノンペンまで遡航することが出來る。

プノンペン―クラチェ間の遡航は甚だしき困難はないが、クラチェより上流は砂洲或は急湍のため航行至難な箇所が諸々に所在してゐる。西貢を起點とする主要地間の航行所要日數は老撾のヴィエンチアンまで十六日乃至二十日、首府ルアンプラバンまで三十二日乃至四十四日とせられてゐる（後說旅行案內の部參照）。

內國航路一覽表

會社名	國別	航路別	配船數	回數	寄港地	摘要
La Société des Affréteurs indochinois	佛	(Ligne Saigon—Haiphong)	一	二十日一回	支那海沿岸各港	定期・客・貨
La Compagnie des Messageries Maritimes	同	(„)	一	二週一回	Qui-nhon, Tourane	同
La Compagnie des Chargeurs Réunis	同	(„)	一	月一回	支那海沿岸各港	同
Nguyên-Huu-Thu	同	(Ligne Haiphong—Campha)	一	日一回	直航	同
„	同	(Ligne Haiphong—Hongay)	一	同	同	同
Service Maritimes et Fluviaux de l'Indochine	同	(Ligne Hanoi—Chobo)	一	月三回	同	同
„	同	(Ligne Hanoi—Tuyên-quang)	一	日一回	同	同
„	同	(Ligne Hanoi—Nam-dinh)	一	同	„	同
„	同	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)	一	同	同	同
„	同	(Ligne Haiphong—Campha)	一	日二回	同	同
„	同	(Ligne Haiphong—Haiduong)	一	隔日一回	„	同
„	同	(Ligne Nam-dinh—Phu-nho-quan)	一	日一回	„	同
„	同	(Ligne Nam-dinh—Ngodong)		同	„	同
„	同	(Ligne Nam-dinh—Loc-quan)		同	„	同
„	同	(Ligne Hanoi—Haiphong)		週三回	„	定期・貨
„	同			日一回	„	同
„	同	(Ligne Hanoi—Yen-bay)		日一回	„	同
„	同	(Ligne Haiphong—Venthuy)		週一回	„	同
„	佛	(Ligne Haiphong—Tourane)		同	„	不定期客・貨
La Société anonyme de Chalandage et Remorquage de l'Indochine	同	(Ligne Haiphong—Mui-ngoc)		週三回	Quang-yèn, Hongay, Campha, Port-Wallut, Point-pagodes	同
„	同	(Ligne Haiphong—Dap-cau)		同	Yen-lèon, Dong-triêu, Sept-pagodes, Phu-lang-thuong	同
„	同	(Ligne Haiphong—Hongay)		週四回	Quang-yèn	同
Service fluvial subventionné de Tonkin	同	(Ligne Hanoi—Tuyèn-quang)		週三回	Son-tay, Shum, Phan-luong, Lémy, Kim-xuyèn, Phu-doan, Dia	同
	同	(Ligne Hanoi—Cho-bo)		週二回	Son-tay, Viétri, Trung-ha, La-phu, Tu-vu, Da-chong, Hoa-binh,	同
	同	(Ligne Tuyèn-quang—Chièn-hoa)		同	Song-cham, Ngon-cham, Pho-trinh,	同
„	同	(Ligne Haiphong—Hanoi)		日二回	Direct	定期・貨
Compagnie saigonaise de navigation et de Transports	同	(Ligne Saigon—Phnompenh)		週三回	Miloi, Mytho, Vinh-long, Sadec, Datset, Caitau, Rach-coa-lanh. Chotus Culao-tay, Rach-hong-ngu, Tancheu, Vinh-Banam	定期・客・貨
„	同	(Ligne Phnompenh—Battambang)		週二回	Kompong-chhnang, Snock-trou, Pursat, Siem-réap, Bac-prèah	同
„	同	(Ligne Bac-préah—Kralanh)		週一回	„	同
„	同	(Dai-ngai—Baclieu)		週一回	Sochang, Baichau	同
„	同	(Ligne Dai-ngai—Mac-bat)		週二回	Direct	同
„	同	(Ligne Chaudoc—Mat-bat)		週三回	Long-xuyen, Thot-not, O-mon, Cantho, Traon, Dai-ngai	同
„	同	(Ligne Saigon—Dai-ngai)		週二回	Mytho, Cai-bé, Vinh-long, Sadec, Datset, Cai-tau, Rach-Caolanh, Chomoi, Chaudôc, Long-xuyèn, O-mon, Cantho	同
„	同	(Ligne Saigon—Cap Saint-Jacques et Baria)		週五回	Direct	同
„	同	(Ligne Cantho—Camau)		週三回	Traon, Phunghiep, Traeu, Caitrau.	同
„	同	(Ligne Mytho—Soctrang)		同	Cho-lac, Mang-thit, Cantho, Phung-hiêp, Soctrang	同
„	同	(Ligne Mytho—Long-xuyên et Rach-gia)		日一回	Cai-bé, Caï-thia, Vinh-long, Caï-tau-ha, Sadec, Caï-tac, Lap-vo, Long-xuyen, Nui-sap, Phu-hoi, Soc-son	同

〃	同	(Ligne Mytho—Travinh)	同	Bentré, Mocay	同
〃	同	(Ligne Soc-trang—Bac-lieu)	同	Baixau, Coco	同
〃	同	(Ligne Soc-trang—Mac-bat)	同	Sai-Ngaï	同
〃	同	(Ligne Saigon—Angkor)	週二回	Phnompenh	同

三 海運

摘要 一九一一年一二月二一日附大統領令に依り規定せられた佛本國商船法を、印度支那に適用する總督令が一九二九年六月二六日に發布せられ、爾來當領の海運は合法的に基礎づけらるゝに至つた。

海運に關する中央行政機關は總督府商船部で、西貢、海防及ツーランの三地方管區に區分し、海運諸法規の立案及實施、海運行政、通商、海事訴訟、海員關係事項、海事敎育、總督府對汽船會社の契約、航路保安等の事務を擔當する。

次に印度支那總督府の補助命令航路は近年一大改革を加へられたが、近況は左の如くである。

補助命令航路

補助命令航路一覽表

航路別	寄航地	就航回數	備考
西貢—海防沿岸線	キノン、ツーラン	月二回	
西貢—バタビア線	スラバヤ	四週一回	
西貢—汕頭線	ツーラン、海防、香港	同	}共に Société Maritime indochinoise 經營
西貢—新嘉坡線	直航(復航崑崙島)	月二回	
西貢—盤谷線	崑崙島、フーコク島、レアム	月一回	必要に應じ新嘉坡まで延長
海防—香港線	直航	年五二回	但し月二回北海、海口、廣州灣寄港

出所=印度支那經濟財政會議報告

主要外國航路一覽表

會社名	國別	航路線	配船數	回數	寄航地	摘要
La Compagnie des Messagerie Maritimes.	(佛)	Marseille—橫濱 (Ligne de la Chine et du Japon)	10	二週一回	Prot-Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, 神戶	定期・客・貨
〃		Dunkerque—Japon, Chine (Ligne d'Extrême-Orient)		月一回	Anverse, Middlesbrough, London, Port-Said, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, 神戶、橫濱、大連又は埔鹽斯德	定期・貨
〃		Marseille—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	六	四週一回	Port-Said, Djibouti, Colombo, Pondichery, Madras, Singapore, Saigon, Tourane	定期・客・貨
		Dunkerque—Haiphong (Ligne de l'Indochine)		四週一回	Prot-Said, Singapore, Saigon, Tourane	定期・貨
La Compagnie des Chargeurs Reunis.	(佛)	Bordeaux—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	五	四週一回	Marseille, Port-Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane	定期・客・貨
		Anvers-Haiphong.	三	四週一回	Dunkerque, le Havre, Marseille, Port-Said, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane	定期・貨
大阪商船會社	(日)	橫濱—Buenos-Aires (Japan—South American Line)	五	月一回	神戶・長崎・Hongkong, Saigon, Singapore, Colombo, Durban, Cape-town, Rio-de-Janeiro, Santos, Buenos-Aires (Saigon 寄航は往航のみ)	定期・客・貨
大阪商船會社	(日)	橫濱—Bangkok (Japan—Bangkok Line)	二	月一回	名古屋・大阪・神戶・Hongkong, Haiphong, Saigon, Bangkok	不定期・貨
La Société des Affréteurs Indochinois.	(佛)	Saigon—Pangkok (Ligne Saigon—Bangkok)	一	月一回或は二回交互	Réam, Phu-quoc, Poulo-Condore, (Haiphong 寄航は往航のみ)	定期・客・貨
Siam Steam Navigation Co, Ltd.	(暹)	Bangkok—Réam (Ligne Ream—Bangkok)	一	週一回	Chantabun, Réam.	同
		Bangkok—Hatiên	一	週一回	Chantabun, Réam, Hatien	同
La Compagnie Indochinoise de Navigation.	(佛)	Haiphong—Hongkong (Ligne Haiphong—Hongkong)	一	月三回	直航	同
		〃	一	二週一回	Pakhoi, Hoi-hao, K. T. Wan	同
La Maison J. Pannier et Cie.	(同)	〃	二	二週約一回		不定期・客・貨
La Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient	(同)	〃	五	二週約一回		同
China Navigation Co., Ltd.	(英)	〃	[illegible]	二週一回	Haiphong, Pakhoi, Hoi-hao, Hongkong	定期・客・貨
		〃	二	週約一回		不定期・客・貨
La Maison J. Pannier et Cie.	(佛)	Haiphong—Canton (Ligne Haiphong—Canton)	五—六	年十三回	Haiphong, Hoi-hao, Hongkong, Canton	同
Java China Japan Lijn.	(蘭)	Java—Saigon Lijn	一	四週一回	Batavia, Saigon, Soerabaja	定期・客・貨
La Société des Affréteurs Indochinoise.	(佛)	Saigon—Singapore (Ligne Saigon—Singapore)	一	二週約一回	直航	同
La Compagnie des Messagerie maritime	(佛)	Swatou—Tourane			Hongkong, Haiphong }La Société des Affréteurs Indochinois 會社と共同經營	同
		Singapore—Poulo Condore.			直航	同
La Sociéte maritimes indochinoise	(佛)	Saigon—Bangkok		四週一回	崑崙島	同
		Saigon—Hongkong		同	往航—汕頭路、歸航—海防	同
		Saigon—Singapore		二週一回		同
		Saigon—Soerabaja		四週一回		同

Compagnie navale de l'Océanie	（佛）	Saigon—Nouméa	四月一回		
K. P. M.	（和）	Saigon—Java—Nouméa	・	Batavia, Semarang, Port Moresby, Samarai, Rabaul, Port Vila, Nouméa, Sydney, Port moresby, Batavia	定客貨
〃	（和）	Orient-Java-Afrika	月二回	Changhai, Manila, Saigon, Bangkok, Singapore, Java, 亞弗利加諸港	定客貨

出入船舶數

出入港船舶隻數及噸數表

船舶種別及出入港		一九三三 隻數	一九三三 噸數	一九三四 隻數	一九三四 噸數	一九三五 隻數	一九三五 噸數
			噸		噸		噸
汽船—							
佛國汽船	入港	二六五	一、五四〇、二一〇	二五〇	一、五〇九、八八四	二五六	一、五一〇、三三九
	出港	二六二	一、五三五、三九九	二五四	一、五三〇、三六五	二五八	一、五一一、六二三
外國汽船	入港	一、〇三三	二、九八九、〇五一	九四〇	三、一四五、九一六	一、一一六	三、八六八、三五八
	出港	一、〇二五	二、九七五、四二七	九三二	三、一二八、二二二	一、一一三	三、八四八、六六七
佛・外國汽船計	入港	一、二八七	四、五二九、二六一	一、一九〇	四、六五五、八〇〇	一、三七二	五、三七八、六九七
	出港	一、二八七	四、五一〇、八二六	一、一八六	四、六五八、五八七	一、三七一	五、三六〇、二八九
帆船—							
土人帆船	入港	三〇	三二七	五	一〇三	四	四一
	出港	一一四	一、一二〇	一一一	二八六	八一六	一、〇八二
外國船	入港	五五六	一六、一二九	三八六	一二、一三九	三五九	一〇、三五九
	出港	五二二	一四、四三〇	四七五	一二、一七七	四一四	一二、五三九
計	入港	五八六	一六、四五六	三九一	一二、二四二	三六三	一〇、四〇〇
	出港	六三六	一五、五五〇	五八六	一二、四六三	一、二三〇	一三、六二一
總計	入港	一、八七三	四、五四五、七一七	一、五八一	四、六六八、〇四二	一、七三五	五、三八九、〇九七
	出港	一、九二三	四、五二六、三七六	一、七七二	四、六七一、〇五〇	二、六〇一	五、三七三、九一〇

出所＝印度支那貿易統計表

國籍別出入船舶

國籍別入港船舶隻數・噸數及貨物噸數表

國籍別	一九三三 隻數	一九三三 噸數	一九三三 貨物噸數	一九三四 隻數	一九三四 噸數	一九三四 貨物噸數	一九三五 隻數	一九三五 噸數	一九三五 貨物噸數
		噸	瓲		噸	瓲		噸	瓲
汽船—									
佛國	二六五	一、五四〇、二一〇	一八〇、三三三	二五〇	一、五〇九、八八四	二一三、七二六	二五六	一、五一〇、三三九	二一九、七四六
英國	二九八	八二〇、九〇五	八〇、七九六	三三四	一、〇五〇、〇六六	八〇、五六二	三五一	一、一六一、九六五	八二、三七三
獨逸	二一	一五三、八五八	四〇五	二三	一五六、七九二	一、〇〇〇	二三	一六〇、三七八	一、〇五八
諾威	一一七	三五一、四一〇	一七、二八三	九八	二六四、一三三	一一、〇六九	一二一	三三三、六七二	一四、五八五
和蘭	七六	二五三、四四一	八一、二八六	六七	二四二、八八九	七九、九九〇	八〇	三四三、三二四	七二、七四一
米國	一七	一〇一、六五三	一二、四一五	一六	一〇二、三八六	一五、二七二	一四	一〇〇、一一三	一五、九六二
日本	二一〇	八八四、三四一	三四、六三七	一五五	六八二、三四四	一九、八六〇	一八九	八六二、四二七	二七、〇八四
瑞典	—	—	—	八	四六、五三九	五、一八八	一	四、五六八	—
丁抹	一九	四九、七八七	三、二七四	一六	七〇、〇五五	二三、三九九	二八	一三三、九九八	三、一二八
伊太利	一四	七四、四二〇	一、八七二	三四	一八二、五〇二	六、九三九	二一	一二〇、六六八	五、九五一
葡萄牙	一	四、三七九	—	—	—	—	—	—	—
支那	一九〇	二六九、八九八	六、七〇八	一〇五	二三三、九二八	二、五三七	一八七	四〇七、七四八	六、一六九
暹羅	五八	二一、四四八	一八、三二四	六五	二五、三〇四	五四九	五一	一七、四〇一	七〇五
希臘	—	—	—	一八	八八、三六二	—	四八	二二六、二三九	—
其他	一	三、五一一	四〇	一	六二七	—	二	七、九四八	—
計	一、二八七	四、五二九、二六一	四三七、三七三	一、一九〇	四、六五五、八〇〇	四七〇、〇九一	一、三七二	五、三七八、六九七	四四九、五〇二
帆船—									
土人	三〇	三二七	二六	五	一〇三	一	四	四一	一四
支那	五三一	一五、九六六	二、九〇八	三六六	一一、九四六	一、七一〇	三四〇	一〇、一五二	一、七五三
暹羅	二四	一五四	—	一七	九八	—	一五	五九	—
日本	一	九	—	三	九五	三五	四	一四八	四四
計	五八六	一六、四五六	二、九三四	三九一	一二、二四二	一、七四六	三六三	一〇、四〇〇	一、八一一
總計	一、八七三	四、五四五、七一七	四四〇、三〇七	一、五八一	四、六六八、〇四二	四七一、八三七	一、七三五	五、三八九、〇九七	四五一、三一三

出所＝同前表

國籍別出港船舶隻數・噸數及貨物噸數表

國籍別	一九三三 隻數	一九三三 噸數	一九三三 貨物噸數	一九三四 隻數	一九三四 噸數	一九三四 貨物噸數	一九三五 隻數	一九三五 噸數	一九三五 貨物噸數
		噸	瓲		噸	瓲		噸	瓲
汽船—									
佛國	二六二	一、五三五、三九九	五二四、四五五	二五四	一、五三〇、三六五	五四五、六五三	二五八	一、五一一、六二三	五三八、六一九
英國	三〇〇	八一三、四七七	七三〇、六五四	三三五	一、〇六 、九九〇	一、〇八五、〇二六	三五一	一、一五四、九五四	一、一五一、九一四
獨逸	二一	一五三、八六一	九一、八〇四	二三	一五六、七九二	一七六、二二八	二三	一六〇、三七八	一一一、九一四
諾威	二一五	三三七、九六九	三一四、七九三	一〇〇	二七〇、一二九	三〇五、二四八	一二〇	三二〇、四四六	三六四、一八八
和蘭	七八	二六〇、一七二	一〇五、〇四九	六七	二四二、〇四二	一〇九、六二一	八〇	三四二、二二四	一一六、六五二
米國	一七	一〇一、六五三	六四〇	一四	九五、五三九	一、二二一	一五	一〇六、一九八	四四九
日本	二一一	八八八、五〇七	八六三、四二九	一五一	六六三、五七六	五五四、九〇七	一八五	八四四、五五六	七八九、二二五
瑞典	—	—	—	八	四六、五三九	五四、三九一	一	四、五六八	七、六六五
丁抹	一八	四七、〇〇八	三九、八三一	一六	七〇、〇五五	四四、〇四〇	二八	一三三、九九八	六九、三三三

伊太利	一四	八七四、四二〇	六〇、〇六八	三三	一七八、〇九七	一六一、五八五	三三	一二五、〇三三	五〇、三〇七
葡萄牙	一	四、三七九	七、二七九	—	—	—	—	—	—
支那	一九〇	二七〇、三七五	二八五、四〇七	一〇四	二三五、七〇七	二七一、〇三〇	一八七	四〇四、九一九	四一九、五五七
暹羅	五九	二〇、〇九五	一、九六四	六三	二四、四八六	三、五三六	五一	一七、四〇一	二、三八三
希臘	—	—	—	一七	八三、六四三	一一六、四三七	四八二	二二六、〇五四	三二七、三〇三
其他	一	三、五一一	—	一	六二七	—	二	七、九四八	一〇、九五二
計	一、二八七	四、五一〇、八二六	三、〇二五、三七三	一、一八六	四、六五八、五八七	三、四二八、九二三	一、三七一	五、三六〇、二八九	三、九六〇、四六一
帆船—土人	一一四	一、一二〇	八九五	一一一	二八六	一一五	八一六	一、〇八二	一四七
支那	四八四	一四、二八〇	一〇、三七七	四三〇	一一、九六五	五、五五四	四八〇	一二、五一〇	七、二二三
暹羅	二七	一四一	六六	四五	二一二	一〇七	八	二九	四
日本	一	九	—	—	—	—	—	—	—
計	六二六	一五、五五〇	一一、三三八	五八六	一二、四六三	五、七七六	一、三〇四	一三、六二一	七、三七四
總計	一、九一三	四、五二六、三七六	三、〇三六、七一一	一、七七二	四、六七一、〇五〇	三、四三四、六九九	二、六〇一	五、三七三、九一〇	三、九六七、八三五

主要港別出入船舶　次に印度支那主要港別に見た海運狀況を表示す。

西貢・海防港別出入船舶隻數・噸數及貨物瓲數表

出所＝同前表

年次	入港 船舶數 遠洋航路	入港 船舶數 沿岸航路	入港 同噸數 遠洋航路（噸）	入港 同噸數 沿岸航路（噸）	出港 船舶數 遠洋航路	出港 船舶數 沿岸航路	出港 同噸數 遠洋航路（噸）	出港 同噸數 沿岸航路（噸）	貨物瓲數 入港 遠洋航路（瓲）	貨物瓲數 入港 沿岸航路（瓲）	貨物瓲數 出港 遠洋航路（瓲）	貨物瓲數 出港 沿岸航路（瓲）
西貢港—一九三三	六一八	(イ)三六四	二、八五二、四一五	(イ)八三三、三一二	五八一	(イ)三二七	二、四八九、〇一五	(イ)七一七、八九五	二四二、六二六	(イ)一〇五、三三八	一、三九九、八一五	(イ)三七、一〇一
		(ロ)二、三七三		(ロ)六四、八二一		(ロ)二、二二六		(ロ)五九、二〇四		(ロ)六二、六四二		(ロ)五一、三四五
一九三四	六四四	(イ)三四四	三、一二四、七八一	(イ)七九八、八四五	六〇七	(イ)三三三	二、七八九、八一二	(イ)六八五、五〇一	二六七、八七七	(イ)九四、五二〇	一、九七二、一〇九	(イ)九七、一八〇
		(ロ)二、三〇七		(ロ)三八、四八六		(ロ)二、一八〇		(ロ)三九、六六〇		(ロ)五〇、二二二		(ロ)四六、七六五
一九三五	七五三	(イ)三三五	三、四七六、六〇九	(イ)七八八、六六五	七一五	(イ)三一四	三、一三二、七三〇	(イ)六九三、六七五	二六九、八一三	(イ)九七、四七二	二、〇八八、八二二	(イ)七〇、五六七
		(ロ)一、九七二		(ロ)三九、二五八		(ロ)一、八二七		(ロ)三五、一二〇		(ロ)四五、九五二		(ロ)二九、六九八
海防港—一九三三	二七〇	(イ)五、四三〇	七九四、九五九	(イ)一、六〇六、二五九	(イ)三六八	(イ)五、四一〇	(イ)一、一八〇、四三四	(イ)一、三〇一、一九五	一四一、三六三	(イ)一九〇、七七五	(イ)五二八、一四三	(イ)一八一、八七二
		(ロ)一、八七〇		(ロ)三三、五五三	(ロ)一九	(ロ)一、八七〇	(ロ)六五八	(ロ)三三、五五三		(ロ)二〇、四三九	(ロ)六〇二	(ロ)六、一〇六
一九三四	二五〇	(イ)五、三七六	七八三、四二七	(イ)一、四六八、五七五	(イ)二八一	(イ)五、三二九	(イ)一、一二九、五二四	(イ)一、〇六三、六二四	一五二、二六四	(イ)二〇三、一九〇	(イ)五三一、二一〇	(イ)二〇七、二四五
		(ロ)二、一六九		(ロ)三三、四五九	(ロ)三五	(ロ)二、一三四	(ロ)九〇〇	(ロ)三二、五五九		(ロ)一八、〇三八	(ロ)七八八	(ロ)九、〇〇二
一九三五	二七三	(イ)六、五三九	八九五、七二一	(イ)一、五二三、九九〇	(イ)三一五	(イ)六、四八〇	(イ)一、二六五、三二一	(イ)一、〇八七、二三七	一五八、八八〇	(イ)一七一、五五九	(イ)六五八、九六六	(イ)一四四、九八四
		(ロ)三、三四〇		(ロ)二八、〇四〇	(ロ)三一	(ロ)三、三〇九	(ロ)八四七	(ロ)二七、二五六		(ロ)一二、七八八	(ロ)八二一	(ロ)九、七二二

（備考）(イ)は汽船　(ロ)は帆船を示す、指示なきは總て汽船である

四　空運

概要　近年南洋方面に於ける航空路の開設には關係各國共に大いに努力しつゝあるが、印度支那に於ても最近航空路開設の氣運が勃興し、一九三〇年以來當領を起點又は仲繼地とする航空路の開設計畫具體化し印度支那總督府に於ても、一九三〇年末經濟財政最高會議に於ける交趾支那西貢河左岸に、海軍飛行場(經費豫算三十五萬比弗)を建設すべく決議し、該工事竣工の上は海軍の專用とせず、民間の商業機にも併せ之を利用せしむべき事とした。斯くて一九三一年一月一九日佛蘭西東洋航空會社に依つて馬耳塞＝西貢間連絡飛行が始めて實現され、爾後右の支線たる盤谷—河內線、更に國際線として河內—廣東線が開設さるゝに至つた。

國際航空路　佛本國—印度支那線　航路は伊太利、希臘、土耳古、波斯、印度を經由し、緬甸蘭貢及暹羅盤谷より西貢に達するもので、所要日數七日、每週一回の定期航空路である。現在も西貢が終點となつてゐるが、盤谷＝河內線（ヴィエンチアン經由）が開設され、河內への旅行者は盤谷に於て卽日連絡、ヴィエンチアンに一泊の上翌朝河內に到著することが出來る。

河內—廣東線　一九三五年一一月一一日佛支航空連絡協定に依て成立を見、一九三六年二月一四日第一回連絡が中國航空公司の手に依て實施されたが、西南政府の南京政府に對する經營爭奪紛爭の爲一時中絕の有樣となり、其後兩政府の妥協成立に依り今次は西南航空公司の經營とし梧州、南寧及龍州を經て河內に通ずる週一回の定期に發著を見ることゝなつた。然るに佛蘭西側は廣州灣を經由せざる不便の爲、更に交涉の結果支那側は一九三七年四月七日河內行き航空便より廣州灣經由の海岸線を更に新設することとした。本航空路も週一回である。從つて今日廣東＝河內線は奥地線及海岸線の二がある譯で、前者は所要時間約七時間である。

領內航空路　西貢—河內線　一九三〇年より調査に著手、寄航地はニヤチャン、キノン、順化或はツーランとなる豫定であるが、今日未だ實現しない。

西貢—老撾線　一九三〇年以來調査中であるが、本航空路は湄公河に沿ふて飛行するものであるが、未だ寄航地は確定されて居ない。尙本線は一九二六年一時就航を見たが、直ちに廢止されたものである。

尙此の外インピリアル・エアウェイズ(英國)經營の彼南・香港線がツーランに寄航するが、但し同地に於ける旅客の乘降及遞送物の積降しは許されてゐない。

五　通信

印度支那の通信事務は、純粹植民地である交趾支那に於ては夙くより開け、佛本國との郵便爲替取扱等も一八七八年以來實施されてゐたが、印度支那全體としては漸く一九〇一年に郵便電信事務局が設置せられ形態を整へたものである。併し今日尙十分なる發展を遂げてゐるとは云へないが、近年各種開發事業の進步、殊に國道、地方道及鐵道の新設延長、航空路の開設或は有・無線電信電話施設の改良擴充に依り情勢は著しく改善せられ日進月步の狀態にある。

郵便物遞送の方法　老撾及東京山岳地方其他僻遠の地に於ては牛馬或は獨木舟を利用する等原始的輸送手段に依てゐるが、主要なる輸送機關としては、航空機、海上及河川舟舸、船舶、汽車、自動車等である。

イ　航空便—佛蘭西航空會社經營の馬耳塞＝西貢線(支線、盤谷＝河內線)と支那西南航空公司經營の廣東—河內線(二線)の三線がある。

前者は佛本國及印度支那間週一回の定期輸送に當り、その所要日數は西貢宛七日、河內宛八日である。又本會社は別に佛本國及阿弗利加各植民地間の定期輸送に從事してゐる爲、印度支那と之等植民地間との連絡も容易に且つ迅速に結ばれてゐる。後者は二線共に一日を以て支那廣東及河內を連絡するもので、本線の新設に依り南部支那は勿論上海方面との郵便物の發受も至極迅速となつた。殊に印度支那政府の直轄下にある廣州灣との郵便物の往復も亦至つて便利となつた。

右兩航空路の設置に依り、殊に佛本國及植民地間との航空便連絡が可能と

なつて以來、印度支那の政治或は商業上受ける利益は甚だ大なるものがある。尙數年來の懸案たる國內諸航空線が實現すれば益々利便を得るであらう。

ロ　船舶便―外國郵便物の發受は、歐洲方面に對し佛國M・M汽船會社經營の馬耳塞＝西貢＝橫濱線及馬耳塞＝海防線に依て確保されてゐる。後者は所要日數三十六日で郵便物の遲延を免かれなかつたが、數年前より英國船又は日本船にも委託することゝなり若干日數の節約を爲し得ることゝなつた。支那及南洋方面とは海防＝香港＝廣東線、西貢＝新嘉坡線、西貢＝海防線、西貢＝盤谷線、西貢＝バタビア及西貢＝ヌーメア線等に依り、別に臨時に西貢又は海防に寄港する船舶或は新嘉坡、香港にて連絡する外國航路船舶に委託する場合がある。

國內河川船舶便は交趾支那、東埔寨及老撾方面に於て特に重要性を有し、南部印度支那に於ては湄公河及同支流、大湖を往復する船舶に依り、北部に於ては主として紅河航行船舶を以て實施されてゐる。尙老撾及安南奧地々方に於ては丸木舟を利用し遞送に從事してゐる。

ハ　鐵道便―印度支那縱貫鐵道の完成に依り北部及南部の連絡甚だ容易となり、又ヴィン＝タケック間の鐵道の一部竣工は、中部老撾への輸送を便ならしめた。尙國外便には雲南鐵道の外、一部自動車連絡に依る東埔寨鐵道が利用されてゐる。

ニ　自動車便―交通機關發達の比較的遲れて居た當領に於て自動車は最も主要の遞送機關で、近年地方道路の進步に應じて發達し、鐵道沿線は勿論各地方を通じて盛んに往來し、地方便の輸送に當つてゐる。

居宅配達　郵便物の居宅配達は、現在若干の大都市及地方の主要市街に於てのみ實施せられてゐる狀態であるが、年々地方郵便局の增設及集配人の增員を圖り、配達範圍の擴大を期してゐる。

郵便物到達所要日數內國郵便に關しては判然と決め難いが、河內＝西貢間は急行列車に依り二日乃至二日半を要し、外國郵便物は概して日本宛十五日、但し西貢よりの場合河內迄は急行列車、河內＝上海間を航空便（廣東にて積換へ）、上海＝日本間を船舶便に依る時は七日（週一回）、香港及新嘉坡宛五日、廣東宛六日（航空便に依れば一日）、爪哇、マニラ、上海宛十日（航空便は二日乃至五日）、倫敦宛四十日、巴里宛三十五日（航空便十日）の見當である。

切手・端書・封筒―切手、〇・一、〇・二、〇・四、〇・五、〇・八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一五、二〇、二一、二五、三〇、五〇、六〇各仙及一、二比弗―以上二四種

端書　普通端書―四、六仙、往復端書―八、一二仙、封緘端書―四、五仙

印紙刷込封筒―二仙（賣價二・五仙）、五仙（同五・五仙）、六仙（同六・五仙）

佛本國・植民地及外國間返信劵（Coupons-repons）、八、二〇仙

飛行郵便切手―一、二、五、一〇、一五、二〇、三〇、三六、六〇、六六各仙及一、二、五、一〇各比弗

同切手刷込封筒―三六仙（賣價三七仙）、六六仙（同六七仙）

郵便局

郵便局及切手賣上高表　出所＝印度支那統計年鑑

摘要	一九三三	一九三四	一九三五
郵便局數	三五四	三五四	三四四
郵便切手賣上高（千比弗）	一、一八三	一、一九六	一、二一〇

印度支那行政年鑑に依れば一九三五年度郵便局總數は三六五局、內東京一二八局、安南六二局、老撾三七局、東埔寨四七局及交趾支那九一局である。尙局の等級には一等、二等、三等の三種あり、一等局は萬般の郵便業務に服し、二等局は價格表記郵便物及外國爲替を除く一切の業務に從事し、三等局は單に書留及電信事務のみ取扱ふ。

普通郵便　普通郵便物取扱數は明瞭でないが、左に佛本國との取扱數に付示す。

佛本國間郵便物取扱數表　單位＝千件　出所＝同前表

年次	普通書狀 佛國向	普通書狀 印支向	書留書狀及小形包裝物 佛國向	書留書狀及小形包裝物 印支向	價格表記書狀及小箱郵便 佛國向	價格表記書狀及小箱郵便 印支向
一九三一	二、三〇〇	二、一三〇	三八〇	三九〇	七・〇	一〇・〇
一九三二	二、一〇〇	二、〇三〇	三一〇	二九五	六・五	八・五
一九三三	二、〇〇五	二、〇二五	二八五	二四一	五・〇	九・〇

普通郵便料金―

	內國	本國・植民地間	外國
書狀及封緘物			
二〇瓦以下	五仙	六仙	一五仙
二〇―五〇瓦	一〇	一〇	超過二〇瓦又は
五〇―一〇〇瓦	一五	一五	端數每に 九
超過一〇〇瓦又は端數每に	四	四	
普通端書及通信繪端書	四	四	九
繪端書（日附、署名及發信人宿所氏名及五字以內記載のもの）	二	二	三
往復端書	八	八	一八
商業取引文			
五〇瓦每又は端數每に	―	―	五〇瓦又は端數每に 三（最低料金一五）
商品見本			
一〇〇瓦以下	四	四	五〇瓦又は端數每に 三
超過一〇〇瓦又は端數每に	三	三	（最低料金六）
普通印刷物			
五〇瓦以下	二	二	
五〇―一〇〇瓦	三	三	
超過一〇〇瓦又は端數每に	三	三	
新聞及定期刊行物			五〇瓦又
六〇瓦以下	〇・四	〇・四	は端數每
六〇―七五瓦	〇・六	〇・六	に
七五―一〇〇瓦	〇・八	〇・八	
一〇〇―一二五瓦	一	一	割增 三
一二五―一五〇瓦	一・二	一・二	
超過二五瓦又は端數每に	二	二	
書留郵便			
書狀、封緘物及端書	一五	一五	割增 一五
料金割引郵便	一〇	一〇	同 一五
配達證明郵便			
寄託時證明要求ありたるもの	一五	一五	割增 一五
寄託後要求ありたるもの	二五	二五	同 二五
代金引換郵便	その書留或は價格表記等遞送種別に從ひその料金及規定に準ず		
速達郵便	二〇	二〇	割增 二〇
價格表記書狀・小形包裝物・小箱郵便			
（普通郵便料金外書留料金）	一五	一五	割增 一五
（保險料）	一・五％（一千法に付）	八	（三百法に付）五
集金郵便（普通郵便料金外書留料）	一〇	一〇	

（備考）外國便價格表記小箱郵便は五〇瓦又はその端數每に一〇仙、別に書留料一五仙及保險料三〇〇法に付五仙を要す

航空郵便　領內旅客飛行の實現を見ない今日國內航空便は單に歐亞連絡航空線の盤谷―河內線に依てヴィエンチアン及河內間が連絡されてゐるに過ぎないが、一九三六年六月二七日以來、印度支那及佛本國間を往復するM・

M汽船會社船と途中連絡する外國航空便が實施されてゐる。尙航空便取扱郵便物種類は價格表記郵便物を除き、普通書狀・代金引換・集金郵便・爲替等である。

航空郵便物取扱數―

航空郵便取扱數表

出所＝印度支那統計年鑑

年次	佛國→印度支那 就航數	佛國→印度支那 輸送重量(瓩)	佛國→印度支那 書狀數 普通(千)	佛國→印度支那 書狀數 書留(千)	印度支那→佛國 就航數	印度支那→佛國 輸送重量(瓩)	印度支那→佛國 書狀數 普通(千)	印度支那→佛國 書狀數 書留(千)
一九三三	五二	四、四六四	三七五	五一	五二	四、六八三	三六〇	一〇〇
一九三四	五二	(註)四、九八二	四一七	五六	五二	五、一〇六	三九九	一一〇
一九三五	五二	五、四四九	四六〇	六二	五二	五、三二九	四〇一	一一四

(註)　一、〇七三瓩に達する割增金を課せられない宣傳用輸送物を含まず

航空郵便料金―料金は各郵便物の基本料金の外に書狀、封緘物及其他のものには航空輸送割增料金を徵收し、爲替・配達證明・速達郵便・集金郵便等に對しては夫々規定の割增料金の外に航空割增金を併せ附加することゝなつてゐる。

卽ち前記領內航空郵便を利用する場合の割增金は普通書狀、繪端書、小形包裝物及集金郵便物等に對しては、五瓦又はその端數每に五仙、其他のものに對しては二・五瓦又はその端數每に五仙である。

左に印度支那所在局より各地間の割增金並に實際所要料金を表示す。

航空郵便物料金表

單位＝比弗

地方別	割增料金 書狀 (一〇瓦又は端數每に)	割增料金 其他(1) (二五瓦又は端數每に)	實際料金 一〇瓦以下 普通	一〇瓦以下 爲替	二〇瓦以下 普通	二〇瓦以下 爲替	三〇瓦以下 普通	三〇瓦以下 爲替	四〇瓦以下 普通	四〇瓦以下 爲替
盤谷	〇・一〇	〇・〇四	〇・二五	〇・四〇	〇・三五	〇・五八	〇・五四	〇・六九	〇・六四	〇・七九
ラングーン	〇・一五	〇・一五	〇・三〇	〇・四五	〇・四五	〇・六〇	〇・六九	〇・八一	〇・八四	〇・九九
バッシール	〇・三五	〇・二五	〇・五〇	〇・六五	〇・八五	一・〇〇	一・二九	一・四四	一・六四	一・七九
バグダッド	〇・四〇	〇・二五	〇・五五	〇・七〇	〇・九五	一・一〇	一・四四	一・五九	一・八四	一・九九
アレクサンドリー・カイロ	〇・四八	(2)	〇・六三	〇・七八	一・一一	一・二六	一・六八	一・八三	二・一六	二・三一
ベイルース	〇・五〇	〇・三〇	〇・五六	〇・七一	一・〇六	一・二一	一・六〇	一・七五	二・一〇	二・二五
カステロリゾ	〇・五〇	〇・三五	〇・六五	〇・八〇	一・一五	一・三〇	一・七四	一・八九	二・二四	二・三九
コルフー・アテネ	〇・五五	〇・三五	〇・七〇	〇・八五	一・二五	一・四〇	一・八九	二・〇四	二・四四	二・五九
伯林	〇・六三	(3)	〇・七八	〇・九三	一・四一	一・五六	二・一三	二・二八	二・七六	二・九一
ナポリ	〇・六〇	〇・四〇	〇・七五	〇・九〇	一・三五	一・五〇	二・〇四	二・一九	二・六四	二・七九
南阿弗利加	〇・八三		〇・九八	一・一三	一・八一	一・九六	二・七三	二・八八	三・三六	三・五一
北亞米利加	〇・八九		一・〇四	一・一九	一・七八	一・九三	三・〇八	三・二三	三・八〇	三・九五
マダガスカル	一・二二									
	(五瓦又は端數每に)	(一〇瓦又は端數每に)	五瓦以下		一〇瓦以下		一五瓦以下		二〇瓦以下	
佛蘭西	〇・三〇	〇・四〇	〇・三六	〇・五一	〇・六六	〇・八一	一・〇〇	一・一五	一・一五	一・四五

(註)　(1)商業取引、印刷物及商品見本を云ふ

(2)西貢・バグダッド間二五瓦每二二五仙、バグダッド・カイロ間一〇瓦每二八仙

(3)西貢・アテネ間二五瓦每二三五仙、アテネ・伯林間一〇瓦每二八仙

別に右會社の各着陸地より積換へ輸送せられるもの、割增料金は、英領印度及佛領印度宛書狀、繪端書、小形包裝物、爲替に對して一〇瓦又はその端數每に二五仙、其他のものに對しては二五瓦又は其の端數每に一二仙、蘭領印度(スマトラ、爪哇、ボルネオ等)宛のものにして印度支那、盤谷間及新嘉坡・バタビア間を航空便に依つた場合、前者二〇仙、後者一二仙、新嘉坡迄普通便、新嘉坡、バタビア航空便の場合、前者五仙、海峽線航空便のもの、前者一五仙、後者一七仙である。日本宛普通書狀植民地宛書狀は西貢河內間汽車便、河內・上海間航空便、上海・日本間汽船に依る場合、一〇瓦迄四五仙、二〇瓦迄七五仙の割增を徵收せられる

汽船連絡航空便料金は前記料金以外に一〇瓦に付印度支那宛古倫母及カルカッタ經由のものは二五仙、同じくポート・サイド、バグダッド及カイロ經由のものは四八仙、印度支那發古倫母及カルカッタ經由は二五仙、同じく蘇士、バグダッド及カイロ經由は四八仙、尙馬耳塞經由は五瓦に付三〇仙等夫々割增金を附加す

爲替　爲替取組規定は、領內に於ては取組金額に制限なく有效期間は三箇月、取消は一年を以て爲すことゝなつて居り、佛本國及各植民地間では取組金額は五、〇〇〇法に制限せられ、有效期間四箇月、取消は二年、外國爲替は各國別に依り各々金額の制限、有效期間等差異がある。當領に於て相互に爲替發行を爲し得る主なる國は下の如くである。瑞西、伊太利(植民地及保護領を含む)、和蘭、蘭領印度、日本、暹羅、埃及、白耳義、西班牙、獨逸、ダンチッヒ自由市、英國、香港、海峽植民地、馬來聯邦、支那等である。右の中便宜上我國の例のみを示せば、發行金額の限度は日本向七〇〇圓、我國より印度支那向五、〇〇〇法、有效期間は發行日より六箇月である。

最近に於ける爲替取組件數は左の如くである。

爲替取組件數及金額表

單位＝件數―千、金額―千比弗
出所＝印度支那統計年鑑

年次	國內爲替 郵便	國內爲替 電信	佛本國爲替 發行	佛本國爲替 支拂	外國爲替 發行	外國爲替 支拂
件數						
一九三三	四九一	七八	一七五	一九	二・八	二・六
一九三四	五〇七	七四	一六九	二〇	三・〇	三・〇
一九三五	五四五	七〇	一六〇	二三	三・二	二・六
金額						
一九三三	一四、四九五	九、四九三	七、三四六	八一三	九七・五	九八・〇
一九三四	一四、〇四六	八、四五二	六、九六八	八七七	一一〇・四	一一三・一
一九三五	一五、二四八	八、三一六	六、〇一七	九七八	一一五・一	九七・六

爲替料金―

國內―二〇〇比弗以下一〇〇分の一(最低料金五仙)、二〇〇乃至一、〇〇〇比弗一〇〇分の〇・五、一、〇〇〇比弗以上一〇〇分の〇・二五

支拂證明料金は發行の際請求せる時一五仙、發行後請求せる場合二五仙、尙電信支拂證明は前者の場合四〇仙、後者の場合五五仙、又證明返信を電信にて請求せる時は八〇仙である。

佛本國及植民地―總ての爲替に對し一樣に四十サンチームの手數料を徵收し、更に一〇〇法以下は五法又はその端數每に〇・〇五法、五〇〇法迄は最初の一〇〇法に對し一法、超過一〇〇法又は端數每に〇・五法、一、〇〇〇法迄は最初の五〇〇法に對し三法、超過一〇〇法又は端數每に〇・二五法、一、〇〇〇法以上は最初の一、〇〇〇法に對し四・二五法、超過二五〇法又は端數每に〇・二五法、

支拂證明は前項內國規定に同じ(但し電信の場合を除く)。

外國―瑞西、伊太利、和蘭、蘭領印度、日本、暹羅、埃及、白耳義、西班牙等に對しては、基本料金十二仙の外總額の一〇〇分の〇・五の額を重課し、英國は佛本國及植民地に對すると同料金、香港、海峽植民地及馬來聯邦は總額の一〇〇分の一を課し、支那向には二〇比弗以下二〇仙、四〇比弗迄四〇仙、八十比弗迄六〇仙、一二〇比弗迄八〇仙、一六〇比弗迄一比弗、二〇〇比弗迄一・二比弗、二四〇比弗迄一・四比弗、二八〇比弗迄一・六比弗、三二〇比弗迄一・八比弗、三六〇比弗迄二比弗、四〇〇比弗迄二・二比弗と規定されてゐる。

小包　取扱種は普通、價格表記及代金引換がある。規定至つて複雜で、殊に內國規定は實に煩鎖である。內國小包の制限重量は一〇瓩、同體積〇・五五立方米である。但し重量五瓩以下のものは一邊の長さ一・二五米、重量五瓩以上は一・五〇米である。而して輸送系統を第一より第五迄五に區分し、更に第五系統をA乃至F迄六に分つてゐる。從つて料金も到達地の系統及重量に依て定められ、尙補助自動車或は汽船を利用する場合は夫々適當な割增金を附加する。外國小包規定は一九二四年八月二八日ストックホルム協約加盟國間に於ては該協約に準じ、其他の國に對しては特定協約に據つてゐる。國別制限重量及體積は、佛本國、コルス及アルヂェリーに對しては二〇瓩、〇・七五立方米、其他の植民地及外國は一〇瓩、〇・五五立方米とし、表記價格制限金額は佛本國、同植民地、獨逸、白耳義、伊太利、香港及日本は何れも一〇、〇〇〇法、瑞西五、〇〇〇法、支那(雲南)六、二五〇法で、代金引換制限金額は佛本國及植民地は五・〇〇〇法、獨逸一・二〇〇法、其他支那(雲南―四・〇〇〇法)を除き總て一・〇〇〇法である。

最近年に於ける小包取扱數は左の如くである。

小包取扱數表

出所＝同前表

年次		内國 發送小包數(千)	内國 料金計(千比弗)	外國(註) 受取小包數(千)	外國(註) 發送小包數(千)	外國(註) 料金收入(千比弗)
一九三三	計	一七六	一四一・七	九五	一五・三	五〇
一九三四—	普通	九八・七	七七・六	四六・六	一〇・九	三七・五
	價格表記	一二・〇	一四・九	二三・〇	二・〇	七・一
	代金引換	六四・八	五二・七	二〇・八	一三・四	一・二
	計	一七五・五	一四五・二	九〇・四	二六・三	四五・八
一九三五—	普通	八七・七	六二・二	四一・〇	一一・〇	三六・五
	價格表記	一六・六	二一・三	二三・二	二・一	八・二
	代金引換	七四・六	六三・九	一九・二	〇・四	一・〇
	計	一七八・九	一四七・四	八三・四	一三・五	四五・七

(註) 佛國との取扱數を含む

小包料金—前述の如く至つて複雜なる爲、大體の料金を掲ぐ。

内國小包の重量區分は一—三瓩、三—五瓩、五—一〇瓩の三種である。

内國普通小包基本料金

一、到達地が郵便局所在地の場合　三二仙

二、到達地が郵便局所在地ならざる場合

イ、重量の如何に不拘最初の五粁(歸路を含まず)に付　四〇仙

ロ、五粁(同前)を超過する場合 {五瓩迄は一粁毎に　四仙／五瓩—十瓩迄は一粁毎に　六仙}

外國小包郵便料金—佛本國、日本及支那(雲南)のみに付記述す。

佛本國—一瓩以下一一・五法、五瓩迄一九法、一〇瓩迄三三・二五法、一五瓩迄四八・五法、二〇瓩迄六三・七五法、價格表記は一樣に一法、代金引換は同樣二〇仙を割增す。

日本—一瓩以下一一・五法、五瓩迄一九・二五法、十瓩迄二四・二五法、價格表記二法、代金引換同前、

支那(雲南)—一瓩以下九・五法、五瓩迄一二・四法、一〇瓩迄二〇法、價格表記〇・五法、代金引換同前、

電信　電信取扱局は一九三六年度三六五局、即ち領内總ての郵便局に於て取扱はれてゐる。尙此の外各鐵道驛は旅客關係私信に限り取扱ふ。電報取扱時間は西貢、堤岸、プノンペン、河内、海防、順化及ツーラン局に於ては每日午前七時半—午後十時迄、其他の局に於ては午前七時半—十一時及午後二時半—五時半迄、鐵道驛に於ては午前七時半—十時迄とされてゐる。

尙左表に示す如く電信線路及電線の延長は年々增加しつゝあるが、電報取扱數は一九二九年以降減少を示してゐる。以下一九一三年及一九三一年以降五箇年の電信線路及電線の延長竝に取扱數を示す。

電信線電線延長及電報取扱數表

單位＝取扱數及總數—千　金額—千比弗
出所＝同前表

項目				一九一三	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
電信線路延長(1)				一〇・三	一九・〇	一九・一	一九・六	二〇・五	一九・四
電線延長(1)				二〇・一	四三・〇	四五・八	四六・五	四四・七	四二・七
國内通信	私報		通數	七五六	一、一〇九	七七六	六六九	五六四	五九八
			語數	一〇、六五一	一一、六四九	八、〇二五	七、二八一	七、三一一	七、一三一
	官報		通數	三六六	二九五	二五二	一八二	二四五	二一六
			語數	一三、一九四	一一、一二四	九、〇四八	五、五五〇	五、四七八	五、八九四
國外通信	佛國	發信	通數	一二・〇	六・〇	四・〇	一・六	一・一	〇・八
			語數	—	七六・〇	四四・六	一七・六	一七・四	八・〇
		受信	通數	一〇・〇	四・〇	二・六	一・八	一・一	一・五
			語數	—	五七・〇	三五・〇	二〇・〇	一八・二	一九・六
	外國	發信	通數	四六・〇	三八・〇	三二・七	一八・九	一九・九	二一・六
			語數	—	三一八	二八三	一六七	一九七	二一四
		受信	通數	四九・〇	四五・〇	三六・五	三八・五	三二・〇	三三・九
			語數	—	五一〇	四四〇	三四一	三六二	三七四

		一九一三	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
通過通信	通數	四五・〇	二八・〇	一七・六	一二・四	一五・七	一六・五
	語數	—	二七七	一八四	一二三	一九六	一九九
電信料收入(2)		二九八	一、一〇九	八四五	七〇一	七二一	七二三

(註) (1)廢棄せられたる海底線は含まれず　(2)印度支那收入額のみを示す

電信料金—

内國電信料金—

左の三種に別つ

普通電信料	一語(一五字)	〇・四仙(最低料金二〇仙)
信號電信料	一語	〇・四仙(最低料金二〇仙)
新聞電信料	一語	〇・一仙(最低料金二〇仙)

外國電信料—定率料金・陸上電信料(何れも有線電信)の二種がある。

定率料金		佛國及同植民地	外國
普通電信料	一語	二四サンチーム(金法)	三四サンチーム(同上)
官報・後廻し・新聞電信料	一語	一二サンチーム(金法)	一七サンチーム(同上)

陸上電信料—左記の區分に依る

a　暹羅國境より聖ジャック岬に到る各局より英領印度及ムールメーン以北の諸國宛電信料　一語　五〇サンチーム

b　同上より暹羅・馬來聯邦・同非聯邦宛料金　一語　三五サンチーム

c　同上以外の諸外國宛陸上電送料　一語　五〇サンチーム

無線電信　印度支那の無線電信施設は一九二一年西貢の長波無線電信局の設置を以て嚆矢とする。後一九二七年に至つて初めて短波施設が設置され著しく進歩を見たものである。而して一九三五年度に於ける無線電信局數は三九弗、各局は又數箇の發信所を有し、是等發信所は長波及短波發信所に區分され、前者は一六、後者は五六、計七二箇所に所在してゐる。尙西貢には La Compagnie générale de T. S. F. 經營の一局がある。

右會社は最も重要なるもので一九二九年以來短波設備を裝置し遞信局官吏に監督せられてゐる。

通信系統　内國系統—河内、ライチアウ(以上東京)、ルアンプラバン、ヴィエンチアン、サムヌーア(以上老撾)ヴアンエン、ヴィン(安南)等陸上局とフオル・バイヤール(廣州灣)、キエンアン、モンカイ、カクバ島(以上東京)、ツーラン、バダラン(以上安南)、ミト、崑崙島、フコク島(以上交趾支那)の各沿岸局間、尙フオル・バイヤル、カクバ島、崑崙島、フコク島、サムヌーア及ライチアウ方面に對しては無線電信は唯一の有力な通信機關である。

沿岸局及海上船舶—海上船舶との連絡は前記各沿岸局に依て中波を以て確保されてゐる。尙西貢無線電信局は短波長を以て、馬耳塞、日本間を航行する極東航路船舶と日々交信してゐる。

國外系統—(一)西貢無電局及T・S・F・會社は印度支那南半と佛本國及歐洲諸國間竝に印度支那全地域とマダガスカル、ヌーベル・カレドニー、タヒチ、ヂーブチ、米國、比律賓、蘭領印度、香港、日本、上海、レユニオン、ベイルース間との二系統の通信に從事し、河内無線電信所は印度支那北半と巴里及香港間竝に領内全地域と雲南、澳門及上海と交信する。

尙無線電信取扱數は左の如くである。

無線電信取扱數表

出所＝同前表

種別				一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
國内通信	私信		通數	—	二〇・一	一二・〇	一二・〇	一四・〇
			語數	—	一四三・〇	一四五・〇	一六五・〇	一七六・〇
	公信		通數	—	三・三	五・〇	七・〇	七・〇
			語數	—	一二一・〇	一三一・〇	一八〇・〇	一九七・〇
國外通信	佛國	發信	通數	三七・三	三八・六	三〇・〇	二四・六	二三・三
			語數	六三三・〇	七六九・〇	五四二・〇	三六四・〇	二九七・〇
		受信	通數	二四・一	二九・八	二二・〇	一九・四	一八・三
			語數	三七〇・〇	六九五・〇	三一〇・〇	二六一・〇	二二七・〇
	外國	發信	通數	一七・五	二〇・九	二七・〇	二八・六	三〇・〇
			語數	一八一・〇	二二三・〇	二八一・〇	二六〇・〇	二四五・〇
		受信	通數	一四・四	一五・七	二二・〇	二〇・七	二三・三
			發數	一四六・〇	一六・七	二〇〇・〇	三〇〇・〇	二三三・〇

通過通信	通數	一一・〇	六・一	七・〇	六・〇	六・〇
	語數	一三四・〇	九九・〇	一〇五・〇	九九・〇	八五・〇
電信料收入(註)		六六〇・〇	七四四・〇	六三二・〇	四九六・〇	四六二・〇

(註) 印度支那收入額のみを示す

無線電信料金—
內國料金—一語に付六仙、最低料金制度なし。
外國料金—沿岸各局より航行船舶に對する無線電信料金は、一語五〇仙、最低料金制度なし。

對主要各國向無線電信料金表

單位＝金貨法　出所＝印度支那郵稅表

國別	料金	國別	料金
佛蘭西	三・一〇	桑港	三・九五
白耳義	三・二三	英國	三・三五五
廣東	二・二〇	香港	一・三〇
北平	二・二〇	蘭領印度	一・七〇
上海	一・四〇	伊太利	三・三三
廣州灣及廣西	二・二〇	日本	二・六〇
雲南府	一・一五	比律賓マニラ	一・五五
海南島	一・六〇	ホノルル及オアフ(サンドウヰチ島)	二・六五
紐育	四・七〇		

電話　都市內及都市間の電話は相當發達し、又年々取扱局及範圍も擴大されつゝある。電話取扱事務は普通電話の他に特殊のものとして電話電報(電話線利用電報)及通達電話(距離一〇〇粁以內、電話線路の設置ある地域內電報配達の實施せられてゐる地域に對し實施)の二がある。又電話契約に三種がある。本加入契約は直接電信局に連絡するものであるが、是は更に第一及二種に分れ、第一種は專用電話で個人、銀行會社、組合及協會等の契約加入に依るもので、使用範圍は契約名義人家族及使用人、或は團體員に限られ、第二種は專用及公衆兩用のもので、ホテル、カフェ及レストラン其他顧客又は公衆等にも無償使用せらるゝ場合である。補助加入契約は本契約電話を經て電信局に連絡するもので、本加入契約者のみに許可せられる。他に臨時加入契約は海水浴場又は避暑地等に於ける一箇年契約又は暗默の貸借更新に依る特別契約である。

左に一九二九乃至一九三五年間に於ける電話線路及電線延長竝に契約數、通話數を示すが、前者は年々增加してゐるに反し後者は一九三〇年を最盛として年々減少しつゝある。

電話線路・電線延長及同契約通話數表

出所＝同前表

摘要	單位	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
電話線路及電線延長—								
電話線路延長	空中線(粁)	四、三五二	四、九六一	五、六〇八	六、五一七	六、五三七	七、一二七	七、七四〇
	地下線(粁)	七八四	八一〇	八三五	五二一	九三四	一、〇一七	一、〇二三
電線延長	(粁)	三一、七七四	三五、〇一六	三七、二七三	三八、九六二	四四、九三五	四九、一五四	五〇、四九九
電話契約及同通話數—								
本契約	私用	—	三、六八四	三、四二五	三、二四二	二、七五七	—	—
	官用	—	一、二〇一	一、二六九	一、二五三	一、一八五	—	—
補助契約	私用	—	一、五九二	一、四六〇	一、四一八	一、三一一	—	—
	官用	—	一、二八一	一、四一五	一、四四九	一、四一七	—	—
計		—	七、七五八	七、五六九	七、三六二	六、六七〇	六、六六五	六、七七二
通話數合計	(千)	二、五八三	二、七五七	二、七五七	九、八一〇	九、三九八	九、〇九二	八、〇一三
收入計(註)	(千比弗)	六三四	五七六	五七六	六一四	六一七	五四二	六一六

(註) 契約料金を含む

電話料金—普通電話料金は左の如く區分徵收せられる。

本及補助加入契約料金表

單位＝比弗　出所＝印度支那アルマナック

	本契約 第一種	本契約 第二種	補助契約 第一乃至十區內	補助契約 第十一及十區內
河內・海防・西貢・堤岸	年額 六〇	年額 八五	年額 二〇	年額 一五
其他の市街	同 五〇	同 七五	同 二〇	同 一五

臨時加入契約料金表

單位＝比弗　出所＝同前表

種別	本加入契約 特別維持費(1)	本加入契約 使用料(2)	補助加入契約 特別維持費(1)	補助加入契約 使用料(2)
第一種	二〇	六	八	二
第二種	二〇	八	八	三

(註) (1)年償還　(2)月額

有料の場合市內通話料は一通話(三分間)に付一五仙、
市外直通通話料金は一通話に付、通話地が一〇〇粁以內なるときは三〇仙、以上五〇粁或はその端數每に一五仙增、
通話時間超過の場合は三通話迄認められ、料金は午前六時乃至午後十時の間は一通話料金の二倍、午後十時乃至午前六時の間は三倍となつてゐる。倘契約者の場合は各々一〇仙を輕減せられる。
電話電報料金の割增料金は五仙、通達電報料金は市街電話料金の他に割增料金五仙を徵收せられる。

無線電話　長距離無線電話施設は一九三〇年四月一〇日開設、西貢・巴里間はその翌日より、堤岸及プノンペン・巴里間は同一二月五日より通話開始、而して巴里本局を經由する歐洲諸國間との連絡は同年六月一九日より實施された。その通話範圍は獨逸、墺太利、白耳義、西班牙、英國、洵牙利、伊太利、ルクサンブール、和蘭、瑞典、瑞西及チエコ・スロバキア等である。
又東洋方面では一九三六年五月一日我國東京・西貢間無線電話が開通せられ、且つ東京を經由して西貢・ブラジル間及其他の南米諸國間とも近く連絡することゝなつた。又同年五月四日西貢・盤谷間の開設を見、之に依り蘭領印度地方とも通信し得ることゝなり、現に利用されつゝある。
而して西貢及佛國、歐洲諸國間の通信成績は左の如くである。

西貢及佛國、歐洲諸國間無線電話成績比較表

出所＝印度支那統計年鑑

摘要	一九三〇(註)	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
通話數(千)	一三六	一五一	八七	六六	九三	二〇九
通話時間(分)	五三〇	五三二	三二九	二三二	三六七	七六八
料金收入(比弗)	四、五〇五	四、六三九	二、一八七	一、四九五	一、七一六	三、二九二

(註) 一九三〇年三月十一日より九箇月間の成績

無線電話料金—
佛國間　一通話(三分間)—三〇比弗、一分間超過每に—一〇比弗
　手數料—五比弗
日本間　一通話—三二比弗　一分間超過每に—一〇・六六六比弗
　手數料—三・二比弗
盤谷間　一通話—一二比弗　一分間超過每に—四比弗
　手數料—二・五〇比弗

ラヂオフォニー　一九二九年二月二八日附總督令を以て大體左の如く規定されてゐる。總ての權限は總督にあり、之に諮問機關として無線電信常置委員會及技術監督機關として無線電信事務局が從屬してゐる。發信局の設置は植民大臣承認の上總督の許可を以て附與せられ、許可受益者は佛人及保護領民たることゝされてゐる。
現在取扱會社には一九二九年に設立された印度支那ラヂオフォニー佛國會社があり、西貢に本社を置く。電流は六、六〇〇ボルト三相式五週期のものを一二〇ボルトに再生し、垂直線に對する力一二キロワットである。發信及中繼狀態は氣象關係に依り不良で長距離に及ばない。使用電波は短波で設置當時の波長四九米である。倘二五米、三一米、七五米各波長の試驗が實行され

たが、その結果は不詳である。

領内にはフホ(西貢より五粁)に發信所、タンフ(Tanh-phu―西貢より一五粁)に受信局がある。西貢中央局は領内電話機關との連絡を確實に取つてゐる。

尙佛國の受信所は Villeresuus に在る。

佛國との通話は西貢、堤岸及プノンペンのみに限られ、時間は午前中一時間、午後五時間である。

通話料金は三分間五五五法、超過一分間毎に一八五法である。

ラヂオ　一九三一年二月一日より前項記載の會社に依て西貢に設置せられ、毎週水曜日を除き、午後六時乃至十時或は一一時迄の間放送せられてゐる。放送種目は音樂、政府及佛國通信社A・R・I・P・發表の印度支那及支那關係のニュース、新嘉坡・盤谷・爪哇・マニラ・香港・上海・日本等の爲替及商況主要爲替、氣象、時報等である。

一　旅行案内

旅行案内―主要都市―雜

印度支那の旅行者に對する注意としては、他の南洋諸地方の旅行者に對すると殆ど同一であるが、概して激暑の地(殊に南部地方に於て)であるから熱帶衞生に關し周到なる注意を要する。睡眠は十分に取り何事にもあれ身體の無理は絶對に避けねばならない。使用語は全く佛語で他國語は殆ど通用しない。入國に際しては、從來入國料又は見せ金等は不必要で非常に容易であつたが、現在は一九二九年一月一八日より實施された入國及居住規則の適用に依り極めて煩雜且つ困難となつた(後說、「外國人入國及居住規則」の項參照)。

遊覽主要地　東京―河內市・海防市・南定市・アロン灣

安南―順化・ツーラン市・フエイフオ(往昔邦人發展の遺蹟)・ダラ避暑地

交趾支那―西貢市・堤岸市・サンジヤツク岬

東埔寨―プノンペン市・アンコール廢址

右の內、各都市に就ては後述主要都市の項を參照せられたし。

アロン灣(Baie d'Along)―鴻基の前面に橫はる幅五〇粁餘の灣で、無數の奇巖怪石起伏し、大小とりどりの鐘乳洞が無數にあり恰も規模を更に大にせし本邦松島に似て、島影を縫ひ行く興趣は盡きることを知らない。海防旅行者は必ず見物すべき勝景で、日一回の海防―鴻基汽船便にて先づ鴻基を訪れ翌朝本灣の見物を爲すのを順當とする。

フエイフオ(Faifoo)―ツーランより東南三二粁の地點に所在す。カンナム州廳所在地で往時は最も繁榮せる商港・商業都市であつた。本地には數百年前數百人の邦人居住し、日本橋なる橋を境として支那人と商權を爭ひ、彼等よりも優勢の地位にあつたと云ふ記錄が殘つてゐるが、現在は唯一名の邦人も居住せず、僅に苔蒸したる墓石に依りその跡を偲ぶのみである。日本橋は現在尙 Pond japonais の名で保存されてゐる。多恨の遊士は往昔遙々雄圖を抱き渡航し、異境に骨を埋めた是等邦人の遺蹟を弔ふべきである。

聖ジヤツク岬―交趾支那バリア州に在り、避暑地として著名で海水浴場の設備を有し、夏期は大いに賑ふ。又西貢入港船舶は必ず此の地に寄航する。

アンコール廢墟―東洋に於ける二大佛蹟として爪哇のブルブドルと比較され共に旅行者を誘つてゐるが、その規模結構の廣大さは到底ブルブドルの及ぶ所ではない。紀元九世紀末に建設されたクメール王朝全盛期時代の首府の遺蹟で、Angkor-Wat, Angkor-thom, Bayon, Takéo, Ta-prom, Benteai, Kadey, Sras-sreng, Pré-rey, Mebon, Ta-soun, Neak-peun, Prah-khan 等の廢址がある。而して從來は交通不便の爲に河川航路船の便に依て訪れるの外無かつたが、近年は西貢より直行する貸切自動車があり、最少日數三日を以て往復し得るが普通は五日を要する。參考の爲旅行日程を揭ぐれば、貸切自動車に依て當日アンコールに到着することも出來るが、コンポントンにて一泊、第二日目的地に到着滯在三日にして西貢に歸着するを普通とする。距離は西貢より四九七粁である。西貢より郵便自動車を利用する場合はプノンペンにて一泊、翌日アンコールに到着する。自動車の借切賃は三人乘にて二二五比弗であるが、郵便自動車の場合は遙に安價(二二・四〇比弗)に行き得られ、且途中プノンペンにて東埔寨政府經營の博物館に於てクメールの遺物、美術品等を見學し得る利がある。因にコンポントンにはホテル・コンポントン、アンコールにはグランド・ホテル、パンガーロ、又シエムレアプにはニュー・シエムレアプ・ホテル等があり、宿泊料は食事附一泊七―一〇比弗程度である。

汽船に依る場合は、一週二回西貢發の Messageries fluviales de Cochinchine 會社の遊覽船に依るを最も便利とする。而して之に二種あり、往航はアンコールまで共に三日(プノンペン滯在日數一日を含む)を要し、アンコール滯在は四日半或は六日とし、歸路は共に二日にて西貢に達す。右遊覽旅費は一八〇比弗乃至二〇〇比弗程度である。因に旅費の中には往復汽船賃・宿泊料及案內人雇傭代を含んでゐる。

雲南府旅行―普通には片道三日を要する。卽ち第一日河內(或は海防)―老開間、第二日老開―開遠間、第三日開遠―雲南府間で歸路も同行程を辿る。但し週一回の急行列車を利用する場合は二十三時間にて達し得られる。尙貨幣は印度支那比弗を以て大體通ずる。主要驛間の汽車賃は左の通りである(但し三、四等を除く)。

運賃　海防―河內間には汽車の外機動車がある。

機動車　片道(比弗)　A級二・九〇　B級〇・八五

往復(比弗)　A級三・九〇　B級一・三〇

汽車		河內	老開	蒙自	雲南府
片道	一等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等
	四〇・八	二九・〇	一八・七八	一二・一三	四三・六一	三〇・三七	五九・八四	四一・六一
海防(比弗)								
內(比弗)	―	―	一四・七〇	一〇・二三	三九・五三	二七・四七	五三・七六	三七・八七
往復		河內	老開	蒙自	雲南府
海防(比弗)	一等	二等	一等	二等	一等	二等	一等	二等
	六一・二	三九・〇	二八・一七	一八・四八	五九・一四	四三・五八	八九・七六	六〇・四四
內(比弗)	―	―	二三・〇五	一四・五八	五九・二九	三九・六八	八三・六四	五六・五四

各種交通機關賃銀規定

一、汽車―印度支那政府鐵道賃銀は南北兩系統共に一粁に付一等―六仙、二等―四仙、三等―二仙、四等―〇・九仙で、往復切符は官私線共二五%引きで、切符通用期間も亦同じく一〇〇粁まで三日間、一〇〇粁以上又はその端數を增す毎に一日を加ふ。

以下各主要驛間の鐵道距離を示すが、前記一粁當り賃銀を以て換算すれば所要運賃を知ることが出來る。

尙海防―河內間は前述の如く、又キノンーニヤチヤン間は各驛間距離不明の爲省略す。

河內―ナチャム線（自河內）

驛名	粁
Yên-viên	一一
Bac-ninh	二九
Phu-lang-thuong	五〇
Lang-son	一四八
Na-cham	一七九

河內―キノン間（自河內）

驛名	粁
Phu-ly	五六
南定	八七
Ninh-binh	一一四
Thanh-hoa	一七五
Vinh	三一二
Bênh-thuy	三二六
Tân-ap	四一〇
Dong-hoi	五二三
Dong-ha	六二一
Quang-tri	六三四
順化	六八九
ツーラン(Central)	七九二
ツーラン(Marché)	七九八

西貢―ニヤチャン間（自西貢）

驛名	粁
Bein-hoa	三二
Muong-man	一七八
Phan-thiêt(支線)	一九〇
Thurcham	三二二
Dalat（支線）	四〇六
Nga-ba(支線)	三六六
Ba-ngoi(支線)	三七〇
ニヤチャン	四〇九

西貢―ミト間（自西貢）

驛名	粁
堤岸	五
An-lac	一二
Tan-an	四六
My-tho	七〇

二、自動車――主要自動車連絡區間及賃銀を示す。但し乘合及郵便自動車とす。

區間	回數	區別	賃銀（比弗）
Nacham-Caobang	日一回	歐人	四・〇〇
		土人	一・六〇
Langson-Locbinh	日一回	片道	〇・三〇
		往復	〇・六〇
Bacninh-Dongtrieu	日一回	歐人	二・〇〇
		土人	一・〇〇
Hanoi-Songtay (Tong)(四一粁)	日一回	歐人	〇・六〇
		土人	〇・四〇
Phuly-Chine（郵便自動車）	日一回	歐人	〇・八〇
		土人	〇・三五
Namdinh-Thaibinh(二〇粁)	日一回	歐人	〇・四〇
		土人	〇・二〇
Namdinh-Venly	日一回		〇・六〇
Ninhbinh-Phunhoquan(三一粁)	日一回	歐人	〇・八八
		土人	〇・四〇
Thanhhoa-Baithuong(三七粁)	日一回	歐人	〇・六〇
		土人	〇・四〇
Thanhhoa-Hoixan（郵便自動車）			二・五〇
Thanhhoa-Phongy	日一回		—
Vinh-Thakhek	日一回	歐人	二〇・〇〇
		土人	八・九一
Vinh-Hatinh	日一回		〇・五七
Donghoi-Badon(四二粁)			〇・三〇
Dongha-Savannakhet	週一回		二・五〇
Saigon-Phnompenh（郵便自動車）	日一回		九・六〇
Phnompenh-Angkor（郵便自動車）	火・木・土		一二・六〇
Angkor-Phnompenh	月・木・土		
Angkor-Aranya	五月一日―一一月三〇日 月・木・土；一二月一日―四月三〇日 日一回		〇・六〇
Aranya-Angkor	同右		
Mongkolborey-Aranya	日一回		二・五二
Phnompenh-Kampot	木・日		七・〇八
Kampot-Phnompenh	日・金		
Kampot-Kep	木・日		一・〇二
Kep-Kampot	月・金		
Xenly-Chohien (Phuquy)	日一回	歐人	〇・二〇
		土人	〇・五〇
Kep-Hatien	木		一・九四
Hatien-Kep	金		
Kampot-Réam	週一回 日		三・六四
Réam-Kampot	月		
Kampot-LeBokor	木		一・六〇
Le Bohor-Kampot	金		

三、汽船賃

Compagnie indochinoise de Navigation Haiphong（海防東洋船務公司）

海防―香港線（自海防）

至	等級	比弗	等級	比弗
至北海	一等	二一・〇〇	二等	一六・〇〇
至海口	〃	二九・〇〇	〃	二一・〇〇
至廣州灣	〃	三三・〇〇	〃	二五・〇〇
至香港	〃	五〇・〇〇	〃	三七・〇〇

Messagerie Maritimes: Ligne annexe du Tonkin

西貢―海防線（自西貢）

至	等級	比弗	等級	比弗
至Ba-ghoi	一等	四一・〇〇	二等	三三・〇〇
至Qui-nhon	一等	五五・〇〇	二等	四〇・〇〇
至Tourane	一等	八〇・〇〇	二等	五七・〇〇
至Haiphong	一等	一〇〇・〇〇	二等	七三・〇〇

Sté. Anonyme de chalandage et remorquage de l'Indochine

線名		賃銀 一等（比弗）	賃銀 二等（比弗）
Haiphong—Mui-ngoc（一週三回往復―自海防）			
至	Quang-yên	一・三〇	〇・八〇
同	Hongay	三・六〇	二・二〇
同	Port-Wallut	七・七〇	四・六〇

Service fluvial subventionné de Tonkin

線名		賃銀 一等（比弗）	賃銀 二等（比弗）
Hanoi—Chiêm-hoa（一週三回往復―自河內）			
至	Song-tay	三・一五	二・〇〇
同	Viétri	四・二五	二・六〇
同	Lémy	六・〇五	三・七〇
同	Tuyên-quang	一〇・〇〇	六・〇五
同	Chiêm-hoa	一六・五〇	—
Hanoi—Cho-bo（一週三回往復―自河內）			
至	Song-tay	三・一五	二・〇〇
同	La-phu	五・四〇	三・三〇
同	Tu-vu 及 Da-Chong	七・〇五	四・三〇
同	Hoa-binh	八・六五	五・二〇
同	Cho-bo	一〇・二五	六・二〇
同	Mui-ngoc	一一・二〇	六・八〇
Haiphong—Nam-dinh（一週三回往復―自海防）			
至	Phu-ninh-giang	四・三〇	二・六〇
同	Nam-dinh	七・二〇	四・六〇
Haiphong—Phu-lang-thuong（一週三回往復―自海防）			
至	Dong-triêu	二・一〇	一・三〇
同	Sept-pagodes	四・四〇	二・七〇
同	Dap-cau	六・二〇	三・八〇

Messageries de Cochinchine

線名		賃銀 一等（比弗）	賃銀 二等（比弗）
Saigon—Phnompenh（一週三回往復―自西貢）			
至	My-tho	六・三〇	四・二〇
同	Phnompenh	二七・五〇	一九・五〇
Phnompenh—Battambang（一週二回往復―自Phnompenh）			
至	Kompong-chhnang	七・五〇	四・四〇
同	Pursat	一三・四〇	八・一〇
同	Siem-réap	一八・九〇	一一・八〇
同	Battambang	二九・七〇	一九・八〇
Phnompenh—Khône-sud（一週二回往復―自Phnompenh）			
至	Kratié	二三・三〇	一一・七〇
同	Stung-trang	三三・七〇	一八・七〇
同	Khône-sud	三九・六〇	二三・五〇
Khône-nord—Savannakhet（一週一回往復―自Khône-nord）			
至	Bassac	八・五〇	四・八九
同	Paksé	一〇・二〇	五・八〇
同	Savannakhet	二七・一〇	一六・三〇
Savannakhet—Vientiane（一週一回往復―自Savannakhet）			
至	Thakhek	五・八〇	三・五〇
同	Vientiane	三〇・四〇	一七・九〇
Vientiane—Luang-pravang（一週一回往復―自Vientiane）			
至	Xiêng-khan	八・七〇	五・二〇
同	Luang-pravang	二七・六〇	一六・六〇

四、市內交通機關―自動車・馬車・人力車を主要な交通機關としてゐるが、西貢を除くも主要都市內に於て未だタクシなく、只群小の貸自動車屋がある

に過ぎない。左に西貢及河内兩市に於る各種乘物の大體の賃銀を示す。

イ、西貢市に於ける各種乘物賃銀

	比弗
自動車賃(西貢市役所規定)―	
一日傭入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	二五・〇〇
一日傭入(但し走程二〇〇粁迄を限度とす)	四〇・〇〇
右一粁を増す毎に	〇・三〇
一時間雇入	五・〇〇
以後一時間を増す毎に(一時間に滿たざる場合も同樣)	三・〇〇
馬車賃―市内　一時間	二・〇〇
人力車賃(市内)―	
十分以内或は二粁を限度とし	〇・一〇
同右往復(但し十五分間の停車時間を含む)	〇・二〇
時間定め、一時間當り	〇・三〇
西貢市内―堤岸市中心(市役所)迄	〇・四〇
同右往復(但し三十分の停車時間を含む)	〇・八〇
右規定以上に停車せしむる場合、三十分又はその端數毎に	〇・二〇

ロ、河内市に於ける貸自動車賃金

一日傭入	四〇・〇〇
半日傭入	二〇・〇〇
一時間傭入	五・〇〇

其他の乘物の賃金は大體西貢市と同樣である。

日本よりの入國經路　日本より印度支那へ入國するには、直航のものと香港にて乘換へ入國するものとの二途がある。

直航のものは、日本船では大阪商船の南米航路及横濱―西貢・盤谷航路、外國船では佛國のM・M(Messageries Maritimes)社船の横濱―馬耳塞線以外には無い。而して南米航路及M・M社線は何れも西貢寄港で横濱―西貢・盤谷線は往航のみ海防に寄船する。依て旅行者は右航路船をキャッチ出來なかつた場合は、香港にて乘換へ目的地へ渡航することゝなる。日本―香港間は、日本郵船、大阪商船を初め、外國船にも幾多の航路が開かれてゐるから此の點些の不便もなく、又香港―海防或は西貢航路は佛・英・蘭・支の定期船があり、香港にて極く短時日の船待ちにて之等の船をキャッチすることが出來る(交通の部「外國航路一覽表」參照)。

船賃

大阪商船横濱西貢盤谷線船賃　單位＝圓

	等級	神戸	門司	基隆	海防	西貢
横濱	三等	四・五〇	八・〇〇	二四・〇〇	四九・〇〇	五一・〇〇
横濱	一等	二〇・〇〇	三七・〇〇	八〇・〇〇	一四五・〇〇	一五三・〇〇
神戸	三等		五・〇〇	二〇・〇〇	四七・〇〇	四九・〇〇
神戸	一等		一九・〇〇	六五・〇〇	一四〇・〇〇	一四五・〇〇
門司	三等			一八・〇〇	四五・〇〇	四七・〇〇
門司	一等			五五・〇〇	一三五・〇〇	一四〇、〇〇
基隆	三等				三三・〇〇	三八・〇〇
基隆	一等				一〇〇・〇〇	一一五・〇〇
海防	三等					一五・〇〇(比弗)
海防	一等					四五・〇〇(比弗)

區間	船會社	一等	二等	三等
横濱―香港	大阪商船	一四〇円	八五円	三二円
横濱―香港	日本郵船	一五五	九五	四九　三二
神戸―香港	大阪商船	一二五	八〇	三〇
神戸―香港	日本郵船	一四〇	八八	四六　三〇
門司―香港	大阪商船	一一五	七〇	二七
門司―香港	日本郵船	一二五	七八	四一　二七
基隆―香港	大阪商船	五四	三六	一八

日本郵船は歐洲航路船の賃銀を採る、外國船は一樣ではないが先づ邦船の二割―三割高に當る

尚外國船の香港―西貢間船賃は佛國船(M・M)にて一等一二〇弗、二等八〇弗内外である。

旅館　歐人ホテル・日本人旅館・支那人ホテル等あるも、歐人ホテルは西貢其他の主要都市に於て、食事附一泊普通七―一五比弗である。支那人ホテルは不明である。日本人ホテルは、現在河内(小田ホテル)、海防(石山テホル)に所在するのみである。宿泊料は一泊食事附五比弗見當である。

旅館　主要地の主要旅館に就いて記す。但し宿泊一人の場合である。

	室代（比弗）	朝食代（比弗）	晝食代（比弗）	夕食代（比弗）
河内				
Hôtel Métropole	七・〇〇	〇・五〇	二・二五	二・二五
Hôtel Splendide	八・〇〇	〇・五〇	二・〇〇	二・〇〇
Hôtel des Colonies	六・〇〇	〇・二五	〇・四五―一・五〇	一・五〇
海防				
Hôtel du Commerce	九・〇〇	〇・五〇	二・〇〇	二・〇〇
Hôtel de l'Europe	四―七・〇〇	〇・五〇	一・五〇	一・五〇
南定				
Hôtel de la Gare	六・〇〇	―	一・五〇	一・五〇
順化				
Grand Hôtel	八―一二・〇〇	〇・五〇	二・二五	二・二五
Tourane				
Hôtel Morin-Frères	八―一二・〇〇	〇・五〇	二・二五	二・二五
Vinh				
Grand Hôtel	七・六―九・六〇	〇・六〇	二・〇〇	二・〇〇
Vientiane				
Hôtel André	六・四〇	〇・四〇	一・六〇	一・九〇
西貢				
Cortinental Palace Hotel	五―一〇・〇〇	〇・五〇	二・〇〇	二・〇〇
Grand Hôtel	―	―	―	―
Hôtel Saigon Palace	五―一〇・〇〇	〇・五〇	二・〇〇	二・〇〇
Nhatrang				
Grand Hôtel	四・〇〇	〇・四〇	一・五〇	一・五〇
Hôtel Beau Rivage	四・〇〇	〇・四〇	一・五〇	一・五〇
Phnompenh				
Royal Palace Hotel	五―一〇・〇〇	〇・五〇	一・五〇	一・五〇
Grand Hôtel	五・〇〇	―	―	―
Battambang				
Bungalow	四・〇〇	―	―	―
Angkor				
Hôtel des Ruines	七・〇〇	〇・五〇	二・二五	二・二五
Bungalow	四・〇〇	―	―	―
Siemréap				
Grand Hôtel	七・〇〇	〇・五〇	二・二五	二・二五
New Siemréap Hotel	四・〇〇	〇・四〇	二・〇〇	二・〇〇

二　主要都市

現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、西貢・河内・海防・堤岸・プノンペン・ツーラン・南定・ダラト及ハイジョンの九市である。右の中西貢・河内・海防の三は一級都市として大統領令に依り、其他は二級都市として總督令を以て夫々特別市制を實施してゐる。以下順次之等主要都市に就て概略を記す。

西貢　ドナイ河の一支流たる西貢河の右岸に所在する交趾支那の首府で、人口約十五萬(内歐人約八千)を有し、當領南部の政治・商業・海陸兩交通・學術等の中心地をなし、又交趾支那・柬埔寨師團の所在地である。市街は文化都市として各種の設備が完備し、街衢も亦廣濶・整然とし高雅な都市を形成してゐる。主要建築物としては總督及交趾支那知事官邸・市立劇場・教會堂・郵便電信局・市廳・裁判所・海軍造船所等があり、其他植物園・動物園・公園等も設けられてゐる。而して港市としてはドナイ河口より六五粁の地點に在り、大航路線より稍々離れてゐると云ふ不利はあるが、尚當領第一の商港として著名であり、港内たる河幅は左程に廣からず水流も亦稍々急ではあるが、優に二萬噸級の大船舶を自由に出入せしめ得る。岸壁には中型級以上の船舶二十餘隻を停泊せしめ、河中には二十餘箇所の繫船設備を設けてゐる等河岸港市としては支那の上海に優るとも劣らない好條件を附與されてゐる。

商港として輸出品の太宗は所謂西貢米で、白米の外糲、カーゴー米等一九三六年の輸出高は一、七一一、七七五砘(前年一、七一八、〇一三砘)で、其他の主要輸出品としては獸皮・水產物・玉蜀黍・古々椰子果實・コプラ・胡椒・馬錢

子・護謨・チーク材等がある。輸入品の主要なるものは、小麥粉・果實・砂糖（精製糖）・煙草類・石炭・石油及鐵油・鐵及金屬製品・綿絲・綿布・酒類等である。

堤岸　西貢の西方約五粁に在る支那人街で堤岸州廳所在す。人口約一九萬（內支那人約一〇萬人）で、事實上交趾支那に於ける唯一の工業都市であり且米穀・輿地行物資の集散地をなしてゐる。市內には大規模なる數十箇所の精米所を始め、土酒釀造工場・麥酒及製氷會社・其他各種の小規模工場が經營され市場は極めて繁盛である。而して西貢とは運河或は電車を以て連絡し、米・籾其他の農產主要物資は迅速に西貢に運搬されてゐる。

プノンペン　湄公河及大湖（Tonle Sap）の合流點に所在する東埔寨の首都であり又東埔寨王の居住地である。人口約八萬二千を有す。市內諸所に聳立する寺院の勝景と壯麗なる東埔寨王宮・博物館・古代劇場等は特に地方色を濃厚ならしめ、其他の主要建築物としては東埔寨政廳・市廳等がある。尙當市は著名なアンコール廢墟（巡禮する人々の準備地たる位置にある（旅行案內の部參照）。

當市は又河川商港として相當に繁榮し、老撾・大湖及附近地方の出入口に當つてゐる。現在は湄公河下流に淺瀨があり、千五百噸以上の船舶の出入は困難であるが、港內には約四十二萬噸の船舶を收容することが出來る。一九三五年に於ける出入港船舶隻數、總噸數及貨物總砲數に就ては貿易の部「主要港の項」參照ありたし。

ツーラン　ソンハン（Song-hane）河に面し、同名の灣に沿ふ安南第一の商港である。人口約六・五千を有す。市內にチャム博物館があり、附近に軍港がある。近接地方の農產物の集散地で之を輸移出してゐる。一九三六年に於ける出入港船舶隻數、總噸數及貨物總砲數に就ては前項に同じ。

順化　市制を布かれてゐないが、海岸より一二粁、同名の川に臨む安南王國の首府であると共に安南理事廳の所在地であり、人口約八萬を有してゐる。而してその建築・風俗等に於て未だ舊觀を存し、旅行者をして好奇の眼を見張らしめる。市は河を挾んで佛人市街及土人市街に區別せられ、土人市街には王城があり、又商業地帶として相當繁榮してゐる。外に啓定博物館があり陳列品中には先住民族の遺跡の外古昔邦人の安南渡航圖繪などがある。

河內　紅河の右岸に位し、海防の西方一〇二粁、海岸より一六〇粁の奧地に在り、東京の首府で印度支那總督府其他總ての中央・地方行政機關及東京・安南師團の所在地である。人口約十三萬（中歐人六千）を有し、街衢井然として西貢と共に當領の文化都市として代表的のものである。政治・學術・陸上交通・商工業等の中心地であり、總督及理事官長官邸・劇場・郵便電信局・其他總督府所屬各官衙等あり、學術方面では極東佛蘭西學院・河內大學・各種學校・圖書館及博物館等、商業方面には印度支那銀行を初め佛支商工銀行・香港上海銀行・農商博物館及其他各種の產業會社がある。當市所在主要會社・商店に就いては各部主要會社一覽表參照ありたし。

海防　海を距ること約五五粁の地點にあり、人口約十三萬を算する東京第一の商港で西貢港に亞ぎ繁盛を極めてゐる。首府河內とは鐵道・國道及河川に依て連絡され、又雲南鐵道の起點をなし、貿易の發達に伴ひ絕えず擴張されてゐる。而して當地方の海陸兩交通の中心たるは勿論商業も亦殷賑を極め、特に印度支那の工業地としても著名である。工業會社としてはセメント會社（日當生產量八百噸）を始め、紡績會社、炭礦會社其他著名會社が所在してゐる。本港の主要輸入品は小麥粉、煙草類、棉花、葡萄酒、石油、鐵詰類、麻袋、綿布帛類、輸出品は玉蜀黍、米、珈琲、茶、苧麻子油、漆、セメント、石炭、毛皮等である。

港別海運狀況及市內所在主要會社商店に就ては各部主要會社一覽表參照ありたし。

南定　河內より東南方八七粁の地點にあり、南定州廳の所在地で人口約四萬を有す。附近地方の商・工業の中心地で特に米の大市場があり、又土人技藝美術の中心地をなし、當領第一の紡績會社たる佛安紡績會社が所在し又市より產出する鏑具家具は殊に有名である。

ハイジョン　河內及海防の中間に位し、前者より五七粁の地點にある人口約一萬の地方中心市である。ハイジョン州廳の所在地で河內海防間鐵道及同河川航路の中央點に位するを以て交通の便好く、商業は相當に發達してゐる。

雜

歷代植民地行政主務長官及大臣　佛國植民地統治機關として獨立した植民省が設置されたのは、比較的近年で一八九四年のことであるが、その以前は前揭植民省の項にて記述した如く海軍部、商務・植民省或は商工務省內の一機關として存在して居り、その長官は主としてその主管省次官であつた。

以下第二次海軍部所管となつた一八八二年以降の歷代植民行政主務長官及植民大臣名、出身別及任命年月日を示す。

任命期日	人名	出身別	摘要
一八八二、一一〇	Berlet	下院議員	海軍部次官
一八八三、九、二一	Félix Faure	同	同
一八八四、四、二八	Rousseau (Armand)	同	同
一八八五、一、二五	De la Porte	同	同
一八八六、六、七	Etienne (Eugène)	同	同
一八八八、一、五	Félix Faure	同	同
一八八八、二、九	De la Porte	同	同
一八八九、三、四	Etienne (Eugène)	同	商工務省次官
一八九二、三、八	Jamais (Emile)	同	同
一八九三、一、七	Delcassé	同	同
一八九三、二、三	Lebon (Maurice)	同	同
一八九四、三、一〇	Boulanger	上院議員	植民大臣
一八九四、五、三〇	Delcassé	下院議員	同
一八九五、一、二六	Chautemps	同	同
一八九五、一一、四	Guieysse	同	同
一八九六、四、二九	Lebon (André)	同	同
一八九八、六、二九	Trouillot (Georges)	同	同
一八九八、一一、一	Guillain	同	同
一八九九、六、二	Decrais	同	同
一九〇二、六、七	Doumergue (Gaston)	同	同
一九〇五、一、二四	Clémentel	同	同
一九〇六、三、一四	Leygues (Georges)	同	同
一九〇六、一〇、二五	Millès-Lacroix	上院議員	同
一九〇九、七、二五	Trouillot (Georges)	同	同
一九一〇、一、三	Morel (Jean)	下院議員	同
一九一一、三、二三	Messimy	同	同
一九一一、六、一七	Lebrun (A.)	同	同
一九一二、一、二三	Besnard	上院議員	同
一九一三、一、一一	Morel (Jean)	上院議員	同
一九一三、一〇、九	Lebrun (A.)	下院議員	同
一九一四、六、九	Mauoury (Maurice)	同	同
一九一四、七、三	Raynaud	同	同
一九一四、八、六	Doumergue (Gaston)	上院議員	同
一九一七、三、一一	Maginot (André)	下院議員	同
一九一七、九、一三	Besnard	同	同
一九一七、一一、一七	Simon (Henry)	同	同
一九一〇、一、一〇	Sarraut (Albert)	同	同
一九一〇、九、二四	Sarraut (Albert)	同	同
一九二一、一、一六	Sarraut (Albert)	同	同

一九二〇、一、一五	Sarraut (Albert)	同	同
一九二四、三、二九	Fabry (J.)	同	同
一九二四、六、九	Fabry (J.)	同	同
一九二四、六、一四	Daladier	同	同
一九二五、四、一七	Hesse (André)	同	同
一九二五、一〇、三〇	Perrier (Léon)	上院議員	同
一九二五、一一、二九	Perrier (Léon)	同	同
一九二六、三、一〇	Perrier (Léon)	同	同
一九二六、六、二四	Perrier (Léon)	同	同
一九二六、七、二〇	Dariaic (Adrien)	下院議員	同
一九二六、七、二四	Perrier (Léon)	上院議員	同
一九二八、一一、一一	Maginot (André)	下院議員	同
一九三〇、三、二	Piétri (François)	同	同
一九三一、一、二七	Reynaud (Paul)	同	同
一九三二、二、二三	de Chappedelaine		同
一九三三、一、三一	Sarraut (Albert)	上院議員	同
一九三四、二、九	Laval (Pièrre)		同
一九三四、一一、九	Rollin (Louis)		同
一九三六、一、二四	Stern (Jacques)		同
一九三六、六、四	Moutet (Marius)		同

歷代總督

任命期日	總督名	任命期日	總督名
一八八七、一一、一六	Constans	一八九七、二、一三	Doumer (Paul)
一八八八、九、八	Richaud	一九〇二、一〇、一五	Beau (Paul)
一八八九、五、一〇	Piquet	一九〇八、六、二六	A. Klobukowski
一八九一、四、二一	De Lanessan	一九一〇、一一、一三	Picquie (Albert)(註)
一八九四、一二、二九	Rousseau (Aremand)	一九一一、六、一	Sarraut (Albert)
一九一四、八、五	Van Vollenhoven	一九二五、七、二八	Varenne (Alexandre)
一九一五、一、二六	Roume	一九二七、五、一七	Varenne (Alexandre)
一九一六、一一、七	Sarraut (Albert)	一九二八、八、二三	Pasquier (Pièrre)
一九一九、一二、一〇	Long (Maurice)	一九三一、六、三〇	Pasquier (Pièrre)
一九二一、四、一	Long (Maurice)	一九三四、二、二七	Robin (René)
一九二二、一二、一〇	Merlin (Martial)	一九三六	Brevier

註 代理總督

外國領事館

國名		官名	國名		官名
西貢	Grande-Bretagne	C. G.		Swisse	A. C.
	Allemagne	C.	河內	Japon	C. G.
	Chine	C.		Allemagne	C.
	Etats-Unis d'Amériques	C.		Belgique	A. C.
	Japon	C.		Italie	A. C.
	Belgique	A. C.		Portugal	A. C.
	Danemark	A. C.	海防	Chine	
	Finlande	A. C.		Grande-Bretagne	A. C.
	Italie	A. C.		Norvège	A. C.
	Norvège	A. C.		Siam	A. C.
	Pays-Bas	A. C.	ツーラン	Belgique	A. C.
	Portugal	A. C.			
	Siam	C.			
	Suède	A. C.			

（備考） CG＝總領事、C＝領事、AC＝領事館分館主任

度量衡

佛領印度支那に於ては佛本國同様メートル制を一般に採用してゐるが、地方では尙土人制のものを常用してゐる所がある。その主なるものをメートル制のものと比較すれば左の通りである。

度量衡對照表

出所＝印度支那統計年鑑

種目	土稱	佛稱	土人命位	メートル制換算
重量	Ta	Pieul	10 yên	六〇・四五〇 瓩
	Yèn	Dix livres	10 cân	六・〇四五
	Cân	Livre	16 lang	六〇四・五〇 瓦
	Lang	Once	10 dông	三七・七八三一二五
	Dông, tiến	Sapèque	10 phân	三・七七八
	Phân	Grain	10 ly	〇・三七七
	Ly	1/10 de grain	10 hào	〇・〇三七
	Hào	1/100 ″ ″	10 ti	〇・〇〇三七
長度	Truong	Perche	10 thuóc	四 米
	Ngũ	Toise	5 thuóc	二
	Thuóc (xich)	Pied	10 tác	〇・四
	Tác	Pouce	10 phón	〇・〇四
	Phân	Ligne	10 ly	〇・〇〇四
面積（通俗的に用ゐらるゝもの）	Mâu	Arpent	10 Sào	三六 アール（三、六〇〇平方米）
	Sào	Perche	10 miêng	三・六（三六〇平方米）
	Miêng	Bouchée	9 than	〇・三六（三六平方米）
	Than	Toise carrée	25 ghê	〇・〇四（四平方米）
面積（公定のもの）	Mâu	Arpent	10 Sáo	三、六〇〇 平方米
	Cao (Sào)	Perche	15 thuóc	三六〇
	Xich (thuóc)	Pied agraire	10 tâc	二四
	Thôn (tâc)	Pouce agraire	10 phân	二
體積	Hôc	10 ngũ de long sur 1 de large et 1 thuóc de haut＝20m×2m×0.4m	10 le	一六 立方米
	Le	1 ngũ de côté sur 1 thuóc de hauteur＝2m²×0.4m	25 lai	一・六
	Lai	1 thuóc d'arête ＝0.4m³	1 thuóc cube	〇・〇六四
容量（通俗的に用ゐらるゝもの）	Phuong, vuông	Sétier	30 dâu(約)	(約)三〇 立
	Thùng	Panier	20 dâu(約)	(約)二〇
	Dâu	Boisseau	2 bát ou 10 le	(約)一
	Bát	Tasse	5 le	(約)〇・五
	Le	Décilitre	1/10 de dâu	(約)〇・一
容量（公定のもの）	Hôc 2	Sétier	26 thang	(約)六〇
	Thang	Boisseau	10 cáp	(約)二
	Cáp	Poignée	10 thuóc	(約)〇・二
	Thuóc	Cuillerée	10 sào	(約)〇・〇二
	Sào	1/10 de Cuill.	10 toát	(約)〇・〇〇二
容量（米穀用）	Phuong	Sétler	30 nyên	(約)三〇
	Uyên	Ecuell	1 dâu	(約)一

標準時

萬國法に從ひグリニッチ東七時間を採用して居る。而して佛國巴里との時間的關係は一九一一年三月九日附法律を以て巴里に於ける實際時間（グリニッチ標準時より九分二十一秒進む）より六時間五十分三十九秒進めたる時間を制式としてゐる。

休祭日

一、佛人關係　日曜日、新年（一月一日）、復活祭（三月二一日以後の滿月

に次ぐ第一日曜日の翌日)、昇天祭(復活祭後四十日目)、降臨祭(復活祭後五十日目)、國祭祝日(七月一四日)、聖母昇天祭(八月一五日)、萬聖節(一一月一日)、招魂祭(一一月二日)、降誕祭(一二月二五日)

二、安南人及支那人關係(舊曆) 氏神祭(一二月二三日)、越年祭(一二月三〇日)、元旦祭(一月一日)、仕事始め(一月七日)、寺詣(一月一五日)、春季祭(自三月二六日至四月五日)、釋迦生誕祭(四月八日)、端午節(五月五日)、孟蘭盆祭(七月一五日)、燈籠祭(八月一五日乃至九月二三日)、秋季祭(自九月二二日至一一月七日)、新穀收穫祭(一〇月一〇日)、月例祭(毎月一日及一五日)

佛領印度支那ニ關スル現行對外條約

獨逸	佛國對獨逸通商協定	一九二七、八、一七	巴里
安南	佛國、西班牙對安南和平修好條約	一八六二、六、五	西貢
	佛國對安南和平同盟條約	一八七四、三、一五	西貢
	佛國對安南條約	一八七四、八、三一	西貢
	前二項ニ關スル追加條項議決		
	一八七四年八月三一日西貢通商條約附屬事項協約	一八七四、一一、二三	
	佛國對安南和平條約	一八八三、八、二五	順化
	佛國對安南順化條約	一八八四、六、六	
	佛國對安南順化協約	一八八五、二、一八	
	安南政府對佛保護國政府關係規約協約	一九二五、一一、六	順化
緬甸	佛國對緬甸修好通商條約	一八八四、四、五	
	對緬甸佛國宣言	一八八四、五、二四	
	佛國對緬甸通商條約	一八八五、一、一五	巴里
東埔寨	佛國對東埔寨修好及通商條約	一八六三、八、一一	ウドン(Udorn / Oudong)
	佛國對東埔寨協約	一八七〇、七、九	
	交趾支那對東埔寨協約	一八八二、四、一三	
	交趾支那對東埔寨協約	一八八四、六、一七	プノムペン
支那	佛支修好通商航海條約	一八四四、一〇、二四	黄埔(廣東市外)
	對佛領印度支那令	一八四六、二、二〇	北京
	佛支修好通商航海條約	一八五八、六、二七	天津
	佛支一八五八年六月二七日天津條約附屬通商規約	一八五八、一一、二四	上海
	佛支天津條約追加和平修好協約	一八六〇、一〇、二五	北京
	佛支和平豫備協約	一八八四、五、一一	天津
	佛支和平修好通商條約	一八八五、六、九	天津
	佛支通商協約	一八八六、四、二五	天津
	佛支一八八六年四月二六日天津協約追加通商協約	一八八七、六、二六	北京
	支那―東京境界限定協約	一八八七、六、二六	北京
	支那―東京境界限定補助協約	一八九五、六、二〇	北京
	佛支一八八七年六月二六日北京協約追加通商補助協約	一八九五、六、二〇	北京
	支那―安南境界聯合警備實施規約	一八九六、五、七	
	廣洲灣佛支協約	一八九八、一〇	北京
	支那對極東關係國和平條約	一九〇一、九、七	北京
	支那共和國外務省及北京駐在佛國公使ノ締結セル支那―東京國境秩序維持法協定	一九一五、四、一三	北京
	佛支關税關係規定條約	一九二八、一二、二二	南京
	佛支通商條約	一九三五、五、四	南京
交趾支那	佛國對交趾支那攻守同盟條約	一七八七、一一、二八	ベルサイユ
朝鮮	佛國對朝鮮修好通商及航海條約	一八八六、六、四	京城
英國	暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言	一八九六、一、一五	
	暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言	一九〇四、四、八	
日本	日佛通商航海條約	一八九六、八、四	巴里
	日佛協定及宣言	一九〇七、六、一〇 / 一九一一、八、一九	巴里
	日佛通商航海協約	一九一一、八、一九	巴里
	日佛間ニ於ケル居住及航海法ニ關スル調査	一九一一、八、三〇	巴里
	印度支那ノ輸入關税ニ關スル日佛通商協定	一九三二、五、一三	巴里
老撾	ルアンプラバン王國々内行政法規制定協約	一九一七、六、二四	
葡萄牙	葡萄牙佛國兩政府ノ植民地・領土及保護領ニ於ケル犯罪者引渡ニ關スル一八五四年七月一三日締結條約擴張協定		
暹羅	佛國對暹羅修好通商航海條約	一八五六、八、一五	盤谷
	佛國對暹羅、東埔寨境界限定條約	一八六七、七、一五	巴里
	佛國對暹羅一八六七年七月一五日巴里條約追加文書	一八七〇、七、一四	西貢
	佛國對暹羅、安南、ルアンプラバン間商業發展ニ關スル協約	一八八六、五、七	盤谷
	佛國對暹羅修好條約	一八九三、一〇、三	盤谷
	佛國對暹羅一八九三年盤谷條約ニ關スル協定	一九〇二、一〇、七	巴里
	佛國對暹羅一八九三年盤谷條約解釋ニ關スル協約	一九〇四、二、一三	巴里
	同上調査	一九〇四、六、二九	巴里
	一九〇四年二月一三日巴里協約第一二項ノ適用條件ニ關スル法律	一九〇六、四、一四	
	佛國對暹羅條約	一九〇七、三、二五	盤谷
	境界限定及佛國保護民・同臣民ニ對シ暹羅國內ニ於テ適用スベキ裁判權ニ關スル一九〇七年盤谷條約附屬調書・對	一九〇七、三、二三	
	佛湄公右岸讓渡規約協定		
	同右佛暹條約第五條項適用條件ニ關スル法律	一九〇七、三、二三	
	佛國臣民及保護民ニ對スル暹羅重罪裁判所組織ニ就イテノ大統領令	一九〇八、九、一七	
	佛國對暹羅國境警備實施ニ關スル總督府通牒	一九二〇、二、二八	
	佛國對暹羅條約	一九二五、二、一四	巴里
	佛國對暹羅協約	一九二六、八、二五	盤谷
	湄公佛暹常備委員會ノ權限ニ關スル盤谷駐在佛國公使及暹羅外務大臣ノ交換文書	一九二七、七、二〇	
	暹羅政府及印度支那總督府ノ認定セル本委員會ノ規約ニ關スル**湄**公佛暹常備委員會議決	一九二八、一二、一三	

外國人入國滯在規則

從來印度支那の入國滯在規則は外國人に對しても極めて簡單で入國の際入國税或は見せ金等の必要も無く、單に上陸後直に該地警察に入國の旨を申告し併せてその目的及居住地を届出づることを以て事足りてゐた。然るに一九二九年六月三〇日附法律及一九三三年八月三一日附大統領令の入國滯在規則改正に依て甚だしく嚴重なるものとなつた。卽ち今後印度支那に渡航せんとする者は此の新規則を心得へて居なければ思はない障害に逢著する虞がある。倘入國手數料として二比弗を徵收せられる。

以下一九三三年八月三一日附大統領令を紹介する。本規定は全文五章四二箇條より成つてゐるが、本稿に於ては佛蘭西人、同籍民及保護領民の入國を規定したる第一章五箇條を省略する。

印度支那入國滯在規則條文

第一章 省略

第一條 乃至第五條 省略

第二章 外國人ノ印度支那入國規定

第六條 印度支那ヘノ入國竝ニ滯在ニ關シ外國人ヲ左ノ二種ニ分ツ

一、非移民外國人

二、移民外國人

左ニ揭ク者ハ本令ノ適用上非移民外國人トス

一、滯在期間ノ如何ヲ問ハス外國領事館員竝ニ其ノ家族及隨員

二、本國政府ノ許可ヲ得テ印度支那ニ渡來スル外國ノ官公吏、雇員、代理者竝ニ其ノ家族ニシテ滯在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者、滯在期間ハ地方長官ノ許可ヲ得テ三箇月毎ニ更新スルコトヲ得

三、通過旅行者竝ニ最終目的地ニ赴ク爲ノ船待旅行者ニシテ其ノ滯在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者

四、復航切符ヲ有スル觀光客、第五條ニ規定セル官憲ハ觀光客ノ資格ヲ有スト主張スル旅行者ヨリ各種ノ證據書類ヲ徵スルコトヲ得、如何ナル場合ニ於テモ四等旅客ハ觀光客トシテ取扱ハルルコトナシ

五、業務開設ノ爲渡航スル商店代表人、銀行家、商人、工業家、農場所有者ニシテ其ノ滯在期間三箇月ヲ超過スルコトナク、且營業鑑札ノ發給ヲ必要トスル商行爲ヲ爲ササル者、尙右ニ揭ケタル者ハ其ノ業務ニ關スル諸規則ノ拘束ヲ受クルハ勿論ナリ

第七條　非移民外國人ハ佛蘭西外交官又ハ領事官ノ査證シタル旅券ヲ提示シタル後印度支那ニ入國スルコトヲ得、但シ特別取極メニヨリ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條　非移民査證ヲ請求スル一切ノ外國人又ハ査證ヲ要セサル外國人ニシテ、非移民ノ資格アルコトヲ主張セント欲スル者ハ其ノ本國ナレハ佛蘭西領事官憲ニ又佛蘭西ニ居住スル場合ハ本國領事官憲ニ本令附屬ノ樣式第三ニ基キ正副二通ノ申告書ヲ提出シ、第六條ニ規定セル條件ヲ滿セル者ナルコトヲ證明スヘシ、右申告ノ虛僞其ノ他ニ就テハ第二五條ニ規定シタル處罰ヲ受クルモノトス

前項ノ申告書ノ一通ハ此等官憲ニ於テ保存シ、其ノ申告ヲ檢査シタル後必要アレハ乘船許可書ヲ作成ス

他ノ一通ハ乘船許可書ト共ニ旅行者ニ返戻ス、此ノ申告書ハ到著ノ際之ニ關シ指定セラレタル官憲ニヨリ取調ヘラルルモノトス

領事官憲ニ依リ査證セラレタル申告書及乘船許可證ヲ受取ラスシテ旅行者ヲ乘船セシメタル場合、該旅行者カ入國ヲ許可セラレサリシ時ハ其ノ歸國費ハ汽船會社ノ負擔トス

第九條　上記ノ規定ニ從ハサル一切ノ非移民外國人ニシテ第六條ニ規定セル種類ノ船客ニ屬スルコトヲ證明シ得ス若クハ第一一條ニ規定セル證據書類及保證ナキ場合ハ上陸ヲ許可セサルモノトス、此ノ場合歸國費ハ全額本人ノ負擔トス

第一〇條　左ニ揭ケタル者ハ本令ノ適用上移民外國人トス

一、印度支那ニ於テ職業又ハ工業ヲ營ム目的ヲ以テ渡航スル外國人

二、印度支那ニ於ケル商業、工業、農業又ハ鑛業上ノ支配人、傭人監督若クハ職工トシテ勞務ニ從事スルタメニ渡航スル外國人竝ニ家內勞働ニ從事スルタメ又ハ勞働者トシテ渡航スル者

三、一般ニ第六條ニ明示シタル如何ナル階級ニモ屬セサル一切ノ外國人

第一一條　移民外國人ハ印度支那入國ノ許可ヲ得ル爲左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

一、第七條ニ規定シタル特別取極メアル場合ノ他佛蘭西外交官又ハ領事館ノ正式査證アル旅券所持者タルコト

二、其ノ本國ニ於テ犯罪人名簿抄本ヲ交付スル規定アル場合ハ該抄本ヲ提出シ、然ラサル場合ニハ之ニ代ルヘキ公式書類又ハ申告書ヲ提出スヘシ、右書類ハ旅券ニ査證ヲ與フル官憲ノ適當ト認ムル樣式ニ依リ作成發給セラルルモノトス本項ノ書類ハ出發前三箇月以內ニ作成セラレタルモノナルコトヲ要ス

三、佛蘭西官憲又ハ本國官憲ノ公認スル醫師ニ於テ移民ノ從事セントスル勞働又ハ職業ニ不適當ナル何等ノ疾病又ハ痩疾ヲ有セサル旨ヲ證明シタル最近ノ健康診斷書ヲ提出スルコト

出發カ佛蘭西ノ一港ニ於テ行ハルル場合

第二條ノ規定ニ從ヒ其ノ本國ヘノ歸還ニ必要ナル金額。男子ハ甲板船客運賃、女子竝十五歲以下ノ小兒ハ三等運賃ヲ汽船會社ニ寄託シテ領收書ヲ受ケ右金額ヲ寄託シ得サル場合ハ時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ徵スル旨ノ領事ノ保證書ヲ提出スルモノトス

出港ガ外國ノ一港ニ於テ行ハルル場合

會社ニハ領事官憲ノ取計ニヨリ左ノ場合ニノミ移民ハ印度支那ニ上陸ヲ許可セラルル旨通知セラルヘシ

時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ供スル旨ノ本國領事ノ保證書ノ携帶者ナルコト

汽船事務長ニ歸國旅費ヲ寄託シタル船客ナルコト、此ノ金額ハ領收書引換ニ上陸港ノ印度支那官憲ニ交付セラルルモノトス

印度支那ニ入國ヲ許可セラレサル場合ハ移民ニ依リテ支拂ハレタル歸國旅費ハ汽船會社ノ手得トナルモノトス

印度支那總督ハ總督令ヲ以テ外國人ノ國籍ニ從ヒ寄託スヘキ金額ヲ定メ該金額カ如何ナル條件ヲ以テ豫算中ニ繰入レラレ又本人ニ返戻シセラルヘキヤヲ定ム

第一二條　上記ノ規定ニ從ハサル爲港ニ於テ上陸ヲ許可セラレサル一切ノ移民外國人ニシテ要求セラレタル證據書類ヲ提出シ得ス若クハ歸國旅費ノ支拂ヲ拒ム場合ニハ、歸國旅費ノ支拂ヲ要求セシテ該旅行者ヲ乘船セシメタル汽船會社ハ自己ノ費用ヲ以テ歸國セシムルモノトス

本則ハ廣州灣ニ赴ク移民外國人ニモ適用ス、印度支那ノ一港ヨリ右地ニ向ヒ乘船スル非移民外國人及移民ニ要求スヘキ條件ハ總督令ヲ以テ定ム

第三章　印度支那ニ於ケル外國人ノ居住ニ關スル件

第一三條　十五歲以上ノ一切ノ移民ハ其ノ到著後四十八時間內ニ外國人取締廳又ハ地方廳若クハ其ノ支廳署ニ出頭シ身分證明票ノ下付ヲ出願スヘシ、右出願ニ對シ受付證ヲ本人ニ交付ス

願書ニハ別ニ半分ノ寫眞四葉ヲ添付シ且身分票三通ノ作成ニ必要ナル左ノ事項ヲ申告スヘシ

姓名、國籍、年齡、出生ノ場所、親子關係、職業、在籍地、居所、身許證明書、家庭境遇、配偶者ノ姓名、年齡及國籍、子女ノ名、年齡及居所、外國ニ於ケル履歷及最終ノ住所竝植民地ニ於ケル履歷

移民カ申告ノ眞正ノ證憑トシテ提出シタル書類ニシテ身許關係ニ付不充分ナリト認メラルル時又ハ移民ノ本國ニ於ケル戶籍制度カ其ノ領土ノ全面ニ適用セラレ居ラサル時ハ本條第二項ニ規定シタル身分票ニ添付ノ票券三葉ニ指紋ヲ徵スルモノトス

身分證明票ノ下付出願ヲ受理シタル官憲ハ之ヲ現行法令ニ基キ身分證明票ノ作成發給ヲ爲ス外國人取締廳ニ送達ス

第一四條　住所ヲ變更シタル場合ニハ外國人ハ其ノ出發前外國人取締廳又ハ地方廳若クハ支廳署ニ於テ其ノ身分證明票ニ檢證ヲ受クヘシ又其ノ新居住地ニ到著後四十八時間內ニ同樣ノ手續ヲ履ムコトヲ要ス

身分證明票附屬ノ紙片ハ該檢證ノ記載ニ之ヲ當ツ、檢證ハ外國人取締廳及地方廳若クハ支廳署ニ備ヘ付ノ特別登錄簿ニモ亦之ヲ記載ス

身分證明票竝前項特別登錄簿ノ樣式ハ總督令ヲ以テ之ヲ定ム

第一五條　身分證明票ハ印度支那在留許可書トス、該票ハ何時ニテモ官憲ノ請求ニ應シ之ヲ提示スヘシ

身分證明票ハ外國人滯在ニ關スル現行法規ノ遵守ヲ怠ルカ又ハ所要ノ保證ヲ曠缺スルニ至リタル時ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

身分證明票ノ下付ヲ拒否セラレ又ハ沒收セラレタル場合ハ外國人ハ八日ノ期間內ニ印度支那ノ領土ヲ退去スヘシ、但シ該期間ハ情狀ニ依リ地方長官ノ上申ニ基キ總督ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得

第一六條　非移民外國人ノ交通ハ自由トス、但シ總督ハ單獨若クハ總括的警察手續ニ依リ外國移民ノ往來ヲ規律シ且移民非移民ヲ問ハス一切ノ外國人ニ對シ一定ノ地域又ハ場所ニ近接シ若クハ滯在スルコトヲ禁止シ又ハ同地ヨリ退去ヲ命スルコトヲ得

外國移民ニ對シ發給セラルル身分證明票ニハ事宜ニ依リ該制限ヲ記載スヘシ

第一七條　土地、家屋所有者、旅館主ハ其ノ土地又ハ建物內ニ移民外國人

竝非移民外國人ヲ宿泊居住セシメタルトキハ二十四時間内ニ其ノ旨ヲ外國人取締廳、地方廳又ハ支廳署ニ届出ツヘシ

素人下宿ヲ經營スル者及一般ニ外國人ヲ宿泊セシムル者ニシテ旅宿業ヲ本業トセサル場合ニ於テモ亦前項ニ同シ、何人ト雖モ本令ニ規定セラレタル身分證明票ヲ携帶セザル外國人ヲ雇傭スルコトヲ得ス

第一八條　地方長官ハ其ノ管轄區域内ニ於テ移民若クハ非移民タルヲ問ハス外國人カ死亡シタルトキハ之ヲ外國人取締廳ニ通知スヘシ、地方取締廳ハ之ヲ總督府内中央部ニ報告ス

第一九條　身分證明票ハ一期二箇年間有效トス、但シ期間ノ開始年度ヲ全年トシテ右期間ヲ計算ス

期間經過後ノ身分證明票ハ效力ナキモノトス

更新ノ出願ハ身分證明票有效ノ最終期年滿了後最初ノ三箇月内ニ第一三條ニ揭ケタル官憲ニ之ヲ提出スヘシ、該期間經過後ニ在リテハ更新セサル身分證明票ノ名義人ハ不正規ノ狀態ニアル者ト看做ス

第二〇條　身分證明票ヲ喪失シタルトキハ第一三條ニ規定スル樣式ニ依リ副本ナル旨ヲ記載ス

第二一條　身分證明票(正本若クハ副本)ヲ交付シ又ハ之ヲ更新スル場合ニハ身分證明票ノ名義人ノ居住スル該州豫算ノ收益ノ爲料金ヲ徵收ス、該料金ハ植民地財政制度ニ關スル一九一二年一二月三〇日附大統領令第七四條B項ニ規定スル條件ニ基キテ定メラルルモノトス

身分證明票ハ前項ノ料金ノ支拂ニ對スル領收證ヲ本人ヨリ提出スルニ非サレハ之ヲ下付セス該料金ノ支拂ハ特別印章ヲ以テ身分證明票第一頁ニ載錄ス

後見人ヲ有スル數人ノ未成年ノ子女カ數個ノ家族ニ屬シ右身分證明票料金ノ支拂カ實際ニ於テ其ノ父母ノ負擔トナル場合ニハ之ヲ免除スルコトヲ得

第二二條　如何ナル外國人ト雖モ其ノ業務地ノ市町村役場、地方廳又ハ支廳署ニ届出ヲ爲スニ非サレハ印度支那ニ於テ商業、工業又ハ自由職業ニ從事スルコトヲ得ス、若シ本店所在地ヲ變更シタル場合ハ其ノ新舊兩所在地ニ於ケル前記官署ニ届出ヲ爲スヘシ、各届出ハ之ヲ市町村役場又ハ地方官廳ニ備付ノ特別登錄簿ニ登錄ス、前項ノ登錄又ハ變更ハ之ヲ地方外國人取締廳ニ通達ス

第二三條　如何ナル外國人ト雖モ印度支那ニ於テ左ノ職業ニ從事スルコトヲ得ス

通關代理人

船舶運送業及海上運送代理業

通信業及請願巡査

移民取扱業

周旋業

旅館業及遊戲飲食店(但シ植民地ニ五年間滯在シ、一九一九年一月二九日附印度支那ニ於ケル飲料品販賣規則ニ關スル大統領令ノ規定ニ從ヘル外國人ヲ除ク)

武器彈藥商

「ラヂオ」電氣器具竝ニ附屬品製造又ハ販賣業

印刷業

本條ノ規定ハ外國人カ教育施設ヲ開設シ得ルノ條件ヲ定メタル現行法令ニ牴觸スルコトナシ

第二四條ノ規定ニ基キ佛蘭西人ノ名稱又ハ之ト類似若クハ同樣ノ名稱ノ使用ヲ認メラレサル會社ハ第二二條竝ニ第二三條ノ規定ニ依リ外國人ニ課セラルル義務竝ニ制限ニ從フ

第二四條　佛蘭西ノ國籍ヲ有スル工業家及商人竝ニ佛蘭西人ノ屬有ニ係ル事業ノ經營ヲ爲ス者ニ限リ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同樣ノ名稱ノ執レタリトモ之ヲ公然使用スルコトヲ得

會社ノ重役會々長、專務取締役、支配人、代表社員、會計檢査役竝ニ合名會社ニ在リテハ社員、業務執行社員若クハ役員會ノ過半數カ佛蘭西ノ國籍ヲ有スル場合ニ限リ佛蘭西會社ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同樣

ノ名稱ヲ使用スルコトヲ得

第四章　罰則

第二五條　佛蘭西人、佛蘭西領民又ハ佛蘭西保護領民ニシテ本令第二條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲虛僞、不完全又ハ不正確ノ申告ヲ爲シタル者ハ五〇〇法以上一、〇〇〇法以下ノ罰金及六箇月以上一箇年以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

外國人ニシテ第一一條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲第八條所定ノ申告ニ付虛僞、不完全又ハ不正確ノ手段ニ出テタルトキ亦前項ニ同シ

第二六條　印度支那ニ入國ヲ拒否セラレタル者ニシテ本令ノ規定ニ準セス歟罔又ハ其ノ他ノ手段ニヨリ入國シタル者ハ一〇〇法以上五〇〇法ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

前項ノ者ノ印度支那入國ニ關シ之ヲ幇助シタル者、故意ニ其ノ入國ヲ容易ナラシメタル者竝ニ第三三條ノ規定ニ違反シタル者亦同シ過失ニ依リ右入國ヲ容易ナラシメタル者ハ一法以上十五法以下ノ罰金及一日以上五日以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

本條第一項ノ刑罰ハ現行法令ノ定ムル衞生規定ニ違反シタル旅行者ニモ適用ス

第二七條　第一三條、第一四條、第一五條、第二二條、第二三條、第二四條ノ規定又ハ第一六條所定ノ禁止ニ違反シタル外國人ハ一〇〇法以上五〇〇法以下ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス

會社法ノ規定ニ依ル責任アル會社代表者ニシテ本令第二四條第二項ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同樣ノ名稱ヲ不當ニ使用シタル者亦同シ

第二八條　外國人ヲ宿泊セシメタル旅宿業者又ハ個人ニシテ第一七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五〇法以上二〇〇法以下ノ罰金ニ處ス

第二九條　身分證明票ヲ僞造、抹消、改竄、變造若クハ貸與シタル者又ハ僞造、抹消、改竄、變造若クハ貸與セラレタル身分證明票ヲ使用シタル者、身分證明票ニ假名ヲ引用シタル者、假名ニ依ル身分證明票ノ下付ヲ受クル爲共助シタル者又ハ自己以外ノ名義者ニ對シ下付セラレタル身分證明票ヲ使用シタル者ハ刑法第一五三條及第一五四條第一項、第二項ヲ適用ス

第三〇條　本令ニ揭ケタル一切ノ違反ニハ刑法第四六三條ヲ適用ス、本令ニ定メタル刑罰ハ外國人ニ關スル限リ一八七四年五月二九日附法律ニ因ル總督ノ追放權ヲ妨ケス

第五章　附則竝一般規程

第三一條　佛蘭西人職員及軍人ヲ除キ印度支那ニ到著スル一切ノ旅行者ハ附屬樣式(第五號)ニヨル申告用紙ニ必要事項ノ記入ヲ爲スヘシ

船舶ニヨリ到著スル場合ニハ用紙ハ船舶關係官廳ヨリ之ヲ本人ニ交付シ其ノ上陸前記入スルコトヲ要ス

其ノ他ノ通路(陸路又ハ空路)ニヨリ到著スル場合ハ之ニ關シ總督ノ指定シタル官署ニ於テ之ヲ履行スヘシ

第三二條　雇主及使用人間ノ關係ヲ規定セル第四條ノ規定ヲ留保シ、凡テ本令ニ從ヒテ他人ノ臨時歸國費ノ支拂ヲ保證シタル者ハ其ノ保證ヲ撤回シ使用人ニ對スル全部ノ義務ヨリ解除セラルルコトヲ得、此ノ場合ニハ或ハ保證金ヲ支拂ヒタルコト、或ハ地方長官ニ依リテ許可セラレタル新保證義務ヲ第三者ニ負ハシメタルコト、或ハ又自ラノ取計ヒニヨリ又ハ書留便ニテ使用人ニ通知シテ歸國旅費ヲ交付シタルコト等ノ證明書類ヲ提出スルコトヲ要ス、使用人ノ歸國ニ對シテハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ一箇月間ノ猶豫ヲ與フルモノトス、使用人ニ於テ歸國ヲ拒絶スル場合ニハ職權ヲ以テ(必要アレハ追放ノ處分ニ依リ)歸國セシム、如何ナル場合ニ於テモ此ノ歸國ハ保證人ノ費用ヨリ或ハ上記期限ノ滿了後或ハ如何ナル原因タルヲ問ハス、追放命令ノ本人又ハ保證人ヘノ通知後成ルヘク速カニ行ハルルモノトス

追放ノ場合ヲ除キ前記ノ期間内ニ使用人カ規定ノ寄託金ヲ支拂フカ又ハ地方長官ニヨリテ許可セラレタル新保證ヲ提出スル時ハ此ノ限リニアラ

ス

第三三條　雇主カ名義ノ如何及期間ノ幾何タルヲ問ハス、第三者ニ依リテ既ニ歸國旅費支拂ノ保證セラレ居タル代理人ヲ雇傭スルトキハ雇主ハ當然其ノ代理人ノ歸國旅費保證人トナルモノトス、若シ其ノ個人的保證カ地方長官ニ依リ許可セラレサリシ時ハ直チニ規定ノ保證金ヲ支拂フコトヲ要ス

初ノ保證カ第三二條規定ノ條件ニ於テ解除セラルルハ新雇主ノ保證ノ確認セラレタル後又ハ新雇主カ其ノ使用人ノ爲ニ規定ノ保證金ヲ支拂ヒタル後トス

雇主カ此等ノ義務ヲ履行セサル時ハ租稅法ニ依リ强制セラレ又第二六條第二、第三項ノ刑罰ヲ受クルモノトス

第三四條　港内碇泊中ノ船舶乘組員カ上陸セントスル時ハ船長ノ署名アル身許證明書ヲ携帶スルコトヲ要ス

第三五條　本令ノ規定ハ印度支那總督ノ取計ヒニヨリ印度支那ニ於ケル外國ノ領事、領事館員及汽船會社代表者ニ對シ通告セラルヘシ

第三六條　本令ハ印度支那ニ於テ公布ノ日ヨリ三箇月後ニ施行ス、個人又ハ會社ニシテ本令公布前ニ第二四條ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同樣ノ名稱ヲ用ヒタル者ハ本令ノ規定ニ從據スル爲公布ノ後一箇年ヲ猶豫ス

第三七條　一九二九年六月三〇日附大統領令第二三條ニ依リ、本令第二三條ニ擧ケタル職業ニ對シテ與ヘラレタル許可ハ總督ニヨリ取消サレサル限リ有效トス

第三八條　外國人ヲ以テ編制セラレタル佛國軍隊ニ勤務スル外國軍人ハ本令ノ適用上第一條ニ規定セル佛國軍人ニ準ス

第三九條　本令ノ規定ハ印度支那土着民ニ對シテモ亦現行印度支那地方法規ノ規定ニ基キ協會ヲ組織スルコトヲ許可セラレ居ル外國人ニ對シテモ適用セラルルコトナシ、但シ外交條約ニヨリ留保アル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第四〇條　本令ノ規定ニ抵觸スル規定特ニ一九二九年六月三〇日ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第四一條　本令適用上ノ細則ハ印度支那總督令ヲ以テ定ム

各種企業に對する外國人參加の能不能

本領土に於ける外國人の企業は、佛本國の鎖國主義的方針と從來本領の内情が廣く知られて居なかつた關係とを以つて支那人を除いては極く少數である。以下外國人企業家に必要と思はれる事項に關して簡單に記述する。

外國人の土地所有權問題――本問題に就ては交趾支那以外には適確に記述し得ないが、交趾支那に於ては純然たる佛國の植民地である爲本國法が適用されてゐる。即ち外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買收或は貸金の抵當流等に依り取得した場合之を登記すれば、自己の所有地とする事が出來る規定となつてゐる。實際に於ても支那人、印度人の如きは各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。

其他の保護國に於ては河内、海防、ツーラン、プノンペン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には自體の法律があり、土地を所有せんとする場合は當然當該保護國の法律を適用せらるゝ筈であるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。從て止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間頗るデリケートな關係があり、現在も尙法律上多くの疑義が存してゐる。

官有地租借問題――（農業の部「コンセシヨンの項」參照）外國人に對して嚴重な制限が加へられて居る。本件に就ては唯會社組織を以てのみ參加可能であるが、此の場合も尙甚しき制限を受ける。又外國人には佛國人其他有權者の租借土地の轉買も不可能とされてゐる。

而して租借可能の者に對する規定は租借、一千陌以下は交趾支那植民地長官令又は各保護領理事官長令、一千乃至四千陌迄は總督府會議の承認を經て總督令、四千陌以上は植民地土地租借委員會の決議に依り總督の承認を經たる上植民大臣の申請に依り大統領令を以て許可されるものである。

纖業企業――外國人の參加は嚴しく制限され、產業中最も進出困難のものである。佛國人たりとも獎勵總督の特許を得たる者以外には探鑛、試掘の許可證も下附されず外國人個人では全然企圖し得られない。會社組織のものに於ても社長及取締役其他重役の最少限四分の三が佛國人、同籍民或は保護領民たる事を要し之とても容易には著手し得ない實情にある。從て外國人の參加は投資以外には非常に困難であるといふことになる。

水產業及商業――水產業は漁區の漁獵許可を得れば自由である。商業も比較的容易に營み得られる（前述「外國人入國滯在規則の項」參照）。

以上、印度支那に於て外國人が各種企業に參加せんとする場合、餘程事情に通曉せぬ限り外國人企業として發展せしむる事は困難である。故に出來得る限り事業の範圍に從ひ當領地方實業家と提携して事に當るべきである。

佛領印度支那間通商問題に關する佛支協定

一八九五年六月二〇日附佛支通商條約が失效し、一九二八年一二月二二日南京に於て調印を見た關稅條約が非適用に終つて以來、印度支那に關する佛・支兩國關係は無條約狀態となつてゐたが、其後數次の交涉の結果一九三〇年五月一六日佛國全權公使マルテル氏及支那全權外交部長王正廷氏との間に改訂條約が成立し實施を見る迄となつてゐたが、之亦附屬議定書記載の最低稅率適用品目の協調ならず更に五箇年の歲月を無爲に過し、漸く一九三五年五月四日南京に於て佛國全權公使ヴヰルダン氏及支那全權外交部長汪兆銘氏との間に改定通商條約が成立し、同年七月二二日兩國同時に之が適用實施を見たものである。

右佛・支通商條約の成立が、特に我國の對印度支那貿易に於て、我國と支那との地理的人種的關係及印度支那の需要より見た兩國商品の類似性等に依り直接間接の影響あることは否めない。勿論現在の我國の對印度支那輸出貿易は極度の壓迫を蒙り同領の對本邦必需品が必需量に於てのみ許容されてゐる關係上大なる影響は考へられないが、陶器、漢法調合藥劑、茶或は各種絨絹布帛等は若干の惡影響がある處なしとせられない。殊に今後支那側に於ける絹綿布帛工業の發展ありとすれば此の杞憂は益々濃厚となるものである。

以下本佛・支通商協定の內容を略記するが、本文は一九三〇年に調印を見たものと全然同一で、支那及印度支那陸路通商可能地を廣西省龍州、雲南省思茅、河口及蒙自とし（第二條）、支那は印度支那に於て河內又は海防及西貢の二都市に領事館を設置する權限を得（第三條）、締約國は相互に入國、旅行通過出境手續及租稅に於て最惠國待遇竝に居住、商工業經營の自由を享受し（佛國所屬民は居住、商・工業經營に關しては廣東、廣西及雲南三省に於てのみ―第四及五條）、前記三省向の印度支那通過支那商品の通過稅率は從價一分、右三省よりの海外輸出商品には最惠通過稅率を課し、國境河川の自由航行及右に依る輸送商品は免稅とし（第六條）、輸出入貿易及支那三省の通過貿易に關する禁止又は制限竝に兩國輸出入貨物に對する消費稅及國內稅の最惠國待遇（第七及八條）等を規定してゐる。而して本協定は五箇年間有效で、何れか一方が期限滿了前六箇月迄に改廢通告を爲さゝる場合は引續き有效とされてゐる。

而して相互の輸出商品に就て取極めをした附屬議定書は甲、乙二表よりなり、甲表は更に一部（雲南、廣西及廣東より輸出せられる商品）、二部（支那輸出商品）に區別せられてゐる。

〔甲表〕　一部―羊（特九）、鹽豚（特一七）、皮革及粗製毛皮（二一及二二）、豚毛（特二五）、蠟（三三）、麝香（特六一）、獸角（六七）、支那素麵（特七七）、馬鈴薯（八三）、食卓用果實（八四ノ內A及B）、乾シタル又ハ乾漬シタル食卓用果實（八五）、粗製或ハ碎カレ又ハ單ニ剝取ラレタル又ハ屑ノ大麻、梳カレタル大麻（一四二ノ內）、麻（一四三）、大理石及石膏（一七五及一七五ノ二）、鉛鑛及粗塊、塊狀、棒狀又ハ板狀鉛ニシテアンチモニート混合セル又ハ混合セザルモノ（特二二二）、純ナル又ハ粗塊ナル混合錫、塊狀或ハ板狀錫（特二二三）、驅蟲粉ヲ母植トシタル驅蟲劑（特〇三八一ノ內五）、支那墨（特二九九）、漢法調合藥劑（特三三〇）、線香及線香末（特三三〇）、陶器（三三七ノ內A及B）、生絲（特三七九及三八〇）、模造紙以外ノ紙又ハ厚紙ニシテ機械或ハ手漉キノモノ、但シ煙草用紙、罫紙、又

ハ厚紙製品、印刷或ハ出版用紙ヲ除ク（特四六一）、單純ナル鞣ヲ施シタル獸皮（四七六ノ內A及B）、團扇類（六四三）、筆（特六四四ノ內二）―以上ノ商品ハ雲南、廣西及廣東ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セラルル場合、印度支那ニテ最低稅率ヲ享受ス。

二部―胡椒（九九）、唐辛子（一〇〇）、肉桂（一〇二）、殼ノ有無ヲ問ハズ肉桂冠ノ實（一〇四）、丁字ノ實（一〇六）、茶（一〇八）、純絹布帛純絹薄物、純絹縮緬、純絹ツル織、純絹絲組物（特四五九）―以上ノ商品ハ支那ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セラルル場合、印度支那ニテ最低稅率ヲ享受ス。

【乙表】

茗荷及白茸冠（三四六乃至三四八）、肉桂（Cinnamone―三五三）、山羊、羊及狼ヲ除ク紐製毛皮（特五六七）、木製家具（六一四）、硝子製空瓶（特六一五）、無煙炭、但シ含有炭素及揮發分トノ割合ハ五以上タルコトヲ得ズ―以上ノ商品ハ佛本國又ハ印度支那何レノ原產タルヲ問ハズ印度支那ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ雲南、廣西及廣東ニ輸入サルル場合、支那ニテ特惠稅率ヲ享受ス。

交趾支那卸賣目的旅行者及商事代理人身分證明票規則

交趾支那に於て卸賣を目的とする旅行者又は商事代理人は身分證明票を西貢商業會議所を經て交趾支那政廳に申請し、特別の身分證明票の交付を受くることが必要である。

一九一九年一〇月八日附法律、一九二七年八月二日附改正及法律竝に一九二七年一一月二四日附大統領令の條項に依り、註文取集人及商事代理人は商工大臣の設定せる一定の職業身分證明票を所持することを要し、前記法律の規定に基き出願せる者に對して交趾支那政廳は右身分證明票を發行交附してゐる。

註文取集人或は商事代理人の性質は、イ、永續的に其業に從事する者、ロ、生產者、產業家と商人其他の購買者との間に在り、買受人たる商人其他が其職業上必要なる商品のみを仲介販賣することに從事する者たることを要し、違反者は五十乃至二百法、再犯者は二百法乃至二千法の罰金に處せらる（一九一九年一〇月八日附法律第七條）。

證明票所持者の資格は、本證明票が職業上の身分證明の爲である故、職業の關係に因り法律上本證明票の所持を公共的義務なりとせらるゝ者に對してのみ發行するものである。故に發行出願資格者は註文取集人或は商事代理人を專業とするものに限られ、他の商業登記をせる職業を有せず、且一時的にも亦規則的にも自己經營に係る商業用務上の旅行を爲さない者たることを要す。又資格者は商品の販賣に關し專門的永續的に仲介業者であることを要するを以て、商店事務所に執務する一方他の目的にて旅行移動を爲す者に對しては認められない。

又右法律規定中の所謂商品とは、買受人が專らその職業上に必要とする商品を意味し、香料商に對して販賣する食料香料類、小賣商或は裁縫業者に於ける布地、書店・建築業者又は印刷業者に對する紙類、冶金業者・鑄造家・小賣商に賣渡す鑛產物の如きものに限られてゐる。

但し註文取集人又は仲買人で專ら消費者へ直接に商品を仲介する者にあつては（葡萄酒類其他の行商人の如くで戶別的行爲をなすもの）買受人の職業上必要なる商品を取扱ふものに非ざる爲め本證明を必要としない。尙家畜商及其使用人、百貨店仕入係の如く商品買入に對する仲介業者は販賣に關する仲介業に非ざるものと規定されてゐる。

商品に對する定義は以上の如くで、從て保險會社及銀行使用人、土地周旋人及其使用者、不動產周旋業者竝使用人等は商品の直接販賣に從事する者に含まれず、自動車、洋琴及裁縫機械等は買受人のみの職業に必要ならざる爲その製造者竝販賣人に對し仲介を爲す場合を除き本證明票を要せざるものとされてゐる。

卽ち本證明書を要するもの

イ、註文取集人或は商事代理人を業とする者（同時に他の職業を兼ね、他方に於て他職業に從事せざる自家商業を營む商店又は特殊商人ならざる者）、特殊顧客に對し訪問販賣を爲す者は除外さる

ロ、現地に於て製造さるゝ商品又は輸入品を問屋竝に小賣商に對して仲介を業とする者

ハ、註文取集人或は商事代理人にして、特殊顧客を訪問し、其顧客の職業上必要なる商品を取扱ふ者（建築業者、裁判所吏員を訪ふ紙類商人、醫師、外科醫師、產婆を訪ふ醫療機械商或は藥種商、辯護士、公證人、教員、醫師、幾何學者を訪ひ、專門書を販賣せんとする書籍商代理人等）。

證明票の發給―願書を商業會議所に提出し、會議所は之を審査裏書の上、地方廳事務局に轉送し、事務局より證票を發給する。關係者は會議所より反對の通知なき限り、願書提出日より一五日以後に於て自身事務局に出頭交附を受く。

有效期間と效力の更新―有效期間は一箇年とし、所持人の身分に關する變更の有無に拘らず毎年更新すべきものとされてゐる。

證明票發給方願出に關する申告―一九二七年一一月二四日附大統領令の規定に依り、出願人は一九二七年八月二日附法律第二條に規定された要件に基き、註文取集人又は商事代理人の職に從事する旨を明確に申告することを要する。

而して右の申告には左の事項を具備することを要す。

一、出願人の姓名、生年月日、出生地、生來の國籍或は歸化による國籍、要すれば歸化に依る國籍所得の方式及年月日

二、住所の指定

三、出願人が屬する商店の明細事項

右の事項は雇主の姓名、住所、商號を包含す。

四、日付竝に出願人の署名

右の申告は適當の用紙に記入の上商業會議所宛に提出を要す。

注意事項―國籍の申告は最も正確に記載を要す。

外國人たる亞細亞人は、其所屬する宗教會竝に登錄番號を記載せねばならぬ。

申告證明に關し作製を要する添付文書は、

一、身分證明書類（出生屆、出生登錄、戶籍謄本、選擧人證明等）

二、善行證明書、又は出願人が屬する職業團體で適法に設立せられたるものゝ理事長が發給せる善行證明等

三、出願人を註文取集人或は商事代理人として雇入たる雇主が提供する證明書にして、出願人を註文取集人或は商事代理人として永續的に雇入れたる旨を證明せるもの

四、幅三糎、長さ四糎半の同一の寫眞一枚

五、證明票に貼付すべき三〇比弗の收入印紙一枚

制裁關係者は可及的速かに前文の規定を履行し、遲滯の節は一九一九年一〇月八日附法律第七條の罰則に依て處分せらる。

文獻目錄

地理及歷史―

Aymonier, E.:-Histoire de l'ancien Cambodge. 1918.

Bouchet, J.:-Document pour servir à histoire de Saigon. 1859-65.

Challamel, A.:-Histoire de la Cochinchine française. 1922.

Charles, B. M.:-La relation sur le Tonkin et la Cochinchine. 1920.

Cultru, P.:-Histoire de la Cochinchine française. 1910.

Ebins, J. L. D. de:-La royaume d'Annam.

Devéria, G.:-Histoire des relations de la Chine avec l'Annam-Viêtnam du 16e au 19e siècle. 1880.

Dubuisson:-Le Moyen Laos. 1922.

Dupuis, J.:-Le Tonkin de 1872 à 1886. 1910.

Dupuis, J.:-Le Ton-Kin et l'intervention française. 1398.

Dussault:-La Géographie du Tonkin occidental. 1922.

Gallois, de C. L.:-Atlas général de l'Indochine française.

Grousset, R.:-Histoire de l'Extrême-Orient. 1929.

Grousset, R.:-Histoire de l'Asie. 1921-22.

Indochine, G. G. I.:-Bulletin du Service géologique de l'Indochine. 1913-20.

Indochine, G. G. I.:-Contribution à la carte géologique de l'Indochine. 1908.

Indochine, G. G. I. :-Histoire de l'aéronautique de l'Indochine. 1930.
Indochine, G. G. I. :-Histoire militaires en Indochine. 1930.
Indochine, Service Géographique de l' :-Carte aéronautique de l'Indochine. 1935.
Indochine Service Géographique de l' :-Bulletin du Service Géographique de l'Indochine, 1913-20.
Indochine, Service Géographique de l'. :-Atlas de l'Indochine. 1920.
Le comte :-Marche de Lang-Son à Tuyen-Quan.
Libersart, M. :-Histoire sommaire du royaume de Cambodge. 1929.
Maitre, H. :-Les régions moi du sud indo-chinois. 1909.
Mansuy, H. :-Stations préhistoriques de Samron-Seng et de Longprao. 1902.
Maspero, G. :-L'empire khmèr-histoire et document. 1904.
Maybon, C. B. :-Histoire moderne du pays d'Annam (1592-1820). 1919.
Maybon, C. B. :-Lectures sur l'histoire moderne et contemporaine du pays d'Annam de 1428 à 1926.
Maybon. C. B. :-La relation sur le Tonkin et la Cochinchine de M. de la Bissachère. 1920.
Pannetier, A. :-Notes cambodgiennes au coeur du pays Khmer. 1921.
Pasquier, P. :-l'Annam d'autrefois. 1907.
Robequain, C. :-Le Thanh-hoa : Etude géographique d'une province annamite. 1929.

人種(美術)•宗教—

Abadie, M. :-Les races du Haut-Tonkin de Phong-Tho à Lang-Son. 1924.
Baudesson, H. :- Indochina and its primitive people. Tr. by E. H. Holt.
Baurac, J. O. :- La Cochinchine et ses habitants. 1899.
Bonifacy :- Les metis Franco-Tonkinois. 1911.
Cabaton, A. :- Les chams de l'Indo-chine. 1905.
Cabaton, A. :- Nouvelles recherches sur les chams. 1901.
Candée, H. C. :- Angkor, the magnifiant. 1934.
Dignet, E. :- Les montagnards du Tonkin. 1908.
Ferrando, F. J. :- Historia de los PP. Dominicos en los Islas Filipinas y en los misiones del Japon, China, Tung-Kin y Formosa. 1870-72.

Girau, P. :- Psychologie du peuple annamite. 1904.
Groslier, G. :- Recherches sur les Cambodgiens. 1921.
Groslier, G. :- Arts et archéologie Khmers, 1921-22, 1924-26.
Lajonquière, E. L. de :- Inventaire descriptif des monuments du Cambodge. 1902. 1911.
Marchal, H. :- Guide archéologique aux temples d'Angkor. 1928.
Messmer, A. :- Archéological guide to Angkor. 1933.
Nicolas, P. :- Notes sur la vie français en Cochinchine.
Parmentier, H. :- Inventaire descriptif des monuments cams de l' Annam. 1909-18.
Pouvourville, A. de :- L'art indochinois. 1894.

敎育(科學)•衞生

Bruzon, E. & Carton, P. : Le climat de l'Indochine et les typhones de la mer de Chine. 1930.
Dupouy, G. :- Etudes minéralogiques sur l'Indo-Chine française. 1913.
Gaide :- L'assistence médicale et la protection de la santé publique. 1931.
Girau, P. :- De l'éducation des races. 1913.
Indochine, Direction l'instruction publique :- Code de l'instruction publique. 1921.
Indochine, Direction de l'instruction publique :- Décret et arrêté du ministre de l'instruction publique et des beau-arts relaitfs aux horairs et aux programmes de l'enseignement secondaire. 1925.
Indochine, Direction de l'instruction publique, :- Arrêté fixant le programme des cours qui seront proffessés à l'ecole des hautes études indochinoises. 1924.
Indochine, Direction de l'instruction publique, :- Réglement général de l' enseignement professionnel. 1921.
Indochine, Direction de l'instruction publique, :- Réglement général de l' enseignement supérieur. 1921.
Indochine, Direction de l'instruction publique. :- Réglementation des écoles normals d'instituteurs ou d'institutrices en Indochine. 1928.
Indochine, Direction de l'instruction publique, :- Le Service de instruction publique en Indochine en 1930. 1930.
Indochine, G. G. I. :- Institut des Recherches agronomiques de l' Indochine (Compte-rendu)
Parmentier H. :- Guide au Musée de l'école française d' Extrême-Orient. 1915.
Patte, E. :- Le mouvement scientifique en Indo-chine.

政　治—

Abor, R. :- Conventions et traités de droit international intéressant l' Indochine. 1929.
Annam, protectorat de l' :- Rapport d'ensemble sur la situation du Protectorat de l'Annam pendant la période comprise entre le ler juin 1929 et le 31 mai 1930. 1930.
Balencie, J. D. C., & Burdin, J. B. A. :- Recueil des textes réglementaires sur les passages et les transports du personnel et du matériel des divers services administratifs de l'Indochine. 1918.
Berjoan, A. :- Le Siam et les accords Franco-Siamois. 1927.
Boyer, M. :- Les conseils du contentieux administratif des colonies. 1922.
Briffort, C. :- Droit civil sino-annamite. 1921.
Briffort, C. :- Droit civil selon le droit de Gia-Long. 1919.
Briffort, C. :- Principes de la loi pénale annamite. 1918-19.
Cambodge, protectorat du, :- Rapport sur l'exercice du protectorat pendant la période 1929-30. 1930.
Casanova, A. de, :- Recueil général des actes relatifs à l'organisation et à la réglementation de l'Indochine. 1929.
Cazenave, J. B. L. :- Recueil des actes, concernant le personnel des divers services de l' Indochine. 1909.
Cochinchine, le gouvernement de la :- Rapport au conseil colonial pendant la période 1929-30. 1930.
Cunningham, A. :- The French in Tonkin and South China (東京及南淸法事誌) 1902.
Deloustal, R., & Michel, G.; Recueil des principales ordonnances royales édictées la promulgation du code annamite et en vigueur au Tonkin. 1903.
Le domaine colonial francais. 1929-30.
Duchêne, A. :- La politique coloniale du Tonkin. 1884.
Galembert, J. de : Les administrations et les serivces indochinois. 1924.
Guiraud, J., & Daigre, A. :- Recueil des textes portant réglementation des indemnités et suppléments pour cherté de vie et charges de famille au personnel indochinois en France ou dans la colonies. 1919.
Indochine, G. G. I. :- Codes applicables devant les juridictions annamites du Tonkin. 1922.
Indochine, G. G. I. :- Codes laotiens. 1908.
Indochine, G. G. I. :- Décret du 17 mai 1895 portant réorganisation de la justice en Cochinchine et au Cambodge. 1895.
Indochine, G. G. I. :- Journal officiel de l'Indochine. 1908-36.
Indochine, G. G. I. :- Rapport au conseil de gouvernement. 1913.
Indochine, G. G. I. :- Recueil des textes relatifs au nouveau régime des concessions domaniales en Indochine. 1929.
Indochine, G. G. I. :- Les services militaires en Indochine. 1931.
Indochine, G. G. I. :- Rapport sur la situation administrative, économique et financière au Laos durant la période 1926-30. 1930.
Indochine, G. G. I. :- Rapport sur la situation administrative, économique et financière du Tonkin durant la période 1929-36. 1930.
Indochine, G. G. I. :- Recueil général des actes relatifs à l'organisation et à la réglementation de l'Indochine. 1919.
Indochine, G. G. I., :- Recueil général de la législation et de la réglementation de l' Indochine. 1925-1931.
Indochine. G. G. I., :- Statut commun et statuts particuliers des services locaux de l'Indochine. 1921.
Mérignhac, A. :- Traité de législation et l'économie coloniales. 1925.
Michel. G. :- Code judiciaire de l' Indo-chine. 1904.
Michel. G. :- Des principales ordonances royales Annamites. 1905.

Michel, G.:- Jurisprudence générale de la cour de cassation, du conseil d'état et des cours, tribunaux et conseils du contentieux de l' Indochine. 1910.
Mossy, L.:- Principes d' administration générales de l' Indochine. 1933.
Outrey, E.:- Nouveau recueil de législation cantonale et communale annamite de Cochinchine. 1913.
Philastre, P. L. F.:- Le code annamite. 1909.
Rhins, L. D. de:- Le royaume d' Annam et les annamites. 1889.
Runner, J.:- Les droits politiques des indigènes des colonies. 1927.
Tonkin, Protectorat du,:- Recueil des avis du comité consultatif de jurisprudence annamite sur les coutumes des annamite du Tonkin en matière de droit de famille, de succession et de bien cultuels. 1930.
Vignon, L.:-Un programme de politique coloniale, les questions indigènes. 1919.

財政・金融—

Sol, B.:-Elements de législation financière coloniale. 1933.
Combat, G. J.:- Les opération de banque. 1919.
Giabicani, A.:- Le régime douanier des colonies françaises. 1925.
Indochine, Direction des Douanes et Régies,:- Annales des douanes et régies de l' Indochine. 1932—36.
Indochine, G. G. I.:- Administration des douanes et régies en Indochine. 1930.
Indochine, G. G. I.:- Budget cochinchinois pour l'exercice 1931.
Indochine, G. G. I.:- Bulletin financier de l'Indochine. 1910-22.
Indochine, G. G. I.:- Budget général pour l'exercice 1929-35.
Indochine, G. G. I.:- Budget local de l'Annam pour l'exercice 1929-32.
Indochine, G. G. I.:- Budget local du Laos pour l'exercice 1929-31.
Indochine, G. G. I.:- Budget local du Tonkin pour l'exercice 1929-31.
Indochine, G. G. I.:- Budget (protectorat du Cambodge) pour l' exercice 1929, 1931.
Indochine, G. G. I.:- Rapport au gouverneur général, commission monétaire indochinoise. 1920.

Indochine, G. G. I.:- Règlement sur la comptabilité-matieres des services généraux ou locaux de l' Indochine. 1913.
Indochine, G. G. I.:- Arrêtés du 18 oct. 1921, réglementant les régies alcool-opium-sel. 1922.
Indochine, G. G. I.:- Régime des pensions civiles indigènes. 1914.
Indochine, G. G. I.:- Décret du 2 dec. 1931 portant codification de la législation et de la réglementation douanières applicables en Indochine. 1932.
Indochine, G. G. I.:- Tarif des Douanes. 1935.
Merat, R.:- L'évolution actuelle du régime financier des colonies. 1927.
Merly, C. M.:- Le régime financier des colonies. 1926.
Moffet. H. le C. de:- Traité complet des droits de statistique percue par le douane. 1910.
Talon, S.:- Le régime douanier de l' Indochine. 1932.
Thiollier, L. A:- La grande aventure de la piastre indochinoise. 1930.
Tournan, I.:- Le neuveau régime douanier colonial. 1928.
Touzet, A.:- Fédéralisme financier et finances indochinoises. 1934.

經濟一般—

Agard, A.: L'union indochinoise française. 1935.
Econemiste française. 1903-22.
Indochine, G. G. I.:- Bulletin économique de l' Indochine. 1901.
Neton, A.:- L' Indochine et son avenir économique. 1904.
Sarraut, A.:- La mise en valeur des colonies françaises. 1923.
Touzet, A.:- L'économie indochinois et la grande crise universelle. 1934.

農業—

Chassigneaux. E.:- L'irrigation dans le delta du Tonkin. 1912.
Cochinchine, le gouvrenement de la:- Catalogue officiel des produits de la Cochinchine. 1922.
Coquerel, A.:- Paddys et riz de Cochinchine. 1911.
Cordemoy, H. J. de:- Les sois dans l' Extrême-Orient et dans les colonies françaises. 1902.
Coulombier, M. F.: L'arbre à thé. 1900.
Crémazy, A., & Bazé, W.:- L'hévéaculture en Indochine. 1927.
Crevost, C. & Lemarié, C.:- L'agriculture en Indochine, catalogue des produits de l' Indochine.
Dechambre, M. P.:- Les bovins de l' Indochine. 1907.
Delacroix, G.:- Les maladies et les enemis de caféiers. 1900.
Dubard, M., & Ederhardt, P.:- Le ricin. 1917.
Dupouy, G.: Minérals et minéraux du Tonkin. 1909.
Ederhardt, P.:- La badiane et sa culture en Indo-chine. 1907.
Ederhardt, P.:- Le sésame de l' Extrême-Orient. 1911.
Escoffiier, A.:- Le riz. 1928.
Folleti, E.:- Conseils pratiques pour la culture du tabac aux colonies.
Henry, Y.:- Terres rouges et terres noires basaltiques d' Indochine. 1931.
Indochine, G. G. I.:- Réglementation minière de l' Indochine. 1929.
Indochine, G. G. I.:- Economie agricole de l' Indochine. 1932.
Indochine, G. G. I.:- La protection et l' amélioration du bétail en Indochine. 1931.
Jamelle. H.:- Les resources agricoles et forestières des colonies françaises.
Lan, J.:- Culture potagères et fruitieres. 1924.
Lan, J.:- Les plants indochinoises de grands cultures. 1928-30.
Marquet, J.:- De la rizière à la montagne. 1920.
Mumelle, H.:- Les cultures coloniales. 1927.
Pétillot, L.:- Une richesse du Cambodge; La pêche et les poissons. 1911.
Prudomme, E.: Plantes utiles des pays chauds. 1920.
Rigotard, M.:- La canne à sucre. 1929.
Spire, C. & Spire, A.:- Le caoutchouc en Indo-Chine. 1906.
Sieil, P.:- Sericiculture. 1920.

移植・移民—

Bose, P. N.:- The hindu colony of Cambodia. 1927.
Chailley-Bert, J.:- The colonisation of Indo-China. Tr. by Arther Baring Brabant. 1894.
Gallieni:- Trois colonnes au Tonkin. 1899.
Girault, A.:- Principes de colonisation et de législation coloniale. 1907.
Henry, Y., & Visme, M. de:- Documents de démographie & riziculture en Indochine. 1928.
Indochine, G. G. I.:- Réglementation du travail en Indochine. 1931.

商業・貿易—

Detay, A.:- Sociétés commerciales indigènes en Indochine. 1933.
Haiphong, Chambre de Commerce de:- Bulletin de la chambre de commerce de Haiphong. 1924-36.
Haiphong, Chambre de commerce de:- Statistiques commerciales. 1923-36.
Hanoi, Chambre de commerce de:- Bulletin de la chambre de commerce de Hanoi. 1930-34.
Indochine, G. G. I.:- Vente et nantissement des fond de commerce. 1934.
Indochine, G. G. I.:- Rapport sur la navigation et le mouvement commercial de l' Indochine. 1902-1934.
Indochine, G. G. I.:- Tableau du commerce extérieur de l' Indochine. 1935.
Lannoy, R.:- La propriété commerciale. 1934.
Les principales sociétés par actions. 1921.
Moreux, R.:- L'Indochine ses trafics et ses ports. 1929.
Saigon, Chambre de commerce de:- Bulletin de la chambre de commerce de Saigon. 1911-36.
Sigon, Chambre de commerce de:- Réglementation des patent, 1922.
Saigon, Chambre de commerce de:- Statistique commerciale de la Cochinchine. 1930-35.
Simoni, H.:-Le rôle du capital dans la mise en valeur de l' Indochine. 1929.

交通・通信—

Indochine, G. G. I.:- Carte routière du Tonkin. 1 : 400,000. 1921.
Indochine, G. G. I.:- Carte routière de l'Annam. 1 : 500,000. 1922.

Indochine, P. T. T.:- Indicateur des P. T. T. de l' Indochine. 1936.
Nores, G.:- Itinéraires automobiles en Indochine. 1930.
Rouville, A. de:- Le développement de la signalisation maritîme dans les territoires franÇais d'outre-mer.

年鑑・辭書—

Annuaire agricole, commercial et industriel des colonies franÇaises et pays de protectorat, 1927.
Annuaire, financier. (France d' Extrême-Orient). 1923.
Aymonier, E., & Cabaton, A.:- Dictionnaire cam-franÇaise. 1906.
Barbier, V.:- Dictionnaire annamite-franÇaise. 1927.
Barbier. V.:- Dictionnaire franÇaise-annamite. 1920.
Bernard, J. B.:- Dictionnaire cambodgien-franÇaise. 1902.
Genibrel, J. F. M.:- Dictionnaire annamite-franÇais. 1898.
Indochine, G. G. I.:- Annuaire économique de l'Indochine. 1925-27.
Indochine, G. G. I.:- Annuaire statistique de l'Indochine. 1927-36.
Indochine, G. G. I.:- Annuaire administratif de l'Indochine. 1923-32.
Indochine, G. G. I.:- Annuaire du ministère des colonies. 1926-29.

雜—

Aymonier, E.:- Voyage de Laos. 1895-97.
Barrow, J.:- A voyage to Cochinchina in the year 1792 and 1793. 1806.
Bastian, A.:- Reise durch Kambodja nach Cochinchina. 1868.
Boissière, J.:- L'Indochine avec les franÇaise.
Bonhoure, E.:- L'Indochine. 1900.
Bonnafont, L.:- Guide du Tonkin.
Burrard, G.: The mystery of the Mékong. 1923.
Crowfurd, J.:- Journal of an embassy from the governor-general of India to the courts of Siam and Cochnchina. 1828.
d' Orleans, H.:- Around Tonkin and Siam. 1894.
d' Orleans, H.:- From Tonkin to India by the sources of the Irawadi. 1898.
E. D. A.:- L'Indochine. 1928-31.
Eberhardè, P.: Guide de l'Annam. 1914.
Franck, H. A.:- East of Siam.
Gosselin. C.:- L'empire d' Annam,
Grousset, R.:- Le reveil de l'Asie. 1924.
Hachette:- Indochine du nord. 1932.
Longrais, F. J.:- Extrême-Asie. 1927.
Lyautey, M.:- Intimate letters from Tonkin. 1932.
Madrolle:- Indochina, 1923.
Maspero, G.:- l'Indochine. 1929-30.
Métin,A.:- L'Indochine et l' opinion. 1916
Mouhot. H.:-Travels in the central parts of Indochina, Cambodia and Laos. 1864.
Norden, H.:- A wanderer in Indo-China. 1931.
Paris, l'école française d'Extrême-Orient:- Etudes asiatiques. 1925.
Picanon, E.:- Le Laos français. 1901.
Sauvaire, P.:- Mon vieil Annam. 1925.
Scott, J. G.:- France and Tonking. 1885.
Suter, H.:- Angkor Eine Reise nach den Ruinen von Angkor. 1912.
Tessau. F. de:- Dans l'Asie qui s'éveille.
Teston, E. & Percheron, M.:- L'Indochine moderne. 1932,
Werth, L.:- Cochinchine. 1926

邦文圖書—

南支那及南洋情報　臺灣總督官房外事課編
臺灣と南支南洋　昭和十年　同
南支南洋貿易概觀　昭和十年　同
南洋各地統治組織及土民運動　昭和十年　同
南洋各地企業須知　昭和十年　同
佛領印度支那の產業及交通　昭和四年　同
佛領印度支那金融事情　昭和四年　同
佛領印度支那の關稅政策　昭和四年　同
印度支那の芭蕉　昭和三年　同
印度支那統治要覽　昭和四年　同
南支南洋の關稅　昭和十年　同
臺灣對南支南洋貿易表　臺灣總督府稅務課編
佛領印度支那論　昭和四年　臺灣總督府稅務課編
佛領印度支那に於ける安南漆　昭和十二年　橫山正脩著
佛領印度支那の醫事衞生に關する調查報告書　臺灣總督府中央研究所林業部編
印度支那協會々報　1931—35　大正十四年印度支那協會編
南洋協會報告書　同
南洋游記　南洋協會編
印度支那の水產業　鶴見祐輔編
向井　章著

附錄、本邦及印度支那關稅に關する現行日佛通商協定

我國と印度支那間の通商協定に關する紛爭は、遠く明治二十九年（一八九六年）八月に成立を見た日佛通商航海條約に端を發し、次いで佛領植民地中殊更に印度支那のみに對し我國の最惠國待遇を容認しなかつた明治四十四年（一九一一年）八月の日佛通商關係暫定協約に依て大となり、更に降つて昭和三年（一九二八年）印度支那關稅率の改正、即ちキルシエ稅率と稱せらるゝ禁止的高率關稅の實施せらるゝに及び益々熾烈となつた。

我國に於ては問題の生ずるや直ちに親密なる通商關係の締結を目し且前述日佛通商關係暫定協約中我國の享有すべき最惠國待遇が印度支那に於てのみ除外せられたる不當を解決せんが爲、幾度か積極的交涉を行つたが其都度失敗を重ねるのみであつた。而して大正十三年（一九二四年）印度支那總督メルラン氏一行の日本調查團來朝に對し、翌年答禮使として山縣大使を同領に派し之を議せしめ、更に昭和二年（一九二七年）時の駐佛大使石井菊次郎子も交涉に當つたが、その活躍も印度支那日本人居留及航海議定書の成立に留り單に居住權の承認を與へたのみで關稅關係には何等寄與する處が無かつた。然るにその直後印度支那政府はキルシエ關稅率を採用した爲我國の輸出貿易は益々萎縮し甚だしき片貿易を呈した。斯くて我國の通商條約改訂要望の聲は朝野を擧げて熾烈となり、昭和四年芳澤駐佛大使は印度支那を訪問し又佛本國に於ても大いに活躍し、遂に昭和七年（一九三二年）五月一〇日さしもの難交涉も一應は解決し、我方は駐佛大使長岡春一氏、佛國側は外務大臣アンドレ・タルヂユ、遞信大臣ルイ・ローラン及植民大臣ルイ・ド・シヤプドレーヌ氏等に依て約定の調印を終り、日本及佛領印度支那間の貿易規定を暫定的に定むる爲の日佛通商協定が締結せられたのである。

本協定は同年八月二六日より實效を生じたが、本邦商品にして協定稅率の適用を受くべき品目數は、印度支那關稅率表の分類に從ひ一三八で、最低稅率を享受するもの六七殘りの七一は一般稅率の一乃至六割の輕減率を課せられることゝなつた。此の協定品目一三八の中には本邦の印度支那向重要輸出品の大部分を網羅して居り、從而從來高率關稅に惱んでゐた我が輸出貿易が本協定成立の結果若干なりとは云へ有利となつたことは事實である。

併し本協定と雖も單に我國と印度支那間の暫定貿易規定に過ぎず、決定的最惠國待遇獲得迄には尙幾多の難色がある。兎も角本協定成立の意義は兩國間の貿易問題に於て將來我國をして更に有利に導き得る餘地を附與した點にあると云ふことが出來る。但し此處に遺憾であるのは、其後佛國は漸次部分的に印度支那關稅率の引上げを實行せる外、品目の新設又は分類を更に細分せる結果協定品目中に包含せられてゐる我國若干の商品は再び輸出困難となつてゐるものがあることである。（財政の部「關稅の項」參照）

左に本協定全文及附屬議定書を掲ぐ。

日本國印度支那間ノ貿易規定ヲ暫定的ニ定ムル爲ノ日本國佛蘭西國間通商協定

第一條　日本國ノ原產ニ係リ且之ヨリ來ル產品ニシテ附屬甲表ニ列記セラルルモノハ印度支那ヘノ輸入ニ當リ該表ニ指示セラルル所ニ從ヒ最低稅率ヲ又ハ一般稅率ニ對スル輕減率ヲ享有スヘシ

最低稅率ノ許與ハ別國ヨリ輸入セラルル同樣ノ商品カ享有シ又ハ享有スルコトアルヘキ最輕減セラレタル稅ノ適用ヲ包含ス

輕減率ハ一般稅率ヲ基準トシテ計算セラル、基礎稅率ノ變更ノ結果トシテ右輕減率ノ適用ヨリ生スヘキ稅カ最低稅率ノ稅ヨリモ低キカ又ハ之ト均シキニ至ル場合ニハ最低稅率ノ稅ヲ日本國產品ニ適用スヘシ、最低稅率カ斯ク獲得セラルルコトアルトキハ該稅率ハ本協定ノ存續中既得ノモノトシテ存スヘシ

締約國ハ本協定署名ノ日ニ於ケル印度支那現行基礎稅率カ甲表ニ依リテ一般稅率ニ對スル輕減率ヲ享有スル產品ニ付變更セラルルコトアルヘキ場合ニハ日本國ノ輸出ニ付右變更ヨリ生スルコトアルヘキ困難ヲ友好的ニ解決スル目的ヲ以テ日本國政府ノ要求ニ基キ商議ヲ開始スヘキコトヲ約ス

第二條　直接輸送ノ規則ニ拘ラス甲表ニ列記セラルル日本國商品ハ香港又ハ

上海ノ港ニ於テ積換ヘラルルトキハ該表ニ規定セラルル税率上ノ利益ヲ左ノ條件ノ下ニ享有スヘシ

一、輸送品ハ日本國ヨリノ印度支那ノ仕向港宛ノ通シ船荷證券ノ目的タルヘシ

二、右船荷證券ハ積換港ノ佛蘭西國領事官憲ニ依リ査證セラルヘク右官憲ハ積換商品カ其ノ同一性ヲ失ハシムルカ如キ何等ノ變形又ハ操作ヲモ右港ニ於テ受ケサリシコトヲ證明スヘシ

三、積換港ト船荷證券ニ定メラルル印度支那ノ港トノ間ニ於ケル輸送ハ日本國又ハ佛蘭西國ノ國旗ヲ掲クル船舶ニ依リ行ハルルコトヲ要ス

第三條　印度支那ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル産品ニシテ附屬乙表ニ列記セラルルモノハ日本國ヘノ輸入ニ當リ該表ニ指示セラルル所ニ從ヒ別國ヨリ輸入セラルル同樣ノ商品カ享有シ若ハ享有スルコトアルヘキ最輕減セラレタル税又ハ無税ヲ享有スヘシ

第四條　甲表及乙表ニ列記セラルル産品ニ付テハ各締約國ハ本協定ノ施行中爲サルルコトアルヘキ關税上ノ分類又ハ品目表ノ變更ノ如何ニ拘ラス右表ニ定メラルル利益ノ享有ヲ保障ス

第五條　甲表ニ列記セラルル日本國ノ原産ニ係リ且之ヨリ來ル産品ニシテ通過トシテ印度支那ニ入ルコトヲ許サルルモノハ別國ノ通過商品ニ適用セラルル最低税率ヲ享有スヘシ、香港又ハ上海ノ港ニ於ケル積換ノ場合ニハ右産品ハ第二條ニ規定セラルル條件ノ遵守ノ留保ノ下ニ同一ノ利益ヲ享有スヘシ

印度支那ニ於テ適用セラルル通過税カ輸入關税ヲ基準トシテ定メラルルコト止ミタルトキハ甲表ニ列記セラルル産品ハ通過税ニ關シ最惠國待遇ヲ享有スヘシ

第六條　本協定ノ規定ハ日本國ニ屬シ又ハ其ノ管治スル一切ノ地域ニ適用セラル

第七條　本協定ハ批准セラルヘク且其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ東京ニ於テ交換セラルヘシ

本協定ハ締約國カ合意ニ依リ定ムヘキ日ニ於テ實施セラルヘシ

本協定ハ右ノ日ヨリ一年ヲ期間トシテ締結セラレタルモノニシテ暗默ノ更新ニ依リ延長セラルルコトヲ得ヘシ

本協定ハ第一年ノ終ニ於テ終了スル爲ニハ六月ノ豫告ヲ以テ廢棄セラルルコトヲ要ス、暗默ノ更新ノ場合ニ於テハ廢棄ノ豫告ハ三月トス

甲　表

印度支那ニ於テ最低税率ノ又ハ一般税率ニ對スル輕減率ノ利益ヲ享有スル日本國産品

(註) 下欄ニ於テ最低ナル文字ハ最低税率ヲ意味シ歩合ハ一般税率ノ税ニ對スル輕減額ヲ示ス
本表ノ解釋ニ關シテハ税番ニ「ノ内」ナル語ヲ附シタル項目ニ付テハ利益ノ供與ハ明記セラレタル産品ノミニ限ラルルモノトス
「ノ内」ナル語ヲ附セサル税番ニ付テハ利益ノ供與ハ當該項目全體ニ亙ルモノトス
本表ニ列記セラルル一切ノ商品ノ荷造ニ使用セラルル各種ノ品カ關税規定ニ依リ別ニ課税セラレテ通關スルモノナルトキハ該物品ニハ最低税率ヲ適用スヘシ

税番	品目	課税ノ單位	一般税率	最低税率	日本國産品ノ被適用税率(輕減率)
			法	法	
	第二類　動物ヨリ採リタルモノ				
一七及一七ノ二ノ内	ハム(改增)	正味百瓩	五五三・八五	二七四・三〇	最低
三一ノ内	オレオ・マーガリン(改增)	同	四〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	四割
	マーガリン	同	八〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	四割
三五ノ三ノ内	砂糖を含まざる煉乳				
	液状又は揑物状のもの　全乳	同	二〇・〇〇	一〇・〇〇	二割
	液状又は揑物状のもの　脱脂(改增)	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	最低
	固形状のもの(塊、圓錐、絲状等)　全乳(改增)	同	四〇・〇〇	二〇・〇〇	二割
	固形状のもの(塊、圓錐、絲状等)　脱脂(改增)	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	最低
三五ノ四ノ内	左の割合にて砂糖を加へたる煉乳				
	五〇%以下　全乳	同	七五・〇〇	三〇・〇〇	二割
	五〇%以下　脱脂(改增)	同	一三〇・〇〇	四〇・〇〇	最低
	五〇%以上　全乳	同	一三五・〇〇	五〇・〇〇	二割
	五〇%以上　脱脂(改增)	同	一四〇・〇〇	七〇・〇〇	最低
三七ノ内	鹽入り牛酪(改增)	正味百瓩	一、四〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	最低
	第三類　漁獲物				

四六	魚類				
	ストックフィッシュ	風袋込百瓩	四〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	最低
	乾・鹽・燻製魚　鱈　厚切身のもの	正味百瓩	一、二〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　鱈　其他のもの	風袋込百瓩	六〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　ハッドック	正味百瓩	八〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　鰊　厚切身のもの	風袋込百瓩	三八〇・〇〇	九五・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　鰊　其他のもの　鹹魚	同	一〇二・〇〇	二五・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　鰊　其他のもの　乾魚又は燻魚	同	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　鰊　其他のもの　鹽したる乾魚	同	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	同
	乾・鹽・燻製魚　其他	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	同
四七ノ内	天然のまゝ保存し、汁漬し、又は其他の加工を施したる魚類の内鮭類(改增)	風袋込百瓩	二七二・〇〇	一三六・〇〇	同
四八ノ内	牡蠣				
	汁漬(其他の軟體動物、特に乾したる又は天然の儘保存したる)	風袋込百瓩	三四・〇〇	二五・五〇	最低
	乾したるもの又は鹽したるもの(新設)	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
四九ノ内	天然のまゝ保存し又は加工したる甲殻類(改增)	同	一三〇・〇〇	八五・〇〇	同
	乾蝦、乾海鼠(乾鳥賊は乾海鼠と同視)	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	乾鱶鰭(改減)	同	五〇・〇	二五・〇〇	同
五〇ノ内	乾貽及其他の乾貝類(新設)	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	第五類　切刻し難き硬質物				
六四	人造の象牙及鼈甲(本項は廢棄)	正味百瓩	一六〇・〇〇 三三・〇〇	一九五・〇〇 八〇・〇〇	最低
	第六類　食用粉及製品				
六八ノ内	小菱粉	風袋込百瓩	七〇・〇〇	三五・〇〇	最低
七七ノ内	通稱支那麵	同	九〇・〇〇	四五・〇〇	同
八〇ノ内	乾性野菜ノ内				
	蠶豆及トロクスン(新設)　莢又は莢付のもの	同	六・〇〇	三・〇〇	最低
	蠶豆及トロクスン(新設)　皮を剝ぎたるもの、割りたる又は碎きたるもの	同	四〇・〇〇	二〇・〇〇	同
	小豌豆(エジプト豆)(新設)	同	無税	無税	同
	隱元豆　天然のまゝの粒	同	二四・〇〇	一二・〇〇	同
	隱元豆　精選したる又は粒を揃へたるもの(新設)	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	同
	隱元豆　皮を剝ぎたるもの、割りたるもの又は碎きたるもの(新設)	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	扁豆　粒	同	二四・〇〇	一二・〇〇	同
	扁豆　皮を剝ぎたるもの、割りたるもの又は碎きたるもの(新設)	同	七〇・〇〇	三五・〇〇	同
八〇ノ二ノ内	乾性野菜粉(新設)				
	豌豆　粒(改增)	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	同
	豌豆　皮を剝ぎたるもの、割りたるもの又は碎きたるもの(新設)	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	其他　粒(改減)	同	二〇・〇〇	一〇・〇〇	同
	其他　皮を剝ぎたるもの、割りたるもの又は碎きたるもの(新設)	同	四〇・〇〇	二〇・〇〇	同
	蠶豆及トロクスン豆　生のもの	同	四〇・〇〇	二〇・〇〇	最低
	蠶豆及トロクスン豆　煮たる又は燒きたるもの	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	其他　粒	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	其他　皮を剝ぎたるもの、割りたるもの又は碎きたるもの	同	七〇・〇〇	三五・〇〇	同
八三	馬鈴薯	同	無税	無税	同
	第七類　果實及種子				
八四ノA及B	生鮮なる食卓用果實				
	オレンヂ(甘酸を問はず)	風袋入百瓩	三四・〇〇	八・五〇	最低
	シトロン・佛手柑及其の變種	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	マンダリン及支那蜜柑	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	パインアップル	同	一七・〇〇	四・二五	同
	バナナ	同	二〇・〇〇	五・〇〇	同
	マンゴー	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	マングステン	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	柿	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	茘枝	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	葡萄	同	無税	無税	同
	林檎及梨	同	同	同	同
	桃、椿桃、杏子	同	同	同	同
	梅	同	同	同	同
	櫻桃	同	同	同	同
	苺	同	同	同	同
	海棗	同	同	同	同
	無花果	同	同	同	同
	椰子の實	同	八・〇〇	二・〇〇	同
	檳榔の實(改增)	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	前掲せざるもの	同	無税	無税	同
八五	乾性のもの又は潰して乾したる果實				
	扁桃、胡桃及榛實　殻付のもの	同	二〇・〇〇	一〇・〇〇	最低
	扁桃、胡桃及榛實　殻なしのもの	同	四〇・〇〇	二〇・〇〇	同

	林檎及梨	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	梅、李(改増)	同	二〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	同
	桃、杏子	同	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	柿、茘枝	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	葡萄{菓子に使用せらるゝコリント乾葡萄にして小包郵便又は最高五瓩の箱又は約八〇瓩の小樽にて輸入さるゝもの	同	五三・三〇	二六・六五	同
	葡萄{其他	同	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	檳榔の實	同	九〇・〇〇	四五・〇〇	同
	別掲せざるもの	同	二五・〇〇	一二・五〇	同
八六ノ内	食卓用果物又は其の他の漬けたるもの或は天然のまゝ保有したる果實の内				
	コンフイチユール、マーマレード、蜜餞果實又は砂糖の衣を附したる如き砂糖又は蜜漬のもの	正味百瓩	一二五・〇〇	一〇・〇〇	最低
	全部又は一部を天然のまゝ保存したるパインアップル(改増)	風袋込百瓩	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	同

第八類　植民地消費用品

九〇及九一	外國産砂糖				
	粗製粉砂糖	正味百瓩	三八三・〇〇	一九一・五〇	最低
	支那板糖と稱せらる黒砂糖	同	二五五・〇〇	一二七・五〇	同
	精製糖及角砂糖{氷砂糖	同	四八〇・〇〇	二四〇・〇〇	同
	精製糖及角砂糖{其他の砂糖(改増)	同	三八三・〇〇	一九一・五〇	同
九三	シロツプ及轉化糖	同	三八三・〇〇	一九一・五〇	同
一〇八	茶(細分新設)				
	精製葉茶	同	一、六〇〇・〇〇	七七五・〇〇	最低
	粗製茶	同	九四九・〇〇	四三八・三五	同
一〇九ノ内	煙草				
	葉及葉脈(改減)	正味百瓩	六五・〇〇	六五・〇〇	最低
	製品{葉卷(改増)	同	二五・〇〇	二五・〇〇	同
	製品{紙卷	同	二五・〇〇	二五・〇〇	同
	製品{支那煙草	同	一〇・〇〇	一〇・〇〇	同
	製品{其他	同	一五・〇〇	一五・〇〇	同

第九類　植物性油及汁液

一一〇のB	水素を添加したる純脂肪油				
	石鹼製造用(改)	風袋込百瓩	三四〇・〇〇	八五・〇〇	最低
	食料油製造用	同	三三三・〇〇	八三・〇〇	同
	其他(新設)	同	四六〇・〇〇	一二〇・〇〇	同
一一二ノ内	揮發性油及エツセンスの内				
	シトロン油、オレンヂ油、佛手柑油、マンダリン油(改増)	風袋込百瓩	二六〇・〇〇	六五・〇〇	最低
	シトロネラ油	同	六五・〇〇	六五・〇〇	同
	其他のもの(改減)	同	二六〇・〇〇	六五・〇〇	同
	デテルペネ(新設)	從價	八〇%	二〇%	同
一一八ノ内	樟腦の内				
	天然産樟腦(改増){粗製、普通及所謂臺灣樟腦並に粉狀類似品	風袋込百瓩	八〇・〇〇	二〇・〇〇	最低
	天然産樟腦(改増){精製せるもの	同	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	同

第一〇類　藥材

一二六ノ内	根の内				
	朝鮮人蔘(改減)	正味百瓩	一〇・〇〇	五・〇〇	最低
一二七ノ二ノ内	除蟲菊の樹皮、葉、花、莖、根　粉	同	一六・〇〇	四・〇〇	最低
	其他	同	一二・〇〇	三・〇〇	同

第一一類　木材

一二八	樹皮の有無を問はず角材とせず且長さを制限せざる太き切口の周圍六〇糎以上の普通材、丸太、粗木				
	松及樅(改)	風袋込百瓩	無稅	無稅	最低
	其他(新設)	同	四・〇〇	一・〇〇	同
一二八ノ二	角材又は挽きたる普通材				
	指示の厚さを有する鐵道用枕木(硬・軟を問はず){八〇粍以上	同	七・六〇	一・九〇	最低
	指示の厚さを有する鐵道用枕木(硬・軟を問はず){八〇粍以下	同	九・〇〇	二・二五	同
	指示の厚さを有する其他のもの{八〇粍及以上{松及樅	同	無稅	無稅	同
	指示の厚さを有する其他のもの{八〇粍及以上{其他(新設)	同	一二・〇〇	三・〇〇	同
	指示の厚さを有する其他のもの{三五粍超過八〇粍未滿のもの	同	一四・〇〇	三・五〇	同
	指示の厚さを有する其他のもの{二粍超過三五粍未滿(ベニヤ板を含まず)	同	一八・〇〇	四・五〇	同
	指示の厚さを有する其他のもの{二粍未滿のもの(新設)	同	八〇・〇〇	二〇・〇〇	同
一三〇	樽用樽材板	風袋込百瓩	無稅	無稅	最低
一三六	木炭及麻稈				
	清新とせるもの(新設)	同	一〇・〇〇	二・五〇	最低
	其他(新設)	同	八・〇〇	二・〇〇	同

第一四類　各種産物及屑

一五八ノ内	野菜の内				
	生鮮なるもの	風袋込一瓩	無稅	無稅	最低
	鹽し又は漬けたるもの	同	三〇・〇〇	二〇・〇〇	同
一六二ノ内	砂糖大根(新設)				
	生鮮なるもの	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	最低
一七〇ノ二ノ内	粗なる又は加工したる食用海藻類(寒天等)(改増)	同	三四・〇〇	一七・〇〇	同
	別掲せざる植物質産物及屑	同	無稅	無稅	同

第一五類　飲料

一七二ノ三	麥酒				
	罎入のもの	風袋込百瓩	三二四・〇〇	三六・〇〇	五割
	樽入のもの	同	三二四・〇〇	三六・〇〇	二割
一七四ノ四	鑛水				
	天然のもの	同	二五・〇〇	無稅	一割
	リモナード、曹達水	同	六〇・〇〇	三〇・〇〇	二割五分

第一六類　大理石、石、土、燃料礦物

一七六ノ三ノ内	花崗岩、雲斑石、又はエコーシンを含まざる其他のものゝ内 磨研、光澤を附せざるものにして切斷面の厚さ〇・〇四米以上〇・二〇米迄のもの(新設)	風袋込百瓩	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	最低
一九〇	石炭				
	貧炭(即ち揮發質一〇%未滿を含むもの)	同	無稅	無稅	同
	瀝青炭又は半瀝青炭(即ち揮發質一〇%以上を含むもの)	同	六・〇〇	六・〇〇	同
	炭化せるもの(コークス)	同	六・〇〇	六・〇〇	同
	灰	同	〇・六〇	〇・六〇	同
一九二	石炭の蒸溜に依り得らるゝ鑛物炭タール	同	無稅	無稅	同

第一七類　金屬

二一一ノ内	亞鉛鍍したる鐵又は鋼(厚さ〇・六粍以下のもの)	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五割

第一八類　化學製品

〇一七	鹽酸アンモン(新設)	從價	八〇%	二〇%	最低
〇一八	アンモニア及亞鉛の二重鹽化物(新設)	風袋込百瓩	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
〇一九	硫酸アンモン(硝酸アンモン混合の有無を問はず)				
	農業用に使用せられざるもの(改)	同	無稅	無稅	最低
〇二〇	農業用に使用せらるゝもの(改)	同	無稅	無稅	同
〇二〇ノ二	燐酸アンモン(新設)				
	農業又は肥料製造用	同	三・四〇	〇・八五	同
	其他	同	一三〇・〇〇	三二・五〇	同
〇二〇ノ三	工業用硝酸アンモン(新設)	從價	八〇%	二〇%	同
	炭酸アンモン及半炭酸アンモン	同	八〇%	二〇%	同
〇二一〇二 二	其他の鹽化アンモニヤ(新設)	同	八〇%	二〇%	同
〇二一四ノ內	蟻酸	風袋込百瓩	三六八・〇〇	九七・〇〇	三割五分
〇二一九ノB	ステアリン樹脂(純なるもの又は他物を混入せるもの―新設)	同	無稅	無稅	最低
〇三八〇ノ內	窒素肥料の内				
	硝酸曹達	風袋込百瓩	無稅	無稅	同
	硝酸石炭、硝酸ドロミー、農業用硝酸各種合成硝酸鹽	同	無稅	無稅	同
〇三八一ノ五	銅を基とせざる驅蟲殺菌劑の内				
	除蟲菊を基とするもの(改)	含有除蟲菊一瓩	一二・〇〇	三・〇〇	同

第二〇類　染料

二九九ノ内	筆記用又は製圖用インキの內(改)				
	筆記用インキにして蘇芳木、樫の沒食子、沒食子酸エキスを基としたるもの(他の着色材料を有せざるもの)	風袋込百瓩	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	最低
	其他總てのインキ、液體(石炭の瀝青より轉來せる着色物三%以下を含むもの)	同	六〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	同
	乾性インキ{墨	同	二二〇・〇〇	六〇・〇〇	同
	乾性インキ{其他	同	二二〇・〇〇	五五・〇〇	同

第二一類　各種の調合品

三一一ノ内	香料				
	石鹼以外の化粧品				
	アルコールを含有する容器入のものにして左の重量を有するもの(新設){一瓩以上	半風袋込百瓩	一、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	最低
	アルコールを含有する容器入のものにして左の重量を有するもの(新設){一瓩以下	從價	六〇%	一五%	同

	アルコールを含有せざるもの	半風袋込百瓩	二、〇〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	同
三一四ノ內	加工藥味の內				
	醤油、福神漬及之に類するもの	風袋込百瓩	三〇〇・〇〇	七五・〇〇	最低
三一六ノ內	別掲せざる調合藥劑の內				
	藥局法に記載あるもの〔販賣用に調製したるもの	從價	六〇%	一五%	五割
	〔販賣用に調製せざるもの（新設）	同	八〇%	二〇%	同
	藥局法に記載なきものにして明瞭なる字體の佛蘭西語を以て……中略……を記したるもの	同	六〇%	一五%	五割

第二二類　陶磁器

三三九乃至三四〇	砂石製土器及炻器（細分新設）				
	化學製品製造用具及器具〔滷藥又は釉藥をかけざるもの	風袋込百瓩	五二・〇〇	一三・〇〇	五割
	〔滷藥又は釉藥をかけたるもの	同	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	同
	各種管具〔滷藥又は釉藥をかけざるもの	同	四〇・八〇	一〇・二〇	同
	〔滷藥又は釉藥をかけたるもの	同	八一・六〇	二〇・四〇	同
	其他各種の普通品家具鑵等〔滷藥又は釉藥をかけざるもの	同	八一・六〇	二〇・四〇	同
	〔滷藥又は釉藥をかけたるもの	同	一四二・八〇	三五・七〇	同
三四三及三四四	普通粘土及含錫粘土製の陶器（細分新設）				
	着色粘土、白色滷藥、又は型製單色浮彫の有無を問はず又は複彫なきもの（極東常用型）	同	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	五割
	多色滷藥付にして手にて印畫、繪畫を畫きたるもの又は手にて複彫の浮彫を施したるもの（極東常用型）	同	三二〇・〇〇	八〇・〇〇	同
三四五	上製陶器、マジョリカ陶器、上等粘土製磁器				
	裝飾なきもの〔素燒〕極東常用型	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	五割
	〔單色の釉藥を施したるもの〕極東常用型	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
三四六ノ一	裝飾あるもの〔素燒〕極東常用型	同	三六〇・〇〇	九〇・〇〇	同
	〔釉藥を施したるもの〕極東常用型	同	三六〇・〇〇	九〇・〇〇	同
三四六ノ二	食卓用、化粧用……中略……の陶器にして「ニッケル」鍍したる普通金屬の部分を有するもの但し金屬部分は重量に於て一五%を超えざるもの				
	裝飾なきもの	從價	七二%	一八%	五割
	裝飾あるもの	同	七六%	一九%	同
三四七ノA	磁器				
	白色のもの〕極東常用型	風袋込百瓩	四〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	最低
	裝飾〕極東常用型	正味百瓩	一、二〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	同
	模樣あり且厚きもの〕極東常用型	同	一、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	同
	實驗室用磁器	從價	八〇%	二〇%	同
	パリアン風及素燒	同	七二%	一八%	同
	小型人像の內（細分新設）〔一八〇〇—一八三〇年間の製作にかゝるもの〔パリアン風及素燒のもの	風袋込百瓩	五四〇・〇〇	一三五・〇〇	最低
	〔其他	同	四三二・〇〇	一〇八・〇〇	同
	〔一八三〇年以後の製作にかゝるもの	從價	八〇%	二〇%	同
三四七ノB	茶及珈琲用磁器				
	白色のもの	風袋込百瓩	四〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	最低
	模樣あるもの〔金色以外の單彩線を有するもの〕極東常用型	正味百瓩	一、〇四〇・〇〇	二六〇・〇〇	同
	〔金色の單純なる線又は金色及金色の複飾〕極東常用型	同	一、一二〇・〇〇	二八〇・〇〇	同
	〔其他の繪畫あるもの〕極東常用型	同	一、二〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	同
	模樣あり且厚きもの	同	一、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	同
三四七ノ四	食卓用、化粧用、調度用及住宅裝飾用磁器……中略……（瓶、植木鉢、盃、小花瓶等）にしてニッケル鍍したる普通金屬部分を有するもの但し金屬部分は重量に於て一七%を超えざるもの	從價	七二%	一八%	最低

第二三類　硝子及玻璃

三四八	硝子				
	(イ)粗なるものにして厚さの最高一三粍のもの（改）〔金網の入らざるもの	一平方米	四五・〇〇	一五・〇〇	二割
	〔金網の入りたるもの	同	五七・〇〇	一八・〇〇	同
	(ロ)光澤を附し又は磨きたる硝子にして厚さ一〇粍以上の面積半平方米以上のもの〔左の面積を有する切斷端を磨かざる四角又は三角のもの（新設）〔半平方米以上一平方米以下のもの	同	六〇・〇〇	二〇・〇〇	同
	〔一—二平方米のもの	同	六三・〇〇	二一・〇〇	同
	〔二平方米以上のもの……中略……	同	七五・〇〇	二五・〇〇	同
	〔切斷面を平坦にせるもの…中略…模樣を附けざるもの（新設）	同	右掲の税率に二〇%增		割增二割
	〔銀及錫鍍せられたるもの（改減）	同	種類に應じ一五%增		同一割五分
	〔金網の入りたるもの（改減）	同	同右　二五%增		同二割五分
	〔凸形のもの（改減）	同	同右　四〇%增		同四割
三四八ノ二	白色光澤板硝子、光澤を附し又は磨きたる硝子にして厚さ一〇粍以上及面積半平方米以上のもの（新設）	同	種類に應じ税番三四八ノ(ロ)ノ二〇%增		同二割

三四八ノ三	厚さを問はず不透明硝子及板硝子（新設）〔四角又は三角の二面粗なるもの	同	五二・〇〇	一三・〇〇	同二割增
	〔二面に光澤を附し又は磨きたる面積半平方米のもの	同	種類に應じ税番三四八ノ(ロ)ノ三〇%增		同三割增
三四八ノ四	不透明のものを除く色硝子にして平板又は凸形……中略……面積半平方米以上のもの（新設）	一平方米	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	二割
三四八ノ五	板硝子又は斷片、磨板、凸形板又は色硝子にして面積半平方米以下のもの（新設）				
	切斷面の粗なる四角又は三角のもの	風袋込百瓩	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	其他（…畧…）	同	六〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	同
三四八ノ六	半平方米以下の貴金屬以外の材料を以て額縁取裹付又は纐附をなしたる携帶用、壁掛用、置物用、廣告用鏡	從價	八〇%	二〇%	三割
三五〇	硝子又は玻璃製器具類				
	ランプ釣、燭臺及部分品枝型燭臺を除く照明用具				
	火屋〔一部分に孔を穿ち又は鬟を附したるもの	正味百瓩	八〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三割
	〔其他	風袋込百瓩	四八〇・〇〇	一二〇・〇〇	同
	反射器、笠、丸笠、防風硝子、繪硝子	風袋込百瓩	三六〇・〇〇	九〇・〇〇	同
	白色、全部色彩附のもの及單色のもの〔單色又は型附の浮彫又は模樣を附け縁邊又は口先を擦り又はフレッテしたるもの（改減）	同	五二〇・〇〇	一三〇・〇〇	同
	〔縁邊に再燒付を施したるもの（改減）	正味百瓩	九二〇・〇〇	二三〇・〇〇	同
	〔再型付又は手にてボカシ又は加工せるもの（新設）	從價	八〇%	二〇%	同
	其他—畧—				
	食卓用、化粧用、室內裝飾用具…中略…小花瓶等白色又は全部色彩付及單色のものにして…中畧…	風袋込百瓩	二六〇・〇〇	六五・〇〇	同
	其他〔單色のものにして型付の浮彫又は模樣を有するもの（新設）	從價	七二%	一八%	同
	〔カットグラス、彫刻、艶消したるものにして表面をフレッテし又は複色付し…畧…	同	風袋込百瓩に付最低徴收額 三二四・〇〇　八〇%	八一・〇〇　二〇%	同
	其他の器具類（ランプ、白熱燈を除く—ランプの臺及脚、ピアノの臺を含む）				
	單純なるもの	風袋込百瓩	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
	其他	從價	七二%	一八%	同
三五一ノA BC	板硝子				
	普通品〔半平方米を超過せざるもの	風袋込百瓩	二四〇・〇〇	一二〇・〇〇	三割
	〔半平方米を超過するもの	同	二八〇・〇〇	一四〇・〇〇	同
	下記の厚さを有するもの〔三粍半以下のもの	同	普通板硝子の税に從ふ		同
	〔三粍半以上のもの	同	普通板硝子の税の三〇%增		同
三五一ノ三	セルロイド、膠質醋酸鹽又は同種類の物質の薄膜にて合せる硝子又は硝子板にて製せられたるトリプレックス硝子又は同類品（新設）	正味百瓩	九〇〇・〇〇	二二五・〇〇	三割
三五一ノ四	硬化又は特別處理を施されたる硝子にて製せられたる硬質ガラス（新設）	同	九〇〇・〇〇	二二五・〇〇	同
三五四	懷中時計用硝子（三五二、三五三及三五四）の內其他の掛時計用硝子及カットせられたる又は磨ける懷中時計用硝子	同	三、〇〇〇・〇〇	七五〇・〇〇	三割
三五八	硝子細工品（從價に改正）				
	塊、管又は棒狀の硝子物及琺瑯物	從價	六〇%	一五%	三割
	合成寶石及粗なるもの	同	二四%	六%	同
	絲、玉、模造珊瑚	同	八〇%	二〇%	同
	硝子製眞珠及其他白色、色付、金銀色付硝子製品（新設）				
	切子又は裁斷せられたるロアイユと稱せらるゝ丸眞珠	同	八〇%	二〇%	同
	二度燒せざるチューブ型硝子	同	八〇%	二〇%	同
	切裁せられ且二度燒せられたるチューブ型硝子	同	八〇%	二〇%	同
	其他	同	八〇%	二〇%	同
	精緻なる模造眞珠と稱せらるゝ硝子製眞珠…中略…其他の硝子製品（新設）				
	中空ならざる眞珠、燈光に依り種種なる光澤を發する眞珠玉を含む	同	八〇%	二〇%	同
	中空なるもの	同	八〇%	二〇%	同
	モザイック用の立方體又は其他のもの（新設）	同	四〇%	一〇%	同
	紙にモザイックしたるもの	同	四〇%	一〇%	同
	複彫の有無に拘らず切裁したる又は型付したる模造眞珠、著色の有無を問はず彫刻を施したる又は切裁せざる或は浮彫を施したる硝子製裝飾品	同	四八%	一二%	同
	普通金屬又は纖維の部分の有無を問はず花及眞珠飾硝子細工品	同	八〇%	二〇%	同
	金屬の裝飾纖維又は布の有無を問はず完成したる又はせざる冠及其他の硝子細工品	同	八〇%	二〇%	三割
三五九	內容の有無を問はず左の容積を有する各種の罎類				

	○・五立以上	風袋込百瓩	一五三・〇〇	三八・〇〇	同
	○・五立乃至一・五デシ立	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	一・五デシ立以下	同	五〇〇・〇〇	一二五・〇〇	四割
三五九ノ二	機械式口金を有する罎の内		種類に從ひ三五九の税率に二〇法增		
	一・五デシ立以上のもの(改增)	同		一四・〇〇增	
	一・五デシ立以下のもの(改增)	同		一三・〇〇增	
三五九ノ三	共口を有する罎の内(改減)	種類により風袋込百瓩或は正味百瓩	種類により三五九の税率に二〇〇・〇〇增 五〇・〇〇增		
	一・五デシ立以上のもの	同		一四・〇〇增	
	一・五デシ立以下のもの	同		一三・〇〇增	
三五九ノ四	シャムプノワズと稱せらるる罎の内(新設)	風袋込百瓩	一四〇・〇〇	三五・〇〇	
	一・五デシ立以上のもの	同	(税番三五九税率)	八六・〇〇增	
	一・五デシ立以下のもの	同		八四・〇〇增	
三五九ノ五	環付の罎の内(新設)				
	一・五デシ立以上のもの	同	種類により三五九の税率の二〇・〇〇增 五・〇〇增	一四・〇〇增	
	一・五デシ立以下のもの	同		一三・〇〇增	
三六一の内	白熱電球の内 眞空管内にフイラマンを有するもの、内金屬フイラマンを有するもの(座金の有無を問はず)五瓦以下のもの	正味一瓩	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	三割
	五瓦乃至一五瓦のもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	一六瓦以上のもの(改) 座金を有するもの	同	六四・〇〇	一六・〇〇	三割三分
	座金を有せざるもの	同	八〇・〇〇	二〇・〇〇	同
	瓦斯入又は蒸氣入にして金屬フイラマンを有するもの(新設)				
	座金を有するもの 一五瓦以下	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	三割
	一六瓦以上	同	八〇・〇〇	二〇・〇〇	三割三分
	座金を有せざるもの 一五瓦以下	同	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	三割
	一六瓦以上	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	三割三分
三六一ノ二	其他の電氣器具(ランプ、ヴアルヴ) 白熱フイラマンを有するもの、ヴアルヴ(無線用ランプ)	從價	四八%	一二%	三割
	蒸氣又は放電裝置にして白熱又は螢石光を放つもの(新設)				
	硝子製容器又は透明容器を有するもの	同	六〇%	一五%	同
	金屬容器を有するもの	同	六〇%	一五%	同
三六二	別掲せざる硝子製品	從價	九〇〇・〇〇	二二五・〇〇	同

第二四類 絲類

三六八	純綿絲				
	單絲にして小賣用に整へざるもの				
	精練せざるもの(八種に區別せらる)	正味一瓩	八・〇〇乃至一〇一・六〇	二・〇〇乃至二五・四〇	四割
	漂白せるもの(同右)	同	九・二〇乃至一一六・八四	二・三〇乃至二九・二一	同
	染色又は斑に色付けたるもの(同右)	同	一六・〇〇乃至一〇九・六〇	四・〇〇乃至二七・四〇	同
	精練せずマーセライズしたるもの(同右)	同	一六・〇〇乃至一〇九・六〇	四・〇〇乃至二七・四〇	同
	漂白しマーセライズしたるもの(同右)	同	一七・二〇乃至一二四・八四	四・三〇乃至三一・二一	同
	染色又は斑に色付し且マーセライズしたるもの(同右)	同	二四・〇〇乃至一一七・六〇	六・〇〇乃至二九・四〇	同
	單絲にして小賣用に整へたるもの				
	精練せざるもの(同右)	同	九・六〇乃至一二一・八〇	二・四〇乃至三〇・四五	同
	漂白したるもの(同右)	同	一一・〇四乃至一四〇・二〇	二・七六乃至三五・〇五	同
	染色し又は斑に色付したるもの(同右)	同	一九・二〇乃至一三一・五二	四・八〇乃至三二・八八	同
	精練せずマーセライズしたるもの(同右)	同	一九・二〇乃至一三一・五二	四・八〇乃至三二・八八	同
	漂白しマーセライズしたるもの(同右)	同	二〇・六四乃至一四九・八〇	五・一六乃至三七・四五	同
	染色又は斑に色付しマーセライズしたもの(同右)	同	二八・八〇乃至一四一・一二	七・二〇乃至三五・二八	同
三六九	二緒又は三緒の撚絲にして小賣用に整へざるもの				
	精練せざるもの(同右)	同	九・〇〇乃至一三二・〇〇	二・二五乃至三三・〇〇	四割
	漂白せるもの(同右)	同	一〇・三六乃至一五一・八〇	二・五九乃至三七・九五	同
	染色又は斑に色付したるもの(同右)	同	一七・〇〇乃至一四〇・〇〇	四・二五乃至三五・〇〇	同
	精練せずマーセライズしたるもの(同右)	同	一七・〇〇乃至一四〇・〇〇	四・二五乃至三五・〇〇	同
	漂白しマーセライズしたるもの(同右)	同	一八・三六乃至一五九・八〇	四・五九乃至三九・九五	同
	マーセライズしたる染色又は斑に色付したるもの	同	二五・〇〇乃至一四八・〇〇	六・二五乃至三七・〇〇	同
	二緒又は三緒の撚絲にして繭型又はオリーヴ型に整へたる刺繍用のもの				
	精練せざるもの(同右)	同	一二・六〇乃至一八四・八〇	三・一五乃至四六・二〇	同
	漂白せるもの(同右)	同	一四・四八乃至二一二・五二	三・六二乃至五三・一三	同

	染色し又は斑に色付したるもの(同右)	同	二三・八〇乃至一九六・〇〇	五・九五乃至四九・〇〇	同
	精練せずマーセイズしたるもの(同右)	同	二三・八〇乃至一九六・〇〇	五・九五乃至四九・〇〇	同
	漂白しマーセライズしたるもの(同右)	同	二五・六八乃至二二三・七二	六・四二乃至五五・九三	同
	染色し又は斑に色付しマーセライズしたるもの(同右)	同	三五・〇〇乃至二〇七・〇〇	八・七五乃至五一・八〇	同
	小賣用に整へられざる四緒以上の撚絲(細分新設)				
	單撚りのもの				
	精練せざるもの	單絲の長さ千米	〇・四〇	〇・一〇	四割
	漂白せるもの	同	〇・四六	〇・一一五	同
	染色又は斑に色付したるもの	同	〇・四八	〇・一二	同
	精練せずグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・四八	〇・一二	同
	漂白しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・五五二	〇・一三八	同
	染色又は斑に色付しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・五七六	〇・一四四	同
	双撚のもの又はケーブル				
	精練せざるもの	同	〇・六〇	〇・一五	同
	漂白せるもの	同	〇・六九	〇・一七二五	同
	染色又は斑に色付せるもの	同	〇・七二	〇・一八	同
	精練せずグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・七二	〇・一八	同
	漂白しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・八二八	〇・二〇七	同
	染色し又は斑に色付しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・八六四	〇・二一六	同
	小賣用に整へたる四緒以上の撚絲(細分新設)				
	單撚りのもの				
	精練せざるもの	單絲1000米	〇・六〇	〇・一五	同
	漂白せるもの	同	〇・六九	〇・一七二五	同
	染色し又は斑に色付したるもの	同	〇・七二	〇・一八	同
	精練せずグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・七二	〇・一八	同
	漂白しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・八二八	〇・二〇七	同
	染色し又は斑に色付しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・八六四	〇・二一六	同
	双撚りのもの又はケーブル				
	精練せざるもの	同	〇・八〇	〇・二〇	同
	漂白せるもの	同	〇・九二	〇・二三	同
	染色又は斑に色付せるもの	同	〇・九六	〇・二四	同
	精練せずグラセ又はマーセライズしたるもの	同	〇・九六	〇・二四	同
	漂白しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	一・一〇四	〇・二七六	同
	染色し又は斑に色付しグラセ又はマーセライズしたるもの	同	一・一五二	〇・二八八	同
三七〇	整經せる絲(細分新設)				
	精練せざるもの		原料たる精練せざる絲の税率の三〇%增		同上
	漂白せるもの		右の税率の一五%增		同上
	染色せるもの	正味一瓩	整形せる絲の内精練せざる絲の税率の一〇・二〇增	二・五五增	一般税率の四割增%減
	グラセ又はマーセライズしたるもの	同	精練せざる漂白せる又は染色せる絲の税率の一〇・二〇增	二・五五增	一般税率の四割增%減
三七一	他の纖維を混じたる絲				
	絹、紡績絹又は人造絹絲を交へたるもの(混交の割合を問はず)		最高の税を課せらるゝ絲の税率		四割
	綿花が重量に於て主たる其他の纖維		純綿絲の税率		同

第二五類 綿布帛

四〇四	純綿布帛				
	平織綾織及雲齊織にして五粍平方内の經緯絲數及一〇〇平方米の重量左の如きもの				
	精練せざるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	正味一瓩	一六・〇〇	四・〇〇	四割
	二八乃至三五絲	同	二〇・〇〇	五・〇〇	同
	三六乃至四三絲	同	二四・〇〇	六・〇〇	同
	四四絲以上	同	三〇・〇〇	七・五〇	同
	(至)三瓩以下(一〇〇平方米)	同	一四〇・〇〇	三五・〇〇	同
四〇五	精練し且漂白したるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	一九・二〇	四・八〇	四割
	二八乃至三五絲	同	二四・〇〇	六・〇〇	同
	三六乃至四三絲	同	二八・八〇	七・二〇	同
	四四絲以上	同	三六・〇〇	九・〇〇	同
	(至)三瓩以下(一〇〇平方米)	同	一六八・〇〇	四二・〇〇	同
四〇五ノ二	繃帶用の純綿平織のバンドにして幅〇・一五米以下長さ一〇米以下一〇〇平方米の重量三瓩				

番號	品名	單位	税率	税率	
	を超え五粍平方内の經緯絲數一六本を超へざるもの及同質の綿布帛の切端				
	精練せざるもの				
	漂白したるもの(消毒したるものを含む)	正味一瓩	四五・六〇	一一・四〇	四割
	染色せるもの(七項目に分類せらる)	同	六八・〇〇	一七・〇〇	同
四〇六	平織綾織及雲齊織にして五粍平方内の經緯絲數及一〇〇平方米の重量左の如きもの				
	染色せるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	正味一瓩	二四・〇〇	六・〇〇	四割
	同 二八乃至三五絲	同	二八・〇〇	七・〇〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	三二・〇〇	八・〇〇	同
	同 四四絲以上	同	三八・〇〇	九・五〇	同
	(至)三瓩以下のもの	同	一四八・〇〇	三七・〇〇	同
四〇六ノ二	精練せずマーセライズしたるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	一八・八〇	四・七〇	四割
	同 二八乃至三五絲	同	二二・八〇	五・七〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	二六・八〇	六・七〇	同
	同 四四絲以上	同	三二・八〇	八・二〇	同
	(至)三瓩以下	同	一四二・八〇	三五・七〇	同
	精練し又は漂白しマーセライズしたるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	二二・〇〇	五・五〇	同
	同 二七乃至三五絲	同	二六・八〇	六・七〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	三一・六〇	七・九〇	同
	同 四四絲以上	同	三八・八〇	九・七〇	同
	(至)三瓩以下	同	一七〇・八〇	四二・七〇	同
	染色しマーセライズしたるもの(七項目に分類せらる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	二六・八〇	六・七〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	三〇・八〇	七・七〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	三四・八〇	八・七〇	同
	同 四四絲以上	同	四〇・八〇	一〇・二〇	同
	(至)三瓩以下	同	一五〇・八〇	三七・七〇	同
	其他一切の種類の純綿布帛(紋織、ピケ織、ピケ織の掛布…略…)				
四〇五	漂白したるもの	正味一瓩	種類により精練せざる布帛の税率の二〇%増		四割
四〇六	染色したるもの	同	同 八・〇〇增	二・〇〇增	四割
四〇六ノ二	マーセライズしたるもの	同	種類により精練せざる、漂白し一部を染色し或は捺染したる布帛の税の 二・八〇增	〇・七〇增	四割
四〇六ノ三	護謨引・練上げ又は糊付を施したる綿布帛(裏張り、型、帽子の骨組及縁用)、硬布類、寒冷紗類似品にして一〇〇平方米の重量一三瓩以上の精練せざる、漂白せざる又は染色せるもの	正味一瓩	三四・〇〇	八・五〇	四割
四〇七	捺染したる平織、綾織及雲齊織布帛(細分新設)				
	手巾、薄布、襟巻、ネッカチーフ、肩掛(木目模様、縁に襞、飾り、結玉單純なる又は捺染したる縫ひを有するものを含む)				
	一色及二色のもの	正味一瓩	種類に應じ精練せざる布帛の税の 八〇・〇〇增(一〇〇平方米に付)	二〇・〇〇增	四八・〇〇增
	三色のもの	同	九〇・〇〇增(同右)	二二・五〇增(同右)	五四・〇〇增
	四乃至六色のもの	同	一四〇・〇〇增(同右)	三五・〇〇增(同右)	八四・〇〇增
	七色以上	同	二二〇・〇〇增(同右)	五五・〇〇增(同右)	一三二・〇〇增
	其他				
	一色及二色(改增)	同	一〇四・〇〇增(同右)	二六・〇〇增(同右)	六二・四〇增
	三乃至六色(改增)	同	一五二・〇〇增(同右)	三八・〇〇增(同右)	九一・二〇增
	七色以上	同	二四〇・〇〇增(同右)	六〇・〇〇增(同右)	一四四・〇〇增
四〇八	他物を塗られたるペルカリーヌ(細分新設) 漂白、染色又は捺染色られたる製本用、モロッコ革用のもの				
	型付せざるもの	正味一瓩	五〇・〇〇	一二・〇〇	四割
	型付せるもの	同	五六・〇〇	一四・〇〇	同
四〇八ノ二	ニトレされたる纖維質を基とする塗料付透明布帛と稱せらるゝもの	同	四八・〇〇	一二・〇〇	同
四〇九及	ビロード(細分新設) 被覆用布帛	正味一瓩	四四・〇〇	一一・〇〇	四割
四一〇	擬絹と稱せらるゝ平織又は畦織のもの(經絲の數を問はず)				
	(イ)精練せざるもの	正味一瓩	六四・六〇	一六・一五	四割
	(ロ)漂白し、染色し又はマーセライズし或は織り又は一枚或は全部を染色絲、漂白絲、マーセライズしたる絲にて製したるもの	同	一二五・八〇	三一・四五	四割
	(ハ)型付したる又は捺染したるもの	同	一三〇・九〇	三二・七五	同
	其他(平織又は畦織、モルスキン又は土龍皮)にして經絲の數一糎に於て二六本以下を有し一平方米に付左の重量あるもの				
	三五〇瓦以下 (イ)前項 (イ)に同じ	同	六七・一五	一六・七五	同
	同 (ロ)同 (ロ)に同じ	同	一三四・三五	三三・五五	同
	同 (ハ)同 (ハ)に同じ	同	一四一・四〇	三五・三五	同
	三五〇瓦以上 (イ)同 (イ)に同じ	同	四一・〇〇	一〇・二五	同
	同 (ロ)同 (ロ)に同じ	同	五八・三〇	一四・五五	同
	同 (ハ)同 (ハ)に同じ	同	六三・六〇	一五・九〇	同
	其他經絲の數一平方糎に於て二六本以上を有するもの及絲毛を有するビロード				
	(イ)同 (イ)に同じ	同	六四・六〇	一六・一五	同
	(ロ)同 (ロ)に同じ	同	一二九・二〇	三二・三〇	同
	(ハ)同 (ハ)に同じ	同	一三六・〇〇	三四・〇〇	同
四一〇ノ二	綿製シュニール布にして一部又は全部を漂白し、染色し又はマーセライズしたる絲にて製したる、縮壽付又はシュニールに縞を附したる部分を有する精練せず、漂白し、又は染色したる普通布帛	正味一瓩	九二・〇〇	二三・〇〇	四割
四一一	平織・雲齊織又は綾織或は混交したる綿布帛にして五粍平方に於て經緯絲數一〇〇平方米の重量共に下の如きもの				
	漂白絲を以て一部又は全部を製せるもの(七種に分類さる)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	正味一瓩	二七・二〇	六・八〇	四割
	同 二八乃至三五絲	同	三四・〇〇	八・五〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	四〇・八〇	一〇・二〇	同
	同 四四絲以上	同	五一・〇〇	一二・七五	同
	(至)三瓩以下	同	二三八・〇〇	五九・五〇	同
	染色絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	三二・〇〇	八・〇〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	三八・〇〇	九・五〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	四四・〇〇	一一・〇〇	同
	同 四四絲以上	同	五三・〇〇	一三・二五	同
	(至)三瓩以下	同	二一八・〇〇	五四・五〇	四割引
	精練せずグラセ又はマーセライズしたる絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	三二・〇〇	八・〇〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	三八・〇〇	九・五〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	四四・〇〇	一一・〇〇	同
	同 四四絲以上	同	五三・〇〇	一三・二五	同
	(至)三瓩以下	同	二一八・〇〇	五四・五〇	同
	漂白し、グラセ又はマーセライズしたる絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	三五・二〇	八・八〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	四二・〇〇	一〇・五〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	四八・八〇	一二・二〇	同
	同 四四鉢以上	同	五九・〇〇	一四・七五	同
	(至)三瓩以下	同	二四六・〇〇	六一・五〇	同
	染色しグラセ又はマーセライズしたる絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	同	四〇・〇〇	一〇・〇〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	四六・〇〇	一一・五〇	同
	同 三六乃至四三絲	同	五三・〇〇	一三・〇〇	同
	同 四四絲以上	同	六一・〇〇	一五・二五	同
	(至)三瓩以下	同	二二六・〇〇	五六・五〇	同
	他絲を混じ光澤を附せられ又は細工を施したるものにして五粍平方一〇〇平方米の重量左の如きもの				
	漂白絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上 二七絲以下	正味一瓩	三五・三六	八・八四	同
	同 二八乃至三五絲	同	四四・二〇	一一・〇五	同
	同 三六乃至四三絲	同	五三・〇四	一三・二六	同
	同 四四絲以上	同	六六・三〇	一六・五七	同
	(至)三瓩以下	同	三〇九・四〇	七七・三五	同
	染色絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)				
	(自)一三瓩以上のもの 二七絲以下	同	三九・二〇	九・八〇	同
	同 二八乃至三五絲	同	四七・〇〇	一一・七五	同
	同 同三五乃至四三絲	同	五四・八〇	一三・七〇	同
	同 四四絲以上	同	六六・五〇	一六・六二	同
	(至)三瓩以下	同	二八一・〇〇	七〇・二五	同

精練せずグラセ又はマーセライズしたる絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 四三・三六 一〇・八四 四割
二八乃至四五絲 同 五二・二〇 一三・〇五 同
三六至四三絲 同 六一・〇四 一五・二六 同
四四絲以上 同 七四・二八 一八・五七 同
(至)三瓩以下 同 三一七・四〇 七九・三五 同
染色しグラセ又はマーセライズしたる絲を以て一部又は全部を製したるもの(同右)
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 四七・二〇 一一・八〇 同
二八乃至三五絲 同 五五・〇〇 一三・七五 同
三六乃至四三絲 同 六二・八〇 一五・七〇 同
四四絲以上 同 七四・五〇 一八・六二 同
(至)三瓩以下 同 二八九・〇〇 七二・二五 同
其他總ての布帛(ピケ織、ピケ織の膝掛…略…)
漂白せるもの 同 種類により精練せざる布帛の税率の五〇%增漂白に對する割增(精練せざるもの、二〇%增)
染色せるもの 同 同 右 五〇%增
染色に對する割增(正味一瓩) 八・〇〇增 二・〇〇增 四割
グラセ又はマーセライズしたるもの 同 同 右 五〇%增
漂白、染色又は捺染ある場合各割增を附したる上グラセ又はマーセライズに對する割增 八・〇〇 二・〇〇 四割

四一一ノ二 精練せざる又は精練し、漂白し、染色したる綿布帛製竝に一部又は全部を漂白し又は染色せる絲にて製せるガーゼ(新設) 正味一瓩 三二・〇〇 五・五〇 四割

四一二 浮織又は綾織の布帛にして五米平方内の經緯絲數乃一〇〇平方米の重量左の如きもの
精練せざるもの
(自)一三瓩以上 二七絲以下 正味一瓩 二〇・八〇 五・二〇 四割
二八乃至三五絲 同 二六・〇〇 六・五〇 同
三六乃至四三絲 同 三一・二〇 七・八〇 同
四四絲以上 同 三九・〇〇 九・七五 同
(至)三瓩以下 同 一八二・〇〇 四五・五〇 同
精練し又は漂白したるもの
(自)一三瓩以上 三七絲以下 同 二四・九六 六・二四 同
二八乃至三五絲 同 三一・二〇 七・八〇 同
三六乃至四三絲 同 三七・四四 九・三六 同
四四絲以上 同 四六・八〇 一一・七〇 同
(至)三瓩以下 同 二一八・四〇 五四・六〇 同
染色せるもの
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 二八・八〇 七・二〇 同
二八乃至三五絲 同 三四・〇〇 八・五〇 同
三六乃至四三絲 同 三九・二〇 九・八〇 同
四四絲以上 同 四七・〇〇 一一・七五 同
(至)三瓩以下 同 一九〇・〇〇 四七・五〇 同
精練せずマーセライズしたるもの
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 二三・六〇 五・九〇 同
二八乃至三五絲 同 二八・八〇 七・二〇 同
三六乃至四三絲 同 三四・〇〇 八・五〇 同
四四絲以上 同 四一・八〇 一〇・四五 同
(至)三瓩以下 同 一八四・八〇 四六・二〇 同
精練し、漂白しマーセライズしたるもの
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 二七・七六 六・九四 同
二八乃至二五絲 同 三四・〇〇 八・五〇 同
三六乃至四三絲 同 四〇・二四 一〇・〇六 同
四四絲以上 同 四九・六〇 一二・四〇 同
(至)三瓩以下 同 二三一・二〇 五七・八〇 同
染色しマーセライズしたるもの
(自)一三瓩以上 二七絲以下 同 三一・六〇 七・九〇 同
二八乃至三五絲 同 三六・八〇 九・二〇 同
三六乃至四三絲 同 四三・〇〇 一〇・七五 同
四四絲以上 同 四九・八〇 一二・四五 同
(至)三瓩以下 同 一九二・八〇 四八・二〇 同

四一二ノ二 浴布類(タウル、及同品類似織方の各種布帛) 浮織紋織布帛の税率の二〇%增 四割
ジャカール織浴布類 同 上 三〇%增 同

四一三、四〇六ノ二及四一一 ピケ織、ピケ織の掛布及膝掛竝にレプスにして一〇〇平方米の重量左の如きもの
精練せざるもの 一八瓩超過 正味一瓩 四四・二〇 一一・〇五 四割
一八瓩以下 同 六一・二〇 一五・三〇 同
漂白せるもの 一八瓩超過 同 五三・〇四 一三・二六 同
一八瓩以下 同 七三・四四 一八・三六 同

染色せるもの 一八瓩超過 同 五二・二〇 一三・〇五 同
一八瓩以下 同 六九・二〇 一七・三〇 同
漂白せずマーセライズしたるもの 一八瓩超過 同 四七・〇〇 一一・七五 同
一八瓩以下 同 六四・〇〇 一六・〇〇 同
漂白しマーセライズしたるもの 一八瓩超過 同 五五・八四 一三・九六 同
一八瓩以下 同 七六・二四 一九・〇六 同
染色しマーセライズしたるもの 一八瓩超過 同 五五・〇〇 一三・七五 同
一八瓩以下 同 七二・〇〇 一八・〇〇 同
漂白絲を以て製したるもの 一八瓩超過 同 七五・一二 一八・七八 同
一八瓩以下 同 一〇四・〇四 二六・〇一 同
染色絲を以て製したるもの 一八瓩超過 同 七四・二八 一八・五七 同
一八瓩以下 同 九九・八〇 二四・九五 同
漂白せずグラセ又はマーセライズしたる絲を以て製るもの 一八瓩超過 同 七四・二八 一八・五七 同
一八瓩以下 同 九九・八〇 二四・九五 同
漂白しグラセ又はマーセライズしたる絲を以て製せるもの 一八瓩超過 同 八三・一二 二〇・七八 同
一八瓩以下 同 一一二・〇四 二八・〇一 同
染色しグラセ又はマーセライズしたる絲を以て製せるもの 一八瓩超過 同 八二・二八 二〇・五七 同
一八瓩以下 同 一〇七・八〇 二六・九五 同
綴子織及食卓用布にして一〇〇平方米の重量一四瓩以上のもの
精練せざるもの 正味一瓩 四〇・八〇 一〇・二〇 四割
精練し又は漂白せるもの 同 四八・九六 一二・二四 同
染色せるもの 同 四八・八〇 一二・二〇 同
精練せずマーセライズしたるもの 同 四三・六〇 一〇・九〇 同
漂白しマーセライズしたるもの 同 五一・七六 一二・九四 同
染色しマーセライズしたるもの 同 五一・六〇 一二・九〇 同

四一四、四〇六ノ二及四一一 左記の加工絲を以て織りたるもの
漂白したる絲 同 六九・三六 一七・三四 四割
染色したる絲 同 六九・二〇 一七・三〇 同
精練せずグラセ又はマーセライズしたる絲 同 六九・二〇 一七・三〇 同
漂白し且グラセ又はマーセライズしたる絲 同 七七・三六 一九・三四 同
染色し且グラセ又はマーセライズしたる絲 同 七七・二〇 一九・三〇 同

四一五、四〇六ノ二及四一一 ツールボビノ織(バンド用を除く)(新設)
普通のもの(單緯にして直なるもの)
精練せざるもの 正味一瓩 自 四〇・八〇 至 一〇二・〇〇 一〇・二〇 二五・五〇 四割
精練又は漂白したるもの 同 同 四八・九六 同 一二二・四〇 一二・二四 三〇・六〇 同
染色したるもの 同 同 四八・八〇 同 一一〇・〇〇 一二・二〇 二七・五〇 同
精練せざるもマーセライズしたるもの 同 同 四三・六〇 同 一〇四・八〇 一〇・九〇 二六・二〇 同
漂白し且マーセライズせるもの 同 同 五一・七六 同 一二五・二〇 一二・九四 三一・三〇 同
染色し且マーセライズせるもの 同 同 五一・六〇 同 一一二・八〇 一二・九〇 二八・二〇 同
漂白絲にて織りたるもの 同 同 六九・三六 同 一七三・四〇 一七・三四 四三・三五 同
染色せる絲にて織りたるもの 同 同 六九・二〇 同 一六一・〇〇 一七・三〇 四〇・二五 同
精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの 同 同 六九・二〇 同 一六一・〇〇 一七・三〇 四〇・二五 同
漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの 同 同 七七・三六 同 一八一・四〇 一九・三四 四五・三五 同
染色し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの 同 同 七七・二〇 同 一六九・〇〇 一九・三〇 四二・二五 同

四一六、四〇六ノ二及四一一 ツールボビノ織(バンド用を除く)(新設)
普通ならざるもの(複緯にしてジャカルせるもの)
精練せざるもの 正味一瓩 自 五三・〇四 至 一三二・六〇 一三・二六 三三・一五 四割
精練又は漂白したるもの 同 同 六三・六四 同 一五九・一二 一五・九一 三九・七八 同
染色せるもの 同 同 六一・〇四 同 一四〇・六〇 一五・二六 三五・一五 同
精練せざるもマーセライズしたるもの 同 同 五五・八四 同 一三五・四〇 一三・九六 三三・八五 同
漂白し且マーセライズしたるもの 同 同 六六・四四 同 一六一・九二 一六・六一 四〇・四八 同
染色し且マーセライズしたるもの 同 同 六三・八四 同 一四三・四〇 一五・九六 三五・八五 同
漂白せる絲にて織りたるもの 同 同 九〇・一六 同 二二五・四二 二二・五四 五六・三五 同
染色せる絲にて織りたるもの 同 同 八七・五六 同 二〇六・九〇 二一・八九 五一・七二 同
精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの 同 同 八七・五六 同 二〇六・九〇 二一・八九 五一・七二 同
漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの 同 同 九八・一六 同 二三三・四二 二四・五四 五八・三五 同

番號	品名	單位				率
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	九五・五六	二三・八九	同
			同	二一四・九〇	五三・七二	
四一七、四〇六ノ二及四一一	ツルボビノ織(バンドを除く)					
	組編みしたるもの					
	普通のもの(單緯にして直なるもの)					
	精練せざるもの	正味一瓩	自	四六・九二	一一・七三	四割
			至	一一七・三〇	二九・三三	
	精練又は漂白したるもの	同	同	五六・三〇	一四・〇七	同
			同	一四〇・七六	三五・一八	
	染色したるもの	同	同	五四・九二	一三・七三	同
			同	一二五・三〇	三一・三三	
	精練せざるもマーセライズしたるもの	同	同	四九・七二	一二・四三	同
			同	一二〇・一二	三〇・〇三	
	漂白し且マーセライズしたるもの	同	同	五九・一〇	一四・七七	同
			同	一四三・五六	三五・八九	
	染色し且マーセライズしたるもの	同	同	五七・七二	一四・四三	同
			同	一二八・一〇	三二・〇三	
	漂白せる絲にて織りたるもの	同	同	八四・四五	二一・一〇	同
			同	二一一・一四	五二・七七	
	染色せる絲にて織りたるもの	同	同	七八・三六	一九・五九	同
			同	一八三・九五	四五・九八	
	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	七八・三六	一九・五九	同
			同	一八三・九五	四五・九八	
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	九二・四五	二三・一〇	同
			同	二一九・一四	五四・七七	
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	八六・三六	二一・五九	同
			同	一九一・九五	四七・九八	
	普通ならざるもの(複緯のもの)					
	精練せざるもの	同	同	六一・〇三	一五・二六	同
			同	一五三・四九	三八・三七	
	精練又は漂白したるもの	同	同	七三・三三	一八・三三	同
			同	一八二・九八	四五・七五	
	染色したるもの	同	同	六九・〇三	一七・二六	同
			同	一六〇・四九	四〇・一二	
	精練せざるもマーセライズしたるもの	同	同	六三・八三	一五・九六	同
			同	一五五・二九	三八・八二	
	漂白し且マーセライズしたるもの	同	同	七五・八〇	一八・九五	同
			同	一八五・九六	四六・四九	
	染色し且マーセライズしたるもの	同	同	七一・八三	一七・九六	同
			同	一六三・二九	四〇・八二	
	漂白せる絲にて織りたるもの	同	同	一〇三・七四	二五・八五	同
			同	二五九・二三	六四・八七	
	染色せる絲にて織りたるもの	同	同	九九・五四	二四・八一	同
			同	二三六・七三	五九・二四	
	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	九九・五四	二四・八一	同
			同	二三六・七三	五九・二四	
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	一一一・七四	二七・八五	同
			同	二六七・二三	六六・八七	
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲にて織りたるもの	同	同	一〇七・五四	二六・八一	同
			同	二四四・七三	六一・二四	

番號	品名	單位			率
四一八、四〇六ノ二及四一一	綿ブランケット(細分新設)				
	精練せざるもの(改減)	正味一瓩	一三・二六	三・三二	四割
	精練又は漂白せるもの	同	一五・九一	三・九八	同
	染色せるもの	同	二一・二六	五・三二	同
	精練せざるもマーセライズせるもの	同	一六・〇六	四・〇二	同
	漂白し且マーセライズせるもの	同	一八・七一	四・六八	同
	染色し且マーセライズせるもの	同	二四・〇六	六・〇二	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白せるもの	同	二二・五四	五・六四	同
	染色せるもの	同	二七・八九	六・九八	同
	精練せずグラセ又はマーセライズせるもの	同	二七・八九	六・九八	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズせるもの	同	三〇・五四	七・六四	同
	染色し且グラセ又はマーセライズせるもの	同	三五・八九	八・九八	同
四一九	綿メリヤス(細分新設)				
	(一)切地一平方米の重量左記の如きもの				
	單網目のもの				
	裝飾なきもの(改減)				
	一〇〇瓦未滿	正味一瓩	一〇四・〇〇	二六・〇〇	四割
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	七六・〇〇	一九・〇〇	同
	一四〇瓦超過	同	四八・〇〇	一二・〇〇	同
	裝飾あるもの				
	(イ) 一〇〇瓦未滿	同	一三〇・〇〇	三二・五〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	九五・〇〇	二三・七五	同
	一四〇瓦超過	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	(ロ) 一〇〇瓦未滿	同	一五六・〇〇	三九・〇〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	一一四・〇〇	二八・五〇	同
	一四〇瓦超過	同	七二・〇〇	一八・〇〇	同
	複網目のもの				
	單面のもの				

番號	品名	單位			率
	裝飾なきもの				
	一〇〇瓦未滿	同	一六六・四〇	四一・六〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	一二一・六〇	三〇・四〇	同
	一四〇瓦超過	同	七六・八〇	一九・二〇	同
	裝飾あるもの				
	(イ) 一〇〇瓦未滿	同	二〇八・〇〇	五二・〇〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	一五二・〇〇	三八・〇〇	同
	一四〇瓦超過	同	九六・〇〇	二四・〇〇	同
	(ロ) 一〇〇瓦未滿	同	二四九・六〇	六二・四〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	一八二・四〇	四五・六〇	同
	一四〇瓦超過	同	一一五・二〇	二八・八〇	同
	兩面のもの				
	裝飾なきもの				
	一〇〇瓦未滿	同	二三三・九五	五八・二〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	一七〇・二〇	四二・五五	同
	一四〇瓦超過	同	一〇七・五〇	二六・八五	同
	裝飾あるもの				
	(イ) 一〇〇瓦未滿	同	二九一・二〇	七二・八〇	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	二一二・八〇	五三・二〇	同
	一四〇瓦超過	同	一三四・四〇	三三・六〇	同
	(ロ) 一〇〇瓦未滿	同	三四九・四〇	八七・三五	同
	一〇〇瓦乃至一四〇瓦	同	二五五・三五	六三・八〇	同
	一四〇瓦超過	同	一六一・二五	四〇・三〇	同
	(二)手袋				
	裝飾なきもの	正味一瓩	三二〇・〇〇	八〇・〇〇	四割
	裝飾あるもの	同	三七七・六〇	九四・四〇	同
	(三)靴下及短靴下				
	男子用短靴下、綿の單絲製の捺染したるもの、重量一打に付六五〇瓦未滿にして製品に縦に通ずる縫及丸織機にて製したる縮めを施さざるもの	一打	五二・〇〇	一三・〇〇	四割
	其他の靴下及短靴下、製品一打に付重量左の如きもの				
	裝飾なきもの				
	一瓩超過	正味一瓩	八〇・〇〇	二〇・〇〇	四割
	一瓩及一瓩以下	一打	八〇・〇〇	二〇・〇〇	同
	裝飾あるもの				
	(イ) 一瓩超過(改減)	正味一瓩	八八・〇〇	二二・〇〇	同
	一瓩及一瓩未滿	一打	九四・〇〇	二三・五〇	同
	(ロ) 一瓩超過	正味一瓩	一四四・〇〇	三六・〇〇	同
	一瓩及一瓩未滿	一打	一四四・〇〇	三六・〇〇	同
	(四)其他全ての種類(衣類及衣類部分品を含む)				
	裝飾なきもの	正味一瓩	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	四割
	裝飾あるもの				
	(イ)一瓩超過(改減)	同	一二五・〇〇	三一・二五	同
	(ロ)一瓩及一瓩未滿(新設)	同	一五〇・〇〇	三七・五〇	同

(註) 裝飾あるものと見做さるるもの左記の如し

(イ)縱又は横の縞(但し(ロ)に付て定むるものを除く)、縱横の縞(但し(ロ)に付て定むるものを除く)、三色又は多色の意匠、編目の意匠、編目に依る縞、切り抜き又は波形の縞狀に出したる網目、デルビー風の畝、蔽ひたる畝等…捺染、透し單線及刺繡單線(單線とはその幅が如何なる處に於ても四網目を超えず且頂上に於て六網目を超えざるもの)

(ロ)刺繡又は絲の添加に依りて得られたる縱縞(横縞を接合したると否とを問はず)、レース、飾紐、組絲の飾り、(イ)に付て定むるもの以外の透し線及刺繡線、刺繡、畫模樣、諸種の飾り物、透し

番號	品名	單位			率
四一九ノ二	石膏を以て固めたる外科用メリヤス布(石膏が少なくとも全重量の七四%を占むるもの)	風袋込一瓩	〇・四三	〇・二〇	〇・二六
四二〇、四〇六ノ二及四一一	機械製レース、ボビノツル織、透しレース等一〇〇平方米に付重量左の如きもの(細分新設)				
	精練せざるもの				
	二五瓩及未滿	正味一瓩	一八〇・〇〇	四五・〇〇	四割
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	八二・八八	二〇・七二	同
	三〇瓩及超過	同	五九・二〇	一四・八〇	同
	精練又は漂白せるもの				
	二五瓩及未滿	同	二一六・〇〇	五四・〇〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	九九・四五	二四・八六	同
	三〇瓩及超過	同	七一・〇四	一七・七六	同
	染色せるもの				
	二五瓩及未滿	同	一八八・〇〇	四七・〇〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	九〇・八八	二二・七二	同
	三〇瓩及超過	同	六七・二〇	一六・八〇	同
	精練せざるもマーセライズしたるもの				
	二五瓩及未滿	同	一八二・八〇	四五・七〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	八五・六八	二一・四二	同
	三〇瓩及超過	同	六二・〇〇	一五・五〇	同
	漂白し且マーセライズしたるもの				
	二五瓩及未滿	同	二一八・八〇	五四・七〇	同

	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一〇二・三五	二五・五六	同
	三〇瓩及超過	同	七三・八四	一八・四六	同
	染色し且マーセライズしたるもの				
	二五瓩及未滿	同	一九〇・八〇	四七・七〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	九三・六八	二三・四二	同
	三〇瓩及超過	同	七〇・〇〇	一七・五〇	同
	漂白せる絲を以て製したるもの				
	二五瓩及未滿	同	三〇六・〇〇	七六・五〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一四〇・八九	三五・二三	同
	三〇瓩及超過	同	一〇〇・六四	二五・一六	同
	染色せる絲を以て製したるもの				
	二五瓩及未滿	同	二七八・〇〇	六九・五〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一三三・三三	三三・〇八	同
	三〇瓩及超過	同	九六・八〇	二四・二〇	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	二五瓩及未滿	同	二七八・〇〇	六九・五〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一三三・三三	三三・〇八	同
	三〇瓩及超過	同	九六・八〇	二四・二〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	二五瓩及未滿	同	三二四・〇〇	七八・五〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一四八・八九	三七・二二	同
	三〇瓩及超過	同	一〇八・六四	二七・一六	同
	染色しグラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	二五瓩及未滿	同	二八六・〇〇	七一・五〇	同
	二五瓩以上三〇瓩未滿	同	一四〇・三三	三五・〇八	同
	三〇瓩及超過	同	一〇四・八〇	二六・二〇	同
四二〇ノ二	手製レース(精練せざるもの及漂白染色マーセライズ等の如何を問はず各種加工のもの)				
	二〇瓩及未滿	正味一瓩	二六〇・〇〇	六五・〇〇	四割
	二〇瓩超過	同	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
四二〇ノ三 四六〇ノ二 及四一一	絲組物類(細分新設)				
	精練せざるもの	正味一瓩	六八・〇〇	一七・〇〇	四割
	精練又は漂白せるもの	同	八一・六〇	二〇・四〇	同
	染色せるもの	同	七六・〇〇	一九・〇〇	同

	精練せざるもマーセライズせるもの	同	七〇・八〇	一七・七〇	同
	漂白しマーセライズせるもの	同	八四・四〇	二一・一〇	同
	染色し且マーセライズせるもの	同	七八・八〇	一九・七〇	同
	漂白せる絲を以て製せるもの	同	一二五・〇〇	二八・九〇	同
	染色せる絲を以て製せるもの	同	一一〇・〇〇	二七・五〇	同
	精練せざるもグラーセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの	同	一一〇・〇〇	二七・五〇	同
	漂白し且グラーセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの	同	一二三・六〇	三〇・九〇	同
	染色し且グラーセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの	同	一一八・〇〇	二九・五〇	同
四二一、四〇六ノ二及四一一	リボン(細分新設)				
	加工又は糊付せるもの	綿絲組物の税率適用			
	其他一〇〇平方米に付重量左の如きもの				
	精練せざるもの				
	一三瓩及以上	正味一瓩	四六・五〇	一一・六三	四割
	一三瓩未滿	同	一三八・三八	三四・六〇	同
	精練又は漂白せるもの				
	一三瓩及以上	同	五五・八〇	一三・九五	同
	一三瓩未滿	同	一六六・一二	四一・五三	同
	染色せるもの				
	一三瓩及以上	同	五四・五〇	一三・六三	同
	一三瓩未滿	同	一四六・三八	三六・六〇	同
	精練せざるもマーセライズせるもの				
	一三瓩及以上	同	四九・三〇	一二・三三	同
	一三瓩未滿	同	一四一・一八	三五・三〇	同
	漂白し且マーセライズせるもの				
	一三瓩及以上	同	五八・六〇	一四・六五	同
	一三瓩未滿	同	一六八・九一	四二・二三	同
	染色し且マーセライズせるもの				
	一三瓩及以上	同	五七・三〇	一四・三三	同
	一三瓩未滿	同	一四九・一八	三七・三〇	同
	漂白せる絲を以て製せるもの				
	一三瓩及以上	同	七九・〇五	一九・七六	同
	一三瓩未滿	同	一三五・二四	三三・八二	同
	染色せる絲を以て製せるもの				
	一三瓩及以上	同	七七・七五	一九・四四	同
	一三瓩未滿	同	二一五・五七	五三・九〇	同

	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一三瓩及以上	同	七七・七五	一九・四四	同
	一三瓩未滿	同	二一五・五七	五三・九〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一三瓩及以上	同	八七・〇五	二一・七六	同
	一三瓩未滿	同	二四三・二四	六〇・八二	同
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一三瓩及以上	同	八五・七五	二一・四四	同
	一三瓩未滿	同	二二三・五七	五五・九〇	同
四二一ノ二	タイプライター、計算器、復寫器等用インキ又は染料を以て潤したるリボン	正味一瓩	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	同
四二二、四〇六ノ二及四一一	本來的ツル綾(細分新設)				
	模樣なきもの				
	精練せざるもの				
	網目七未滿のもの	正味一瓩	二〇二・〇〇	五〇・五〇	四割
	網目七又は以上のもの	同	二九九・二〇	七四・八〇	同
	精練又は漂白せるもの				
	網目七未滿のもの	同	二四二・四〇	六〇・六〇	同
	網目七又は以上のもの	同	三五九・〇四	八九・七六	同
	染色せるもの				
	網目七未滿のもの	同	二一〇・〇〇	五二・五〇	同
	網目七又は以上のもの	同	三〇七・二〇	七六・八〇	同
	精練せざるもマーセライズせるもの				
	網目七未滿のもの	同	二〇四・八〇	五一・二〇	同
	網目七又は以上のもの	同	三〇二・〇〇	七五・五〇	同
	漂白し且マーセライズせるもの				
	網目七未滿のもの	同	二四五・二〇	六一・三〇	同
	網目七又は以上のもの	同	三六一・八四	九〇・四六	同
	染色し且マーセライズせるもの				
	網目七未滿のもの	同	二一二・八〇	五三・二〇	同
	網目七又は以上のもの	同	三一〇・〇〇	七七・五〇	同
	漂白せる絲を以て製せるもの				
	網目七未滿のもの	同	三四三・四〇	八五・八五	同
	網目七又は以上のもの	同	五〇八・六四	一二七・一六	同
	染色せる絲を以て製せるもの				
	網目七未滿のもの	同	三二一・〇〇	七七・七五	同

	網目七又は以上のもの	同	四五六・八〇	一一四・二〇	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	網目七未滿のもの	同	三二一・〇〇	七七・七五	同
	網目七又は以上のもの	同	四五六・八〇	一一四・二〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	網目七未滿のもの	同	三五一・四〇	八七・八五	同
	網目七又は以上のもの	同	五一六・六四	一二九・一六	同
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	網目七未滿のもの	同	三一九・〇〇	七九・七五	同
	網目七又は以上のもの	同	四六四・八〇	一一六・二〇	同
四二三	浮出縫綹及別に掲げざるプロシエ布紋織紗	正味一瓩	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
四二四、四〇六ノ二及四一一	刺繍したるモスリンのカーテンにして縁取りせざるもの、一〇〇平方米に付重量左の如きもの				
	精練せざるもの				
	一〇瓩未滿	正味一瓩	五〇・〇〇	一二・五〇	四割
	一〇瓩以上	同	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	同
	精練又は漂白したるもの				
	一〇瓩未滿	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	一〇瓩以上	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	染色したるもの				
	一〇瓩未滿	同	五八・〇〇	一四・五〇	同
	一〇瓩以上	同	一〇八・〇〇	二七・〇〇	同
	精練せざるもマーセライズせるもの				
	一〇瓩未滿	同	五三・八〇	一三・二〇	同
	一〇瓩以上	同	一〇三・八〇	二五・七〇	同
	漂白し且マーセライズせるもの				
	一〇瓩未滿	同	六三・八〇	一五・七〇	同
	一〇瓩以上	同	一二三・八〇	三〇・七〇	同
	染色し且マーセライズせるもの				
	一〇瓩未滿	同	六〇・八〇	一五・二〇	同
	一〇瓩以上	同	一一〇・八〇	二七・七〇	同
	漂白せる絲を以て製せるもの				
	一〇瓩未滿	同	八五・〇〇	二一・二五	同
	一〇瓩以上	同	一七〇・〇〇	四二・五〇	同

	染色せる絲を以て製せるもの				
	一〇瓩未滿	同	八三・〇〇	二〇・七五	同
	一〇瓩以上	同	一五八・〇〇	三九・五〇	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一〇瓩未滿	同	八三・〇〇	二〇・七五	同
	一〇瓩以上	同	一五八・〇〇	三九・五〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一〇瓩未滿	同	九三・〇〇	二三・二五	同
	一〇瓩以上	同	一七八・〇〇	四四・五〇	同
	染色し且グラセ又はマーセライズせる絲を以て製せるもの				
	一〇瓩未滿	同	九一・〇〇	二二・七五	同
	一〇瓩以上	同	一六六・〇〇	四一・五〇	同
	刺繡したるモスリンのカーテンにして絲取りしたるもの(重量の如何を問はず)				
	精練せざるもの	同	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	四割
	精練し又は漂白したるもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	染色したるもの	同	一〇八・〇〇	二七・〇〇	同
	精練せざるもマーセライズせるもの	同	一〇二・八〇	二五・七〇	同
	漂白し且マーセライズせるもの	同	一二二・八〇	三〇・七〇	同
	染色し且マーセライズせるもの	同	一一〇・八〇	二七・七〇	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白したる絲	同	一七〇・〇〇	四二・五〇	同
	染色したる絲	同	一五八・〇〇	三九・五〇	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズしたる絲	同	一五八・〇〇	三九・五〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズしたる絲	同	一七八・〇〇	四四・五〇	同
	染色し且グラセ又はマーセライズしたる絲	同	一六六・〇〇	四一・五〇	同
四二五、四〇六ノ二及四一一	ツル織に刺繡を施したるもの(改增)				
	精練せざるもの	正味一瓩	一五〇・〇〇	三七・五〇	四割
	精練又は漂白したるもの	同	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
	染色したるもの	同	一五八・〇〇	三九・五〇	同
	精練せざるもマーセライズせるもの	同	一五三・八〇	三八・二〇	同
	漂白し且マーセライズせるもの	同	一八三・八〇	四五・七〇	同
	染色し且マーセライズせるもの	同	一六〇・八〇	四〇・二〇	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白したる絲	同	二五五・〇〇	六三・七五	同
	染色したる絲	同	二三三・〇〇	五八・二五	同
	精練せざるもグラーセ又はマーセライズしたる絲	同	二三三・〇〇	五八・二五	同
	漂白し且グラーセ又はマーセライズしたる絲	同	二六三・〇〇	六五・七五	同
	染色し且グラーセ又はマーセライズしたる絲	同	二四一・〇〇	六〇・二五	同
	ツル織應用のグルナヂンの又は刺繡したるツル織のカーテン				
	精練せざるもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	精練又は漂白したるもの	同	一四四・〇〇	三六・〇〇	同
	染色したるもの	同	一二八・〇〇	三二・〇〇	同
	精練せざるもマーセライズしたるもの	同	一二二・八〇	三〇・七〇	同
	漂白し且マーセライズしたるもの	同	一四六・八〇	三六・七〇	同
	染色し且マーセライズしたるもの	同	一三〇・八〇	三二・七〇	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白したる絲	同	二〇四・〇〇	五一・〇〇	同
	染色したる絲	同	一八八・〇〇	四七・〇〇	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズしたる絲	同	一八八・〇〇	四七・〇〇	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズしたる絲	同	二一二・〇〇	五三・〇〇	同
	染色し且グラセ又はマーセライズしたる絲	同	一九六・〇〇	四九・〇〇	同
四二六、四〇六ノ二及四一一	編針にて刺繡又はプロシエしたる調度又は衣服用モスリン				
	精練せざるもの	正味一瓩	八〇・〇〇	二〇・〇〇	四割
	精練又は漂白したるもの	同	九六・〇〇	二四・〇〇	同
	染色したるもの	同	八八・〇〇	二二・〇〇	同
	精練せざるもマーセライズしたるもの	同	八二・八〇	二〇・七〇	同
	漂白し且マーセライズしたるもの	同	九八・八〇	二四・七〇	同
	染色し且マーセライズせるもの	同	九〇・八〇	二二・七〇	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白したるもの	同	一三六・〇〇	三四・〇〇	同
	染色したるもの	同	一二八・〇〇	三二・〇〇	同
	精練せざるもグラーセ又はマーセライズしたるもの	同	一二八・〇〇	三二・〇〇	同
	漂白し且グラーセ又はマーセライズしたるもの	同	一四四・〇〇	三六・〇〇	同

四二七	染色し且グラセ又はマーセライズしたるもの	同	一三六・〇〇	三四・〇〇	同
	精練、漂白、染色、捺染、マーセライズ又は艶出型を附したる純綿布帛にして別に掲げざるもの	—	精練せざる綿布の稅率、種類に依り四〇五、四〇六、四〇六ノ二、四〇七各番に定むる附加稅を加ふ		
	漂白、染色、グラセ又はマーセライズしたる絲を以て織りたる純綿布帛にして別に掲げざるもの	—	精練せざる綿布の稅率、種類に依り稅番四一一番に定むる附加稅を加ふ		
四三二乃至四三六ノ内	交織綿布帛にして綿が重量に於て主たるもの				
四三二	天鵞絨、プラッシュ				
	絹又は紡績絹を以て交織せるもの		(稅金四五九ノIノ四參照)		
	人絹を以て交織せるもの		(同　Jノ四同　)		
四三三	布帛				
	絹、紡績絹又は人造絹の交織綿布帛にして綿が重量に於て主たるもの		(稅番四五九ノI又はJ參照)		
	其他				
	毛の交織綿縮緬にして綿が重量に於て主たるもの	正味一瓩	三三・〇〇	五・五〇	四割
	其他	同	四六・一三	一一・五三	同
四三四	交織リボン				
	絹、紡績絹又は人造絹の交織リボン		(稅番四五九、I又はJ參照)		
	其他		(純綿リボンの稅率に從ふ)		
四三五	交織絲組物類				
	絹の交織綿絲組物		(稅番四五九ノI參照)		
	其他				
	精練せざるもの	正味一瓩	九三・〇〇	二三・二五	四割
	漂白せるもの	同	一一一・六〇	二七・九〇	同
	染色せるもの	同	一〇一・〇〇	二五・二五	同
	精練せざるもマーセライズしたるもの	同	九五・八〇	二三・九五	同
	漂白し且マーセライズしたるもの	同	一一四・四〇	二八・六〇	同
	染色し且マーセライズしたるもの	同	一〇三・八〇	二五・九五	同
	左記の加工絲を以て織りたるもの				
	漂白せるもの	同	一五八・一〇	三九・五三	同
	染色せるもの	同	一四七・五〇	三六・八七	同
	精練せざるもグラセ又はマーセライズしたるもの	同	一四七・五〇	三六・八七	同
	漂白し且グラセ又はマーセライズしたるもの	同	一六六・一〇	四一・五三	同
	染色し且グラセ又はマーセライズしたるもの	同	一五五・五〇	三八・八七	同
四三六	其他		(種類に依り綿布帛の稅率を適用す)		
四三七	網				
	綿、亞麻、大麻、黃麻、苧麻及其他の植物纖維の漁網	風袋込百瓩	無稅	無稅	最低
	梱調製用網にて亞麻、大麻、黃麻、苧麻及其他植物纖維製のもの		網具に關する稅率適用		
四五九ノA	アジア特產絹布帛卽ち羽二重、山東絹、河南絹、アッサン絹、絹紬、コラー絹、野蠶絹				
	精練せざるもの又は單に精練したるのみにて漂白、染色、捺染又は塗劑を施さゞるもの	正味一瓩	六〇・〇〇	三〇・〇〇	最低
四五九ノB	絹又は紡績絹(シアップ)の純なる又は相互交織の布帛及絹又は紡績絹と他の紡織原料との交織布帛にして金屬を交へず絹又は紡績絹が重量に於て主たるもの				
	(一)縮緬				
	一平方米の重量五〇瓦を超ゆるもの				
	精練せざるもの	正味一瓩	一四〇・〇〇	六四五・〇〇	最低
	精練又は漂白したるもの	同	一六〇・〇〇	八〇・〇〇	同
	染色したるもの	同	一〇〇・〇〇	七五・〇〇	同
	一平方米の重量五〇瓦未滿のもの				
	精練せざるもの	同	一四〇・〇〇	七五・〇〇	同
	精練又は漂白したるもの	同	一六〇・〇〇	一〇〇・〇〇	同
	染色したるもの	同	一〇〇・〇〇	八五・〇〇	同
	紋織又は捺染せるものに對する附加稅	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	同
	特に喪服用のもの(新設)	同	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	同
	(二)ツル織の模樣なきもの	同	二〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	同
	(三)絲組物類	同	五〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	同
	(四)リボン以外の天鵞絨及プラッシュ(調度用のものを含む)				
	平織のもの	同	二八〇・〇〇	一五〇・〇〇	同
	紋織のものに對する附加稅	同	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	(五)薄織物、モスリン、グルナディン、ヴオイル及類似品、紗及篩布				
	精練せざるもの	同	二六〇・〇〇	九一・〇〇	同
	精練又は漂白したるもの	同	二〇〇・〇〇	七〇・〇〇	同
	染色したるもの	同	二〇〇・〇〇	七〇・〇〇	同
	紋織又は捺染したるものに對する附加稅	同	三〇・〇〇	一五・〇〇	同
	(六)仕上げたると否とを問はず篩用の平織紗	同	一五〇・〇〇	八〇・〇〇	同

(七)リボン
天鵞絨又はプラッシュ製のもの（シェニール織の帶を含む） 同 二六〇・〇〇 一三〇・〇〇 同
其の他 同 一八〇・〇〇 九〇・〇〇 同
(八)レース、紋ツル織、透しレース及類似品（豆型又は斑點を施したるツル織、肩掛等を含む）
機械製のもの 同 四〇〇・〇〇 三三〇・〇〇 同
手製のもの 同 七〇〇・〇〇 四〇〇・〇〇 同
(九)メリヤス 同 （税番四五九ノP參照）
(十)密織物、フーラール及前諸項に掲げざる他の一切の布帛
一平方米の重量一〇〇瓦を超過するもの
精練せざるもの 同 一〇〇・〇〇 五〇・〇〇 同
精練、漂白又は染色したるもの 同 一一〇・〇〇 六〇・〇〇 同
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同
一平方米の重量一〇〇瓦未滿のもの
精練せざるもの 同 一〇〇・〇〇 六〇・〇〇 同
精練又は漂白したるもの 同 一一〇・〇〇 七五・〇〇 同
染色したるもの 同 一一〇・〇〇 七〇・〇〇 同
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同

四五九ノC 純絹紡績布帛又は他の纖維の交織もの 税率は純紡績絹又はその交織のものに從ふ

四五九ノD乃至四五九ノEノ二の内 絹・紡績絹（ジアップ）屑絹又は人造絹の純なる又は相互交織の又は他の紡織原料との交織の布帛にして金屬を交へたるものゝ內

四五九ノD 絹又は紡績絹が重量に於て主たるもの（新設）
貴金屬のものに對する附加税 正味一瓩 九〇・〇〇 九〇・〇〇 最低
模造金屬のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 三〇・〇〇 同
人造絹が重量に於て主たるもの（新設）
貴金屬のものに對する附加税 同 九〇・〇〇 九〇・〇〇 同
模造金屬のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 三〇・〇〇 同

四五九ノG 純なる人造絹布帛又は絹紡績絹若は他の紡織原料との交織人造布絹布帛にして金屬を交へず人造絹が重量に於て主たるもの

四五九ノEノ一
(一)縮 緬
平織のもの 正味一瓩 一〇〇・〇〇 八〇・〇〇 最低
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同
特に喪服用のもの（新設） 同 一八六・〇〇 四六・五〇 同
(二)ツル織の模樣なきもの 同 一六〇・〇〇 九五・〇〇 同
(三)絲組物類 同 三〇〇・〇〇 一四〇・〇〇 同
(四)リボン以外の天鵞絨及プラッシュ（調度用のものを含む）
平織のもの 同 二三〇・〇〇 一一五・〇〇 同
紋織のもの 同 二九〇・〇〇 一四五・〇〇 同
(五)薄織物、モスリン、グルナディン、ヴオイル及類似品、紗及篩布
平織のもの 同 一六〇・〇〇 九〇・〇〇 同
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同
(六)リボン
天鵞絨又はプラッシュ製のもの（シェニール織の帶を含む） 同 三三〇・〇〇 一一〇・〇〇 同
其 他 同 一四〇・〇〇 七〇・〇〇 同
(七)レース、紋ツル織、透しレース及類似品（豆型ツル織、肩掛等を含む）
機械製のもの 同 一八〇・〇〇 一〇〇・〇〇 同
手製のもの 同 三三〇・〇〇 一六〇・〇〇 同
(八)メリヤス 同 （税番四五九ノP參照）

四五九ノH 2 H I J K 絹、紡績絹又は人造絹の布帛にして他の紡織原料（羊毛、毛、綿等）と交織し金屬を交へず他の紡織原料が重量に於て主たるもの
(一)縮 緬
平織のもの 正味一瓩 一二〇・〇〇 六〇・〇〇 最低
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同
特に喪服用のもの（新設） 同 一八〇・六〇 四五・一五 同
(二)ツル織の模樣なきもの 純綿のツル織の税率に從ふ
(三)絲組物類 正味一瓩 三〇〇・〇〇 一四〇・〇〇 同
(四)リボン以外の天鵞絨及プラッシュ（調度用のものを含む）
平織のもの 同 二〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 同
紋織のもの 同 二六〇・〇〇 一三〇・〇〇 同
(五)薄織物、モスリン、グルナディン、ヴオイル及類似品、紗及篩布
平織のもの 同 一五〇・〇〇 七五・〇〇 同
紋織又は捺染のものに對する附加税 同 三〇・〇〇 一五・〇〇 同
(六)リボン
天鵞絨又はプラッシュ製のもの（シェニール織の帶を含む） 同 三〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 最低
其 他 同 一三〇・〇〇 六五・〇〇 同
(七)レース、紋ツル織、透しレース及類似品、（豆型ツル織、肩掛等を含む）

機械製のもの 機械製純綿レースの税率に依る
手製のもの 右税率の七五％增
(八)メリヤス 税番四五九ノP參照

四五九ノP 絹又は紡績絹の純なる、相互交織の又は人造絹若は之に類する原料以外の紡織原料を加へ絹若くは紡績絹が全重量の一五％を超ゆるメリヤス
(一)手 袋
裝飾なきもの 正味一瓩 六〇〇・〇〇 三〇三・〇〇 最低
裝飾あるもの 同 七八〇・〇〇 三六三・〇〇 同
(二)布 地
裝飾なきもの 同 四五〇・〇〇 一五一・〇〇 同
裝飾あるもの 同 六三〇・〇〇 三一二・〇〇 同
(三)靴下及短靴下
裝飾なきもの 同 四〇〇・〇〇 一三五・〇〇 同
裝飾あるもの 同 六四〇・〇〇 二一〇・〇〇 同
(四)其他のもの
裝飾なきもの 同 三六〇・〇〇 一三一・〇〇 同
裝飾あるもの 同 五〇四・〇〇 一七〇・〇〇 同
人造絹又は之に類する原料のメリヤスにして人造絹及之に類する原料が重量に於て一五％以上を占むるもの 純絹メリヤスの三五％引税率
金屬を交へたるメリヤス（新設）
全て金屬のもの 純絹メリヤスの税率に從ふ
金屬に絹又は紡績絹を交へたるもの 同
金屬に他の紡織原料を交へたるもの 人造絹メリヤスの税率に從ふ

第二六類 紙及紙製品

四六一ノ內 ファンシーペーパー以外の紙の內
煙草用紙以外の紙にして機械製にして一平方米の重量左記の如きもの
三五瓦以上のもの 風袋込百瓩 三六〇・〇〇 一三〇・〇〇 最低
三五瓦及未滿のもの 正味百瓩 四〇〇・〇〇 三〇〇・〇〇 同
型製又は手製のもの（新設） 同 六〇〇・〇〇 三〇〇・〇〇 同

四六二ノ內 葉狀、板狀、卷狀の板紙（カルトン）の內
天然色のパルプ又は新しきパルプを基としたる粗なるもの 風袋込百瓩 三二四・〇〇 三六・〇〇 二割五分
羅紗を壓するための光澤板紙所謂プレスパン（新設）
卷狀のもの 風袋込百瓩 三二四・〇〇 三六・〇〇 同
葉狀のもの 正味百瓩 七二〇・〇〇 一八〇・〇〇 同

第二八類 金屬製品

五〇四 眼醒時計、掛時計、其他時計の機械（鳴鐘の有無を問はず）一箇の重量左の如きもの
五〇一瓦超過（新設增） 正味一瓩 九六・〇〇 二四・〇〇 五割
二五一瓦乃至五〇〇瓦（改增） 同 八四・〇〇 二一・〇〇 同
二五〇瓦以下（改增） 一箇に付き 三六・〇〇 九・〇〇 同

五〇四ノ二 眼醒時計、各種振子時計（木製時計を含む）
機 械 — 税番五〇四番に依る
箱、側、キャビネット（細分新設）
普通金屬の有無を問はず普通のもの
彫刻したるもの 正味一瓩 二六・〇〇 六・五〇 五割
其 他 同 一二・〇〇 三・〇〇 同
精巧なるもの（新設） 從價 八〇％ 二〇％ 同

五四四 縫針及ミシン針（鐵製又は鋼製の編針及別に掲げざる類似品を含む）長さ左記の如きもの（改減）
五糎未滿のもの 正味一瓩 八〇・〇〇 二〇・〇〇 一割
五糎以上のもの 同 五三・〇〇 一三・〇〇 同

五六二ノ四 洋傘の骨組
鋼製の直なる溝を入れたる骨（單に骨組を製造するに用ひらるゝもの） 風袋込百瓩 四〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一割
柄又は把手なき骨組（飾なきもの、上記骨組の部分品を含む）
丸線のもの（細分新設）
ワニス塗粗品
長さ四八糎超過のもの 正味百瓩 六八〇・〇〇 一七〇・〇〇 一割
長さ四八糎以下のもの 同 一、〇二〇・〇〇 二五五・〇〇 同
磨きたるもの又は錫鍍せるもの 同 七九〇・五〇 一九七・五〇 同
溝を入れたる線のもの（細分新設）
ワニス塗粗品
長さ四八糎超過のもの 同 一、四〇〇・〇〇 三五〇・〇〇 同
長さ四八糎以下のもの 同 二、一〇〇・〇〇 五二五・〇〇 同
磨きたるもの又は錫鍍せるもの 同 一、一〇六・〇〇 二七六・五〇 同
銅鍍、ニッケル鍍、酸化せるもの 同 三、一六〇・〇〇 七九〇・〇〇 同
琺瑯、銀鍍又は金鍍せるもの — 種類に依り金又は銀製品又は裝身具の税率に依る

	柄又は把手附の骨組(飾の有無を問はず)(細分新設)				
	生地又は漆塗したるもの	同	一、五八〇・〇〇	三九五・〇〇	同
	磨きたるもの又は錫鍍したるもの	同	一、八九六・〇〇	四七四・〇〇	同
	銅鍍、ニツケル鍍、酸化したるもの	同	三、一六〇・〇〇	七九〇・〇〇	同
	琺瑯、金鍍又は銀鍍したるもの	—	種類に依り金、銀鍍製品又は裝身具の税率に依る		
	柄、把手、鏝條、滑り金、環尖等及他の附屬品(細分新設)				
	鐵又は鋼製のもの				
	生地及漆塗したるもの	同	一、五八〇・〇〇	三九五・〇〇	一割
	銅鍍、琺瑯、ニツケル鍍、酸化、錫鍍又は磨きたるもの	—	種類に依り裝身具の税率に依る		
	銅、眞鍮又は日耳曼銀製にして生地、漆塗、ニツケル鍍、青銅鍍、酸化、錫鍍せるもの	—	種類に依り裝身具の税率に依る		
五六七及五六七ノ二	鐵又は鋼製の管				
	單に接合したるものにして內徑左の如きもの				
	九粍以上のもの	風袋込百瓩	三二三・四〇	五三・一〇	五割
	九粍未滿のもの	同	三三〇・四〇	八二・六〇	同
	接合して鎔接したるものにして內徑左の如きもの				
	三五粍超過一〇〇粍迄のもの	同	三三六・〇〇	五九・〇〇	同
	三五粍以下のもの	同	四三四・八〇	一〇六・二〇	同
	裏附けしたる又は被覆して鎔接したる一切の直徑の管及び方法の如何を問はず鎔接したる內徑一〇〇粍を超過する管	同	四三四・八〇	一〇六・二〇	同
	蛇管	同	四三四・八〇	一〇六・二〇	同
	鐵、鑄鐵、鍛鐵、鋼又は鑄鋼製の一切の種類の鑵鐵及繼手(鎔接及加工の有無を問はず)	同	五〇〇・〇〇	一二五・〇〇	同
	引拔等の方法に依る繼目無き管及蛇管ボイラー製造用の鑵にして內徑左の如きもの				
	三五粍超過且壁の厚さ三粍以上のもの	同	五六〇・〇〇	一四〇・〇〇	同
	三五粍超過且壁の厚さ三粍未滿のもの	正味百瓩	八三三・〇〇	二〇八・〇〇	同
	九粍超過三五粍迄にして壁の厚さ三粍以上のもの	同	八〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	同
	九粍超過三五粍にして壁の厚さ三粍未滿のもの	同	一、一八四・〇〇	二九六・〇〇	同
	五粍超過九粍迄のもの	同	二、九六〇・〇〇	七四〇・〇〇	同
	二粍超過五粍迄のもの	同	六、六六〇・〇〇	一、六六五・〇〇	同
	二粍以下のもの	同	五九、二〇〇・〇〇	一四、八〇〇・〇〇	同
五六八	家政用具及別に掲げざる鐵製、鋼製又は薄鐵板製の一切の物品				
	塗らず、磨かず且何等の仕上を施さざるもの	風袋込百瓩	三八七・六〇	九六・九〇	二割五分
	塗りたるもの、磨きたるもの、鉛鍍したるもの、亞鉛鍍したるもの、又は電氣鍍したるもの	同	四一〇・四〇	一〇二・六〇	同
	ワニスを塗りたるも琺瑯又は轉寫印畫等を施さざるもの(新設)				
	一色又は二色のもの	同	三六〇・〇〇	九〇・〇〇	同
	其他	同	四五六・〇〇	一一四・〇〇	同
	單に錫鍍したるもの(鉱力)(新設)	同	五八〇・〇〇	一四五・〇〇	同
	單に琺瑯を施したるもの、暈したるもの、大理石模様にしたるもの(新設)	正味百瓩	六二〇・〇〇	一五五・〇〇	同
	銅鍍したるもの、錫鍍して塗りたるもの、錫鍍してワニス塗りしたるもの	風袋込百瓩	五八〇・〇〇	一四五・〇〇	同
	琺瑯を施し模様を附し金なきもの	正味百瓩	六八〇・〇〇	一七〇・〇〇	同
	琺瑯を施し模様を附し金其他金屬なく且轉寫印畫等を施さざるもの	同	六八〇・〇〇	一七〇・〇〇	同
	一色又は二色の印刷模様を附し金なきもの	同	六八〇・〇〇	一七〇・〇〇	同
	琺瑯を施し模様を附し金あるもの、大理石模様にし金あるもの、二色以上又は金の印刷模様を附したるもの	同	九六〇・〇〇	二四〇・〇〇	同
五六八ノC	薄板、鋼製表示板金、指示板金、看板々金、標札板金等及び琺瑯を施せるもの(新設)				
	片面のもの				
	二色のもの	正味百瓩	一、〇八四・〇〇	二六六・〇〇	二割五分
	三色のもの	同	一、二〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	同
	三色以上のもの	同	三色のものに一色を增す每に二五法を加ふ		
	兩面のもの	同	種類に依り琺瑯を施せる片面のものに三五%を增す		
五七四	(純銅又は銅、亞鉛又は錫との合金の製品の內)				
	洋燈工及鉱力工製造品				
	純銅製又は銅合金製の洋燈口金及瓦斯口金にしてアセチレン以外のもの並に同部分品(磨き、ワニス塗、錫鍍等の如何を問はず)	正味百瓩	二、三〇〇・〇〇	五七五・〇〇	二割五分
	洋燈工製造品				
	石油ランプ(新設)	同	一、四〇〇・〇〇	三五〇・〇〇	同
	其他ランプ(新設)	同	一、七三〇・〇〇	四三〇・〇〇	同

	鉱力工製造品	同	一、二四〇・〇〇	三一〇・〇〇	同

第二九類　武器、火藥及軍需品

五八九	娯樂用火具	正味百瓩	一、六〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	六割

第三〇類　家具

五九〇	(家具の內)				
	曲木製のもの(組立てたると否とを問はず)				
	椅子及部分品				
	ペンキ塗り、ワニス塗り、蠟引き、漆塗り又は燒付等の方法に依り裝飾したるもの	正味百瓩	七二〇・〇〇	一八〇・〇〇	三割五分
	其他	風袋込百瓩	四六〇・〇〇	一一五・〇〇	同
	椅子以外の家具及家具部分品				
	ペンキ塗り、ワニス塗り、蠟引き、漆塗り又は燒付等の方法に依り裝飾したるもの	同	五六〇・〇〇	一四〇・〇〇	六割
	其他	同	四〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	同

第三一類　木製品

六〇二	木細工品				
	白木又は普通木の箱				
	內側包裝用(新設)	風袋込百瓩	六〇・〇〇	三〇・〇〇	最低
	其他(新設)	同	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	同
	木串及長さ一〇糎未滿の小道具柄	同	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	同
	紡績及織布用の絲卷、管、小串、ビオ、エプロ、嘴管ビユゼット、長さ左記の如きもの				
	一〇糎を超過せざるもの	同	四八〇・〇〇	一二〇・〇〇	同
	一〇糎以上のもの	同	三二〇・〇〇	八〇・〇〇	同
	縫絲用の絲繰り小絲卷にて普通材製のものにして塗らず染色せざるもの	同	一四四・〇〇	三六・〇〇	同
	其他(改減)				
	塗らざるもの	同	七二・〇〇	三六・〇〇	同
	塗りたるもの	同	九六・〇〇	四八・〇〇	同
C六〇三ノ四	木製品の內				
	其他の木製品	風袋込百瓩	一一二・〇〇	五六・〇〇	三割五分

第三三類　スパルト類製品及籠類

六〇九	花莚類及類似品(縫合せたると否とを問はず)				
	普通品				
	單藺製のもの	風袋込百瓩	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	最低
	撚藺製のもの	同	一五二・〇〇	三八・〇〇	同
	ジヤカール織				
	單藺製のもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	同
	撚藺製のもの	同	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
六一一	籠類				
	荷造用の粗大なる藁製袋	風袋込百瓩	一六・〇〇	四・〇〇	最低
	植物製の粗なるもの(改減)	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	粗大なるもの				
	單に皮を剝ぎたる柳製のもの	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	木のリボン製のもの	同	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	同
	柳、藁、其他の纖維製の精巧なるもの(他の纖維の絲と混じたると否とを問はず)(改減)	正味百瓩	四〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	同
	籐の髓製のもの(他の纖維の絲と混じたると否とを問はず—改減)	同	七〇〇・〇〇	三五〇・〇〇	同

第三四類　各種材料製品

六一四ノ二	(一)自轉車、三輪車、自動自轉車(小兒用此の種車輛を含む)				
	自動自轉車	正味百瓩	三、二〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	二割五分
	其他の器具	同	三、六〇〇・〇〇	九〇〇・〇〇	同
	(二)自轉車類の附屬品及部分品				
	鋼製又は鐵製の網(輪金)及桿直なる桿(端を折返し接合したるものを含む)	風袋込百瓩	五〇〇・〇〇	一二五・〇〇	同
	其他				
	護謨を附せざるもの	正味百瓩	一、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	同
	護謨附のもの	同	二、五〇〇・〇〇	六二五・〇〇	同
	燈及その部分品	同	四、二〇〇・〇〇	一、〇五〇・〇〇	同
	モーター及部分品	同	三、二〇〇・〇〇	八〇〇・〇〇	同
	サドル及サドル袋	同	二、六〇〇・〇〇	六五〇・〇〇	同
	附屬具附ベル	同	三、〇〇〇・〇〇	七五〇・〇〇	同
	連節チエーン(一定の長さに切りたると否とを問はず又ボールト附又は其他の附屬品を備へたると否とを問はず)	同	四、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	同

	其他の物品(チューブに附屬せるバルブ等)				
	普通金屬製のもの				
	粗なるもの又は單に荒削りしたるもの(細分新設)				
	接合品	同	一、二〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
	脚蹬(ペダル)	同	一、六〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	
	其他	同	一、六〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	同
	細工を施せるもの	同	四、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	三割五分引
	其他の材料製のもの(金屬を用ひたると否とを問はず)	同	四、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	同
六二〇ノ内	護謨、ガッタペルカ、バラタ及類似品(合成護謨を含む)の製品にして別に掲げざるものの内―				
	護謨タイヤーの内				
	H、及J、タイヤー、チューブ及一切の彈性物	正味百瓩	一、〇〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	一般(註)
	註―自轉車類及人力車用タイヤ及びチューブは最低税率を適用せらる。				
	I、車輪用のブロック及充實せる帶にして粗なる、加工したる又は仕上したるもの	正味百瓩	八〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一割五分
	L、特に刷毛用護謨布(新設)				
	フエルトを附せざるもの	同	一、二三二・〇〇	三〇八・〇〇	一割
	フエルトを附したるもの	同	一、三七二・八〇	三四三・二〇	同
	M、護謨製又は護謨布製の藥罐、枕、クッション等(他の材料と組合せたると否とを問はず―新設)	正味一瓩	一六・〇〇	四・〇〇	同
	N、履物				
	一、護謨引布製にしてフエルト、羊毛、綿又は亞麻を附したるもの	同	二〇・〇〇	一〇・〇〇	一割五分
	二、專ら底に護謨を用ひたるもの				
	(イ)全部又は一部皮又は革を以て覆はれたるもの	税番四八一、四八二、四八二ノ二の税率に依る			
	(ロ)他の材料を以て覆はれたるもの	一足に付き	一〇・〇〇	五・〇〇	註
	註―護謨底にて踵なき革製サンダル又は所謂護謨底足袋は最低税率を享受す。他の完全に護謨底なる履物は一般税率の一五%引税率を享受す。				
	O、衞生護謨、哺乳器、水浴帽、煙草入、スポンヂ、管、其他醫療用、實驗室用護謨製品	從價	八〇%	二五%	一割
	P、護謨製板帶及バンド(他の彈性布の有無を問はず)	正味一瓩	一六・〇〇	四・〇〇	同
	Q、撞球バンド(布の有無を問はず)	同	一六・〇〇	四・〇〇	同
	R、其他純なる又は混じたる護謨又はガッタペルカ製品(布又は他の材料と組合はせたると否とを問はず)	正味百瓩	一、四二八・〇〇	三五七・〇〇	同
六二六ノ内	フエルト、毛又は羊毛製帽子の内				
	其他(細分新設)				
	造作なきもの	從價	三六%	一四%	五割
	一部造作を附したるもの(裏布の有無を問はず)	同	三六%	一四%	同
六二七ノ内	羊毛のフエルト製帽子の内				
	其他(細分新設)				
	造作なきもの	從價	三六%	一四%	三割三分
	一部造作を附したるもの(裏布の有無を問はず)	同	三六%	一四%	同
六四三	扇及團扇(仕上げたると否とを問はず)				
	棕櫚葉のもの(改減)	風袋込百瓩	八〇・〇〇	四〇・〇〇	最低
	木、莖又は竹及紙のもの(改減)				
	普通品、意匠も繪畫もなきもの	正味一瓩	六・八〇	三・四〇	同
	意匠又は繪畫を附したるもの	同	一三・六〇	六・八〇	同
	裝飾なき木製の柄附のもの	同	五〇・〇〇	二五・〇〇	同
	其他				
	鼈甲製のもの	同	五四四・〇〇	一三六・〇〇	同
	象牙、眞珠母、琥珀等製のもの	同	五四四・〇〇	一三六・〇〇	同
	貴金屬製のもの	―	金及銀の製品の税率に從ふ		
	其他	同	一六〇・〇〇	四〇・〇〇	最低
六四四	內 刷毛の内				
	上等刷毛(細分新設)				
	木、骨、角、型入又はラック塗のカルトン、又は硬護謨製のもの	同	四八・〇〇	一二・〇〇	一般(註)
	象牙、鼈甲、セルロイド、カセイン等製のもの	同	六四・〇〇	一六・〇〇	同
	其他(鬚刷毛を含む)	從價	八〇%	二〇%	同
	註―齒刷毛のみは一般税率の五〇%				
六四五ノ内	紐釦の内(細分新設)				
	普通金屬製にして磨き、ワニス塗、金鍍、銀鍍、酸化、ニッケル鍍、青銅鍍、琺瑯等を施したるもの				
	亞細亞型のもの	正味一瓩	一〇・〇〇	五・〇〇	二割五分
	其他	同	四〇・〇〇	一〇・〇〇	同
	其他				
	ズボン用のもの(普通金屬製にして磨きワニス塗又は琺瑯を施したるもの)				

	鐵、鑄鐵又は鋼製のもの	同	二一・二〇	二・八〇	同
	亞鉛製のもの	同	一三・八〇	三・二〇	同
	銅又は眞鍮製のもの	同	一六・〇〇	四・〇〇	同
	アルミニウム製のもの	同	二六・〇〇	六・五〇	同
	象牙、琥珀、アンブロイド、鼈甲、貝殼製のもの、その他前掲又は後掲せざる全ての材料にて製せるもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	一般(註)
	註―鼈甲紐製釦は正味一瓩當り六〇法				
	眞珠母(螺鈿)製のもの				
	外徑一〇粍未滿のもの	同	一二〇・〇〇	三〇・〇〇	五割
	外徑一〇粍乃至一八粍のもの	同	三二〇・〇〇	八〇・〇〇	同
	外徑一八粍以上のもの	同	二〇〇・〇〇	五〇・〇〇	同
	カラー、カフス、裝身具用等	―	種類に依り裝身具の税率に依る		
	衣服、履物等用にして貴金屬製のもの	―	種類に依り貴金屬裝身具(税番四九五番)の税率に依る		
六四六及六四六ノ二	娛樂用具及其加工したる部分品の内				
	(一)何等の機械仕掛を具へざる娛樂用具(細分新設)				
	A、各種人形				
	普通品	正味一瓩	四〇・〇〇	一〇・〇〇	四割
	精巧品	同	八八・〇〇	二二・〇〇	同
	B、面				
	厚紙製のもの	同	三六・〇〇	九・〇〇	同
	布製のもの	同	四八・〇〇	一二・〇〇	同
	C、普通金屬製娛樂具(ワニス塗、ペンキ塗印刷又は裝飾の如何を問はず)	同	四〇・〇〇	一〇・〇〇	同
	D、アルミニウム、銅製にして(樂器たると否とを問はず)全部又は一部銀鍍、金鍍、ニッケル鍍、クローム鍍、又は二色以上の裝飾を施せるもの				
	ハーモニカ	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	ボア、パパ、ママ其の他動物の擬聲を發するもの	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	其他	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	E、セルロイド其の他類似材料製の人形、動物(皮其の他の材料にて覆はれたるもの)	同	一〇〇・〇〇	二五・〇〇	同
	F、セルロイド、硬化カゼイン、ベークライト製及類似の材料製のもの(人形を含む)	同	二四〇・〇〇	六〇・〇〇	(註)
	G、護謨製の風船球、動物、人形等(模樣の有無を問はず)	同	四八・〇〇	一二・〇〇	同
	H、同前、(服裝をせるもの又は裝飾品を附したるもの)	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同
	I、膨脹し得る薄片を以て製せる風船球、人形等(裝飾の有無を問はず)	同	一八〇・〇〇	四五・〇〇	同
	J、前項に掲げざるもの	同	四八・〇〇	一二・〇〇	同
	註―セルロイド製玩具及娛樂具は正味一瓩當り一二〇法、同じく硬化カゼイン、ベークライト、その他類似材料製のものは一四四法の税率を受く				
	(二)娛樂用及運動用具以外のもの				
	各種の紙及竹製及雨傘及パラソル	同	六・〇〇	三・〇〇	四割
	其他	同	一二・〇〇	六・〇〇	同
六四六ノ二ノ内	時計、掣子、電氣等の機械仕掛を具へたる娛樂用具(運動用具を含む)の內(細分新設)				
	A、金屬製其他材料製及部分品	正味一瓩	八八・〇〇	二二・〇〇	四割
	B、各種武器玩具	同	六〇・〇〇	一五・〇〇	同

(備考) 本表中「改」とあるは單に指示品目を改正せられたものにして「改增」及「改減」は品目改正の上税率が協定時の時より各々增減されたるものなることを示す

乙　表

(註) 本表ノ解釋ニ關シテハ税番ニ「ノ內」ナル語ヲ附シタル項目ニ付テハ利益ノ供與は明記セラレタル產品ノミニ限ラルルモノトス

日本國ニ於テ最輕減セラレタル税率ノ又ハ無税ノ利益ヲ享有スル印度支那產品

「ノ內」ナル語ヲ附セザル税番ニ付テハ利益ノ供與ハ當該項目全體ニ亘ルモノトス

日本國關稅定率表番號	品目	印度支那品ニ適用セラルル税率
一九	玉蜀黍	最輕減セラレタル税率
一四三ノ內	生インディアラッバー	同
一四四	アラビアゴム・セルラック、松脂其他別掲セザル護謨及樹脂(醫藥用ノモノヲ除ク)	同
二五六	漆	同
二七一	石炭	同
四二九	實綿及繰綿(「カード」又ハ「コーム」シタルモノヲ含ム)	無税
四五八ノ內	亞鉛鑛(燒キタルモノヲ含ム)及亞鉛マット	無税
四六七ノ內	亞鉛ノ內	
	(一)塊・錠及粒	最輕減セラレタル税率
六〇六	コプラ	同
六〇八ノ內	藺・莞及莚	同
六〇九	籐	
	(一)割ラザルモノ	同
	(二)其ノ他	同
六一二ノ內	木材ノ內 (一)丙「チーキ」	同

署名議定書

第一條ニ付

第一條第四項ニ規定セラルル商議ハ印度支那基礎稅率（一般稅率又ハ最低稅率）カ甲表ニ依リテ一般稅率ニ對スル輕減率ヲ享有スル物品ニ付竝ニ鹽酸（稅番〇四四）、硫酸（稅番〇七三）、甲表ニ揭ケラレサル絹布帛（稅番四五九ノG ノ第九項及H・H²・I・J・K ノ第九項）、合板、普通材ノ箱、仕組板（稅番六〇三ノ四ノB）及セルロイド製小間物（稅番六四一ノ二ノ內）ニ付變更セラルルコトアルヘキ場合ニ日本國及佛蘭西國政府間ニ於テ成ルヘク速カニ開始セラルヘシ

右商議ニ於テハ本協定ヨリ生スル稅率制度ノ均衡ヲ失ハサラシメンカ爲當該措置ノ採用前ニ右諸物品ニ適用セラレタル稅率上ノ條件ヲ考慮スヘシ

甲表ニ付

稅番四八ノ內ニ付最低稅率ハ汁漬ノ牡蠣ノミナラス乾燥ノ又ハ保藏ノ他ノ海產軟體動物殊ニ鮑ニモ適用セラル

稅番四九ノ內ニ付　蟹ノ保藏品ト雖ノ保藏品ト看做サルルモノトス

乾燥ノ烏賊ハ關稅上ノ分類及最低稅率ノ適用ニ關シ乾海參ト看做サル

稅番一七四ノ四ニ付　天然炭酸鐵水ニ關シテハ佛蘭西國政府ハ日本國ノ原產ニ係ル天然鐵水殊ニ平野水、ウイルキンソン炭酸及布引炭酸ト稱セラルル天然炭酸鐵水ヲ本稅番ニ編入スルコトニ付好意ヲ以テ審査シ且印度支那總督府ニ之カ研究ヲ提議スヘシ

稅番〇三八一ノ五ノ內ニ付　除蟲菊ヲ基トスル所謂蚊取線香ハ本稅番ニ編入セラレ除蟲菊ヲ基トスル殺蟲劑ニ付規定セラルル關稅上ノ利益ヲ享有ス

稅番三一一ノ內ニ付甲表ニ定メラルル規定ノ適用ハ本稅番ニ編入セラルル物品ニ付テハ當分ノ內停止セラルヘシ印度支那總督府ハ當該物品ガ最低稅率ヲ享有スル爲充スコトヲ要スル條件ヲ能フ限リ模造品ヲ驅逐スルカ如ク合意ニ依リ決定スル爲印度支那駐在日本國領事官憲ト協定スヘシ

稅番三一四ノ內ニ付　最低稅率ハ醬油（大豆製ソース）ヲ基トスル製品（小片ニ切斷セラレタル蔬菜ヲ醬油中ニ保藏シタルモノ即チ福神漬及類似品ヲ含ム）ニ適用セラル

稅番三四三乃至三四六ニ付　竝ニ稅番三四七ノA及Bニ付　極東常用型ノ陶器又ハ磁器トハ歐羅巴ニ於テ一般ニ使用セラレサル「アジア」特有ノモノヲ謂フ右物品ノ輸入ハ印度支那總督府ノ特ニ指定スル稅關ニ依ルニ非サレハ行ハルルコトヲ得サルヘシ右陶器又ハ磁器ノ特徵ヲ識別スル爲ニ必要ナル見本又ハ寫眞ハ日本國政府ニ依リ印度支那總督府ニ交附セラルルヘシ

右項目ハ左記ヲ包含ス

蓋附又ハ蓋ナシノ碗類、皿、痰壺、瓶、茶器、盤、直徑十五センチメートル未滿ノ皿、酒精飲料ヲ容ルル小瓶類

日本國政府ニ於テ前項ニ揭ケラレサル物品ノ右項目ニ編入セラレンコトヲ欲スル場合ニハ右政府ハ必要ナル見本又ハ寫眞ヲ印度支那總督府ニ交附スヘク右總督府ハ右見本又ハ寫眞カ極東常用型ニ該當スルモノナル限リ右編入ヲ爲スコトアルヘキコトニ付能フ限リノ好意ヲ以テ審査スヘシ

稅當三六八、三六九、三七〇及三七一ニ付竝ニ稅番四〇四乃至四二七及四三二乃至四三六ノ內ニ付　綿絲及綿布帛ニ付甲表ニ定メラルル四割ノ率ハ外國ヨリ來ル右商品ノ印度支那ヘノ輸入カ一定量ニ限定セラルル限リ適用セラルルモノトス然ヲサル場合ニ於テハ一般稅率ニ對スル輕減ハ二割トセラルルヘシ

右ニ規定セラルル一定量制ハ第七條ニ定メラルル一年ノ期間前ニ於テ終了スルコトヲ得サルヘシ

第三條ニ付

日本國ニ於テ其ノ領域ニ輸入セラルル商品ガ稅率上ノ利益ヲ享有スル爲ニハ輸出國ヨリ直接ニ來ルコトヲ要求スルコトアルヘキ場合ニハ乙表ニ列記セラルル印度支那商品ハ第二條ニ規定セラルル利益ニ該當スル利益ヲ享有スルモノトス

第七條ニ付

佛蘭西國政府ハ議會ノ承諾及共和國大統領ノ批准アル迄本協定ヲ第七條ニ從ヒ定メラルル日ニ於テ暫定的ニ施行シ得ルコトヲ宣言ス

附屬宣言

本議定書ニ署名スルニ當リ佛蘭西國政府ハ現在印度支那ニ於テハ海運事業ノ所得又ハ收益ニ對スル課稅ノ存セサルコトヲ宣言ス

此ノ種ノ課稅カ印度支那ニ於テ設ケラルヘキ場合ニハ右ニ關シ日本國ノ事業ニシテ其ノ船舶カ印度支那ノ港ニ到ルモノニ適用セラルル制度ハ右事項ニ關シ佛蘭西國領域ニ於テ當時日本國ノ事業ニ適用セラルヘキ制度タルヘシ相互的利益ハ印度支那ノ港ニ於テ登錄セラルル佛蘭西國船舶ニシテ日本國、其ノ屬地又ハ其ノ管治スル地域ノ港ニ到ルモノニ許與セラルルコトヲ要ス

尙同五月一三日右通商協定ノ署名ニ當リ、兩締約國ノ全權委員ノ間ニ左ノ內容ヲ有スル公文ノ交換ガあつた。卽チ

㈠ 佛蘭西國政府は、日本國產品ニシテ印度支那ニ輸入さるゝ品目中、左記揭示のものゝみに對しては從價一割五分の率の爲替差額補償附加稅を適用するが、其他に對しては右附加稅を賦課せざるべきこと

稅番八五　乾性ノ又ハ潰シテ乾シタル果實

稅番三一一ノ內　甲表ニ揭ケラルル化粧品（署名議定書ノ規定ヲ留保ス）

稅番三四七ノA及Bノ內　極東常用型以外ノ磁器

稅番三四七ノ四　食卓用……（中略）……ノ磁器ニシテ「ニツケル」鍍シタル普通金屬ノ部分ヲ有スルモノ……（後略）

稅番四五九ノ內　甲表ニ揭ケラルル絹布帛

稅番四六一ノ內　甲表ニ揭ケラルル紙

稅番五八九　煙火（爆竹ヲ含ム）

稅番五九〇及五九〇ノ二　甲表ニ揭ケラルル曲木製家具

稅番六二〇ノ內　甲表ニ揭ケラルルタイヤー及チューヴ

但し、前記絹布帛に關しては、最低稅率として課せらるゝ徵收額及本協定施行の際實施せらるゝ爲替補償附加稅として爲さるゝ徵收額との合計が、一般稅率に於て要求せらるべき稅を超過することゝなりし場合に於ては、清算は一般稅率を基礎として行はるべきものとす。

五月一三日現在に於て存する日本及印度支那間の爲替の差額が、將來減少し又は消滅することある場合に於ては、補償附加稅は適宜改正せられ又は廢止せらるゝものとす。

若し佛蘭西國政府にして、右補償附加稅の廢止を企圖することあるべき場合に於ては、印度支那關稅定率表第四五九番中或種の絹布帛が課せらるゝことゝなつてゐる紋織又は捺染の附加稅（註—爲替差額補償附加稅に非ず）に關し、五月一三日附の協定に於て締約せられたる制度の變更を決定する爲、佛蘭西國政府は日本國政府と商議を開始することを要す。

五月一三日現在に於て存する爲替の差額が、將來增大することある場合に於ては、佛蘭西國政府は、其の法令に從ひ、前記日本國產品に對する補償附加稅の率を適宜增加し得る權能を留保す。尙右政府は必要ありたる場合に於て右增加に相當する補償附加稅を、印度支那に輸入せらるゝ他の日本國產品の全部又は一部に、新に適用するの權能を留保す。補償附加稅適用の基準となるべき印度支那貨ピアストルの價値は、一九三〇年五月三一日の命令第一條に定められたるものとす（註　ピアストルの價値を佛貨十法と公定す）。

㈡ 若しピアストル貨にして價値下落することあるべき場合に於ては、日本國政府は、印度支那に輸入せらるゝ日本國產品に對する佛蘭西國政府が適用すべき前記の措置に倣ひ、相互的に右印度支那貨の價値下落の結果を補償するが如き措置を執るの權能を留保すること。

㈢ 五月一三日附の協定の締結に到達せる商議中、關稅定率表第三四七番のA及Bに編入せられたる磁器に對する稅率に對しては、先に同目に關し佛蘭西國に於て變更せられたる一九三二年一月九日の法律を以て制定されたる新稅率を、印度支那に於て適用するの問題は留保すること。但し右法律の規定を日本國製磁器にして、歐羅巴に於て一般に使用せられず、且つ極東常用型の磁器なる名稱の下に同日附の協定に示さるゝものに及ぼすことは、佛蘭西國政府の意嚮に非ず。

數詞（安南語）

1	Môt	7	Bay	20	Hai muoi
2	Hai	8	Tán	21	Hai muoi môt
3	Ba	9	Chin	30	Ba muoi
4	Bôn	10	Muoi	40	Bôn muoi
5	Nâm	11	Muoi môt	50	Nám muoi
6	Sáu	12	Muoi hai	60	Sâu muoi
				70	Bay muoi
				80	Tám muoi
				90	Chin muoi
				100	Môt trăm
				1.000	Môt nghin
				10.000	Môt van

七曜

	安南語	支那語	柬埔寨語	老撾語
日曜	Thú nhât	Laï-paï	Thngay Atut	Van-Tiane
月曜	〃 hai	〃 Yat	〃 Chan	〃 Aokan
火曜	〃 ba	〃 Nhi	〃 Angkear	〃 Pout
水曜	〃 tu	〃 Sam	〃 Put	〃 Pahat
木曜	〃 năm	〃 Sei	〃 Preahos	〃 Souk
金曜	〃 sáu	〃 Ung	〃 Soc	〃 Sao
土曜	〃 bay	〃 Loc	〃 Sau	〃 Athit

此文書局務調查會

暹羅目次

地理

位置・面積……五〇三
山系……五〇四
平野・高原……五〇五
河川・湖沼……五〇六
海岸線……五〇七
島嶼……五〇七
氣象……五〇八
地質……五一三
植物……五一四
動物……五一六

歷史

年代記摘要……五一八
近世史摘要……五二一
立憲革命……五二二

人口

總說……五二六
在留邦人……五三〇
華僑……五三一
歐洲人……五三二

住民・宗教

住民……五三五
宗教……五四四

教育

總說……五四八
教育行政……五四九
學制……五五〇
諸學校……五五一
其他施設……五五二
統計……五五三

衛生

總說……五五六
衞生行政……五五八
醫療施設……五五九
各種衞生團體……五六〇
諸疾病……五六〇

王室・社會

王室……五六三
王族……五六四
人民の位階及稱號……五六七
敬・賤稱……五六八
勳章・徽章・國旗制度……五六八
宮內事務……五七〇

政治

總說……五七一
國王……五七二
立法……五七三
行政……五七四
司法……五八三

立憲民政黨 政務調查館

(附) 文官官制及恩給制度……五八六
國防
總說……五九〇
陸軍……五九〇
海軍……五九一
航空部……五九二
財政
總說……五九二
歲計……五九三
公債……六〇一
資本的支出……六〇三
國庫……六〇三
稅制
總說……六〇三
關稅……六〇四
其他諸稅……六〇五
(附) 關稅定率表……六〇七
金融
總說……六二五
貨幣制度……六二五
金融機關……六二九
金利……六三三
外國爲替……六三三
農業
總說……六三五
米……六四二
護謨……六六〇
古々椰子……六六二
檳榔……六六五
其他の椰子……六六六
甘蔗……六六六
棉花……六六八
煙草……六七〇
麻……六七三
豆類……六七三
胡椒……六七四
其他藥味用植物……六七五
其他農作物……六七六
牧畜業
總說……六八一
畜……六八一
家禽……六八二
統計……六八三
林業
總說……六八四
山林行政……六八五
チーク……六八七
其他木材……六九五
ステイックラック……七〇一
其他林產物……七〇四
水產業
總說……七一〇

水產行政……七一一
關係法規……七一三
漁場・漁期・漁法……七一三
魚類……七一三
其他の水產資源……七一六
統計……七一七
鑛業
總說……七一九
鑛山行政……七二〇
鑛產物……七二一
其他の鑛物……七二四
輸出入狀況……七二四
鑛業會社及鑛業會議所……七二九
工業
總說……七三〇
精米業……七三〇
製材業……七三三
電氣事業……七三三
燐寸業……七三四
麥酒釀造業……七三四
其他工業……七三四
勞働……七四三
商業
總說……七四三
商習慣……七四四
外國商品輸入徑路及市場販賣組織……七四九
貿易
總說……七五三
輸出貿易……七五六
輸入貿易……七五七
國別貿易……七六〇
對日本貿易……七六四
港別輸出入……七七三
交通
陸運……七七五
海運……七八二
空運……七八九
通信……七九〇
其他
旅行案內……七九四
主要都市……七九五
外國人入國關係法規……七九八
雜……七九九
(附) 日邏交通略史……八〇四

暹羅曆年・通貨・度量衡（「雜の項」參照）

曆年―

二四七四年｛自一九三一年（昭和六年）四月一日
　　｛至一九三二年（昭和七年）三月三十一日
二四七五年｛自一九三二年（昭和七年）四月一日
　　｛至一九三三年（昭和八年）三月三十一日
二四七六年｛自一九三三年（昭和八年）四月一日
　　｛至一九三四年（昭和九年）三月三十一日
二四七七年｛自一九三四年（昭和九年）四月一日
　　｛至一九三五年（昭和十年）三月三十一日
二四七八年｛自一九三五年（昭和十年）四月一日
　　｛至一九三六年（昭和十一年）三月三十一日

通貨―

一、紙幣　一、五、一〇、二〇、一〇〇、一、〇〇〇銖
二、銀貨　一銖、五〇、二五士丹
三、ニッケル貨　一〇、五士丹
四、銅貨　一、〇・五士丹
【一】銖（Baht or Tical）＝一〇〇士丹（Satang）
對外平價　一銖＝〇・八七五六圓＝〇・〇九〇九磅
（一九三六年對日平均爲替率　一銖＝一・五八四九七圓）

度量衡―

重量　一標準擔＝一〇〇標準斤（カティー）＝一、〇〇〇タムルン＝六〇瓩＝一六貫
長度　一セン＝二〇ワー＝八〇ソーク＝四〇米（ライ）＝二二間
　　一咪＝四ンガン＝〇・三九五英反＝一段六畝四歩
面積　一標準クヰエン＝二標準バーン＝一〇〇標準サト＝二、〇〇〇立＝一一・〇八七石
容積

暹羅

地理

位置・面積―山系―平野・高原―河川・湖沼―海岸線―島嶼―氣象―地震―植物―動物

一　位置・面積

暹羅(1)は印度支那半島の中央に位置する立憲君主政體の獨立國で、暹民は自らムアン・タイ(Muang Thai)即ち「自由の國」と呼稱する。北緯五度三五分より二〇度一五分、東經約九七度三〇分より一〇五度四六分の間に介在し、南北の長さ約一、六五〇粁、東西の幅員は最廣部にて約七七〇粁、總面積五一八、一六二平方粁を包有し、本邦の七六・七五%に該當する。北部は佛領老撾及英領シャン・ステーツと境し、西は下緬甸に接し、東は佛領老撾及東埔寨に隣りしてゐる。本土の東南隅は東埔寨に接し乍ら東南に延びて北緯約一一度半に達し、更に西南隅は、危く切斷を免れて一最狹部は幅員一五粁一下緬甸と並行して馬來半島に南延し、北緯一〇度に至つて西はベンゴール灣、東は支那海に臨みつゝ終に英領馬來諸州に達し、深く暹羅灣(2)を抱擁してゐる。

暹羅は便宜上北部・中部・東北部（東部）、東南部及南部（半島部）の五に分割される。北部暹羅はチーク林を以て著名なメーナム・チャオ・プラヤー(3)(Menam Chao Phya)上流の山嶽地帶を指稱し、中部暹羅には當國の「米倉」と稱せられる同河を脊骨とする垣々千里の冲積大平原を、東南部暹羅には暹羅灣東岸部を含むが、右兩部を合して中部暹羅とすることもある。今尙大部分は原始林に被はれて千古の夢を貪つてゐるコーラート(Korat)大高原一帶を東北部又は東部暹羅、鑛源殊に錫に富む暹領馬來半島を南部又は半島暹羅と呼ぶ。

(4)州別面積表　出所＝暹羅統計年鑑

州名		平方哩	平方粁
中部暹羅―			
クルンテープ	(Krung Thep, Krung Deb, Bangkok)	三〇五一	七、九九七
アユタヤー	(A.yutiya, A.yudiya, Ayudiaya)	一、五四五三	三、九九九
(5)ナコーン・サワン	(Nakorn Sawan, Nagor or Nagara Svarga)	四、一八二	一〇、八八〇
(6)ナコーン・チヤイシー	(Nakorn Chaisri, Nagor or Nagara Jaisri)	八、一〇二	三、一二〇
ラーチブリー	(Rajburi, Ratpuri)	三、七六一	九、七三五
ピサヌローク	(Pitsanulok, Bismulok)	四、一九二	一〇、九一一
パーチンブリー	(Pachinburi, Pachin)	二、四四二	六、四四一
(7)チヤンタブリー	(Chanthaburi, Chandapuri)	二、三三六	四、七六一
北部暹羅―			
パーヤップ	(Bayap, Payap)	九、三八二	三四、二四八
東北部（東部）暹羅―			
ナコーン・ラーチシマー	(Nakorn Rajasima, Nagor or Nagara Rajasima)	九、六、一二	三四、二七五
ウドーン	(Udorn, Udara)	九〇、三三七	二三、一六九
南部（半島）暹羅―			
ナコーン・シータムマラート	(Nakorn Srithammarat, Nagor or Nagara Sridharmaraj)	四三、三六一	一六、八三四
パッターニー	(Pattani, Patani)	一六、七七三	六四、七九九
(8)プーケツト	(Puket, Bhuket)	一四、一三四	五四、九八
全國計		五、一六、一六二	二〇〇、一四九

（註）⑴暹羅人はサヤーム、英人はサイアム、其の他は大抵シャムと呼ぶ。外人は「白象の國(Land of White Elephant)」又は「黄衣の國(Land of Yellow Robe)」とも呼ぶことがある。⑵暹羅人は「アーオ・サヤーム」と、英人はGulf of Siam と呼ぶ。⑶「メー」は母、「ナム」は水、「メーナム」で河の謂、「チャオ・プラヤー」は人民の最高位階―「王室の項」參照。故にチャオ・プラヤー河と呼ぶが正しく、外人が湄南河と稱するは誤傳。「メーナム」は屢略してたゞ「メー」とすることあり。⑷一九三一・三三年暹羅統計年鑑は總面積を五一三、四四七方粁としてゐるが、五一八、一六二方粁を採用してゐる參考書が多いので前者を採用しない。尙行政區劃たる「州」は現今廢止してゐるが、地域概念を明示する爲州別とした。⑸一九三二・三三年アユタヤー州に合併、但し同州中ターク縣及カムペーンペット縣はピサヌローク縣に合併。⑹同年ラーチブリー州に合併。⑺同年プラーチンブリー州に合併。⑻同年ナコーン・シータムマラート州に合併。

二　山　系

北部、西部及南部に見る如く、山脈が殆ど同方向卽ち南北に縱走してゐること及平地より山岳又は山脈に移る傾斜が甚だ急峻なることは、當國の主要な形態學上の特徴である。最北部國境の一部をなし、サルウキン(Salwin)河及湄公河の間に介在してデーン・ラーオ(Den Lao)主山脈があり、岐れて一般に北々東の走向を有する數多の平行山脈となる。其の最西の一たるタノン・トン・チャイ(Thanon Thong Chai)山脈は、別名をとりつゝ暹・緬國境上を遠く馬來半島に延走して其の脊骨をなしてゐる。其の東側に平行するクン・ターン(Khun Tan)山脈はメー・ピン、メー・ワン兩河に分水し、其の又東側メー・ワン及メー・ナーン兩河の間に群聳する山彙をピー・パン・ナム(Phi Pan Nam)と稱し、其の東方國境上に横はる山脈をルアン・プラバーン(Luang Phrabang)と呼ぶ。北部暹羅諸峰の平均標高は一、六〇〇米、チェンマイ(Chiengmai)市は海拔三〇〇米、チェンラーイ(Chiengrai)市にて海拔三七八米である。

タノン・トン・チャイ山脈は中部暹羅に入り、一五―一六度邊よりクエー・ヤイ及クエー・ノーイの爲分裂して三小脈となる。其の中最西の一脈をテナッセリム(Tenasserim)山脈と稱して、北緯一六度より一一度に至る暹・緬國境を形成し、標高七〇〇―一、五〇〇米で鬱蒼たる森林に被はれ、右兩支流の間に延びたる一脈は、一、三〇〇米に達する石灰岩の裸山より成つてゐる。

東方には東埔寨の國境より西方に延びアユタヤー市近くに及ぶサンカムペン(Sankampheng)山脈、其の遙か南方北緯一三度の國境附近より北寄に西走して暹羅灣北東岸に迫るチャンタブリー山彙、其の東方國境に沿うて東南走するバーンタト(Banthad)丘陵山脈がある。

東北部暹羅には、その西北隅にペチャブーン山彙があり、東經一〇〇度半より一〇二度に亘つて國境附近に蟠居し、北緯一七度にて兩脚を南出してゐる。その西脚は北緯一六度餘にて斷絶してゐるが、東脚は南方に直下してドン・プラヤー・ジェン(Dong Phya Jen)と呼ぶ平頂の山彙(標高八〇〇―一、三〇〇米)となり、アユタヤーの直東にてサンカムペン(前出)山脈と變じて東折し、更に東埔寨國境を東走してドン・レク・スカープ(Dong Rek Scarp 四〇〇―七〇〇米)となり、以て東北部暹羅の西及南を抱擁してゐる。

前記テナッセリム山脈は暹・緬國境を成しつゝ半島に南下し、上記國境の最南部をなすメーナム・クラの河流に兩分されて西方は緬甸領に留まり、東方(プーケット山脈)は海岸沿ひに南延してプーケット島に渡つてゐる。テナッセリム山脈は北緯一三度前後に於て標高一、〇〇〇―一、五〇〇米に達するが、それより以南は狹少となり、北緯一一度半に聳立するカオ・ルアン・ターイ(Khao Luang Tai 一、二四七米)山を除き高さも九〇〇米を超えることなく、カオ・ルアン・ターイ山北麓の緬甸へ越える最低の峠の如きは二三七米に過ぎない。ナコーン・シータムマラート山脈(ナコーン山脈)は同名市の北方北緯九度に忽然と起り、同市の西側に最高一、七八六米に及ぶ圓形の大山塊を殘しつゝ直南走して英領馬來との國境の西端に及び、之よりカーラーキーリー(Kalakhiri 兩端四〇〇米―中央一、五〇〇米)の名の下に國境上を東南に走りつゝ北方及南方に多數の平行山脈を派出してゐる。プーケット山脈及ナコーン・シータムマラート山脈の中間には、平野より急立する孤山が點在し、殆ど數百米の低山に過ぎぬが、中には一、四〇〇米を超えるものもある。尙右主山脈の外に之と平行する數多の小從屬山脈がある。サーム・ローイ・ヨート(Sam Roi Yod―三百峯の意)はその主要なもので、テナッセリム山中に發して東流し北緯一二度半にて暹羅灣に注ぐプラーン(Pran)河口の直南海岸に連聳する三〇〇乃至五九二米の石灰岩の裸山をなしてゐる。

主要山岳及標高表

出所＝暹羅地理書

山岳名	標高(米)	所在地
北部暹羅―		
ドーイ・アーンカー又はドーイ・インタノン(Doi Angka or Doi Intanon or Indanonda)	二、五七六	チェンマイ市の西南五〇餘粁にある當國最高峰
ドーイ・チェンダーオ(Doi Chiengdao)	二、一八五	同市北方の國境附近
ドーイ・パー・チョー(Doi Pa Cho)	二、〇一二	同市東北約五〇粁
ドーイ・ステープ(Doi Suthep)	一、六七六	同市直西
中部暹羅―		
カオ・モーン・クラチュー(Khao Mong Krachu)	一、九六四	約北緯一六度、東經九九度
カオ・ソーイ・ダーオ(Khau Soi Dao)	一、六四〇	約北緯一三度、東經一〇二度、チャンタブリー山脈中
カオ・プラバート(Khao Phrabad)	一、〇七八	同山脈中、右山の直南
カオ・キョウ(Khao Kheeyo)	八〇〇	同山脈の西端、バーンパコン河口直南盤谷より見える唯一の山として著名
東部暹羅―		
カオ・レーム(Khao Leam)	一、三三八	アユタヤー市の略東約八〇粁、ドン・パヤーアン山脈の最南端
南部(半島)暹羅―		
カオ・ルアン(Khao Luang)	一、七八六	ナコーン・シータムマラート市の直西、同名山脈中
カオ・パノム・ベンチャ(Khao Panom Bencha)	一、四〇四	右山の西方東經九九度の獨立山
カオ・ルアン・ターイ(Khao Luang Tai)	一、二四七	暹領最狹部、卽ち北緯一一度半の國境上

（註）尙山岳に就ては「地質の項」參照

三　平野・高原

廣大な平野が優勢なのは當國の最も顯著な形態學的特長である。尤も北部暹羅は山岳重疊として河岸に迫り、メー・ピン河畔のチェンマイ(Chiengmai)平野、メー・ワン河畔のナコーン・ラムパーン(Nakorn Lampang)平野、メーナム・ナーン流域のムアン・ナーン(Muang Nan)平野等、河流に沿ふ米作に好適な沖積平野及メーナム・イン(Menam Ing)及メーナム・コク(Menam Kok)流域の沼澤平地を有するも、總て狹隘にて見るべきものがないが、當國の胴體をなす中部大平野(所謂メーナム平野)を初め、東南隅にはチャンタブリー平野、半島にはメーナム・バーンドーンの排水するバーンドーン平野、ナコーン・シータムマラート山脈の東側にて、タレー・サープ(Thale Sap)内海を抱く沿岸平野、其の南に連つて國境に達するパターニー沿岸平野等、數多の肥沃なる沖積平野があり、東部暹羅はコーラート大平原よりなる。

中部平野はメーナム・チャオ・プラヤーを脊髓とし、西にメーナム・メー・クローン(Menam Me Klong)東にメーナム・バーン・パコン(Menam Bang Pakong)を控え、長さ三〇〇粁幅五〇―一五〇粁を有する渺茫千里の大沖積沃野にして、メーナム・チャオ・プラヤーの流出する淤泥の堆積によりて形成され(現に暹羅灣北岸は陸地が年々一呎宛進出して居り、近世の鹹棲介殼を含む砂洲が本平野の到る所に於て發見せられる事實より觀て、之等は一時河口の沙嘴をなしたもので、急速に形成された平野であることが判る)、首都盤谷(Bangkok)にて海拔一・八米、舊都アユタヤーにて四米、デルタ(Delta)の頭部チャイナート(Chinad)附近にて一八米、バークナムボー河岸にて二五米以下、北緯一八度のメー・ヨム河岸にて僅々三四米に過ぎず、土地は至極く低平で起伏なく、雨期には河水が平野に氾濫して高地より洗出した多量の養分を沈積する爲、土地肥沃にて當國生産力の中樞をなす。

コーラート高原は東部暹羅の全地を占め東南に傾く平原にて、西部及北部は海拔一三〇―二〇〇米であるが、東南隅のウボン市は約五〇米、一般に乾燥し、雨期には氾濫するが、一旦乾期に入れば殆ど水影を見ない。

四　河川・湖沼

河川　北部國境附近に源を發する四本の河流が北部暹羅に蟠居する諸山脈中を竝行南流してゐる。東經九九度の國境に發する最西の河メー・ピン(Me Ping)は、北部暹羅の約中央に發するメーナム・ワン (Menam Wang)とクン・ターン (Khun Tan or Khun Tal) 山脈を挾みて南流し、北緯一七度近くにて合流して東南走する。東經一〇一度附近の國境に發する西東の河メーナム・ナーン (Menam Nan) は、その西側ピー・パン・ナム (Phi Pan Nam)山彙中を並行流出するメーナム・ヨム (Menam Yom) と時折合流しつゝ南流し、パークナムポー(Paknampo)に至りメー・ピンを併せて當國第一の大河メーナム・チヤオ・プラヤーとなり、南方に直流して盤谷を横ぎり暹羅灣に流入してゐる。メー・ピン及メー・ワンは、急流にて淺く且つ氾濫し易いので吃水の淺い船を通ずるのみであるが、メー・ヨム及メー・ナーンは、水流緩徐で深く、水量の增減も一定せる爲、大吃水の米穀船も航行可能であり、滿水期にはパークナムポーの上流一九〇粁迄大吃水の汽船を以て航行し得る。メーナム・チヤオ・プラヤーは、パークナムポーの下流五〇粁のチヤイナート(Chainad or Jainad or Jaynaad)にて、クローン・マカーム・タオ(Klong Makham Tao—分岐點附近の呼稱)なる分流を生じ、漸次メーナム・スパン(Menam Suphan—稍下流の呼稱)、メーナム・ナコーン・チヤイシー (Menam Nakorn Chaisi—南方鐵道の横ぎる附近の呼稱)、メーナム・ターチーン(Menam Tachin—河口附近の呼稱) なる別稱をとりつゝ直南に母河と並走流下して暹羅灣に注ぐ。母流はチヤイナートより僅か下流にて更にメーナム・ノーイ (Menam Noi)を西側に、約三〇餘粁下流にてメーナム・ロプブリー (Menam Lopburi)を東側に分岐して竝行南流し、アユタヤー附近にて再び合流してゐる。盤谷より以南は一、五〇〇噸以下の航洋汽船が自由に航行し得、河口より約八〇粁は潮水の影響を見る。尙右の外その西方に當りペチヤブーン山彙中に發源するメーナム・パーサク (Menam Pasak or Prasak) の支流があり、東經一〇一度餘に沿ひドン・プラヤージエン (Don Phyajen) 山彙の西斜面を排水して南三二〇粁、アユタヤー附近にて前記メーナム・ロプブリーと合流してゐるが、合流點より上流約四〇粁は小蒸汽船及舟筏の航行に適する。

メーナム・バーン・パ・コン (Menam Bang Pa Kong) は北緯一三度の東埔寨國境附近に發源し、最初は北流し、次いで北緯一四度附近を西流し、最後に西南流して暹羅灣東北隅に注いでゐる。本河は延長一九〇餘粁、上流をメーナム・サケーオ (Menam Sakeo)、中流をメーナム・パーチン (Menam Pachin) と別稱し、南岸にチヤンタブーン山彙の北側より流出するサイチエン(Saicheng)、北岸には同名の町附近より南流するナコーン・ナーヨク(Nakorn Nayok)、その東側を流下するタパン・ヒン(Tapan Hin)、サイ・ヤイ (Sai Yai)等の支流を有し、遙か上流迄潮水干滿の影響があり、ペトリウ(Petrieu)迄は航洋汽船の航行が可能であるが、急突なる出水を見ることが多い。チヤンタブーン山彙の南方沿岸をメーナム・チヤンタブリー (Menam Chathaburi)、メーナム・ウエーン (Menam Wen)、メーナム・トラート (Menam Trad) 等數多の河川が南流してゐるが、何れも小河に過ぎない。

北緯一六度邊りの西方國境近くタノン・トン・チヤイ山脈中に發するクエアー・ヤイ (Kwe Yai—大河の意) 及其の西方に略並流するクエー・ノーイ(Kwe Noi—小河の意) が北緯一四度にある舊市カーンブリー (Kanburi or Kanchanaburi) に於て合流してメー・クローン河 (Menam Meklong) となり、ラーチブリーの町を横ぎつて暹羅灣西北隅に注ぐ。本河はラーチブリー河と別稱し、クエー・ヤイの水源より延長四〇〇粁、上流地方は、常綠密林に被はれた峻涯を潜り、瀑布と急流とに富み、河水は當國に珍らしく明澄であるが、ラーチブリーにても標高一二米、傾斜急なる爲、潮水の影響少く、急激な出水を見ることがあり、右合流點以北は淺底の籾舟すら遡航不可能である。

前記チヤオ・プラヤー、バーン・パコン、メー・クローンの三河及其の支流は、並行せる數多のクローン (Klong—水道の意) によりて互に連結され、一大水路網を形成してゐる。

メーナム・バーンドーン (Menam Bandon) 即ちメーナム・コンカ (Menam Kongka) は南部暹羅唯一の大河で、其の本流メーナム・タービー (Menam Tapi) はナコーン・シータムマラート山脈の西斜面北緯約八度半に發して北流し、河口近く左にメーナム・キーリーラト (Menam Khirirat) なる大支流を併せつゝバーンドーン灣(Ao Bandon)に注ぎ、河口より八〇粁は小型船舶の航行に適す。印度洋に注ぐ河川には、暹・緬國境の最南部をなし、クラ運河問題で著名なメーナム・クラ (Menam Kra): 一名メーナム・パークチヤン(Menam Pakchan)、半島鐵道の支線カンタン(Kantang)線の終點附近に注ぐメーナム・タラン(Menam Trang)の他に重要なるものを見ない。

湄公河 (Mekong—暹羅人はメーナム・メーコーンと呼ぶ) は北部暹羅國境の一部及東北部暹羅國境の過半 (延長一、三〇〇粁餘、河幅七〇〇—一、三〇〇米) をなしコーラート高原の殆ど全地を灌漑するナム・ムーン (Nam Mun or Mul)と北緯一五度餘の國境上で合流してゐる。ナム・ムーンの本流は東北部暹羅の東南境をなすドン・プラヤージエン山中に發し、高原の南部を排水して東流し、其の大支流ナム・チー(Nam Chi or Ji)は本流の水源の直北に發し、南開の半圓を描きつゝ高原の中央を横ぎり、左に順次ナム・ポーン(Nam Phong or Bhong)及ナム・パーオ (Nam Pao or Pau) の支流を合せ、(1)ウボン (Ubon or Ubol) 市の直西にて本流に入る。尙湄公河の支流としては、右高原の東北隅を灌漑し北緯一七度半餘の國境上にて母河に合流するメーナム・ソンクラーム (Menam Songgram or Songkram)、北緯一九度即ちピー・パン・ナム山彙中に發して東北流し、極北部國境上にて母河に合するナム・イン(Nam Ing)、北開の圓弧を畫いて東流し、上河の直西にて母河に合流するナム・コク(Nam Kok)がある。

(註) (1)ウボンラーチ・ターニー(Ubolraj Dhani)とも稱す。

湖沼　東北部暹羅の東北隅で北緯一七度餘の地點にある(1)ノーン・ハーン(Nong Harn)は暹羅最大の淡水湖で、面積約一七〇方粁(琵琶湖の約四分の一)、ナム・カム (Nam Kham)なる一小流に依て湄公河に接續されてゐるが、乾期には涸渇する沼澤に過ぎず、殆ど經濟價値を認められない。其の他數箇の小湖を見るが何等經濟的價値を有たない。

(註) (1)ノーンは湖又は池の意。

五　海岸線

暹羅は暹羅灣を抱く他は、半島暹羅がその西岸に於て一部分ベンゴール灣に臨むのみで、海岸線は僅に約二、一〇〇粁に過ぎぬ。暹羅灣頭は勾配甚だ緩徐なる泥海で、干潮時は幾哩となき干潟を露出するが、東岸に移れば砂汀青海となり、沿岸は緩な斜面となつて小丘に連り、凹凸に富み、リアント岬(Cape Liant 暹名: レーム・セームサーン Lem Shemsarn)を越えて東南進すれば、海岸線の變化更に甚だしく、海岸は急に高まつて山となつてゐる所が多い。同灣西岸は低岸と懸崖とが斷續し、チュムポーン(Chumporn or Jumbara)南方のアーオ・サムイ (Ao Samui)、北緯九度餘のアーオ・バーンドーン、ナコーン・シータムマラート東方のアーオ・ナコーン等の小灣を有し、ナコーン・シータムマラート山脈の東側には長さ八九〇粁のタレー・サープ内海を抱擁してゐる。右内海は南端に狹隘なる入口を殘す外は、狹長低平なるジヤングル地帶を以て外海と限られ、北端は運河を以てアーオ・ナコーンに通じ、數多の小島が點在する南半の絶景は著名であるが、淺瀬多く且つ突風に見舞はれることがあり、何等海運上の價値を有しない。半島西海岸は山岳海岸に迫り、犬齒狀の變化が最も甚だしく、數多の灣を有すると共に大小無數の島嶼が散點し、其の風景は絶佳である。暹羅灣沿岸は概して平坦にて、良港少く、半島東岸にチュムポーン (Chumpon)、バーンドーン (Bandon)、ソンクラー、パターニー、其の他半島西岸に二、三の小良港を有するが、航洋汽船を入るるに足る深さを有するものなく、貿易港としては灣頭に盤谷港を有する外に大なるものを見ぬ。

六　島嶼

半島西岸は比較的島嶼に富むが、暹羅灣岸には甚だ稀に之を見る。最も重要で最大の島は半島の西岸にある錫鑛業の中心地プーケット島(別名Chalang又は Ujong Salang、歐人は訛つて Junk Ceylon と云ひ、暹羅人は Thalang

とも云ふ）にて、プーケット山脈の南端をなし、長さ四八粁、幅二〇粁、面積約六〇〇平方粁を包有する。同海岸には右の他、其の北方沿岸に群在する諸島中最大なる島（北緯九度餘）コ・プラトーン (Ko Phratong or Bhradhong)、プーケット島の直東に竝ぶコ・ヤーオ・ヤイ (Ko Yao Yai)、其の東南約六〇粁にあるコ・ランター (Ko Lanta)、其の東南メーナム・トラン河口に位置するコ・リボーン (Ko Libong)、英領馬來との國境に近き二大島の中北にあるタルタウ島 (Tarutau―その南の島は英領) 等の諸島が縱列してゐる。轉じて半島東岸を見るにバーンドーン東北沖のコ・パガン (Ko Pagan―北)、コ・サムイ (Ko Samui―南) が最も大で、後者は二五五平方粁を有して有用植物に富み、世界最良の古々椰子を生產すると云はれる。メーナム・チャオ・プラヤー河口の東南約四五粁にコ・シーチャン (Ko Sichang) 群島があり、右河口門洲の爲盤谷に出入し得ぬ大船舶はこの島陰にて荷役をなし、又は船腹の一部を揚卸する。其の南方沿岸には密林にて蔽はれ岩石峨々とした險阻な島が聳立してゐる。其の中最も大なるはコ・チャーン (Ko Chang or Jung) で北緯一二度に位し、長さ三〇粁、最大幅一〇粁、面積一八〇平方粁を有す。之に亞ぐ大島としては、右島の東南國境最南端の沖合にあるコ・クート (Ko Kut)、暹羅灣東岸の大突角リアント岬（前出）に近くコ・クラーム (Ko Khram or Gram) 等を見る。

七　氣象

本土は劃然たる乾・雨の兩期を有す。雨期は西南季節風の影響にて、四月末頃より十一月の半に及ぶ。乾期は更に涼期と暑期の二季に分れ、涼期は雨期の終りより二月半、暑期は二月半より四月末に亘る。半島にては其の春骨をなす縱走山脈を分界として、其の西岸の雨期は本土と同様であるが、東岸の雨期は少しく遲れ、八月に始まつて一、二月に及び、且つ緯度が南下する爲劃然たる涼期を見ない。

降水量　乾期には殆ど降水を見ない。之を盤谷に就て見るに、此の間の總降水量は僅かに三〇一粍にて、降水日數は月當り平均三日に過ぎぬ。然し一旦雨期に入れば、殆ど連日の如く一時間乃至三時間に亘る驟雨が沛然と殺到し、九月に最も多い。此の六箇月間の總量は一、一九一粍にて、平均降水日數は月の過半を占めてゐる。全國の年平均總量は約一、四三〇粍である。降水の最も多量に上るのはプーケットよりラノーン (Ranong) に亘る西海岸にて、年平均降水量三、三〇〇粍に上り、一、三〇〇粍を下る年なく、其の約中間のタクアパー (Takuapa) にては一九一五年に六、六〇六粍の降水を見た。之に反し最も降水の少い地方は東北鐵道上のケーンコーイ (Gengkoi) からコーラートに至る間にて、年平均八八〇粍、同線上のチャントウク (Chantuk) にては一九二三年に僅々二七三・六粍の降水を見たことがある。米作の中心地たる中部平原は、西部國境山脈が雨氣を含んだ西南季節風を阻止するので、比較的降水量少く、五月―十月間の畿內七州（中部暹羅七州―「位置・面積の項」參照）に於ける平均降水量は一、〇〇〇粍即ち右山脈西側の約四分の一に過ぎぬ。

風　ラーンシット (Rangsit) 觀測所の觀測によれば、地表風の方向は一月の東南東より漸次九月の西南西に變じ、爾後急に北北東及北となつて年末に及ぶ。本土の年平均風速は一・八六米（秒）で、最高記錄は二・五一米である。風量最も多く且つ強いのは二月より六、七月の間で、八月―一月の間は風速弱く且つ靜穩なる日が多い。北部は一體に風が多いが風速弱く、半島にては風速は中部と大差ないが無風日が多い。暹羅には颱風なく、記錄の存する所は唯盤谷（一九一一年三月三十一日）及アユタヤー州のタンヤプリー（一九二六年五月六日）に起つた小旋風（トーネイドウ）竝にチュムポーン（一九二九年十二月二十日）に於ける旋風を算へるのみである。之等は甚だ强烈にて倒壞せる家屋・高樹は多數に上つたが、然し小範圍の颶風に過ぎなかつた。

氣溫　年當り平均氣溫は盤谷にて二七・七度（一九三一―三二年）、ラーンシットにて少しく高く二九・〇度（一九三一―三二年）、北部チェンマイにて二五・九度、半島の南部パターニーにて二七・九度（一九二七―二八年）にて、臺灣の恒春より稍高い。中部にては十月―二月の間は北東の風を受けて年中の最涼期をなし、十二月が最も涼しく、日盛りには三〇度近く昇騰するが、朝夕は二〇度計りに下降する。爾餘の間は南西の海風多く、二月頃より氣溫は漸次昇騰し、雨期前の四、五月が極暑期をなして、盤谷に於ける十箇年平均二九・四度に達する。爾餘の領域も氣溫の變化は大體中部に伴ふが、其の間著しく地方特殊の事情に支配されてゐる。北部暹羅は海風を見ぬと副射熱大なる爲大陸性氣候を帶び、日中は中部より稍氣溫高く夜間は却つて低く極差は比較的大である。更に東部暹羅に入ると、周圍の連峰は南方及東方よりの涼風を遮斷し、紅土の裸地は日光に曝されて酷暑甚だしく、加ふるに副射熱の爲極差最も大で、涼期の夜間は著しく低溫となるが、之に反し半島暹羅は東及西の海風が交互に吹通し、氣溫極差は最も小である。因に盤谷は、人口增大と洋式建築の擴延とに因り、氣溫及極差は漸次高大となりつゝある。

統計

×盤谷月別氣壓・氣溫・降水量表

出所＝暹羅統計年鑑

月別	氣壓（粍） 一九二六―三二（年平均）（標準氣壓計）	氣壓（粍） ※一九三二年	氣溫（攝氏） 一八五九―六八（年平均） 平均	氣溫 一九二一―二三＝三一―三二 平均	平均最高	平均最低	毎日平均極差	毎日最大極差	毎日最小極差	降水量（粍） 一八五九―六八（年平均） 總量	一九二一―二三＝三一―三二（年平均） 總量	最多 全日量	最多 年日	降水日
一月	七五九・九七	七五九・九五	二四・五	二六・二	三〇・六	二一・四	九・四	一二・五	五・三	二・三	二〇・九	五九・二	一九二六・二一	一
二月	七五九・〇八	七五九・六九	二六・一	二六・九	三〇・七	二二・五	八・九	一三・八	五・六	一四・二	二七・五	四二・七	一九二九・二三	二
三月	七五八・三三	七五八・九五	二八・〇	二九・〇	三二・七	二四・一	八・八	一一・七	六・〇	二一・一	三〇・〇	四三・二	一九二六・二六	三
四月	七五六・九一	七五八・二九	二八・五	二九・四	三三・四	二四・九	八・七	一一・六	五・二	六一・五	一三三・八	一一六・一	一九二七・七	六
五月	七五五・八〇	七五八・〇〇	二七・九	二九・五	三三・四	二五・二	八・三	一一・一	五・五	二六七・七	一四八・二	五七・一	一九二八・一	一一
六月	七四五・四一	七五六・七四	二七・九	二八・八	三二・四	二五・〇	七・三	九・九	四・六	一九六・一	一三七・九	六五・〇	一九二三・二一	一一
七月	七五五・一三	七五六・三四	二七・四	二八・一	三一・三	二四・五	七・〇	九・一	四・一	二〇三・七	一八二・四	一一三・三	一九二四・五	一六
八月	七五五・四二	七五七・三三	二七・四	二八・一	三一・三	二四・六	六・八	八・九	四・二	一四三・五	一五八・四	八〇・〇	一九三一・一	一五
九月	七五五・九七	七五七・〇四	二六・八	二七・八	三〇・八	二四・四	六・四	八・一	三・五	二八七・〇	三三五・七	一七五・三	一九二八・一	二〇
十月	七五八・三〇	七五八・二三	二六・七	二七・二	三〇・一	二四・〇	六・三	八・五	三・六	一八九・五	二二八・三	七三・一	一九二四・一七	一五
十一月	七四九・七六	七五九・四七	二四・九	二六・七	二九・八	二二・六	六・九	九・七	三・九	五九・九	七〇・九	一四二・五	一九二五・一二	四
十二月	七五九・七七	七五九・九四	二三・七	二五・三	二九・五	二〇・六	八・八	一一・七	四・九	二・三	一七・九	一〇七・二	一九二三・一八	一
年	七五五・八二	七五八・三三	二六・六	二七・七	三一・三	二三・六	七・八	一〇・五	四・七	一、四四八・八	一、四九一・九			一〇五

（備考）一八五九―六八年に關する數字は Dr. Campbell（英大使館附醫師）、氣壓は Computing Office of the Royal Survey Dep't の觀測、其の他は Bureau of Commercial Information and Trade Enquiries の觀測　※一月―六月迄は午前八時・同十時・午後一時の三回、八月―十二月迄は午前九時・正午・午後三時の三回觀測。

×測量局觀測室の位置及海拔―北緯一三度四五分、東經一〇〇度二九分五五秒、海拔一・八〇米。

各地月別氣壓・氣溫・降水量表

出所＝同前表

月別	(※)氣壓(粍) 平均	氣溫(攝氏) 平均	平均最高	平均最低	毎日極差 平均	毎日極差 最大	毎日極差 最小	極 最高	極 最低	降水量(粍) 總量	最多一日量	降水日	濕度(%) 平均	絕對極 最高	絕對極 最低	風 風向	風速	無風
ラーンシット測候所（一九三一―三二年）（アユタヤー州、北緯一三度五八分五〇秒、東經一〇〇度三七分、海拔四・〇八米）																		
一月	七六〇・八	二七・八	三一・七	一七・一	一四・六	一七・七	一〇・八	三五・二	一一・六	—	—	—	五九・二	九四・〇	三六・〇	東北東	一・一	二八
二月	七六〇・三	二八・〇	三四・五	二一・三	一三・一	一七・二	三・六	三六・五	一七・六	一二・四	一〇・七	三	六六・三	九七・〇	二九・五	南及南南西	一・三	三三
三月	七五八・六	二八・四	三五・二	二二・二	一三・〇	一六・四	九・四	三七・五	一八・八	八〇・〇	三五・二	四	六六・八	九六・一	三〇・二	南南西及南	一・四	九
四月	七五八・〇	二九・九	三六・二	二四・四	一一・八	一五・五	九・一	四〇・一	二二・八	九六・三	四〇・五	八	六九・四	九六・〇	四四・八	同	一・四	一三
五月	七五六・五	三一・一	三六・二	二四・六	一一・六	一五・〇	七・〇	四一・二	二二・一	四九・六	六一・九	一六	七〇・七	九五・〇	三八・六	南及南南西	一・四	一一
六月	七五七・一	三〇・五	三五・一	二四・六	一〇・五	一三・一	八・四	三八・四	二三・〇	五四・四	一五・六	一一	六九・三	九六・〇	四三・七	南南西	一・五	一三
七月	七五六・二	二八・八	三三・一	二四・二	八・九	一〇・六	三・八	三六・五	二二・三	一九七・五	四一・一	一五	七五・〇	九七・四	四四・四	同	一・四	二三
八月	七五七・〇	三〇・四	三四・六	二四・九	九・七	一一・一	七・一	三七・二	二三・二	一二三・六	二三・五	九	七二・四	九六・〇	四四・〇	南及南南西	一・四	一三
九月	七五六・九	二八・九	三二・一	二四・九	七・二	一九・六	三・五	三四・八	二三・四	二六二・二	五九・九	二三	七八・七	九六・〇	五二・六	南南西	一・三	八八
十月	七五九・六	二八、四	三〇・九	二四・八	六・〇	八・七	三・〇	三二・九	二三・〇	三五九・五	七六・五	一九	八一・一	九七・〇	六一・八	北北東	一・四	二八
十一月	七六〇・二	二八・三	三一・五	二四・〇	七・五	九・六	五・一	三五・〇	二〇・二	四二・二	一六・七	一五	七五・九	九六・〇	五八・〇	同	一・一	三八
十二月	七六二・四	二六・一	三〇・二	一九・一	一一・四	一四・六	八・一	三六・二	一一・六	—	—	—	六六・二	九七・〇	三六・九	同	一・二	三五
全年	七五八・六	二九・〇	三三・四	二三・〇	一〇・四	一七・七	三・〇	四一・二	一一・六	一、三七七・七	七六・五	一二一	七〇・九	九七・四	二九・五	南南西	一・三	二四〇
チエンマイ測候所（一九三一―三二年）（パーヤップ州、北緯一八度四九分一二秒、東經九九度〇分、海拔三〇七・七二米）																		
一月	七六一・二	二〇・三	二八・九	一二・二	一六・六	二一・〇	一三・〇	三二・二	九・〇	—	—	—	六九・一	九六・七	三一・五	北	二・一	八
二月	七六〇・〇	二三・二	三二・一	一四・〇	一八・一	二三・五	一三・一	三五・五	一一・〇	—	—	—	六二・二	九四・〇	二九・五	南	二・四	七
三月	七五七・六	二六・三	三五・〇	一七・一	一七・九	二一・九	一一・五	三八・二	一三・五	二三・二	一七・二	三	六〇・一	九四・五	二六・〇	同	二・〇	一三
四月	七五六・三	二八・九	三六・〇	二一・三	一四・七	一九・〇	九・〇	三九・〇	二〇・〇	三七・六	一八・三	七	六六・七	九六・〇	二九・五	南及北	二・三	八
五月	七五五・〇	三〇・〇	三五・六	二三・五	一二・一	一六・七	七・〇	四〇・〇	二〇・五	七六・八	二一・〇	一三	六六・七	一〇〇・〇	三六・〇	北及南	二・〇	九
六月	七五五・六	二八・四	三三・二	二三・八	九・四	一二・八	五・〇	三六・五	二二・七	四六・七	一二・〇	一三	七五・二	九六・〇	四六・八	南及南西	二・〇	一五
七月	七五四・五	二七・六	三一・三	二三・四	七・九	一二・五	三・五	三五・五	二二・二	二二九・六	四三・八	二三	八二・四	一〇〇・〇	三九・〇	同	一・七	二三
八月	七五五・三	二七・六	三二・二	二三・六	八・六	一四・〇	四・五	三七・五	二三・六	八二・六	一三・〇	一五	八一・七	九八・〇	五二・〇	北及南東	一・五	一三
九月	七五五・六	二七・〇	三一・五	二三・四	八・一	一二・〇	五・五	三四・五	二二・〇	二二〇・二	四八・二	二一	八三・六	九八・〇	六〇・五	南及北東	一・七	一五
十月	七五九・九	二六・三	三〇・八	二二・六	八・二	一〇・二	三・八	三三・〇	二一・五	一八五・四	三八・四	一七	八四・九	九八・〇	六一・〇	北	一・八	一一
十一月	七六一・〇	二五・三	三〇・四	二〇・〇	一〇・五	一三・〇	六・〇	三一・六	一五・〇	二五・六	一一・五	五	七八・四	九六・〇	三六・五	北及南	一・五	一九
十二月	七六三・五	二〇・八	二七・四	一四・四	一三・〇	一七・九	八・五	三〇・三	八・五	九・六	九・六	一	七四・七	九七・〇	二一・〇	北	一・五	一四
全年	七五八・〇	二五・九	三二・一	一九・九	一二・一	二三・五	三・五	四〇・〇	八・五	九三七・三	四八・二	一一六	七三・八	一〇〇・〇	二一・〇	北及南	一・九	一五五
パターニー測候所（一九二七―二八年）（パターニー州、北緯六度五一分四八・六秒、東經一〇一度一五分一六・七秒、海拔六・五四米）																		
一月	七六〇・九	二七・五	三一・一	二二・六	八・五	一〇・三	五・七	三三・五	二〇・九	五七・四	二二・八	八	七八・八	九八・〇	五三・四	東及東南東	一・七	二七
二月	七六〇・二	二七・三	三〇・九	二二・九	八・〇	一〇・三	四・三	三一・九	二〇・九	二一一・六	八〇・四	一一	七九・二	一〇〇・〇	五二・九	同	二・二	一九
三月	七五九・五	二七・七	三一・四	二二・七	八・七	一二・〇	七・二	三三・二	一九・四	一六三・七	四三・〇	八	七七・二	九九・〇	四八・八	東南東	一・九	一四
四月	七五八・八	二八・五	三二・三	二三・六	八・七	一〇・八	六・三	三三・八	二三・〇	一二五・八	四七・〇	一一	七九・二	一〇〇・〇	五九・四	南	一・六	二一
五月	七五八・四	二九・一	三二・六	二三・八	八・八	一一・五	四・六	三四・五	二三・〇	八二・五	三五・〇	八	七七・三	九八・〇	五三・四	南及南西	一・六	二五
六月	七五八・一	二九・一	三三・〇	二四・二	八・八	一一・二	四・六	三五・〇	二三・二	一三〇・九	四三・六	七	七六・一	九八・〇	五九・〇	南	一・二	四九
七月	七五八・二	二九・二	三二・六	二三・八	八・八	一一・〇	六・四	三五・〇	二三・二	六八・一	二三・五	七	七三・七	一〇〇・〇	四二・六	南西及西	二・三	二八
八月	七五九・一	二八・二	三一・五	二三・三	八・二	一〇・二	五・八	三三・四	二三・〇	一三三・六	二六・〇	一〇	七八・九	一〇〇・〇	五一・〇	西	一・九	三一
九月	七五八・八	二七・九	三一・二	二三・三	八・〇	一〇・七	六・六	三三・四	二三・五	一八三・二	二七・七	一六	八一・〇	一〇〇・〇	五八・〇	南西	一・五	四四
十月	七五九・七	二七・〇	二九・八	二三・三	六・五	九・四	一・六	三二・六	二二・四	五〇八・六	二二〇・五	一六	八四・九	一〇〇・〇	六三・〇	北及南	一・五	四〇
十一月	七六一・一	二六・八	二九・二	二三・六	五・五	六・八	〇・八	三〇・二	二二・三	四二四・六	一二一・七	一六	八四・六	一〇〇・〇	六五・〇	東及北東	一・四	四〇
十二月	七五九・八	二六・二	二八・三	二三・四	四・九	七・四	二・〇	三〇・四	二一・三	三九五・七	七〇・〇	一八	八四・一	一〇〇・〇	六一・〇	北東	二・七	二七
全年	七五九・四	二七・九	三一・二	二三・四	七・八	一二・〇	〇・八	三五・〇	一九・四	二、四八五・七	二二〇・五	一三六	七九・六	一〇〇・〇	四二・六	東	一・八	三六五

（註）※ ラーンシット及チエンマイは一九三四年の記錄。

各州・月別平均降水量表（一九二七―三一年平均）

單位＝粍　出所＝同前表

州名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
中部―													
クルンテープ	一六・八	四三・〇	三五・〇	一二七・九	一二七・一	一四一・七	一六一・〇	一六七・四	三三八・一	一六八・六	六四・七	一八・〇	一、四〇八・三
アユタヤー	一二・八	二二・六	四一・二	八八・四	一三一・二	一七七・六	一八六・八	一六九・六	三三一・〇	一二一・九	一三・七	一〇・七	一、三〇七・五
ナコーン・チャイシー	一三・九	二五・五	二五・七	八八・三	一一五・八	一一五・四	一〇一・七	一三四・五	二六三・四	一八一・九	二三・四	一三・八	一、一〇三・三
ラーチブリー	二四・二	三六・三	三二・三	五七・九	一一二・六	一二四・三	一〇三・二	一二三・三	二〇九・二	一九二・五	六六・七	三三・七	一、一一六・二
ナコーン・サワン	二三・九	二〇・七	三九・三	八〇・三	一一一・〇	一三〇・五	一一九・〇	一三〇・〇	二八一・〇	一二二・七	一〇・七	一六・五	一、〇八四・六
パーチンブリー	一二・二	四八・三	五三・二	八二・三	一七〇・九	二〇三・一	二三〇・三	二四三・七	三〇七・七	一七九・七	一六・一	七・八	一、五五五・三
ピサヌローク	七・〇	四二・七	三三・二	八二・一	一二六・七	一五七・三	一八三・四	一九〇・一	二二九・五	八〇・三	一〇・二	一・六一	一、一四四・一
チャンタブリー	三六・七	七七・六	五三・一	一〇七・三	三一四・三	三八一・七	三三三・八	三六九・六	三七二・一	一七七・九	三八・〇	九・四	二、三八一・五

北部—													
パーヤップ	八・三	一一・四	二一・〇	七三・三	一八二・二	一六七・五	一八〇・九	一九〇・〇	二三八・一	七九・四	三〇・五	六・四	一，一八九・〇
東部—													
ナコーン・ラーチシマー	六・九	四〇・〇	四五・五	一〇三・〇	一五五・一	一八五・九	一八九・七	一九三・七	二三七・三	一〇一・七	八・七	二・四	一，二五九・九
ウドーン	六・二	三六・一	四〇・三	一〇九・六	一九五・九	二二六・四	二〇〇・一	一九七・〇	二〇九・一	五七・〇	七・五	四・〇	一，二八九・二
半島—													
ナコーン・シータムマラート	八五・四	七〇・五	八八・八	一〇四・八	一四八・三	一三二・六	一〇八・四	一二七・八	一七〇・四	二四〇・〇	三二七・九	二五一・七	一，八五六・六
パターニー	一六七・一	九五・八	一四八・四	九四・五	一五八・七	一四二・四	一一〇・二	一三四・二	一七三・三	三〇五・二	五〇二・九	三四八・八	二，三八一・五
プーケット	二九・二	六二・一	七五・四	一八六・三	四一二・五	三六五・〇	三三五・九	五〇九・三	四三八・五	四〇七・九	一四〇・一	七八・七	三，〇四〇・九

主要地月別降水量表（一九三五―三六年）

單位＝粍　出所＝盤谷商況月報

地方別・年度	一九三五年四月	〃五月	〃六月	〃七月	〃八月	〃九月	〃十月	〃十一月	〃十二月	一九三六年一月	〃二月	〃三月	一九三五―三六	一九三四―三五	一九三三―三四	一九三二―三三
盤谷	四四・〇八	一二五・八三	一六六・八八	二〇四・三〇	一九二・九八	三二七・四八	三三五・九五	九〇・三五	一三・二八	一・一五	二〇・〇八	三〇・六三	二，〇七二・一	一，一四二・五	一，二四三・五	一，七〇七・九
アユタヤー	九〇・六五	一四四・三八	二一三・二〇	二〇〇・〇〇	一九五・九三	四一八・八八	一六七・一五	一一八・五五	一二・〇五	—	二〇・一三	三五・六〇	一，六五八・三	一，二四六・〇	一，三八六・八	一，四七九・五
プラトム・ターニー (Pradum Dhani)	八三・八〇	八八・九〇	一九五・二三	二一一・五八	一一五・九〇	三三一・二八	二三三・八三	九七・二〇	一六・〇五	五・六〇	二七・三〇	四四・九〇	二，〇五一・二	一，〇一七・五	一，一六一・六	一，四六八・八
アーントーン (Angthong or Angdhong)	九三・八五	一〇八・二五	一八〇・〇五	一九四・八五	二一五・四〇	二五七・一八	一六五・四八	八七・一五	八・六八	三・九八	四二・三〇	九・二三	一，六一六・〇	一，一六七・五	一，〇七三・七	一，四七四・三
ラーチブリー	三六・〇三	一三三・七八	七九・五八	一二四・七三	八六・八〇	二二三・六五	二一七・四〇	六〇・一五	二五・八〇	〇・三三	九・〇八	八・七五	一，二七四・三	五九八・五	九九〇・一	一，一五七・八
スパンブリー (Suphanburi or Subarnapuri)	七八・六三	一四八・五〇	一二三・九〇	一四八・九五	一七九・四〇	三〇七・九五	一八三・六五	五七・一五	八・五八	—	二〇・七三	二九・九五	一，五二〇・五	八七八・〇	一，四三二・九	一，二九九・一
ナコーン・パトム (Nakom Pathom)	二六・七五	一三八・八三	一二九・八三	一六七・六三	九二・五三	三〇九・七八	二八四・二八	一二三・〇〇	二一・二三	—	一二・二八	七五・四三	一，八二六・四	一，〇九四・六	一，二四五・四	一，二七四・六
ペチャブリー	二七・一五	五八・六三	一四〇・一二	一〇五・八〇	七五・四三	二三四・一八	三四二・八三	一一六・〇五	四一・三八	一・四三	六・四五	二五・七三	一，六二三・一	八一五・八	一，〇六六・五	一，一八一・三
ベートリウ	九六・五八	一五一・三八	一二一・二八	二五八・一八	一五三・五五	三八二・二五	一九九・三八	一三〇・八〇	三三・五五	—	四一・〇〇	四六・二八	一，九〇九・九	一，三一四・六	一，四一五・四	一，六五九・二
パーチンブリー	二二七・四五	二六一・七八	四八〇・八五	五九三・二〇	三〇九・九八	五二三・二〇	二七三・六三	八一・〇〇	五・〇〇	—	一・一八	五六・六三	三，一九五・五	二，八四六・七	二，三二八・〇	二，七一四・六
チャンタブリー	一一一・三八	二四七・一三	三九三・二〇	八四・二八	三七四・六〇	五四五・四五	一九九・〇八	一〇一・七〇	一四・九三	一四・四〇	三七・三五	四一・六八	三，三八七・三	二，六九一・二	三，一三三・九	二，二二七・一
ピサヌローク	七六・〇〇	九七・三八	一二二・七五	二一八・〇八	一七六・九三	二九五・七三	一七六・六三	八六・五〇	四・八三	—	一二・三三	九・〇五	一，四六三・八	一，二六七・一	一，二二九・二	九九九・五
チェンマイ	二九・五八	一二八・二〇	九〇・八三	二四九・四五	二一三・三〇	三〇五・六三	一二〇・一八	三四・〇〇	一七・三〇	〇・三八	九・九五	四・二〇	一，二五四・六	一，一八九・一	一，一九八・〇	一，一二九・三
ナコーン・ラーチシマー	八〇・六三	一五〇・六〇	一二八・五三	一五六・九〇	一四八・〇〇	二四六・一五	一六七・〇五	二一・二五	〇・三〇	一六・五八	三三・二〇	三三・六三	一，四二一・四	一，二〇四・五	一，一五五・三	一，〇一九・六
ナコーン・パノーム (Nakorn Phanom or Bhanom)	八〇・二五	二一〇・五五	二一〇・六〇	七三三・三八	四二四・八三	四一三・〇八	九三・四〇	—	二〇・六八	—	—	三・九五	一，九七二・二	二，五一六・八	二，三一八・〇	一，九八〇・二
ナコーン・シータムマラート	七〇・七〇	一七〇・七三	一二六・九五	八八・四八	一三一・三八	三六九・八三	四四七・〇〇	四一三・九五	二八七・五八	八六・七八	一〇四・九〇	二，八六三・九	二，二五三・四	二，九八五・七	二，七三四・〇	
パターニー	四〇・〇〇	一〇四・四三	一一四・七八	一〇六・七五	一一二・〇五	一三六・四〇	三四九・二五	八二五・〇〇	四七九・八〇	一五五・六〇	三五・三三	五二・四三	二，六六九・一	二，五四三・四	二，三六六・一	一，九九九・〇
プーケット	一五八・〇三	二三九・四八	三〇五・二五	三四六・〇〇	二六一・二〇	三〇八・八〇	四一五・九〇	二六二・六〇	五八・八八	六三・九八	一三・九五	五六・一三	二，六〇五・八	二，四二七・九	二，二二八・九	二，六八三・一
一九二六―二七＝一九三五―三六（十箇年）平均	二四・七	三六・〇	一四九・九	一八〇・三	一八五・二	三五六・〇	二四一・〇	四五・三	一一・七	三・八	三五・一	二九・六	（年）	一，三九八・六		

八　地　質

B. Hogbom, Wallace Lee, W. Credner 等數人の地質學者が入暹して諸地を短期旅行したのみで研究不十分な上、密林の被覆による自然露出の稀有及深き風化に阻碍されて、暹羅の地質に關する知識は今日尙甚だ不完全である。

古生代に於ける今日の暹羅領土はゴンドワナランド (Gondwanaland) と覺しい地塊の北海岸沖の海中にあり、右地塊から沈積物を供給されて比較的厚い古生代層を形成した。沈積が終ると褶曲が始まり（殆ど第三紀前）、最初の褶曲に次いで花崗岩が貫入した。之等の攪亂は地表を海面上に引上げ、次いで長期の浸蝕があり、中世代層は殆ど排除され、地表は削減されて准平原となつた。故に第三紀層は悉く二疊石炭紀層の頂部又はその附近にある。半島及北部では第三紀層が盆地にある點より觀て、第三紀の後期に新に衝上が起つて褶曲や斷層を生じ、今日の谷・盆地の沈落を來したものと想はれる。英領馬來に發見される海棲介殼を有する多數の洞窟は第四紀に起つた諸種の重大な垂直移動を示すもので、近代に於てメーナム・チャオ・プラヤーの諸主要支流の上流々域は湖であり、コーラート高原盆地は内海であつた。土地の移動は現今尙徐々に行はれて居り、海岸から數粁にあるサーム・ローイ・ヨートの石灰岩山は顯著な海蝕を示してゐる。浸蝕も今日尙續行され、大河流域及沿海地に沖積層を形成しつゝあると共に、雨期の氾濫濁水は徐々に暹羅の山を海中に搬出しつゝある。

地形——宏大な平野が優勢である事、東部を除けば山脈が總て同方向（主として北から南へ）に延走してゐる事、山又山脈の斜面が甚だ急峻で、北部に見る如く時には麓に低い前山の細帯を有する事、カーンブリー北方の石灰岩山及北部暹羅の山脈中に見る如き平坦な山地を有する事は顯著な形態學的特長である。谷は多く褶曲せる堅岩間に軟層を伴つてゐるが、岩の褶曲は强度で大斷層を伴つてゐる。河流は之等構造の不規則に制限されて處々褶曲を横斷してゐる。

火成岩——暹羅に發見される岩は火成岩・變成岩・古生代岩・中生代岩・第四紀層に分割される。火成岩中最も重要なのは花崗岩で、古生代沈積物中に貫入した餅盤塊となつて露出してゐる。同岩の長距離に亘る連續的存在を見ないが、主山脈は同岩の心を有するものと推定される。チェンマイ西方の大山脈の北は國境から南は北緯一六度に亘る間、カーンブリー西方の國境山脈、プラチューアップ・キーリーカン (Prachuap Girikhan or Prachuap) 西方の丘陵に同褶曲を有するものと想はれる同岩の露頭があり、同岩の廣い連續帶がムアン・ファーン (Muang Fang) の東に起り、迂余曲折しつゝクンターン隧道に達してゐる。半島には恐らく座の深い同岩の餅盤が長距離に亘り南北に延走し、プーケットにその片鱗を見せてゐる。其の他トラン (Trang) の直東及カオ・ルアン山間、ハート・ヤイ (Haad Yai) の東方、(1)ソンクラー (Songkhla) 南方、ナー・プラドゥー (Na Pradu) 附近の鐵道南方一五粁の間、ハート・ヤイ及ケランタン (Kelantan) 間、ケダー (Kedah) 國境上に同岩の露出を見る。東南暹羅ではチャンタブーン東方及北方の山脈中、コ・シーチャン (Ko Sichang) 島の基部、コ・クラーム (Ko Gram or Kram)、アーンヒン (Anghin) にも之を見る。北部には多種の貫入岩があり、ラムパーン (Lampang) の南數粁には玄

武岩脈が、チエンマイ―チエンライ間及ナーン市の東北には鹽基性岩脈を見るが、殆ど流紋岩又は中性長石で、ムアン・パヤオ(Muang Payao)の東北、ナーン縣下、チエンライ縣下に其の岩脈を見る。之等貫入岩脈の走向は一般に構造走向に應じてゐる。東部ではコーラート南方に、東南部では(2)クラート(Krat)縣の國境山脈の麓、ルビー鑛山に玄武岩を見る。半島では花崗岩ペグマイト脈が花崗岩及其の周圍の水成岩中に貫入し、錫鑛山の本源をなしてゐる。卽ちこの岩脈の浸蝕及分解から生ずる冲積層から錫を採取する。

(註) (1)外人はシンゴラ(Csingora)と呼ぶ。(2)公式にはトラート(Trat)と呼ぶ。

變成岩――本岩は花崗岩の貫入襲上又は之と結合してゐる。主として片岩・片麻岩・粘板岩・硅岩よりなり、殆ど古生代に屬するが、プーケット及北部暹羅には爾前のものもある。

古生代岩――頁岩・砂岩・石灰岩より成り、北部及半島の露出岩面の大部分を形成してゐる(厚さは半島では四七千呎、北部では三・五千呎)。石灰岩系統は暹羅風景の顯著な地文上の特長をなすもので、その露頭は南は馬來國境から北はチエンライ迄斷續的に延走し、通常孤立した連鎖的峻峰をなして平野又は丘陵中に急立し、高きは七千呎に及ぶ。殆ど高度に再結晶して處々大理石に變じ、成層及層理は全然消失してゐる。

中生代岩――チエンライの東南數粁の向斜から中部三疊紀の化石が發見されたが、之が中生代岩の唯一の確證である。メー・ファーン(Me Fang)盆地にも花崗岩礫と共に變岩を含む點から中世代所屬のものと認められる層がある。半島ではその存在が判明しない。恐らく第三紀前のものであらう。

第三紀岩――本岩は北部及半島では互に孤在する狹隘な盆地を占めてゐる。北部の殆ど全盆地は急峻な堅岩の丘陵で完全に圍繞され、盆地よりも若い急峻な峽谷で互に分離されてゐる。恐らくこの盆地は大規模な斷層及褶曲による陷落から生來したものと想はれる。コーラート高原に側接して走り、ロウーイ(Loei or Looy)南方の高山、スコータイ(Sukotai or Sukhodlai)西方のカオ・ルアン山、クエー・ノーイ水源東方の諸山等の帽子を形成する大砂岩層も多分第三紀岩に屬するものであらう。第三紀岩中には大抵薄い褐炭の數層がある。

第四紀層――半島の主として海岸附近には本紀に屬する碎屑性層があり、プーケット島、ソンクラーの西、ハート・ヤイ=パダン・プサル(Padang Besar)間にも洪積期の砂質軟粘土及砂礫の層がある。北部では可なりの大冲積層が比較的大きな谷に發見されるが、最も廣汎に亘るものは所謂メーナム・デルタ及沿岸平野で、今尙冲積しつゝある。

溫泉――溫泉は國内諸所に散在する。最大なのはムアン・フアーンの西北二時間行程の變成岩と結合した花崗岩地帶にある。右溫泉の存在は比較的最近に火山の活動があつた證左で、北部國境のホン・サーワディー(Hong Sawadi)附近には二個の小死火山があり、火孔には煙と硫黄臭を發する龜裂がある。

構造――東部を除き地質の構成は略北南に走る一連の平行褶曲より成り、大概花崗岩の餅盤が之に貫入してゐる。此の種の褶曲はチエンマイの東に五箇所(同市の西にもある筈)、半島のトウン・ソン(Tung Song)の西に七箇所認められる。北部國境附近には褶曲中明白に東折してゐるものがあり、半島の南部では一般に北二〇度西の走向を有す。半島には海中に走入してゐると想はれる褶曲もあり、ソンクラー東南の花崗岩及バーンドーン東方の花崗岩諸島は中斷せる露頭を有する花崗岩餅盤である事は褶曲の一般走向から推想される。北部では褶曲が東折する地方に重大な斷層があるが、半島には少い。半島で最も著名な斷層はプーケット島東北方の本土にあるもので、切斷は甚だ鋭く、西に一帶の石灰岩峯を、東に第三紀層低地を分離してゐる。花崗岩もその貫入後甚しい緊張裡に置かれ、斷層をなした模樣である。第三紀岩も著しい褶曲を起したが、古生代の褶曲と異なり甚だ不規則である。

尙、詳細は總論編「地勢及地質の部」參照。

九　植　物

暹羅は北約六度から二〇度半に亘る熱帶に横はり、其の地形・氣温・濕度等

著しく變化に富み、習性及要求を異にする植物に諸種の最適な生育條件を提供してゐるから、自然その植物群は甚だ豐富多種で、開花植物のみにても一萬種に近いと云ふ。植物中顯著な科は蘭科・莎草科・茜草科・大戟科・禾本科・涉草科(カヤツリグサ)・爵牀科(キョウチクトウ)・蕃荔枝科(バンレイシ)・野牡丹科(ノボタン)で、恐らく三〇種以上を含む大屬中には *Desmodium*, *Daberyia*, *Bauhinia*, *Eugenia*, *Begonia*, *Diospyros*, *Ipomoea*, *Piper*, *Ficus*, *Dendrobium*, *Bulbophyllum*, *Eria*, *Dioscorea*, *Calamus*, *Cyperus* 等があり、*Eugenia*, *Ficus*, *Dendrobium* の如きはその種八〇に及んでゐる。北緯一〇―一一度以南の植物群は馬來植物群と同樣であるが、右以北は印度支那半島の大部を占める同型植物群の一部と認められる。とは云へ暹羅の植物群は著しく風土性を示し、今日迄指名された植物の一九―二〇%は國外にその記錄を見ない。尙西部國境上を馬來半島に南走する山脈に沿ひ、東ヒマラヤ及アツサムから多數の植物分布上の要素が南延してゐるが、半島南部の馬來型植物群は之に相應した大北延を見ず、暹羅灣東岸に於て更に北上してゐるのは奇觀である。之には氣候が主要素をなすのは勿論であるが、馬來半島南部が海により長期間主陸から切斷されてゐた地質史も考慮を要す。

暹羅の森林構成に就ては林業の項に詳述するから、茲には旅行者の目に映ずる鐵道沿線の林相に付簡述する。半島鐵道にて北上すると國境から暫らくは稍繁茂した後生林があり、低い廣葉の竹 *Gigantochloa ligulata* が普生し、屢護謨林を見る。ハート・ヤイから七、八粁北上するとカユプテ樹より成る廣面積の開豁な林を横ぎる。少し進むと特殊の植物群落に被はれた石灰岩山が多數急立し、珍奇な花を附ける *Holarrhena*, *Exteum tetragonum*, *Dillenia*, *Hookeria*, *Decaschistia* 等が繁茂する開豁なサヴアンナと仙人掌樣の *Euphorbia* や *Dracaena* 及 *Pandanus* の諸種が目を奪ふ。北緯八度近くでは羽狀灌木 *Baeckea frutescens* が優勢でカユプテの灌木や旅行者が始終目擊する羊齒 *Pteridium aquilinum* が生育する砂質地の低林を見る。トウン・リン連絡驛からチユムポーン迄は夜行となるが、後者以北六〇粁間は起伏あるサヴアンナ及小數の樹木が散點する開けた草丘を見る。之は開墾の遺相で、年々の草火事が復林を妨げてゐる。草は栽培業者の害敵ララン草で、山頂に伐殘された

樹木の多くは椰子(*Livistonia sp.*)、水流沿ひには *Pandanus furcatus* が普生してゐる。プラチュアプ・キーリーカン附近では國境山脈中の高山が車窓から仰がれるが、その上部は常綠林、下部はルアク(*Ruak: Thyrsostachys siamensis*)と呼ぶ小竹の多い籔林である。停車場には屢丸太を堆積してゐるが、大丸太は通常花欄で、小丸太は黑檀である。之から以北は後生林及開豁な灌木多く、屢有棘竹(*Bambusa arundinacea*)が繁茂し、處々に米田が散在する。(1)ペチャブリー(Petchaburo, Petburi, Bejrapuri)に近づくと米田の畦に多數のトデイー椰子(*Borassu flabelliifer*)が栽培され、幹には無花果屬の氣生植物が附著し、蘭も普通に見る。右市以北は主として米田であるがコガネシダ、*Phoenix paludosa*、シマアブヒ等が普生する鹹澤も目擊する。

(註) (1)地方人はムアンパット(Muang Pet)と呼ぶ。

メー・クロン河を渡ると所謂メーナム・デルタが續く。盤谷附近の植物群は、幾世紀に亘る人類移住の影響を深く受け、原始林の痕跡は殆ど之を見ないのみならず、標高數呎の冲積硬粘土上にあること、鹹の影響ある水路網下にあること、乾燥及氾濫の劃期あること等地理的及氣候的影響も著しく受けてゐる。高潮時に沿岸が浸水する大水路附近には紅樹林があり、デルタ上唯一の原始林の痕跡をなすが、本林も亦防岸用又は薪炭用に栽植されたものが屢ある。本林中最優勢樹はラムプー又はパート(Lampu or Pat: *Sonneratia acida*)で、有棘葉灌木 *Acanthus ebracteatus* も普生する。樹木を見ない小堀割の沿地等には無數の菅類、前記 *Acanthus*、タコノキ、綠色の圓形大果及白色星狀花を附ける小木の *Cerbera Adollam*、羊齒等が繁茂し、之にシマハマグルマ、シヒノキカヅラ等無數の攀綠植物が蔓延して居り、又その水面にはホテイ草、アサガホナ、浮草等が繁茂してゐる。沼澤地の植物群落も略同樣で蓮、睡蓮等が栽培される。河口附近の紅樹林では *Sonneratia* の代りに *Bruguiera*, *Avicennia*, *Xyloocarpus*, *Ceriops*, *Rhizophora* が優勢である。右の外河畔にはニッパ椰子を屢目擊し、殊に河口には廣面積に亘つて繁茂してゐるが、殆ど栽培物である。又枝下三〇米に及ぶ立派な二羽柿科のヤーン(*Xang: Dipterocarpus alatus*)を混じた半自然林を往々古刹の境内に見ること

もある。該地方の爾餘の植物群落は殆ど現在又は曾て栽植されたもので、米田には殆ど一年生の右兩者及野生植物が生育するが、顯著な乾・雨兩期に各々相異つた相を呈する。作物が熟し始めると田面に草が蔓延し、刈取後は低い毛氈となる。毛氈中優勢な草は *Sporoblus* の諸種で氾濫季には播種して枯死する。作付中には無數の菅や雜草が生育し乾期には休眠する。一轉して盤谷市內の植樹を見るに、街路樹中最も普通樹はギアナ原產の *Enterolobium saman* で、其他屢々目擊するものに阿弗利加原產のオホバマホガニー、馬來原產の花櫚、暹羅自生のソーク (*Saraca Zollingeriana*)、シマボウ、タガヤサン、大風子等で、庭園植物中には鳳凰木が風景畫題を提供してゐる。尙盤谷附近に生育する植物は約五、六百種、其の七三%が自生植物、殘餘は輸入植物で、その三五%は熱帶亞米利加から輸入された。最も普通な栽培植物約三百種に就いて見るに、約二六%は熱帶亞米利加から、三八%は其他の熱帶からの輸入、七%は原產地不明で、自生植物は二九%に過ぎない。

北方鐵道に乘ると一八〇粁間は米田で、其の間開豁な低林や竹籔を見る。ウタラデイットを過ぎると斧鉞の跡歷然たる森林地帶に入り、北緯一八度を越えて眺める低山は主にチークを豐產する混合落葉林で被はれてゐる。メー・ヨム流域の山は、上部はパー・デアーン林、下部は右混合落葉林である。爾後チエンマイ迄はパー・デアーン林が普通で、混合落葉林は主に谷を占めてゐる。東北線沿線はコーラート迄はドーン・パヤー・フアイ乾燥常綠林で、爾後ウボン迄は主にパーデアーン林をなす。東方鐵道の終點アラン・プラテート (Aranya Pradesa or Aran Pradhet) からクラビン (Krahin or Krabinburi) 迄はパー・デアーン林が幾粁も續いて居り、本林の特長たるテン及ランの他ヒエン (Hieng)、クラート (Krat)、プルアン (Pluang) 等の二羽柿科樹を見る。驛々には花櫚・紫檀等の丸太が伐出されてゐる。爾後盤谷迄は米田が多く、時折サケアー (*Combretum quadrangulare*) の灰綠色の小林を見ることがある。

一〇 動物

軟體動物――暹羅の軟體動物は水產陸產共に著しく豐富多種であるが、一般に隣接諸邦の相に酷似し、重要な特長はない(「水產業の部」參照)。

昆蟲――暹羅產鱗翅目中蝶亞目の硏究は殆ど完成し、記錄された種は約七〇〇に上るが、動物地學上の區別を明示し、季節に對する高度の感受性を有する例が多い點で注目される。最も目立つのは暹羅人が「巨蝶」と呼ぶ鳳蝶である。蛾亞目は數千種に達する見込で、既に記錄された種は三七五、中一四種は新種である。因に農務當局は農作物の害蟲に關し貴重な硏究を行つた(「農業の部」參照)。蜻蛉目も恐らく幾百種に上る筈であるが、其の中八二種(中五種は新種)が屬種を決せられたに過ぎない。双翅目殊に偏在性蚊も多く、既に採集された種は約一〇〇(中二〇は新種)、ハマダラ蚊は極普通で一六種に上る。直翅目では蝗蟲上科(殊にその短觸角種)が最も豐富で、半雨棲性の *Tryxalinae* 及 *Pyrgomorphinae* も屢々米田で目擊する。其の他蜚蠊科・蟷螂科・竹節蟲科・螻蛄等も甚だ豐富多種である。鞘翅目も唐冠亞科・瓢蟲科等大小多數に上り、所屬の決したもの丶みで既に二〇〇種を超えてゐる。膜翅目及有吻目の諸蟲は勿論豐富に遍在し、總翅目では二二種が記錄されてゐる。

甲殼類及魚類――「水產業の部」に後述する如く甚だ豐富多種に上る。

蛇――蛇亞目は暹羅に於る動物の顯著な特長をなすが、その種數及被害は印度及馬來群島に比して尠い。本目の硏究は殆ど完成して居り、既に記錄された種數は九五(別に海蛇亞科約二〇種)に達し、小は蠕形動物樣の盲蛇屬(七種)より、大は錦蛇屬(他國產に比して小)に亘る。最も豐富多樣に上るものは山楝蛇科で、海蛇亞科を除いて尙三一屬七五種に上り、殆ど無毒である。本科には小圓突起を有する寬い袋樣皮で被はれ、長さ二・五米、異常な胴周を有する象鼻樣の怪物 *Acrochordus javanicus*、木から木に跳ぶ *Dendrophis pictus*、鼻部に一對の觸角樣長突起を有する水蛇の一種 *Herpeton tentaculum*、ドグロを巻けば頭を隱して短圓尾を立てる所謂兩頭蛇 *Cylindrophis rufus* 等珍奇なものが多い。陸生有毒蛇は比較的少く、今日記錄されてゐるもの一三種、その二種はコブラ、三種は珊瑚蛇、三種はクレイト、五種は蝮である。最大で最も危險な毒蛇は象さへ斃死せしむるキング・コブラ(最長五・五米)で

全國の密林に棲み、普通のコブラ(一・九米以下)は盤谷市中にさへ居り、食用に供せられる。珊瑚蛇は二種のみで山地に棲み、體長の約三分の一の箇所に毒線を有す。クレイト(最長三米)は全國に發見され猛毒を有するが、怯懦で被害は稀少である。蝮中三種は波布屬である。海蛇亞科は大河の下流、暹羅灣、半島西岸等に多數(六屬一九種)棲み、中一三種は *Hydrophis* 屬、總て致命的猛毒を有するが、咬害は稀有である。

蜥蜴――目下記錄されてゐる暹羅產蜥蜴亞目は六科七五種で著しい變化があり、家屋の內外を問はず廣く分布してゐる。守宮科は約一七種、屋內種には啼聲で有名な長さ三〇糎に及ぶゲツコー (*Gecko verticillatus*) がある。飛蜥蜴科は六屬二〇種餘、主に樹上に棲む。兩側の廣い膜翼で空中を滑走する美麗な飛蜥蜴屬が最も優勢(一一種)で、其の他カメレオン樣變色力あるもの、怒ると脇腹を膨らます斑紋の美麗な食用種 (*Liolepis belliana*) もある。肉及卵を食用とする大蜥蜴科はヒア及タクアトと呼ばれて四、五種水邊に普棲し、三・五米に及ぶものがあり、屢旅客を驚かす。其の他蜥蜴科は四屬二七種(殆ど陸棲)に上るが、金蛇科及デイバムス科は各一種を有するに過ぎない。

蛙及蟇――害蟲を貪食し且つ食膳に上る點で人類に貴重な奉仕をなす蛙や蟇は、暹羅の動物相の顯著な要素で、今日記錄された種は約六〇に上るが、遠隔の地は殆ど採集されてゐない。蛙は一一屬四七種が記錄されて居り、その中世界的な赤蛙屬は最も優勢で約二三種、次いで穴居する蛙が三屬四種、姬雨蛙が七、八種に上り、廣く分布してゐる。蟾蜍屬(四種)の一種 (*Bufo melanostictus*) は盤谷地方に普棲し、*Megalophrys* 屬(五種)は殆ど山地に見る。尙水邊に穴居する盲目の蠕形動物樣無尾兩棲類 *Ichthyophis* (二種) の一種は盤谷附近に普生する。

鰐――暹羅產鰐には二種があり、一種 *Crocodilus porosus* は諸河の下流(時には海中)に普棲し(殆ど六米以下)、一種は所謂暹羅鰐 (*C. Siamensis*―殆ど四米以下)で、主に中部及半島の河川湖沼に棲み、食用に供せられる。兩者共主として魚食するが、殆ど各種の動物(殊に後者は犬)を貪食し、屢人類に危害を與へる。極めて狹長な嘴を有するトミストマ屬もタレー・サーブ內海に棲み、大は四米餘に達する。

龜――「水產業の部」參照。

鳥――暹羅の動物中最も博く知られてゐるのは鳥類である。最も優勢なのはジャングル・クロウ (*Corvus macrorhynchus*) で全國に豐棲する。其の他優勢な科には鴉科(諸種の鵲、殊にラケツト形尾の黑色鵲が顯著)、多辯で小群をなす椋鳥科(約一二種)・知目鳥科・鶇科・鶯科・鶲科・鳥秋科・金腹科・雀類・大は三五糎餘から小は一四糎に亘る翡翠科(一四、五種、ヤマセミ、セウビン、カハセミ最も普通)・梟鴟科(約一〇種)・怪鴟科(三屬約五種)、燕巢を作るアナツバメを含む雨燕科(「水產業の部」參照)・暹羅產鳥類の顯著な特徵をなす啄木鳥科(二〇屬四〇種)・前後に各二趾を有し金鎚音樣啼聲を發する五色鳥科・杜鵑科(一三屬二五種)・鸚鵡科(二屬七種)・鷲鷹科及コンドル科の肉食鳥・鳩鴿科・マクヂヤクや野鷄を以て代表される大科雉科・鷺科・鸛科・朱鷺科等の魚食鳥・秧鷄科・千鳥科(一〇餘屬)・Parridae・燕千鳥科・鷗科・雁鴨科があり、美鳥として著名な鵠科及廣嘴鳥科・西半球の蜂雀に比肩する纖美な小鳥太陽科・巨大な嘴と嘴上の角冠と特異な習性とを以て著名な犀鳥科等に屬する鳥も豐富である。

哺乳動物――靈長目は多種豐富であるが、就中手長猿屬(殊にその白手種)、ラングールと呼ぶ尾長猿(約一二種六亞種)、小猿の獼猴屬(一〇種餘)が全國に豐棲する。哺乳動物の大御所象は全國に豐棲するも、文明の進步殊に農地の擴張により分布界を漸減されつ丶あるが、多數飼養され、「生きた機械」として人間に貴重な貢獻をなしてゐる。一角の *Rhinoceros sondaicus* 及二角のスマトラ犀はその血と角を漢藥に供する爲蠻民に追はれて漸減しつ丶あり、馬來貘も半島に棲む。野猪は廣く豐棲して屢巨大なものを見、鹿科には小笠原鹿外數種及羌屬が廣く分布し、地方によりては右兩科の中間にあるトラグルスが豐富であり、高山にはスマトラ羚羊も棲んでゐる。野生水牛には飼養種と同種の水牛の外に黑色及赤色の兩種を見る。猫科の王は勿論虎 (Felis tigris) で豹と共に全國に普棲し(南部には黑豹を見る)、飼猫には東南亞細亞

に普生する一變種の他に暹羅特有の二變種があり、その中の一變種は緑眼で、均一な青白黄褐色に配するに尾及耳の先、四肢、及鼻口部の暗褐色を以てし、他は一様に鮮紫色を呈して黄眼を有し、暹羅猫として歐米の愛猫家に珍重される。麝香猫屬・ハクビシン屬・川獺等も數種あつて稀でなく、其の他全國に分布するヂヤカル及野生犬、南部産の馬來熊、北部に棲む西藏熊等の食肉動物も居り、*Galeopterus, Jupaia, Pachyura, Crocidura, Paracaptor* 等の食蟲動物も棲む。翼手目たる蝙蝠は甚だ多種豊富で、暹羅で記錄された種は六〇餘、食果種には世界最大の蝙蝠で樹上に群棲（時には數千の大群をなす）し、夜間果樹園に著大な被害を與へる大蝙蝠屬（三、四種）の他諸屬を見、昆蟲の捕食により人類に貢獻する食蟲類には約二〇屬があり、菊頭蝙蝠屬及神樂蝙蝠屬が種數殆どを占めてゐる。暹羅の哺乳動物中最も豊富なのは齧齒目で、栗鼠は七〇種及變種、家鼠の同屬は五〇種及亞種が記錄され、野兎も全國に豊棲する。肉は食用に皮は漢藥に供せられる穿山甲は暹羅唯一の貧齒動物である。海棲哺乳類には鼠海豚屬・海豚屬・小鯨・儒艮があるが、研究が甚だ不完全である。

一　年代記摘要

年	
一三五〇	アユタヤーに新王朝建設
一六三〇	山田長政六昆にて薨ず
一六五九	コンスタンチン、ファウルコン來暹
一七六七	アユタヤー緬甸軍の爲に陷落
一七八二	現王朝の祖チヤオ・プラヤー・チャクリー盤谷にて登位
一八五一	モンクツト王登位
一八六八	チュラロンコーン王登位
一八九三	佛・暹事件、湄公河以東の老撾を佛國に割讓
一九〇七	パッタムバンを佛國に割讓
一九〇九	ケランタン及トレンガヌを英國に割讓
一九一〇	ワヂラウツト王登位
一九一七	獨・墺に宣戰布告、歐洲遠征軍派遣
一九二四	日・暹條約調印
一九二五	プラチャティポック王登位
一九三二	六月立憲革命、十二月恒久憲法發布
一九三五	三月ラーマ七世退位、アナンタ・マヒドーン王卽位

スコータイ＝スワンカローク王朝時代　黎明時の暹羅には、全地に亘りて多數のモーン・クメール（Mon-Khmer）人種竝に東埔寨より移住した種族が散住してゐた。其の最古の居留地スコータイ（Sukhotai）は、紀元前三〇〇年頃既に可なりの村落をなし、婆羅門教を奉じてゐたが、約二世紀の後西長プラヤー・タマラーヂヤー（Phya Dhammaraja）は同地方の王となり、一子を同市に殘して新都スワンカローク（Swankalok）に遷つた。爾後兩市は交互に首都となり、スコータイ・スワンカローク王國と稱へて、漸次强大となり、クメール及ラオ諸國を降して附庸國となし、東埔寨の羈絆を脫すると共に、夙に特殊の字母を用ゐ、文學美術興り、交易廣まり、傑王プラ・ルアン（Phra Ruang）の治下に於ては繁榮の極に達して、東は湄公より西はサルウイーンの兩河、北はチエンマイより南は馬來半島に及ぶ大帝國となり、威風四隣を壓した。併し同王の死（約一〇九〇年）後は漸次凋衰を辿り、王朝とは名のみにて威令再び行はれず、アユタヤー王朝興るに及びては單に一地方官たるに過ぎざるに至つた。

ラオ族の擡頭占勢　當時北境山地に居住せしラオ・タイ（Lao-Tai）種族の一支族たるラオ族は、漸次其の數と勢とを加へ、西曆五七五年の頃は現今のラムプーン（Lamphun）、チエンセン（Chiengsen）等に强力なる王國を建設し、爾後幾世紀に亘り遠く南征してクメル諸國を侵し、諸地に居留するに至つた。プラ・ルアンの死後、ムアン・ハン（Muang Hang）の酋長シイタマラーヂヤー（Sridhammaraja）はスコータイ王軍を擊破してピサヌローク（Pisanulok）に首都を定め、其の子ケサラ・シマ（Kesara Sina）をスコータイの王女に入婿せしめてローブリー（Lopburi）王に封じた。併しシイタマラーヂヤーの死後は急速に衰落し、後者が代つて中樞となつたが、ケサラシマは登位後間もなく東埔寨、次いでペグーに敗戰し、ナライ（Narai）王のノンサノ（Nong Sano）遷都（約一一八〇年）の頃迄、同時に東西二强國の附庸國たる奇現象を呈した。十三世紀の初葉に當り、支那西南部に居住せしラオ・タイ種族の一支族タイ（Tai）族が、忽必烈に驅逐されて北部暹羅に移下するに及び、先住ラオ族は逐はれて最終最大なる南進を始め、ノーンサノ王國を侵してスパンブリー（Supanburi）に首都を建設し、更に南進して半島を蹂躙したが、スパンブリー王プラ・チヤオ・ウトーン（Phra Chao U Thong）はノーンサノ市を牧めて新都アユタヤーを興した。

タイ族（暹羅人）の發祥　如上南移したタイ族は、總て前住モン・クメール族の文物及習俗を取入れ、力めて之と共婚した結果、之等の混血人は急速に增加し、古來暹羅に占住する諸國を總稱するに用ゐたシアマ（Syama, 漸次Siam と轉訛）なる語を以てシアマ人と呼ばれるに至つた。之卽ち今日暹民の中樞をなすタイ（Thai—自由の義）族の發祥である。

アユタヤー首都時代（一三五〇—一七六七）　プラチヤオ・ウトーンがプララマ・テイボディ（Phra Rama Thibodi 一三五〇—六九）なる稱號の下にアユタヤーに君臨するやスコータイ、スワンカローク王國の全土を奪回統一し、今日尙繼承されつゝある優秀なる諸法規を編纂して、アユタヤー朝四〇〇年の基礎を置いた。爾後其の後裔が相承けて王位に登り、東埔寨及チエンマイを蹂躙して國勢次第に加つたが、マハー・イン（Maha Indra）の治下に執拗なる緬甸の攻擊を受けて首都は破壞掠奪され、正に滅亡の悲運に際會せんとした。時にプラ・ナレースワン（Phra Naresuen）起ちて（一五六五年）再三再四緬甸及東埔寨軍を破り、更に進んで其の首都を蹂躙し、三〇年を出でずして祖國を北緯四度—二一度、東經九六度—一〇六度に亘る鞏固なる大帝國となした。其の死（一六〇五年）後三代を經て一大革命起り、政權は貴族であつたプラ・チヤオ・プラサー・トーン王（Phra Chao Prasat Thong）に僭取され、其の子プラー・ナライ（Phra Narai）の登極（一六五五年）後約三〇年間は平和に繁榮し、商業美術大いに興り、對歐外交確立され、極東の一强國として西歐に博知せられるに至つたが、一希臘人幸相の野謀は暴動となり、結局一高官プラ・テープラージャー（Phra Thepraja）が擁立されて登位（一六八八年）した。同王は外交を更新し貿易を再興したが、死後再びナライ王の一子が王位を回復した。併し爾後二代を經たるソムデツト・プラ・マハー・ボワーン・ビニツト（Somdet Phra Maha Bowarn Bhinit）の治下に、十六世紀末葉より中絶してゐた緬甸の侵擊を受けて、首都は重圍に陷り、防戰力闘も空しく、終に一七六七年に陷落し、王は誅戮され市民は捕虜となり、諸記錄は湮滅し、四百有十七年に亘り權勢飛鳥を落したアユタヤーは一朝にして灰燼に歸した。

歐人渡來とルイ十四世の野望　十六世紀の最初葡萄牙人はアユタヤー其の他諸港に渡來して主として貿易に從事したが、約一世紀の後英・和蘭も暹羅領海に出現するに及んで、葡人は衰微し蘭人代つて繁榮した事等に就ては「商業の部」に詳述する如くである。一六五九年一希臘人コンスタンチン・フアウルコン（Constantine Phaulkon）來暹し、時の國王プラ・ナライの宰相に榮

達するに及び、英・佛も招かれて貿易に參加し、貿易興つて當國は一時大いに繁榮した。茲にルキ十四世は羅馬加特力教の布教中心地としてアユタヤーを選び、一團の布教師を派遣したが(一六六二年)、右宰相は佛相コルベーと呼應し、佛王を動かして當國上下を基督教に改宗せしめ、之に佛國の最上權を樹立せんとし、數多の兵艦を送らしむるに至つて、茲に內亂勃發し、王は幽閉され右宰相は誅戮され、歐人商人は悉く國外に驅逐された。

日本人の渡來と覇業　邦人のアユタヤーに鞏固なる居留地を形成したのはプラ・ナレースワン王の時代にて、本邦文獻には、慶長(一五九六—一四)年間長崎の商人津田又左衞門渡暹し、壯士六、七百人を率ゐてペグーの入寇軍を擊破し、王の寵遇を得たとあり、又其の後アワ(亞華)の入寇に際しても木谷久左衞門起つて邦人軍を統べ、首都の危急を救つて國政に與るに至つたと云ふ。一世の奇傑山田仁左衞門長政の渡暹したのも此の頃にて、次帝エーク・トサロット(Ekathotsarot)に仕へて邦人よりなる近衞兵の指揮官となり、王に勸めて家康と修交せしめた。次いでソンタム(Songtham、一六一〇—二八年)王登位し、一貴族を處刑するに及び、其の一味の邦人の二八〇名は反亂を起し、王に迫りて諸種の條件を承諾せしめ、首都を包圍掠奪してペチャブーン(Pechaburi)に籠つたが、間もなく王軍に擊破された。併し王は前約の全部は破棄せず、邦人も之を悉く國外に放逐しなかつたものゝ如く、後年尙長政の指揮する邦人の近衞兵は存續してゐた。長政は功績多く德望高く、王の厚遇を受けて頗る重用され、先づ脞普剌(現今のPhya)後にプラヤーセナービモック(Phya Senaphimuk)に敘せられた。王の薨去に先ち夫々王弟及王の長子を擁して陸軍大臣及ピアー・シー・ウオラウオン(Phya Sri Worawong)の間に王位繼承問題を起し、長政及其の麾下にある邦人軍六百の同意を得んとして五に策動したが、長政は本邦家督相續の慣習を可として王子擁立を王に內申するに及び、終に新帝ジェッター(Jetta 御年十五歲)の登位(一六二八年)を見た。然し幼帝擁立はピアー・シー・ウオラウオンの野望達成の具に過ぎず、彼は王弟以下反對黨を殺誅して兵馬の實權を收め、諸臣を煽動して、在位二年に充たぬ幼王を弑虐し、長政を說いて自ら登位せんとしたが、長政は王弟アテイタヤウオン(Athityawong 十歲)の登極を主張して肯かず、彼は止むなく一時長政に同意したかの如くに裝ひ、先づ野心遂行の一大障害たる長政を遠ざけんとして甘言を以て、長政を反服常なき六昆(ナコンシータムマラート)の總督に赴任せしめ、機を逸せず先づ攝政となり、次いで事を設けて幼帝を弑し、終にプラサー・トーンの稱號の下に登位したが、同王は自己の安寧を圖る爲間もなく長政を毒殺した。其の子オイン(Oin 阿因十八歲)は復讐せんとして起つたが、偶々留任して居た前總督の奸策の爲成就せずして邦人の大部分と共に柬埔寨に逃れ、後年戰死したといふ。其の他の邦人は前に逐放せられた多數邦人を引具して再びアユタヤーに歸つたが、王は之を拒だ爲れ、一六三二年の雨季、夜暗に乘じて日本人町を急襲し、之を滅盡せんと企圖するに及び、邦人の多くは河中に遁れ、激戰しつゝ柬埔寨に走つた。時恰も寬永九年にて、爾後少數の邦人は尙在留し、一六三四年のバターニー遠征にも參加したものゝ如くであるが、昔日の活躍と面目とは全然其の影を斷つに至つた。

盤谷遷都とチャクリー王朝　アユタヤー陷落前チャンタブーン地方に遁走した一官吏タークシン(Thaksin—鄭昭)は兵を糾合して、アユタヤーに迫り、緬甸の守備隊を一蹴して現今の盤谷市の對岸トンブリー(Tonburi or Tanaburi)を卜して首都と定め、南は半島より北はルーアンプラバーンの北境に至る暹羅全土を回取した。次いで前王朝の朝臣ピアー・チャクリー(Phya Chakri)が推戴されて登極し(一七八二年)、緬甸と勝戰して半島緬甸を回取し(一七九二年)、帝都を東岸に遷した。之が所謂チャクリー現王朝の第一世にて、後世プラ・プッタ・ヨート・ファー・チュラローク(Chr aBuddha Yod Fa Chulalok)と呼び、ラーマ一世(Rama I)と稱するに至つた。

チャクリー王朝系圖—

1782—1809　Phra Buddha Yod Fa Chulalok Maha Chakri Baromat. (Rama I)
1809—1824　Phra Buddha Laes La Nabhlaya Maha Isara Siuttorn (Rama II)
1824—1851　Phra Nang Klao Maha Jetta Bodintorn (Rama III)
1851—1868　Phra Chom Klao Maha Mongkut (Rama IV)
1868—1910　Phra Chula Chom Klao Maha Chulalongkorn (Rama V)
1910—1925　Phra Mongkut Klao Maha Vajiravudh (Rame VI)
1925—1935　Phra Pok Klao Maha Prajadhipok (Rama VII)
1935—　Somdech Phra Chao Yu Hua Ananda Mahidol (Rama VIII)

二　近　世　史

王子ラーマ二世卽位の年、附庸國たる柬埔寨を救援して安南入寇軍と交戰したが、結局バッタムバン縣のみを併合して和戰した。其の崩御に當り一庶子が正嗣を排して篡位したが、新帝は英・米と條約を締結して對歐外交を更新し、一八二八年にはウキエン・チヤン(Wieng Chan)の反亂を鎭定した。

右王の薨後ラーマ二世の正嗣モンクット王子が迎立されたが王は學德高く、內外上下の實情に通曉した明帝にて、一八五五年の對英新條約を始め、佛・米(其の翌年)、丁株及ハンザ同盟市(一八五八年)、葡萄牙(一八五九年)、和蘭(一八六〇年)、普魯西(一八六二年)と條約を結んで外交・貿易を開き、內治を改善し、交通を開き、工業・敎育に力める所大であつた。

次帝チュラロンコーン王は幼にして登位したが、爪哇、印度及歐洲に外遊して近代文化に觸れ、諸般の大改革を敢行した。卽ち行政各部に於て封建制は漸廢され、徐々に奴隷を廢し、法規は地方酋長の所領にも及ぼし、司法制度を改良し、官吏の俸給統一を斷行し、財政の基礎を固め、徵租制度を改善して租稅の諸負を廢し、一八八五年には郵便電信事務を開如し、一八九二年以來着々鐵道を建設し、軍制を改新して徵兵制度を採用し、公開賭博及阿片吸飮の漸廢を圖つた。

佛・暹事件　此の頃暹羅は、佛國の植民地擴張の犧牲となつて一大危機に遭會した。一八八八年、佛國は曾て其の保護國安南の所領たる湄公河以東の暹領の返還を要求したが、暹羅は之を容れず、境界を劃定し得る迄右地帶を中立地帶とすべき提案をなし、佛國は一時之を受諾したが、爾後五に違約を問責し合つて紛糾を重ね、終に一八九三年安南軍は右諸地を占領した。茲に暹羅は本事件を仲裁々判に附せんと提議したが、佛國の容れる筈なく、偶發した佛國官吏の殺害を暹羅守備軍の所爲となし、軍艦を派して盤谷及暹羅灣東岸を封鎖し、同年十月諸種の屈辱的條件を承認せしめ、更に條件の履行促進に名を藉りて一九〇四年迄チャンタブーンの軍事的占領をなした。然し佛國勢力の西進を欣ばぬ英國は、一八九六年佛國と協定を遂げて暹羅の獨立を保證し、次いで一九〇四年及一九〇七年の對佛條約及一九〇九年の對英條約により、今日の東部及半島國境外の所領を失ひ、代償として兩國の治外法權撤廢を得るに至つた。

ラーマ六世及先帝の內・外政刷新　一九一〇年十月二十三日英帝ラーマ五世崩御、王子ワーチラウッド殿下王位御繼承、先帝の偉業を完就し、國民を善導して庶政の改革を斷行、更に國民意識を充實せしめるに力を致された。他方外政に於ては、世界大戰に際し獨・墺に宣戰布告して遠征軍を派遣、日・暹條約の調印等あり、英遞に在らせられて同國の治績大いに擧つたが、一九二五年十一月二十六日在位十五年にて崩御あらせられた。同年は佛・英・獨・丁・葡・西・蘭・瑞八國との新條約を締結し、英國との仲裁々判條約に調印したるを以て記念すべき年であつた。之等新條約を以て暹羅は司法上及關稅上の自主權を獲たが、之は列强に當國々政の進步を認められたる證左である。

王弟プラチャティポック殿下王位を御繼承、直ちに國政諸般の諮詢機關と最高顧問會議を創設せられ、又只管經費節減によつて豫算の均衡を回取する爲に、皇帝自ら多額の王室費を削減して親しく範を垂れさせられ、行政整理の斷行を初めとし、對外通商條約の改正、樞密院法・其他諸法規の發布等內治外政に盡くされ、暹羅の治政は著しく改善されるに至つた。

三　立憲革命

暹羅は建國以來國家の政治と王家の家事との間に明確な區別がなく、それが稍區別せらるゝに至つたのは前世紀の九十年代のことで、二十世紀も三十年代に至るまで舊時代の遺物たる君主專制政治が依然繼續せられてゐたわけである。然し國民の間に專制政治に對する不平がなかつた譯ではなく、ラー

マ第六世(一九一〇―二五年)在位時代の一九一二年に專制政治打破を目指した革命が企てられ、未然に發覺して數十人の關係者が逮捕並に處罰せられて落著したことがある。先帝ラーマ第七世は比較的自由思想に富まれ、現に立憲革命の突發した時には、皇帝は恰も南暹ファ・ヒン離宮に於て既に完成してゐた欽定憲法の草案を再吟味してゐられたといふ事實があり、立憲政治創始の御志は御卽位の當初から保持せられたもので、卽位後間もなく、久しく有名無實の存在であつた樞密院を改革して、各省官吏の內から四十人の委員を選任して、重要法案の審議機關とせられたのであるが、その改革案發布の詔書に於て「此の度の改革の趣旨は、將來政治革新の機運到來に當りて、其の實行を容易ならしむる爲に各員をして會議討論の術に熟せしめんとするにある」と述べられてゐるに見ても陛下の御意の存するところを知ることが出來る。更に之よりも一層重要で注意さるべきものは最高諮議院の創設であつた。最高諮議院は最高級の皇族四名乃至六名を以て定員と爲し、皇帝の親裁する國家最高政策決定機關として、內閣會議の上に立つものであつた。當時にあつては、ラーマ六世治世中に於ける所謂嬖臣政治に對する反感があつた爲國民は均しく此の擧を歡迎した。然し爾來皇族の政治上に於ける地位は著しく重要の度を加へ、最高諮議員顧問官が官制上皇族の獨占するところであつたばかりでなく內閣諸大臣の地位も皇族を以て充てられるものが漸次多くなり、立憲革命勃發の當時には九人の大臣中六人まで皇族に依て占められ、暹羅の政治は、その實質に於て君主專制と言ふより、寧ろ皇族專制と言はるべき觀を呈し、而も皇帝を圍繞して最高諮議院に據れる皇異母兄ナコン・サワン殿下を初めとせる最高級の皇族は何れも事大保守を念とする人達で、內政上にも外交上にも只管現狀維持を事とするばかりでなく重要官吏の登用に付ても依情の措置が少くなく、又所管事務に關しても私利を營む者があるとの巷說が宣傳され、政府の施政中には個人的趣味を滿足せしむる爲に國家の施政を弄び、國民の利益を犧牲に供して憚らぬといふが如き幾多の非難があげられ、國民の皇族政治に對する不平が次第に醞釀して來た。元來暹羅に於ては國家統治の大權は人民に發するもので、國王には學德を具へた者を推戴し、人民に代つて大權を行使して貰ふものと信ぜられて來たので、此等の皇族は實は皇帝の英明を蔽ふ君側の奸であると考へられた。然しかゝる皇族專制政治の積弊を是正すべき手段は既存制度の下に於ては全然望みなく、又革新の意嚮を有せらるゝ皇帝も元來蒲柳の質である爲右の如き皇族專制の弊害助長は却つて濃化する傾向にさへあり、而も一般大衆には政治的訓練がなく、言論の實質的自由もないが故に、輿論を喚起して革新の氣運を促進し、合法的平和的手段に依て立憲政治を斷行して政界に改新の氣を注入すると言ふが如きは百年河淸を待つに等しく、此際斷乎として直接行動に出で、守舊頑迷の一派を排除するの外は無いとの見解を持する革新派が漸次擡頭するに至つた。更に此の革新派の蹶起を促した原因として擧げらるゝのは、世界經濟恐慌の影響が一九三〇年頃から漸次暹羅にもその重壓を加へた點であつて、暹羅の最重要產物たる米の輸出は極度に不振となり國民生活は全く不安に陷り、政府の歲入缺陷亦甚しく、一九三二年度に於ては遂に豫算編成難を告ぐるに至つた。之が爲政府は各種事業の中止又は繰延を行ひ、一般政費に節約を加ふるの外、多數官吏の罷免を實行したのみならず、他方種々の新稅賦課又は增稅を實行することゝなつたに拘らず、財政の內容に關しては毫も之を國民に開示して其の理解を求むるの措置は取らなかつたので、一般有識階級の不平は俄に昂進して、或は直接皇帝に上書して救濟を求め、又は納稅者たる國民に參政の機會を與ふる必要を叫ぶ者等漸く多きを加ふるに至つた。

　此の間暹羅に二流の革命計畫が熟しつゝあつた。一はルアン・プラヂットを中心とする文官派、一はプラヤー・パホン大佐を中心とする軍部の一派であつたが、此の二派は遂に合流して、人民黨の名の下に一九三二年六月二十四日の拂曉事を擧ぐるに至つた。先づナコン・サワン殿下を初めとして、舊政府の權勢者四十名許りをアナンタ・サマコム宮殿に幽閉し、陸海軍部の完全なる結束の下に瞬く間に首都の實權を收め、革命の主旨を印刷したビラを撒布して宣傳に努めた。一方、砲艦スコータイにて特使をファヒン離宮に派遣して「人民黨は立憲君主政體の樹立を主眼とするもので、陛下には卽時首都へ御歸還の上立憲政體の下に統治」せられんことを要請した。皇帝は、「國民

の安泰」を惟ひ、又「國際關係紛擾擴大」に依て之に乘ぜられんことを恐れて右要請を受諾せられ、二十六日早朝還幸、直ちに人民黨代表者に謁見を賜つた。かくして黨代表者は、ルアン・プラヂット起草に係る憲法草案を捧呈して、御署名を請ふた。陛下は之を御檢討の上、同案は暹羅の現狀に徵して不適當であり、更に理想的なものを起草するといふ條件の下に翌二十七日「假憲法」として之を裁可された。此の間僅に四日間、近衞師團長プラヤー・セーナー少將の負傷以外には、何等流血の慘事を見ずして、輝かしい暹羅の立憲革命は成就した。それより直ちに假憲法に據て指名議員七十名より成る第一期人民代表議會が組織され、元文部大臣のチャオ・プラヤー・タムマサクが議長に選擧され、次いで議會は人民委員會委員長として控訴院長プラヤー・マノーを選任、更に十四名の同委員が選任され、直ちに議會の承認を經た。翌日二十九日には人民委員會の推薦に依て皇帝は國務參議を任命、國務院の成立を見た。茲に注目されるのは、革命の指導者連が悉く無任所參義に甘んじ、重要參議には控訴院長プラヤー・マノーが國務總理兼大藏參議に推されたのを初めとし、舊政府時代の重要人物を以てしたことである。之は政府に對する內外の信用を顧慮した爲であつたが、後述する如く爾後一年間革新政治に重大影響を與ふる禍因となつた。前記監禁者は間もなく放免されたが、皇族の參政權は剝奪され、ナコーン・サワン殿下は國外居住を命ぜられて、現在爪哇のバンドンに謫居中である。

恒久憲法發布　人民代表議會は其の成立直後、恒久憲法を起草する爲に議員中より七名の起草委員を擧げ、その完成に努力を傾注することゝなつた。新憲法草案が一應脫稿を見る迄には四箇月餘の日子を要したのであるが、其の前半期に於ては起草委員會の經過に付ては何等公表されなかつたので、新憲法が果して如何なる主義方針の下に起草せられつゝあるか國民には全く不明で、人心に可なりの不安を與へてゐたのであるが、後半期に至り政局及民心の不安を緩和する必要が痛感さるゝに至つた結果、時局を安定して政權を維持し、意義ある革命建設の事業を進める爲には、皇帝と緊密なる接觸を保ちつゝ、憲法規定中の重要なる主義上の問題に付相互に和協を計つて出來得る限りその制定を促進することが必要であるとの政府內穩健派の主張が容れられ、爾後能く皇帝と接觸を保ち、逐條皇帝の御意見を叩くことゝなり、その內容にも愼重な檢討が加へられて、革命勃發當初に於ける人民黨の宣言に於ては共和制度に迄突進せんとするが如き急進的傾向すら示してゐたのに反し、殆ど欽定憲法とも言ふべき理想案が完成した。十一月三日、草案の脫稿と共に委員會は先づ非公式に之を皇帝に捧呈して御親閱を求めた。皇帝の御下渡しを得た委員會は十一月十五日、之を議會に報告、議會では二十五日より之を本會議に上程し、連日連夜熱心討議の末、十一月三十日を以て可決確定したのであつた。

　憲法發布式が愈十二月十日と決定せられて、政府及人民黨部に於ては其の準備に忙殺され、一般市民も亦多大の歡喜を以て之を迎へようとしてゐた時に際し、嚮に革命の旗擧げに參加したプラヤー・パホン以下五十三名が、十二月七日、人民委員長プラヤー・マノー及國防大臣プラヤー・ラーチャ・ウォンサンに引率されて皇帝に謁見し、革命當時に於ける其の言動に付て、書を奉つて陳謝の意を表し、皇帝は之を嘉納せられたのであつた。かくて一般の空氣緩和裡に恒久憲法の發布式が全國的奉祝氣分を以て擧行された。

聯盟總會に於ける棄權　一九三三年二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て暹羅代表アンパー氏は政府の意を受けて敢然棄權の擧に出で、世界を瞠若たらしめた。暹羅が此の擧に出でたについては、日本の立場に對する深い理解があつた爲ばかりでなく、「暹羅の完全なる獨立自主」といふ革命の指導精神が働いてゐることは見逃せないことであつて、十三箇國委員會の報告案のように滿洲を國際管理下に置くことは、何時か同樣の機會に際會した場合、暹羅に同樣の管理の及ぶことを承認するようなものであることが考慮されたのは明白である。然らば何故反對投票が出來なかつたか。之は暹羅の經濟的實權を握る暹羅在住の數百萬華僑に對する內政上の關係からであつて、近來頓に民族意識を同復しつゝある是等華僑を不用意に刺戟することは、暹羅の內政上重大事でなければならなかつた。卽ち以上の如き內政・外交上の諸情勢が考慮された結果、此の劃期的な棄權となつたのであるが、從

來追隨外交のほかに外交のなかつた暹羅が、兎に角、之に依て自主的外交の方針を中外に明示したことは新興暹羅の意氣を示すものとして注目さるべき擧であつた。

保守派の占勢　恒久憲法發布と同時に總理以下二十名の國務參議が任命され、新憲法に據る國務院が成立、新國務院は二十日に至つて其の施政方針を議會に於て發表し、議會は之に對して信任決議を通過した。かくて新政府は諸般の施設改革に努力を傾注し、革命政府の使命達成に向つて邁進することゝなつた。

然るに翌一九三三年早々から保守思想對急進思想の對立が尖鋭化して來た。人民黨に對抗する右傾的な國粹黨組織問題、官吏の政治的結社加入禁止問題及ルアン・プラデットの唱導する新經濟政策等に關し政府部内兩派に意見の衝突があり、種々の風說が流布されて政局の前途に不安があつたが、果然、四月一日に至つて政府は皇帝の名を以て緊急勅令を發布して、憲法の一部を停止し、第二期議會開始迄との條件の下に議會を閉鎖し、國務院の改造を行ひ、部内急進派の首腦ルアン・プラデット以下五名を共產黨の汚名の下に免職するに至つた。

此の緊急勅令の發布と同時に、其の規定に基く新國務院の組織が發表され、前國務總理プラヤー・マノーを長とする保守派政府が成立した。新政府は報導の統一を口實として、新開其の他言論の自由を極度に壓迫するの擧に出づると共に、他方には四月中に施行の豫定であつた民選議員選擧を延期し、次いでその無期延期を宣言するに至り、從て新政府の立憲政治に對する態度は大いに疑惑の眼を以て見られ、或は舊政體への復歸が目論まれてゐるのではないかとの不安が國民の間に濃厚となつた。

護憲革命　右の形勢が身命を賭けて憲法の獲得に當つた人民黨の人々を動かさずには措かなかつた。此の一派は右新政府の成立と同時に護憲運動を起し、密に政府顚覆の機會を狙つてゐた。然るに六月十日に至り、革命に際しては軍部の指導者として活動し、革命後は引續いて人民委員、國務參議となり、且つ陸軍司令部長官を兼ねて居たプラヤー・パホンを初め軍部側四名が病氣の故を以て辭表を提出し、一切の公職を退くといふことが發表され、國民の間に非常な衝動を與へた。かくて今や立憲革命の首腦者にして、參議として軍職を兼ぬる者はルアン・ピブーン陸軍大佐（當時中佐）のみであつたが、氏は砲兵副監として軍隊中最も有力な砲兵隊の實權を掌中に收めて居り、更に次第に軍隊内の有力部門を管理するに至り、其の勢力は次第に動かし難いものとなつてゐた。

六月十九日夜ルアン・ピブーン配下の軍隊は海軍側と共同して突如行動を起し、プラヤー・パホン大佐を說いて之を擁立し、疾風迅雷的に六月二十日早曉には早くも保守派政權を驅逐して了つた。二十一日には早くも議會再開の詔勅が發せられ、新國務總理としてプラヤー・パホン大佐が任命せられた。護憲革命の樞機に參加したのは、陸軍側ではプラヤー・パホン大佐、ルアン・ピブーン中佐、海軍側ではルアン・スープ少佐、ルアン・ダムロン少佐、文官側ではワーンワイタヤーコーン殿下、元内務大臣プラヤー・スリヤヌパート、元大藏大臣プラヤー・コマラクン及控訴院長プラヤー・ニテイサート等であつたが、事實上牛耳をとつたのはルアン・ピブーン中佐であつた。

次いで六月二十六日には新閣員の任命があり、新國務院が成立し、同日の議會に於て憲法の擁護、立憲革命の理想の實現、並に共產主義の排擊等を主眼とせる皇帝の裁可を經たる施政を發表して、その向ふところを明にした。

十月兵亂　護憲革命に成功したプラヤー・パホン政府は爾後革命の理想遂行に眞摯な努力を拂つたが、その間にあつて舊勢力の復興を目指す政府顚覆の陰謀が次々と計畫された。殊に曩の反動政府に依て共產主義者の烙印を附せられて外遊中のルアン・プラデットが佛國より召還され、國務に參劃することになるや、之を口實として遂に大規模の反動革命が計畫されるに至つた。叛軍の統領はラーマ七世の從兄弟ボワラテツト殿下で、之を繞る主要人物は悉く失意の有力皇族や、プラヤー・マノー一派の右翼派であつた。一味は盤谷駐屯軍の一部を勸誘して、行動を起させ、首都を擾亂に導き、その虚に乘じて地方軍を進めて首都を奪取する筈であつたが、事前に政府の感知する處となり、十月初旬首魁の逮捕令が發せられた。偸袖連は逸早く東北高原

の中心都市コーラートに遁走し、十月十一日同地駐屯軍の一部及鄉軍を率ゐて首都へ向つて進發し、十二日未明には早くも盤谷近郊ドーン・ムアン飛行場を占領して各地同志の蜂起を待つた。然し其の時迄に呼應して起つたのは、アユタヤーの工兵隊のみであつた。

之に對し政府は盤谷に戒嚴令を布くと共にルアン・ピブーンを司令官とする混成討伐隊を組織して邀擊の配備を整へると共に、諸種の宣傳に依り叛軍の自然的崩壞を圖つた。元より叛兵の大部分は欺瞞强制等に依て動かされてゐたもので、十三日頃より早くも志氣沮喪、後退して東北高原に據るべく行動を開始した。政府軍は之を追擊して十六日にはドーン・ムアンを、翌日はアユタヤーを占領、二十三日には東北高原の外壁をなす山地に據つて最後の抵抗を試みる叛軍を攻擊して遂に同夕刻之を陷落し、統領ボ殿下は飛行機で佛領に遁れ、首腦者は何れも遁れて佛領に入つた。

之に依て國民の政府に對する信任は强化し、反動分子と共に政府の弱點も一掃され、爾後二、三の反政府的陰謀が發覺したが、何れも大事に至らず、プラヤー・パホン政府の基礎は著しく鞏化するに至つた。

總選擧の施行　マノー政府に依て實施を阻まれてゐた人民代表議會の第一種議員の公選はプラヤー・パホン政府に依て實施を急ぐことゝなり、八月十五日附官報特別號にて關係勅令が發布された。本選擧は二重選擧制であつて、初め村代表を選出し、次に村代表に依て各縣の人民代表を選出するものである。勅令の發布と共に村代表選擧を管理する郡當局は準備事務を開始し、九月十五日迄に村代表候補者の受付を終り、十月一日より全國一齊に村代表選擧が開始された。次いで人民代表候補者は十月末日迄に届出を終り、十一月に入つて選羅國未曾有の總選擧が開始された。此の間十月兵亂の勃發等の大事件があつたに拘らず豫定通り總選擧は終了を告げ、民選・勅選各同數を以て組織さるゝ待望の第二期人民代表議會は憲法發布記念日たる十二月十日に開院さるゝことゝなつた。當日、皇帝は近衛騎兵の正式鹵簿を以て開院式々場たるドウシット宮殿のアナンタ・サマコム・スローン・ホールに御着、十一時玉座に着かれて、嚴かに開院の勅語を述べられ、茲に歷史的盛事は無事終了した。爾後十二日迄憲法發布一周年紀念と重なつて諸種の儀式が打續き、全國的に祝賀の氣分漲つて盛觀を呈した。

ラーマ七世の退位　一九三五年三月六日、當時御滯英中のラーマ七世陛下は御退位になり、滿九歲五箇月の幼帝アナンタ・マヒドーン殿下が王位を繼承された。

一九三四年八月末政府は議會を通過した刑法修正案を御渡歐中の陛下に捧呈して御裁可を請ふた。同案中、從來の死刑執行には國王の御裁可を必要とする點を改めて之を政府に移すことゝせる點に對し、非常な御反對を以て返付されたが、議會は再度原案を可決して了つた。陛下は之に對して御裁可にならなかつたばかりでなく、退位の意向さへ洩されるに至つたので、茲に政府は重大危機に直面することゝなつた。卽ち前途多難なる時局を統御し、革命の理想を遂行する上に、此の「心の中心」として國民に愛慕さるゝ陛下を失ふことは政府にとり最大の痛手であつたので、政府は只管陛下の御飜意と御歸國とを請ふた。之に對し陛下は十箇條の留位條件を提出された。政府及議會は此の諸條件を愼重に審議したが、暹羅の現狀及憲法の條規、政治の理想の達成の爲には到底全條件を容認申上げることは不可能なりとの決定を見、政府及議會は右條件の過半を拒絕し遂にラーマ七世の退位を見るに至つたのである。

政府總辭職　一九三四年九月十三日國際護謨制限協定に對する批准を人民代表議會が否決するに至つた爲國務院は遂に總辭職の擧に出でた。立憲革命以來政府が自發的に總辭職の擧に出たのは之が最初の事であるし、又暹國以來かゝる事例は未曾有のことでもあり、國内に多大の衝動を與へた。

元來暹羅の護謨產業は歷史が非常に若く、重要產業として今後の發展を期待されてゐたので、その發展に制限を加へんとするが如き意味を有する國際護謨制限に對しては加入を拒絕すべきであるとの議が國内に多かつた。一方國際護謨委員會の方では、制限協定を完全なものにする爲にはどうしても暹羅の參加を必要とするとの建前から之が說得に努め、一九三四年五月七日に假調印が成立した。同八月一日に開院された臨時議會に於て政府は假調印の

割當量を更に一萬噸增加して、二萬五千噸に引上ぐることを條件としその批准を要求したのであるが、議會は之を過少なりとして否決して了つた。之が責任をとつて遂に總辭職が行はれたわけで、總辭職の理由としては薄弱とも考へられるが、國務總理プラヤー・パホンは「護憲精神を完ふし、憲政の常道たる正當な政變を實證する爲で、旁々不斷に增加する重責に著しい疲勞を覺えるやうになつたから一時隱退休養したい」と語つてゐる。プラヤー・パホンを初として政府首腦者が革命以來幾多の艱苦に處して晝夜を分たず奮鬪し續けた甲斐あつて暹羅の政治は見違へる程改善されたが、その爲プラヤー・パホンが健康を害するに至つたのも事實であるし、一方、各種勢力の政府顚覆陰謀も其後跡を絕たなかつたので、此の際政府は、何等權勢壟斷の爲動いてゐるのでなく、威嚇や陰謀の前には飽く迄護り通した政權も、憲政道の前には潔よく之を抛つといふ態度を示したものだと言はれてゐる。

然し此の困難なる時局に當つて暹羅を擔つて立つ人物はプラヤー・パホンを措いて他にないと信ぜられてゐるので、總辭職以來五日間に亘つて、攝政親王を初め多數の重要人物が踵を接して來訪し、極力再出馬を懇請したが、プラヤー・パホンの隱退決意は意外に堅く、頑として耳を藉さなかつたのであるが、九月十八日に至つて遂に再出馬を內諾し、二十一日に公式に大命を拜受し、二十四日には組閣を了へて議會の信任決議を得た。

國務院の改造は其後再三行はれたが、プラヤー・パホンは依然その首班にあつて國民の信望を繫ぎ、憲政の實は着々として擧がらんとしてゐる。

人口

總說—在留邦人—華僑—歐洲人

一 總說

人口調査 當國政府は初め行政上の目的にて人口調査を行つたが、爾後之に改正を加へつゝ徵兵に利用した。尤も本式な調査方法に據つたものではないが、然し實際に供して大體不便を見なかつたと云ふ。その後一九〇四—〇五年竝に當時全國十八州の中十二州に就て正式の國勢調査を行ひ、超えて一九〇九—一〇年に初めて全國に亘る調査を見た。翌年之を修正し、之により一九一一—一二年の全人口を八、二六六、四〇八（中男四、一二二、一六八人）と算定し、別に一九一〇—一一年二箇年の出生及死亡數を基本として千人に付一一人と云ふ自然增加率を得、爾後一九一九—二〇年迄右兩者を基準として人口を推定加算して來たが、同年新調査を行ひ、四月一日現在の人口を九、二〇七、三五五（中男四、五九九、六六七）人、爾前八箇年の年當り自然增加率を千人に付一三・六人と算定した。爾來十年間はこの基準によつて人口を推算したが、一九二九年七月十五日の調査により總人口一一、五〇六、二〇七人なる正確なる新數字を得るに至つた。因に右調査はクルンテープ州は「佛曆二四六〇年國勢調査令及出生・死亡・出入國者登記規則」に、其の他の州は「佛曆二四五二年暹羅王國人口調査令」に依て行はれた。

次表中一九三〇—三一年以後の數字は前記國勢調査の結果得たる增加率に依て計算せられたる推定數である。

因に、新國勢調査は一九三七年五月二十三日を以て施行せらるゝ筈である。

總人口表

出所＝暹羅統計年鑑

（備考）「年度」なる呼稱に就ては「其他の部—雜の項」參照。

年次	總人口	年次	總人口
一九〇五年三月三一日	七、七四一、〇〇〇	一九三二年三月三一日	一二、二〇三、〇〇〇
一九一一　四　一	八、二六六、〇〇〇	一九三三　三　三一	一二、四七〇、〇〇〇
一九一九　四　一	九、二〇七、〇〇〇	一九三四　三　三一	一二、七四三、〇〇〇
一九二九　七　一五	一一、五〇六、二〇七	一九三五　三　三一	一三、三五五、〇〇〇
一九三〇　三　三一	一一、六八五、〇〇〇	一九三六　三　三一	一三、五〇二、〇〇〇
一九三一　三　三一	一一、九四一、〇〇〇	一九三七　三　三一	一三、八〇五、〇〇〇

人口密度 一九二九年國勢調査に據れば、當國の人口密度は方粁當り二二にて、南洋中ボルネオ島を別とすれば最も稀薄である。之を本邦の密度方粁當り一二四に比すれば約六分の一にしか當らぬ。尙、內務省發表に依る一九三七年人口概數は一三、八〇五千人にして、之に依て人口密度を算出すれば二五・五となる。

人口增加率 右表に見る如く、一九一九年の國勢調査以降一一年間に二三〇萬人卽ち二四・九六%（年當り千人に付二一・九）を增加してゐる。尤も右は自然增加及出國者に對する入國者の超過の二大原因に歸因するが、右年間に於ける入國者超過數は三八八、四三七人であるから、自然增加數は殘餘の一、九一〇、四一五人にて、年當り自然增加率は千人に付一八・九六となる。

體性別・人種別・年齡別人口——一九二九年國勢調査による「體性別人口及其の分布」、「各州・人種別人口」及「年齡別人口」に就ては夫々本年鑑第二回版參照。

職業別・宗教別人口——本年鑑第二回版「人口の部」及「宗教の部」參照。

入・出國者 東部及北部國境出入者の數字を得ざる爲、次掲諸表は盤谷港及南方國境パダン・ブサル、スンゲイ・ゴロクよりの入・出國者數を表したものである。但し左の諸表には船員數を含んでゐない。

入出國者數表

出所＝同前表

年度	入國者	出國者	入國者超過數
一九三〇—三一	一三三、二三六	九六、九〇二	三六、三三四
一九三一—三二	九四、五八〇	八二、九五四	一一、六二六
一九三二—三三	七八、〇三六	六〇、五八八	一七、四四八

陸路入出國者數表

出所＝同前表

年度	入國者			出國者			入國者超過數
	パダン・ブサルより	スンゲイ・ゴロクより	計	パダン・ブサルより	スンゲイ・ゴロクより	計	
一九三〇—三一	二八、二七六	二五、八一五	五四、〇九一	二一、八〇五	一八、七三七	四〇、五四二	一三、五四九
一九三一—三二	一〇、六〇一	一一、七八四	二二、三八五	一六、七五二	一〇、八四七	二七、五九九	(一)五、二一四
一九三二—三三	一三、二一二	九、八五四	二三、〇六六	九、七四七	八、三〇三	一八、〇五〇	五、〇一六

體性別海路（盤谷港經由）入出國者數表

出所＝同前表及暹羅貿易年報

年度	入國者 男	入國者 女	入國者 計	出國者 男	出國者 女	出國者 計	入國者超過數
一九三〇—三一	五九、九四一	一九、二〇四	(1) 七九、一四五	四二、六〇三	一三、七五七	(1) 五六、三六〇	二二、七八五
一九三一—三二	五五、一四〇	一七、〇五五	(2) 七二、一九五	四一、三三五	一四、〇二〇	(2) 五五、三五五	一六、八四〇
一九三二—三三	四一、三五二	一三、六一八	(3) 五四、九七〇	三一、一八二	一一、三五六	(3) 四二、五三八	一二、四三二
一九三三—三四	—	—	(4) 一八、六五七	—	—	(4) 三二、五〇四	(一)一三、八四七
一九三四—三五	—	—	(6) 二六、五三四	—	—	(6) 三〇、一七六	(一)三、五八一
一九三五—三六	—	—	(7) 三一、五三七	—	—	(7) 二三、五八一	七、九五六

（註）總計中(1)九六%、(3)九六%、(4)八九%、(5)九四%、(6)九六%、(7)九六%はデッキ・パセンヂャーで、大多數は支那人である。(2)%は不詳。

出所＝暹羅統計年鑑

盤谷及南部國境に於ける入出國者表

國籍別	入國者數 一九三〇—三一	入國者數 一九三一—三二	入國者數 一九三二—三三	出國者數 一九三〇—三一	出國者數 一九三一—三二	出國者數 一九三二—三三
盤谷港入出國者	—	—	—	—	—	—
暹羅人	三四六	三〇三	二四九	七一〇	五四九	五七六
支那人	七六、三六九	六九、五四九	五一、五九九	五四、二一九	五三、〇五八	四〇、六二七
英國人	一、一六二	九六二	九六二	一、二七七	一、一一一	九五三
佛國人	二四三	二五八	三三一	二五一	二六二	二四六
丁抹人	一四六	一二四	一〇七	一〇七	一一六	一一一
米國人	一、八三四	一、六四六	九一二	一、九一〇	一、六〇六	一、〇〇八
印度人	一、七七四	一、三三三	一、一九五	一、四〇三	一、三六五	一、三六三
馬來人	三二〇	二五四	一六四	五五四	三〇五	三一九
日本人	二四四	一六五	一七四	一五〇	一三三	一二九
其他	一、一一一	八五五	八二一	一、〇〇七	六二九	七六七
南部國境入出國者	四九、六八七	一九、一三一	二一、五四九	三五、三一四	二三、八二〇	一四、四八七
計	一三三、二三六	九四、五八〇	七八、〇三六	九六、九〇二	八二、九五四	六〇、五八八

出所＝同前表

體性・國籍・年齡・未既婚・目的別盤谷經由入國外人數（一九三二—三三年）

項目	支那人	印度人	馬來人	日本人	其他の東洋人	英國人	米國人	獨逸人	佛國人	伊國人	丁抹人	其他	計
男性—													
〇—六歲	二、〇四七	二五	六	六	二	一一	六	三	五	—	四	六	二、一二一
七—一四	二、〇〇三	三一	三	一	四	一	五	一	六	—	—	七	二、〇六二
一五—二四	一三、〇五九	二九二	三五	二六	五二	四六	四三	一	七	二	三	一七	一三、五八四
二五—三四	一一、六一〇	三六七	三九	四三	六四	一八七	一一二	三九	八一	一一	二三	八二	一二、六五八
三五—四四	六、四三四	二三三	三二	三五	三二	一八六	九四	二九	六四	八	一八	九八	七、二六三
四五—五四	二、七二三	八七	五	一三	一三	一五九	七九	一三	四九	六	七	三六	三、二〇〇
五五—六四	九一四	三六	四	二	一七	四六	八五	四	一七	—	五	二四	一、一五五
六五以上	一五七	一〇	三	—	三	二八	四二	一	四	一	三	七	二五八
計	三八、九五七	一、〇八一	一二七	一二六	一八七	六六四	四六六	九二	二三三	二八	六三	二七七	四二、三〇一
女性—													
〇—六	二、三四七	二〇	四	一	一	一六	六	二	一〇	—	五	五	二、四一五
七—一四	七八七	一〇	四	一	一〇	三	一〇	一	一	—	二	七	八三六
一五—二四	三、七〇三	五三	一四	五	二五	三六	四七	四	九	三	一	一六	三、九一六
二五—三四	三、五七〇	二五	一〇	八	二二	七七	七〇	九	二七	五	一七	三三	三、八七三
三五—四四	一、三一〇	五	三	三	一三	七一	八〇	五	三一	三	一一	二四	一、五五九
四五—五四	六六一	一	一	一	一六	四八	一〇七	三	一一	—	五	八	八六二
五五—六四	二三三	—	一	一	五	二八	九三	三	八	一	三	五	三八〇
六五以上	三一	一〇	—	一	四	一九	三五	一	一	—	—	四	九六
計	一二、六四二	一一四	三七	二一	九六	二九八	四四六	二八	九八	一一	四四	一〇二	一三、九三七
總計	五一、五九九	一、一九五	一六四	一四七	二八三	九六二	九一二	一二〇	三三一	三九	一〇七	三七九	五六、二三八
男千人に對する女の數	二七三	八三	一六三	一五六	三四九	四六七	一、三八二	二三二	四四四	一七一	五一六	四五五	二九三
既婚者 男	二一、七七八	七三八	八五	九三	一一六	五九九	四〇三	八六	二一三	二五	五七	二五二	二四、四四五
既婚者 女	九、三六九	八六	二九	一四	六五	二一七	三五五	二〇	七一	六	三七	六八	一〇、三三二
未婚者 男	一七、一七九	三四三	四二	三三	七一	六五	六三	六	二〇	三	六	二五	一七、八五六
未婚者 女	三、二七三	三一	八	七	三一	七一	九三	八	二七	五	七	三四	三、六〇五

出所＝同前表

國籍・目的別暹羅入國外人數（一九三二—三三年）

國籍別	一般勞働者	技術工	商業	外國官吏	農業等	僕婢	俳優等	其他及不詳	計
支那人	一、三〇五	一、二六八	三〇、六三四	九	六一三	五六六	九四	四一八	三四、九〇七
英國人	—	八四	一八八	八八	二	—	九	二八一	六五二

米國人	—	二九	九八	一六	五	—	三	三〇二	四五五
佛國人	—	二四	三一	二一	—	—	—	一五六	二二三
獨逸人	—	二	五一	三	—	—	一	三一	八八
伊國人	—	五	七	三	一	—	—	一三	二八
丁抹人	—	一三	一〇	四	—	—	—	三二	五九
和蘭人	—	八	三三	四	—	—	—	四〇	八五
露國人	—	二	二	—	—	—	四	一	九
西班牙人	—	—	—	—	—	—	一	一	二
白耳義人	—	七	八	八	—	—	—	一一	三四
瑞典人	—	四	六	二	—	—	—	五	一七
諾威人	—	二	二	—	—	—	—	六	一〇
日本人	一三	—	五七	—	—	—	—	四九	一一九
印度人	一四	二三	四六二	四	三	三九三	二一	一〇五	一、〇二五
馬來人	九	三	三〇	六	四	六	三四	二六	一一八
東埔寨人	二	—	一四	—	—	二	—	二五	四三
緬甸人	一	—	二六	一	—	—	—	七	三五
其他	六	一八	六三	二	二	五	四五	七三	二一四
一九三二—三三計 數	一、三五〇	一、四九二	八一、七二三	一六三	六三〇	九七二	二一二	一、五八一	八八、一二三
一九三二—三三計 %	三・五四	三・九一	八三・二一	〇・四三	一・六五	二・五五	〇・五六	四・一五	一〇〇・〇〇
一九三一—三二計 數	六、六七四	二、九四〇	二四、二三七	一七	一、七五七	一二、三九〇	二九七	二、二九一	五〇、六〇三
一九三一—三二計 %	一三・一九	五・八一	四七・九〇	〇・〇三	三・四七	二四・四八	〇・五九	四・五三	一〇〇・〇〇
一九三〇—三一計 數	一二、九一九	四、三六七	一四、六〇〇	一一一	四、七九三	一四、七二六	五七七	三、五六五	五五、六五八
一九三〇—三一計 %	二三・二一	七・八五	二六・二三	〇・二〇	八・六一	二六・四六	六・四〇	六・四〇	一〇〇・〇〇

（備考）十五才以上男。

二 在留邦人

在盤谷帝國總領事館調査に依る一九三五年（昭和十年）十月現在の在留邦人は五二二人で、內地人四三〇人、臺灣人八九人、朝鮮人二名、其の八〇%强は首都盤谷に在住し、地方在住者は僅に二〇%弱である。而して全戸數は計一七〇戸を算してゐる。

民籍別在留邦人數表（各年十月現在）

出所＝在暹日本國總領事館調

年次		一九三三	一九三四	一九三五
內地人	盤谷	二七四	三一八	三五三
	地方	六六	七〇	七七
	計	三四〇	三八八	四三〇
臺灣人	盤谷	六五	六九	八二
	地方	六	七	七
	計	七一	七六	八九
朝鮮人	盤谷	四	三	—
	地方	二	二	二
	計	六	五	二
總計		四一七	四六九	五二三

尙、昭和十年十月一日現在地域別內地人數は左の如くなつてゐる。

地域及體性別在留內地人數表（昭和十年）

出所＝在外本邦人調査報告

	男	女	計
盤谷	二五四	一一〇	三六四
ソンクラー	二	五	七
パターニー	六	四	一〇
チエンマイ	一二	五	一七
其他	二七	一六	四三
計	三〇一	一四〇	四四一

在留邦人の主な職業としては、盤谷に於ける會社員・商店員が最多で、輸出入貿易商・醫務關係業者・官公吏・寫眞業・印刷業・理髮業・漁夫等があり、他に各種の雜業、及家事被傭人等があるが、官公吏・會社員・醫師及貿易商は別として、在留邦人の大多數は大體中產階級としての生活を營んで居る。地方在住者は醫師・齒科醫・賣藥・寫眞業及雜貨商等である。尙、臺灣人は主として臺灣茶の輸入販賣を營み、朝鮮人は朝鮮人參の行商に從事する者である。

在留內地人職業別人口表（昭和十年）

出所＝海外各地在留本邦人職業別人口表

職業別	總數	男	女
總數	四二三	二九四	一二九
本業者	二四七	二三五	一二
木材業・林產物業	一	一	—
漁業・製鹽業	三	三	—
同勞働者	五三	五三	—
採鑛冶金業	一	一	—
同勞働者	四	四	—
機械機具製造	一	一	—
洗張染色洗濯業	二	二	—
被服身廻品製造	一	一	—
土木建築業	一	一	—
大工・左官・石工・ペンキ職	一	一	—
製版・印刷・製本業	七	七	—
其他工業	二	二	—
物品販賣業	一四	一四	—
媒介周旋業	二	二	—
會社員・銀行員・商店員・事務員	五三	五二	一
旅宿・料理・貸席及藝妓業・遊戯場・興業場	一〇	七	三
藝妓・娼妓・酌婦其他	四	—	四
理髮・髮結・浴場業	六	六	—
其他商業	二	二	—
鐵道從業者	一	一	—
車馬業自動車運轉手	一	一	—
陸海軍人	二	二	—
官公吏・雇傭人	九	九	—
宗教關係者	三	三	—
教育關係者	七	七	—
醫務關係業者	三一	二九	二
新聞雜誌記者	一	一	—
畫家・彫刻家・音樂家・寫眞師	二	二	—
其他自由業	一	一	—
其他有業者	三	三	—

家事・被傭人	八	六	二
學生・練習生	二	二	一
從屬者（家族）	一六五	一六三	一〇二

在留邦人の公共團體としては暹羅國日本人會があり、大正二年九月一日の創立に係り、事務所を盤谷市に設け、地方在留邦人も會員として加入、一九三五年十月現在會員數一二〇名を算してゐる。會の主たる事業として日本人小學校を經營し、教員三名、生徒二二名（同年十月現在）を擁してゐる。一九三六年には在留邦人青年間に青年會の結成を見、會員六〇名を有してゐる。

右の他邦人輸出入業者の意思の疏通を計ると共に貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力輸出入邦商を會員とする暹羅實業協和會が一九三三年に創設せられてゐたが、一九三六年九月、之を改組强化することゝなり、三井物産・三菱商事其他在盤谷有力邦商に依て暹羅日本商工會議所が開設せられ、商工業に關する調査報告、邦品見本室の設置、維持、商標の登記、商事仲裁等に當ることゝなつた。

三　華僑

一九二九年國勢調査に據る暹羅在留華僑の數及分布を表示すれば次の如くである（詳細は本年鑑第二回版參照）。

州別在留華僑數表（一九二九年）　出所＝暹羅統計年鑑

州名	男	女	計
クルンテープ	一五九、九六五	八一、三一二	二四一、二七七
アユタヤー	一七、五四四	六、二九九	二三、八四三
パーチンブリー	二三、一九五	九、一八〇	三二、三七五
ナコーン・チャイシー	一七、二二三	七、五三九	二四、七六二
ラーチブリー	一八、七三七	六、六八九	二五、四二六
ナコーン・サワン	七、八五七	二、二八一	一〇、〇三八
ピサヌローク	六、九九三	一、二八七	八、二八〇
パーヤップ	五、三九〇	一、五九九	六、九八九
ウドーン	一、四五二	四五三	一、九〇五
ナコーン・ラーチシマー	九、八八八	三、一四〇	一三、〇二八
チャンタブリー	三、〇〇一	六八一	三、六八二
ナコーン・シータムマラート	二三、七七九	六、九二九	三〇、七〇八
プーケット	一三、一七七	二、七八四	一五、九六一
パターニー	五、五六三	一、四三七	七、〇〇〇
計	三一三、七六四	一三一、五一〇	四四五、二七四

右表に據れば、純華僑數は四四五千人の少數となつてゐるが、之は暹羅人として登錄せる者が多い爲で、假に華僑の自然增加率を零とするも、一九一八―一九年度以降一五箇年間に於ける華僑出入國者の差數を加算して既に五七萬に達する點より推測し、純華僑のみにて少くとも百數十萬に上る筈で、その混血兒（ルーク・チーン）を加算すると二五〇萬に上るものと見られてゐる。その多くは汕頭・廣州・海南島方面の出身者である。

華僑は早くも十五世紀末には多數アユタヤーに在住して後來の葡・蘭・英人と盛んに競爭し、次世紀中葉の反ファアウルコン革命により白人が驅逐されるや一時內外貿易を獨占した。十九世紀に入り白人の商權回復により外國貿易上の勢力は漸衰したが、漸次國內商權を確立し、今日見るが如き繁榮の基礎を置くに至つた。その理由は㈠由來暹羅人は計數の念薄く、佛教思想から營利を侮蔑する風があり、㈡華僑は本國の政情不安や人口稠密による生活苦を逃れる爲、安住の地を求めて渡來した者が多く、無條約國人にて政治的背景もなく、且つ暹羅婦人と雜婚して漸次同化する爲、暹民より歡迎され、㈢無條約國人なる爲治外法權を有たないが、然し旅行・居住・營業等に何等の制限も受けず、到る處で自由に驥足を伸し得た事等にある。この絕好條件と營利に敏い特性とは華僑をして唯に國內商權を壟斷せしめたのみでなく、當國で最も發達せる工業である精米業竝に中小工業を獨占し、錫鑛業や製材業にも英國に亞ぐ勢力があり、金融殊に庶民金融に大勢力を有し、地主となり、航海業に從事し、工匠となり、鹹水漁業を獨占し、護謨其の他の大農園

の大部分を有ち、當國經濟に不可缺な熟練勞働を提供し、又俥夫として活動してゐる。首都を訪れる旅行者は「暹民の盤谷」か、「支那人の盤谷」かに驚嘆するが、どんな田舍町でも目拔通りは華僑の店であり、輸出額の六割を占める米の利益も巧妙な籾の買付から輸出迄總て華僑が吸收してゐる。斯くてあらゆる方面で怠惰で蓄財、計數の念に乏しい暹民を搾取し、その母國への送金額も少くとも年平均一千五百萬乃至二千萬銖に上るものと見積られてゐる。

前記の如く、從來華僑は殆ど暹羅婦人と雜婚して暹羅に安住し同化の傾向が濃厚であつたが、國民革命以後華僑の經濟力を利用せんが爲、廣東政府及國民政府が盛んに華僑の國民的自覺を鼓吹するに至つて、祖國の觀念が覺醒せしめられた上、婦女の入國者漸增して純支那人の子女を生み、全國に華僑學校を建設して本國の教科書及教師を以て純支那式の教育を授くるに至つた。加ふるに入國華僑は殆ど全部デッキ・パセンヂャーで、無智にして、危險思想に感染してゐる者が多く、最近は暹羅の國民的待遇とその勢力に甘んぜず、支・暹條約を締結して本國政府による華僑の地位保全を要望するに至つた。一九三三年國會議員の選擧が普選となつた爲、經濟的生命を握り社會の中堅層を占める著數の華僑を背景とする暹羅生れ華僑及歸化華僑は、簡易な資格制限があるのみで選擧權及被選擧權を有するに至つた。斯くて暹羅の對華僑問題は漸く重大化するに至つた。

之等華僑は現在本國政府の庇護を期待し得ぬ爲、諸種の同業組合を作つて中華總商會之を統一し、中華商會を置いて本國政府と連絡を保ち、暹羅政府に對立する外、出身鄉里別にも諸種の團體又は秘密結社を作り、自ら利益の保護に當つてゐる。

上記の情勢は、曾ては華僑を歡迎した暹民の不安と反感とを著しく深め、政府をしてその入國を著しく制限すると同時に斷乎たる在留華僑の暹羅化工作を採らしむるに至つた。前者の現れは入國法の發布で、入國法が初めて實施された一九二七年の入國華僑は十四萬であつたが、翌年は八萬六千に減じ、居住證書下附料を三〇銖と定めた翌年卽ち一九三二年には五萬一千六百に激減、更に一九三三年四月右下附料を百銖に引上げ、從前の入國禁止條件に加へて親が同伴せぬ二十歲未滿の者及暹語又は自國語を讀み書きし得ぬ十二歲以上の者の入國を禁止した爲、同年四月―九月の半年に六千三百人の入國華僑を見たに過ぎない。華僑同化工作は㈠華僑學校に週二十數時間の暹語教授を强要した事、㈡校長は暹羅人とし、教師は暹語試驗合格者であることを强要した事、㈢教科書其の他の漢字印刷物の檢閱を嚴にし、三民主義の宣傳を嚴禁した事、㈣出國者の居住證書及再入國許可證の有效期限を一年に短縮した事、㈤上記の入國禁止條件が特に女子に苛酷となる事、等に表はれてゐるが、政界有力者中にも支那人の血を引くものが多い點より見るも、政府は本問題に多少の自信を有するものと推知される。

四　歐洲人

歐洲各國の在暹領事館は殆ど在留民の屆出を强要せぬ爲、在留歐洲人の確數を知るは困難であるが、大約白人は千二、三百人、その保護民及籍民を加へて約八萬人と見積られる。

歐洲人數表　出所＝盤谷及暹羅ディレクトリー

國籍別	一九二五			一九三五		
	本國籍民	其他	計	本國籍民	其他	計
英國人	(3)九〇〇	(3)七〇、〇〇〇	七〇、九〇〇	(1)二五〇	(1)五〇、〇〇〇	五〇、二五〇
佛蘭西人	二五〇	(1)二三、〇〇〇	二三、二五〇	二〇五	(1)二三、〇〇〇	二三、二〇五
米國人	一四九	―	一四九	一六〇	(1)―	一六〇
白耳義人	七	―	七	一五	―	一五
丁抹人	(1)二〇〇	―	二〇〇	一六二	―	一六二
和蘭人	三八	(1)四、三〇〇	四、三八八	(1)五〇	(1)四、四五〇	四、五〇〇
獨逸人	(2)―	(2)―	―	九三	―	九三
伊太利人	一〇九	―	―	一三二	―	一三二
諾威人	八	―	八	八	―	八

葡萄牙人	(2)	—	(2)	—	—	九一	—	九一
西班牙人	(2)	—	(2)	—	—	一八	—	一八
瑞典人		九	—	九	九	—	九	
瑞西人	(2)	—	(2)	—	—	四四	—	四四

（註）(1)概數　(2)不明　(3)「暹羅國情」に據る　(4)一九二五年、一九三五年は何れも年末人口である。

暹羅の四周は英・佛植民地に隣接し、この兩勢力の緩衝地帶として獨立を保持したもので、前世紀以來之等兩勢力の重壓下に呻吟した。暹羅政府は之を緩和し、財政・裁判等の自主を囘取する爲、前世紀末より數多の白人の顧問及技師を傭聘して只管內政の改革を志したが、之等白人は眞摯に內政改革に努力するよりも寧ろ自國勢力の扶植及自國政府の代辯機關を勤むるに腐心する風があり、爲に暹羅は恰も國際管理下にあるかに見えた。斯くて白人諸國は暹羅の政治を左右したのみでなく、之等顧問等の庇護の下に多額の資本を投じて目星しい利權は殆ど其の掌中に收め、一方學校・病院・教會等を建設して民心を捉へ、經濟及文化上根强い勢威を張るに至つた。

就中優勢なのは英國人で、現今政府外人傭聘者の四割餘を占め（以前は六割に及んだ）、爲政者間に英國留學者の多き事、密接な地理的關係、及その特有の國民性と相俟つて政治經濟上絕大な勢力があり、駐暹英國公使は恰も暹羅總督の觀があると言はれてゐる。チーク及錫企業の大部分を掌握し、大口金融の過半は英系銀行にて取扱はれるが、之は寧ろ對暹投資の一部に過ぎず、殘餘の投資は直接間接貿易方面に投資されて居り、大商店の大部分は英人の經營に係る。暹羅の通貨は英貨磅爲替本位であり、一九三五年九月末現在未償還高七九三萬磅に上る外債中六七二萬磅餘は倫敦及馬來にて募集されたもので、之に夫々重要資源を抵當として居り、從て大藏省には代々英人顧問を强要し、財政に重要なる容喙を行ひつゝある。英國に亞ぐ勢力國が佛國であることは地理的關係上當然で、佛系人の在留者多きと司法其の他に顧問以下一四、五名の政府雇傭者を擁することにより、金融・林業・淡水漁業等に相當の勢力を張つてゐる。其の他對暹貿易の先驅者たる丁抹人は林業・海運・工業等に、米・獨は通商方面に活躍しつゝある。

然し近年暹民間に澎湃として瀰りつゝある「暹羅人の暹羅」なる自主思潮は、之等白人勢力にも重要なる影響を與へつゝある。その顯著なる現れは白人勢力の庇護者たる白人政府雇傭者の漸減と之に伴ふ白人在留者の激減である。以前三百人に上つた白人政府傭聘者は、“Directory for Bangkok & Siam, 1921”を通覽すると二百餘名、一九三二年の同書では百餘名、一九三五年の調査の下表によると六六名に激減し、從て純白人數も十年間に約半減してゐる。國際聯盟總會での滿洲問題に關する棄權も右思潮の現れと見られ、數年後に滿期となるチーク伐採權に對する政府の對策も今より大いに刮目される。

因に、一九三五年現在に於ける暹羅政府の傭聘外人數を各省別に表示すれば次の如くである。

暹羅政府外人傭聘者數表（一九三五年）　出所＝在暹日本總領事館調

摘要	英國	佛蘭西	日本	米國	獨逸	瑞典	丁抹	伊太利	計
國務院	—	二	—	—	—	—	—	—	二
宮內省	二	—	—	—	—	—	—	—	二
內務省	—	三	—	—	一	—	—	一	五
大藏省	三	—	—	—	—	—	—	—	三
司法省	六	八	—	—	—	—	—	—	一四
經濟省	五	—	(1) 一	一	二	三	二	—	一四
文部省	一二	二	(2) 四	四	二	二	—	—	二六
計	二八	一五	五	五	五	五	二	一	六六

（註）現在(1)に三原博士を加へ(2)より伊藤兆司氏を減じてゐる。

住民・宗教

住民（概要…タイ族（暹羅人）…ラオ族…其他の種族）—宗教（佛教…其他の宗教…統計）

一　住民

1　概要

暹羅の原住民に關しては確たる定說がないが、その最古の證跡として擧げらるゝものは北部・南部暹羅及コーラート高原に發見せらるゝ後期新石器時代の遺物と覺しき磨製石斧である。又原始的な石彫が東部及南部暹羅に發見されたが、それが如何なる種族の手に成れるかは遽に斷じ難いところである。

暹羅に於ける最古の住民は恐らくパターニー及プーケット地方に現存するスマン族により代表さるゝネグリトー族であつたと云ふ事は略推定せらるゝところである。此の推定は右スマン族が最近迄チャイア地方に至る迄住んでゐたこと、現在チャンタブリー及プラチンブリーの邊鄙の地に原始的生活を營んでゐるチョーン族中にも明にネグリトーの系統が認められること等に依て支持せらるゝところである。尙、最近上部東京地方の洞窟內にネグリトー族の骨格が發見された。兎に角右族が依然原始的生活を營みつゝあつた數千年前、最初に移住して來たのはオーストロネシア族であるとせらるゝのであるが、此の種族の起原乃至移動徑路は餘り詳でない。恐らく次の移住種族に壓迫されて、東印度群島方面へ退き、その一部が大陸沿岸地方に殘留したものと信ぜられる。次に移住して來た種族はアリアン族に驅逐せられて北部印度地方から數次に亘つて南下移動したモーン・クメール族で、彼等は最初先住民族と雜居したが、其の數增大するに連れ、先住民族を深山に驅逐して絕滅に瀕せしめ、漸次印度の海岸地帶から馬來群島に迄進出した。

該種族の支族であるモーン族及クメール族は南部印度より渡來した印度移民の文化に浴して夙に野蠻の域を脫し、互に獨立せる多くの社會をなして暹羅の低地に發展した。卽ち紀元七世紀頃モーン族はメナム平野一帶を支配し、クメル族は東部地方一帶を支配してゐたのである。右モーン・クメール族より遙に遲れて、約二、三千年前、西藏・緬甸族が同じく西藏高原より南移した。然し彼等は今日の暹羅國境間近に到著したのみで、其の一部が東北國境內に越入したのは最近の事である。西藏・緬甸族の南下運動と殆ど同時に支那西南部の揚子江谷底に蟠居したタイ族が、支那人に驅逐されて南進を起し、十三世紀に至り忽必烈により根本的に追拂はれるに至る迄、サルウヰーン、湄公の兩河に沿ひ緬甸、北部暹羅及東京地方に向つて屢亡命侵入して多くの王國を建設し、次第に南下して、當時暹羅を東西に兩分して支配せる前記クメル族とモーン族の接觸點地方に侵入して、兩族勢力を東西へ驅逐すると共に、殘留種族と結合し、終に今日暹羅國民の中堅をなすタイ族（所謂暹羅人）を形成するに至つた。右タイ族は、十三世紀末に至つてクメール族の最後の根據地（スコータイ）を轉覆し、アユタヤー王朝を建設して以來今日迄當國の支配階級をなしてゐる。以上暹羅の主要種族をなすものはモーン・クメル族、西藏・緬甸族及タイ族の三大種族であるが、是等は何れも數多の支族を包含し、其の他所屬不明の種族もあり、而も彼等は各地の交通發達に依て相互又は支那移民との混血により、又古來絕えざる隣邦との戰役其の他の事情に伴ふ移動に因り、今日の暹羅住民は彌が上にも複雜多岐となつてゐる。今之を分類すれば次の如くである。

種族別人口・占居地表　出所＝Siam, Nature and Industry.

種族別	推定人口數	居住地方名
(一) ネグリトー族—スマン族(Semang)	四〇百	半島部のチャイヤー、ソンクラー及パターニー地方の山岳地

(二) オーストロネシア族(Austronesia)
- 馬來族(Chaonam)　約四〇萬　大部分は半島暹羅、少數が暹羅灣東岸地方
- チャオナム族　少數　半島西岸地方
- サカイ族 Sakai　僅少　パターニー地方山岳地
- ラワー族(Lawa)　少數　(方國境附近間)チエンマイ西南の高原地帶(ムアン・ホート(Muang Howt)よりその西
- カムーク族 Kamuk or Patteung)　同　カーンブリー縣の北部、ナーン縣の北部、及東北部地方
- チョーン族(Chawng)　同　コーラートの東南及ペチャブーン東北地方
- チャオボーン族(Chaobon)　約一萬　チャンタブリー縣の山麓
- ソー族(So)　ノーン・ハーン(Nong Harri)及その東方國境上のナコーン・パノム(Nakorn Panom)間、及ソンクラム河岸及プー・パン山脈の北斜面
- セーク族(Saek)　少數　ナコーン・パノムの北部及その直西北國境上のター・ウテーン(Ta Uten, Tha Udhen)地方

(三) モーン・クメール族(Mon-Khmer)
- カーリヤン(Kaleang)　約三萬　サコン・ナコーン(Sakol nakorn)の南プー・パン山脈の斜面
- カー・ブラオ族(Ka Brao)　約五百　ウボーン縣のケムマラート郡
- カー・ヒンハオ族(Ka Hinhao)　少數　ムーン河及涓公河合流點の南方地方
- スーイ族(Sui or Kui)　約二六萬　スリン(Surin, Surindr)、クカン(Kukan, Khukhan)及ウボーン縣地方
- クメール族(Khmer)　約一六萬　ブリーラム(Burram)、スリン、クカン、ウボーン、ロイ・エット及カビン(Kabin, Kabinburi)縣地方
- モーン族(Mon)　約六萬　盤谷附近河岸、カーンブリー縣、コーラート南方
- 安南族(Annamites)　約六千　チヤンターブリー地方、東北高原のノーンカーイ、ナコーン・パノム、サコン・ナコーン地方

(四) 西藏・緬甸族
- ムーサー族 Musso or Lahu)　少數　北部暹羅の高山
- カーンブリー・ラワー族(Lawa of Kanburi)　同　カーンブリー縣の北部地方

(五) タイ族(Tai)
- 暹羅人(タイ族)　※約三八〇萬　メーナム・チャオ・プラヤー流域を中心とし全國に蔓延
- コーラート・タイ族 Tai Korat)　コーラート地方
- ユアン族(Yuan)　※約三四五萬　北部地方一帶からナコーン・サワン地方一帶
- カオ族(Kao)　ウボーン縣の大部分、ウドーンの東部及ロイ・エットの一部地方
- ラオ族(Lao)　ウドーンの西部、ナコーン・ラーチシマー、ロイ・エット、ウボーン及クカン地方の一部
- ウキエン族(Wieng)　少數　ウドーン及ロイ・エットの一部地方
- ポアン族(Poan)　同　ペチャブリー、ラーチブリー、及ビサヌローク地方
- ソン族(Song)　同　北西國境地方
- シャン族(Shan or Ngio)　約七萬　主としてナーン縣
- ルー族(Lu)　同　ウドーンの東部、カラーシン(Kalasin)及ウボーン縣地方
- プタイ族(Piuta)　僅少

(六) 支那人
- ヨー族(Yaw)　少數　ウドーンの東部、サコン・ナコーン地方及ナコーン・パノムの北部地方
- ユアイ族(Yuai)　同　ナコーン・パノムの北西アカート(Akat, Akat Ammuei)附近
- サムサム族(Samsam)　僅少　半島の西岸

(七) 所屬不明
- メオ族(Meo)　少數　「人口の部」參照
- ヤオ族(Yao)　同　北部山岳地帶からペチャブーンの北東地方へ至る一帶
- カーレン族(Karen)　約六萬　主としてナーン縣の山岳地帶
- テイン族(Tin or Ka Tia)　少數　緬甸國境一帶
- カ・ターン・ルアン族(Ka Tawng Luang)　僅少　ナーン縣の北東部山岳地帶
- メーナム・パーサクの水源地方、及ナーン縣の山岳地帶

(註) ※一九二〇年調査。

右の中重要なる種族は、暹羅の支配階級をなし人口の大部分を占めるタイ族中の所謂暹羅人、及北部及東部に約三百五十萬に達するラオ族、東埔寨隣接地方のクメール族、半島南部の馬來人等であるが、前二者は當國の最重要なる要素であるから之を各別に記述し、殘餘は一項に纏めて記述する。

2 タイ族

所謂狹義のタイ族にして、外人は暹羅人と呼ぶが、彼等自らはコンタイ(自由人の意)と稱してゐる。

起源——概要及「歷史の部」參照

容貌——甚だ蒙古人的特色を有し、頭は幅廣く後頭部平たく、顎出張り、鼻は鼻孔部廣大にて、眼は長斜、耳は大、顴骨高く、皮膚は白色乃至チョコレイト色である。體格は概ね發育佳良であるが、概して下肢の發達は上體に伴はず、平均身長は男五呎一吋、女四呎十一吋である。

性格——タイ族は性質溫順、人情に豐であり、宗教的良心に富みて慈悲深く、暴力的犯罪を犯す者は稀有である。加ふるに接待上手にて、叮嚀親切禮儀に厚く、氣輕で開放的で淡白である。外人を敬する美點があり、邦人に對しては同人種たるの親しみと日本の國勢に對する尊敬とを以て接する風がある。惰癖強く、物に厭き易く、多少怠惰で生活に必要なる程度の勞働をなすに止り、蓄財の觀念に乏しく、賭博心及迷信強く、保守的にして階級觀念が濃厚である等、諸種の通有的缺點を有す。

服裝——男女共に腰より膝の直下迄を、七呎×二・五呎の長布で捲いて前にて結び、餘つた兩端を捩つて股間を通じ後方に捩じ込む。之をパヌン(Panung)と言ひ、着物の主要部であつて、多くは無地の輸入綿布を用ひ、習慣上毎日使用する色合を決定してゐる。其の上に男は詰襟の洋服を着し、靴下及靴を穿くが、下流社會にては上體を裸出し跣足のものが多い。女は昔時上體を唯乳を覆ふ程度のパーホム(Pahom)にて卷くのみであつたが、近來は薄地の小さな上衣を用ゐる。男女共に斷髮をなし、男は外國製の帽子を冠る。但し近時は歐風の結髮及剪髮が大いに流行しつゝある。

誕生、青春期——魔除けを行ひたる產室にて分娩すれば、嬰兒(Deng)に產湯を施し、產婦は幅廣き板に俯臥せしめて炎火の熱で暖める。產兒は一箇月にして剃髮の儀を行ひて披露し、步行するに至れば易者を招いて命名式を擧げ、二歲前後にて離乳する。四、五歲にて頭頂に毛を伸し(現今は廢れつゝあり)、七、八歲にして小學校に入學する。十歲乃至十三歲の頃、佛教・婆羅門教混合の儀式を以て結髮を切りて青春期に入り、二十歲前後にて男は僧

門を叩きて一時出家する(「宗教の部」參照)。此の間女子の多くは家事の手傳をする。

結婚――往時は尚ほ早婚の弊風があつたが、今日では男子は二十歳以上、女子は十五、六歳以上にて結婚し、戀愛事件を見ることは尠い。兩親に於て息子の欲する女が社會的に釣合ふものと見れば、一老婦を頼みて先方兩親の意志を確め、意志あれば仲介人を立て、新郎新婦の運勢を占つて婚約を定める。結婚式及披露の賀宴は花嫁の家にて行ひ、花聟は先方の父へ贈物をなして、彼が特設した別屋に入り、爾後兩人當分の生活費たる持參金(カーンマーク)呈式を執行する。賓客は主屋に於て盛宴を張り、僧侶は經典を讀誦する。暫時の後新郎新婦は宴席に現れて跪くと、賓客は米と水とを兩者に灑布する。翌日は僧侶を饗應し、夕刻初めて前記特別室にて夫婦共同の生活に入り、茲に數箇月間乃至最初の嬰兒が出産する迄蜜月を送る。又時に斯かる儀禮を省略する場合もあり、駈落結婚をなす場合もある。此の場合も其の子供は法律上正出と認められる。一般に經濟の許す範圍にて多妻をなし、妻妾同棲するが、正妻は之等の統制權を有し、嫡出子は遺産分配上庶子よりも恩典がある。離婚に就ては、正妻の場合は其の同意を得て財産の分與を要し、第二夫人以下は夫の意志一つで自由に離婚し得る。然し結婚に多額の費用を要するのと、社會上の信用が失墜するのを恐れて離婚は尚ほ稀である。

死亡――遺骸を水で洗つて白布に包み、淨土の通門料と共に納棺する。此の間僧侶は讀經及說教をなし、樂器を奏しては惡靈を驅逐する。時に泣手を雇ふこともある。次に棺架に乘せて安置し、近親者は一晝夜乃至二晝夜奏樂讀經と共に之を看守り、爾後寺院に運んで火葬に附するか、又は火葬費の集るまで此處に預け置く。時として死體に防腐防臭劑を施して甕に密封し、身分の高下によつて之を數箇月乃至數箇年自宅に安置し、後茶毘に附することがある。盤谷にては四、五月が火葬期にて、此の際前一年に死亡した者の葬儀を一時に行ふ。死者の近親者は數多の知人を案内し、死體を取出して棺屋に安置し、特設した假小屋にて宴會・音樂・芝居等を行ひたる後(二日目)棺屋に點火する。其の際景品付の抽籤を行ひ、夜間は煙火を揚げ、一隊の僧侶は經文聖歌を讀誦し、名家にては出來る丈多くの僧侶を饗應する。火葬には最も費用をかけ、爲に全財産を盪盡するものさへあると云ふ。皇族の火葬は二、三年毎に一回行はれ、一種の社會的儀禮をなし、時に一箇月に亘ることがある。

食物――米を主食とし、副食物は主として魚及「カレー」にて、之に調味料として鹽・胡椒・小海老・葱・香料等を調合した「ナムプリツク」其の他刺戟性の香味料を盛んにとる。宗教上より獸肉を用ゐることは稀である。勿論野菜類・熱帶果物等をも使用する。食物は凡て小皿に盛り、盆上に竝べて指にて食し、食後水にて洗滌する。度數は朝夕二回にて、朝は七―九時、夕は五―六時の間に之を攝るが、都會では中食を攝るものもある。酒は多く米ル砂糖より製した土産品を飲むが、佛法の戒律に觸れるので、宗教觀念の薄いものゝみが之を用ゐ、宴席等にも酒の饗應は憚ると云ふ。但し煙草は頗る愛喫し、幼時より國産の强烈なる煙草を嗜む。檳榔子も一般に好んで噛むが、現今この風は漸次廢れつゝある。

住居――邏羅特有なる家屋は河又は運河の畔を選び、五、六呎の杭上に、正方形の三方に三つの長方形の家屋を繋ぎ合せて作り、殘りの一方にはプラットフォームを設け、之に梯子を架けて地上との通路とする。屋下には屢家畜を飼養する。材料は竹・席又はチーク材で、屋根は草葺(ニッパ椰子)或は瓦葺である。河又は運河上にある都會地の浮家は、普通チーク材を以て作り、ニッパ椰子を葺いた二箇の長方形の屋根の後方に、更に一つの小屋根を添附した平家で、二―三艘の平底船上に建築する。通常河に面して繋留され、この方面より出入する。

言語――地理的關係上多數の異人種を包藏するから、自然使用言語も多數に上る。其の中主要なるものに邏羅人の「邏羅語」、馬來人の「馬來語」、モーン人の「モーン語」、クメール人の「クメール語」等を擧げ得る。右の中邏羅語は最も廣範圍に常用され、公用語となり、初等教育の普及せる今日山間の土民も殆ど之を解し、商用語として國内異人種間にも使用されてゐる。

タイ族が南進入邏した頃は少數單綴の原始語を有するに過ぎなかつたが、先住のモーン・クメール族を吸收するに及び、同族語を取入れて發達し、茲に邏羅語が發祥した。爾後佛教の傳來に伴ひ、同教典に使用した「巴梨語」及「サンスクリツト語」の主として抽象名詞・形容詞・動詞を多數混入常用するに至り、更に十四世紀以降、支那人渡來し商業上の勢力を占むるに及び、數多の支那語を輸入補足し、續いて歐人入邏に連れて術語、英語等の名詞を多少混入使用するに至つた。

文字は最初印度カリン語系のクメール文字を用ゐ、後スコータイ王朝時代に現用文字に改良したと云ふ。左より横書する音標文字にて、字母には凡てオに終る呼稱を有する四四箇の子音字標と、單綴一七箇、復綴二九箇の母音字標があり、子母兩字標を組立てゝ語とする。邏羅語には平・沈・降・去・上の五聲の抑揚がある。上記子音字標中九箇は五聲全部を有し、沈以下の聲は夫々第一乃至第四の符號を以て示し、十一箇は上・沈・降三聲を有して上を除く二聲は夫々第一第二符號を用ゐ、殘餘二四箇は平・降・去三聲にて、降以下は夫々第一第二符號を以て示す。但し單綴字の語尾がK・P・Tの音なれば無符號にても特種の聲に變化する。文の構成は英語に類似し、之を小節に分つて書き表はすが、語間は空けず書き連ねる。

當國の人名地名等には、巴梨語又はサンスクリツト語の語句を用ゐることが多いが、此の際邏羅音には無關心に原語の綴字全部を表記するから、多數のサイレントを有することゝなる。例へばNagara Svarga と綴りてナコーン・サワンと讀むが如きである。又外來語にはR・Lの語尾がN音に變化することがある。

尚、宗教に關しては「宗教の項」參照。

コーラート・タイ族　本族はコーラート及ナコーン・ラーチシマー地方一帶に居住し、同じく邏羅語を話すが、抑揚に稍粗野な調子がある。コーラートのタイ族は十四世紀の中葉、アユタヤー王朝の初期ラーマーティボディ(Ramathibodi)一世が當時コーラート方面に蟠居してゐたクメール族征討の役を起した際のアユタヤー兵とクメール族の女から發した後裔であると言はれ、平地タイ族に比して性質も非常に剛毅、果敢なところがある。

3　ラオ族

本族はラオ・プンダム(黒腹のラオ人)及ラオ・プンカーオ(白腹のラオ人)の二部族に分れてゐる。前者は北部邏羅の全地よりナコーン・サワン州に亘つて蔓延し、アユタヤー、ナコーン・チャイシー地方にも散居してゐて、腰から腿膝にかけて刺青を施してゐる。之がラオ・プンダムの部族名の起つた所以である。北部ラオ人は又ラオ・ユアン或はタイ、ユアンとも呼稱されてゐる。後者は刺青の風習なく、東部邏羅の大部分に居住し、ビサヌローク、ナコーン・サワン、ラーチブリー州等にも其の部落を見る。東部ラオ族はその使用する言語によりラオ・ヴィエンチャン及ラオ・カオの二種族に分たれる。前者は西部ウドーン、チャイヤプーム地方及ナコーン・ラーチシマー地方一帶の人口の大部分を占め、後者は東部ウドーン、ロイ・エット一帶及ウボーン地方に居住し、兩者の語風の相違は明瞭に開分けられるが、語學的には大きな相違はないと言ふ。ラオ・ボアン族はウドーン地方及ロイ・エット地方の一部に居り、ラオ・ウイエンチャン族の語風に近いが、只一般に稍色の白い點が相違してゐる。ラオ・ソーン族はペチャブリー、ラーチブリー、ナコーン・チャイシー及ビサヌローク地方に居住する種族であるが、元來ルアン・プラバン山脈の東部に至る平原地方にゐたタイ族で、約百年前捕虜として右の地方へ招來されたものである。

ラオ族はタイ族の先住種族なる爲之と容貌習慣共に酷似してゐる。唯外見上體格が比較的よく、多少色が白く容姿が良い點、女は頭髪を伸し、頭頂に束ねて花を飾る點、女子はパヌンの代りに腰から足首に達する縞の腰卷と、胸から一方の肩に掛けるスカーフ(時にはヂヤケツ)とを著けてゐる點、言語に多少の訛があり、外來語の影響が少い點等を異にするのみである。北部のラオ人はタイ族の美點を具有すると共に、勤勉正直で落着があり、宗教的良心が豊であるが、東部のラオ人は性質が之より劣等である。殆ど佛教信者であるが、タイ人よりも活物崇拜の色彩濃厚で、迷信が强い。藝術は可成に進歩し、銀細工、彫刻、刺繍、繪畫、音樂等はタイ族に比して遜色がないと云ふ。如上タイ人に近似してゐる爲政府は統計上タイ人として取扱つてゐ

るが、今後交通の開發と相俟つてタイ人と全く同一種族化すること、考へられてゐる。

往時は多くの小藩に分れ、各藩主が支配してゐたが、現今藩主は有名無實にて何等政治的の特權を有たない。

其他のタイ族　シヤン族(ギヨウ又はタイ・ヤイ族)——北西部緬甸國境サルウイーン河の流域に住み、一般に暹羅人及ラオ族をタイ・ノーイ族(小タイ族)と呼ぶに對してタイ・ヤーイ族(大タイ族)と呼ばれてゐるが、然しその言語は暹羅人及ラオ族と比較して大差ない。女の服裝はラオ族と大差ないが、男は好んで寬い黑色のヅボン及寬濶な白色の上衣を着、頭巾を冠つてゐる。又旅行に出る時は頭巾の上に更に緣の廣い帽子を冠る風を有する。シヤン人は商才に長じ、雜貨行商して暹羅の各地を遍歷してゐる。

ルー族——ルー族の大部分は湄公河の西部から東岸に至る地方に擴がつてゐるが、最も多いのはナーン(Nan)縣である。彼等の言語習慣はラオ族に酷似してゐる。古くは獨特の服裝を有してゐたが、現今では大部分がラオ族の服裝をしてゐる。主としてケーン・ツーン(Keng Tung)地方に居り、チエンマイ地方に迄擴がつてゐるカーン(Khǒn)、クーン(Khun)族と呼ばれてゐるのは、單にルー族の一分派に過ぎないものゝようである。

プタイ族——暹羅領内の湄公河の流域に居る本族は約七萬を算するが、プタイ族の本據は湄公河西岸地方である。暹羅に於ける本族は主として東部ウドーン、カラシン及ウボーン地方に居り、その語風はシヤン族に似てゐる。服裝、殊に女の服裝はラオ族と稍異つた點があり、一種の頭巾を冠り、又非常に色の白い者がある。一般に佛教信者であるが、迷信の風が强い。

ヨー族——本族は東部ウドーンのサコン・ナコーン(Sakol Nakorn)一帶及ナコーン・パノムの北部地方に居り、本據は湄公河の東岸地方である。暹羅領内のヨー族は殆どラオ族に近い服裝をし、語風は一般に特殊な粗い發音が多い。ユアン族——本族も湄公河東岸に本據を有するタイ族の一派で、服裝もラオ族によく似て居るが、語風に一種奇妙な歌でも歌ふやうな抑揚がある。本族の女は刺繍に巧なのを以て有名である。主としてナコーン・パノムの北西部アカート・アムヌエイ一帶に住んでゐる。

サムサム族——南部暹羅の西海岸地方に居り、非常に少數である。暹羅人と馬來人の混血種で同教徒である。

4　其他の種族

ネグリトー族(スマン族)及チヤオナム族(オラン・ラウト族)——英領馬來編の「住民の項」參照。

馬來族——現在非常に複雜な混血をなしてゐるが、之は馬來半島に散在する先住馬來族たるジヤクン族の一派であることは明かである。暹羅の馬來族は總て回教徒であるが、他の回教徒に比して戒律に對しては稍寬大で、例へば、女も一般に面紗無しで外出する習慣が行はれてゐる。一般に農業及漁業に從事してゐるが、大體暹羅人と同樣な耕作法で米作を行ひ、特に漁業に秀でてゐる。因に、暹羅灣東岸の馬來族は半島より拉致した捕虜の末裔である。

サカイ族——本族の多數は英領馬來内に居り、少數がバターニー地方の山中に住んでゐると信ぜられてゐたが、最近の調査に依れば、暹羅國内には現在居住せざることが明かになつた。(詳細に就ては英領馬來編の「住民の項」參照。)

ラワー族——本族は曾て暹羅の最北部一帶からラヘーン(Raheng)及カムペーンペット附近へ至る地方に亘つて廣く占據してゐたのであるが、七世紀頃モーン族の移住者に征服され、之と雜婚して今日に至つたものであるから、モーン族の一分派とも見做し得られるのであるが、チエンマイ・ラワー族の語風は緬甸のワー(Wa)族と酷似するものがあり、恐らく之と同一祖先であると推定して間違ひないと思はれる。暹羅人よりは幾分身長低く、色黑く、蒙古族的特色も少い。男は頭髮を刈り、寬いズボンと頭帕布を着け、女は髮を伸して後方に束ね、頭帕布を被らず、足首迄の腰卷及寬衣に似たジヤケツを着てゐる。衣服の材料には青色の綿布を用ゐる。彼等は憶病にて平和を愛し、魔術と精靈崇拜と佛教とを混信し、竹造草葺の家に住み、政府を代表する其の頭目に統治される。陸稻を作る外、原始的方法で鐵を製錬し、日用金物を製造販賣する。

カムーク族——本族の本據は湄公河東岸のルアン・プラバン地方であつて、毎年馭夫・樵夫としてチーク林地方に出稼に來たものが、此等の地方に定住するに至つたものである。カーンブリー縣の北部にも少數のカムーク族部落があるが、恐らく捕虜として招來されたものらしく、一部の者は固有の言葉を有してゐるが、大體の風俗習慣は近隣住民に同化してゐる。ナーン縣北方にも少數の同族部落があり、彼等は暹羅人よりは短軀で黑く、蒙古族的特色を著しく失ひ、ラワー語に似た言語を話す。男は普通申譯的な褌で局部を被ふ他は寒冷時に短いチヨッキを着るのみであるが、上流又は開化した者は寬いズボンに、短衣・頭帕布及帶を用ゐる。女は外出時は靑色の腰卷に、緣に白線を附けた同色の短衣を着け、髮は伸して頭巾を卷き、銀製の腕飾及耳飾を附ける。右の他、暹羅の東北部地方、例へばチヤイブリー地方、ウドーン地方、及ウボーン等にもカムーク族が居住してゐるが、彼等は約五十年前緬甸人の奴隷買に依て湄公河左岸のカムモン地方から招來されたもので、一名Puteang 族とも呼ばれ、其後羅馬加特力敎會の手に依て解放され、現在同敎の信者となつてゐる。言語・風習は大體近隣のタイ族或はラオ・カーオ族と同一で、既に固有の言語は忘れ去つてゐる。

チヤオボン族——本族の聚落は大體二つに分つことが出來る。その一はコーラートの南東部地方、その二はペチヤブーンの東北部地方である。後者は往時西方ロブリー(Lopburi)地方まで擴がり、ラーヴアプーラ人と呼ばれてゐた。政府登錄種族名はラワー族となつてゐるが、彼等自らは(特にコーラート地方)ニア・クオル(Nia Kuol)人と呼んで居る。言語はモーン族及クメール族に近似して居り、本族がチエンマイ地方のラワー族とは殆ど關係ないことは疑ひない。最近迄彼等は定住地を持たず、山中を轉々して原始生活を送つて居り、一定の課稅もなく、唯貢納として原始林の產物たるラツク或は香木等を納めてゐた。然し現今では大部分が一定の部落をなして定住して居り、言語習俗も大體近隣種族と近似し、古老のみが固有の言語を用ひてゐる。

チヨーン族——本族はチヤンタブリー縣山岳地帶から東埔寨地方一帶へ擴がり、東埔寨ではボル(Por)族と呼ばれ、彼等自らはタムリート(Tamret)或はサムレー(Samre)と呼んでゐる。言語はクメール族に酷似し、風俗・習慣は近來次第に近隣種族と大差ない迄に至つてゐる。尙本項の概要に於て言及せる如く、本族には約二〇%のネグリトー族系統が認められる。彼等は樹脂油・蜂蜜・籐等の林產物を採集して食料品と交換し、又同地方の特產物たる小荳蔻及陸稻を栽培してゐる。

ソー族——本族は非常に色黑く、殆ど漆黑色に近い。言語はクメール族に酷似する。本族の本據は湄公河左岸のカムモン地方で、暹羅では大體淡水湖ノーン・ハーンとナコーン・パノムとの間に住んで居り、其他ソンクラム河畔及ブー・パン山脈の北側に居る。約二十年前のソー族は一萬を數へた。現今總て佛敎徒であるが、非常に迷信深い。服裝は大體ラオ族と同じく、又ラオ族同樣の耕作をし、家畜を飼養してゐる。

セーク族——本族は二の集團に分れて居り、その一はナコーン・パノムの北部へ至るアサマート(Asamrat)に、今一つはター・ウテーン地方に住んでゐる。二十年前に調べられた總數は僅かに六百人に過ぎなかつた。本族も湄公河の左岸地方から來たものであるが、その生活樣式及住居等はラオ族に似てゐる。言語學的に云へば、モーン・クメル族に屬するものであるが、その言語には多分にラオ語が混入してゐる。

カーリヤン族——本族は約百年前湄公河左岸の故鄕からナコーン・パノム及サコン・ナコーン地方へ放逐されたもので、現在では既にその母語を忘れて、專らラオ語を話してゐる。カーリヤン族と自稱してゐる者が約三萬人を數へ、主としてサコン・ナコーンの南ブー・パン山脈の森林地帶に住む。一見したところでは、ラオ族と區別し難い。

カー・プラオ族——本族も湄公河左岸から來たもので、ウボーン縣のケマラート地方に小部落をなして散在して居るが、總數約五百人に過ぎない。耕作や居住の樣式も大體ラオ族のそれと變りはないが、言語のみは固有のものを固執してゐる。

カー・ヒンハオ族——ムーン河が湄公河に注ぐ合流點の南方地方に本族の小部落があるが、之は最近佛領から渡つて來た種族で、前項プラオ族と同樣

カー族に屬するものである。幼稚な耕作をしてゐるが、主として狩獵や森林の果實、木の根等を蒐めて食つてゐる。

スーイ族(クーイ族)――本族はスリーン、クーカン及ウボーン縣地方一帶の廣範圍に亘つて居住し、ロイ・エット地方へ迄蔓延して居る。言語はクメル族のそれとは可なりの相違を示してゐるが、種族としては非常に密接な關係にあり、東埔寨及東部・北部暹羅の原住種族を代表するものである。固有の言語を使用して居る者の他に、一般にラオ族と呼ばれてゐながら單にラオ語を話してゐるクーイ族に過ぎないものが相當の數に上つてゐる。彼等は更に大體二つに區分され、その一はラオ・スーイ族と呼ばれ、ウオーン、クーカーン及スリーン縣地方一帶に居り、その二はクメル・スーイ族と呼ばれ、主としてスリーン縣に居住する。然し近來兩者とも夫々次第にラオ語若しくはクメル語に同化する過程にある。本族はラオ族或はクメル族に比して遙かに文化が遲れて居り、佛教徒と見做されてゐるが、萬有神教的な迷信の風がある。ラオ族若しくはクメル族の風習に從て耕作し、或は家畜を飼養してはゐるが、その家屋は非常に貧弱で、又不潔である。クーイ族は多數の閥族に分れて居り、その內のクーイ・ムアイといふ閥族は象狩りに巧みなことで有名である。十數年前の調査に依れば、東北部地方の現にクーイ語を話してゐる者のみで約十二萬人、ラオ・クーイ及クメル・クーイ族が約十四萬に上つてゐる。クーイ族はソー族程ではないが、一般に色が黑く、中には髮が縮れてネグリトー族の系統の認めらるゝものがある。

クメール族――暹羅のクメール族は見積區々であるが、兎に角多數に上ることは疑なく、その中ラーチブリー及カーンブリー諸縣の同族は捕虜として拉致された者の子孫である。因に東部暹羅には昔時多數の同族が居住し、其の文化と發展とを物語るクメール時代の遺跡が諸所に存在する。彼等の風俗・習慣・宗教は暹羅人及ラオ人と同樣で、色、稍々黑く有髯者が比較的多い點の他は容貌も異ならない。大部分は今尙母國語を使用し、小農業に從事してゐる。

モーン族(緬甸ではタライン族)――本族は概要に言及せる如く、元來タイ族の前に大體現在の暹羅領域一帶に蟠居してゐたものであるが、タイ族の移住に依て全く之に征服せられ、痕跡を留めぬ迄に同化し去つたのであつて、今日の暹羅に於けるモーン族といふのは、捕虜又は避難民として緬甸より入還した者の子孫で、主として首都附近の河岸に部落をなし、富裕なる種族とされて居り、其他カーンブリー縣の緬甸國境へ至るクエー・ノーイ溪谷地方に散在してゐる。又コーラート南方のパク・トン・チャイ及クラトーク地方の各地に約二千六百人ばかりが散在してゐるが、完全に母語を忘れ、近隣のコーラート・タイ族の風習に同化して了つてゐる。容貌・服裝・宗教は暹羅人に異らぬが、唯暹羅人より一般に背が高く、婦人は通常髮を伸して特有な髷に結つてゐる。凡て暹羅語を話すが、其の多くは母國語も話し得る。

安南族――一九二九年の國勢調査には五、三二一人となつてゐる。本族は長年モーン・クメール族の中に雜居し言語にも多數のモーン・クメール語が混り、區別困難であるが、最近の說に依れば、タイ族に屬するものであるが、同族と東京地方のモーン・クメール族たるムオン族、及チャム族、支那人等の雜種であるとされてゐる。チャンタブリー州の同族は十七、八世紀に宗教上の迫害を免れる爲安南より來還した加特力教徒で、首都附近の同族は捕虜として拉致された者である。殆ど全部加特力教徒で、容貌は暹羅人に以てゐるが男女とも昔ながらの寛い黑色ズボンと上衣を用ゐ、男女共頭髮を伸し母國語を話してゐる。彼等は菅を以て種々の色合及型の所謂「チャンタブーン莫蓙」を織つて盤谷に積出する(佛領印度支那編の「住民の項」參照)。

ムーサー族(ラフー族)――本族は主として北部暹羅の高い山岳地帶に見られ、南方はチェンマイ縣のメー・ピン西方の山地、北緯一七度三〇分附近まで蔓延してゐる。シャン地方に居るカオ(Kaw)族の一支族らしく、蒙古族的特色を明瞭に表はし、骨格頑丈である。暹羅の本族はムーサー・ラー(Mussö La or Dam)、ムーサー・レー(Mussö Le or Deng)の大體二支族に分れてゐるが、生活の樣式は後述するメーオ族及ヤオ族に近似し、男は青又は黑の寛いズボンと上衣・袢・頭帕布を纏ひ、女は縞のある青色の腰卷・長袖のヂヤケツ・頭巾を着け、男女とも外出には糧囊を携帶する。女は別に銀製の腕輪・耳飾・首輪を飾る。兩支族の服裝の相違するところはムーサー・ラーの女が裾は赤や縞模樣のある暗青色のズボンをつけるに對し、ムーサー・レイの女は赤縞のシン(Sin)をつける點である。彼等は劍と弩で猛獸を斃し、山地を開いて阿片其の他の食料嗜好品を栽培する。家屋は竹木にて頑丈に建て、佛教的色彩ある活物崇拜をなし、月の四定日には祈禱を、年一回犧牲を供へて祭禮をする習慣があり、又割禮を施す。死體は木棺に納めて複雜なる儀式の下に埋葬する。文字を有しないが、支那字を讀解する者がある。

カーンブリー・ラワー族――主としてカーンブリー縣の北部地方に散在してゐるが、近來附近住民に同化の傾向にあり、風俗習慣も既に大差なき迄に至つてゐる。少數の者が固有の言語を使用してゐるが、チエンマイ・ラワー族の言語とは何等の關聯なく、西藏・緬甸語に酷似せるものである。然し西藏・緬甸族中の何れの種族に屬するかは未だ決定し難い。

メーオ族(Meo or Miao-tza, Mong—猫族)――本族は北部暹羅山岳地方の諸所に部落をなして散在し、ペチャブリーの北東部北緯一七度の邊に迄至つてゐるが、その原住地は支那西南部地方で、同方面一帶に蔓延し、その南方移住運動の起つたのは、比較的最近の事に屬するが、之は支那民族の壓迫に因るものである。本族は多數の支族に分れ、男の風俗は何れも大差なく、主として女の服裝に依て區別される。男は暗青色の寛いズボン、短い上衣、腰帶を着け、大型の青色頭帕布で辮髮を覆ひ、刺繡付の袋を下げてゐる。メーオ・カオ族の女は膝迄の有襞腰卷、緣に刺繡を施した長袖の上衣、青及灰色の頭帕布を纏ひ、足を布で卷き、頭髮は頭上に丸めてゐる。メーオ・ライ族の女の腰卷には襞がない。又男女共に銀製の首輪を用ゆる風がある。木材・土の壁に石床を有する家屋に住み、寢床架・腰掛・卓子を備へ、男子は山の斜面を開墾して、煙草・阿片・大麻・穀類等を栽培する他牛・山羊・馬を飼養し、女は織物刺繡等をなす。耕地の地味衰へ、物資缺乏するに至れば、更に適當な地を選んで移住する風があり、その期間が大體十二乃至十五年である。中には五十哩以上の遠隔の地に移住するものがあり、目的地に著く迄二、三箇月を要する場合がある。彼等は支那字及支那暦を用ひ、精靈を崇拜し、一夫一妻主義で、結婚には複雜なる儀式を行ひ、死人には葬禮を行ふ。

ヤオ族(ヤオイン族)――本族の原住地はメーオ族と同じく西南部支那で、主として廣西省の山中に居る。暹羅の本族はナーン縣の山中に最も多い。風習も居住の樣式も略メーオ族と同樣で、多くの支族に分れてゐる點も相似てゐる。男も女も暗青色の衣服を用ひ、男の服裝はメーオ族と大差ない。家屋の建て方もメーオ族と類似し、女子は支族により種々の結髮をなし、中には日除帽子の如きものを被るものもあり、足首に達する長袖の長寛衣に下袴(ペティコート)を穿つてゐる。支那文化に浴し、支那字を讀解するものが多く、精靈を崇拜する。一夫一妻であるが、婚姻は聘金制で、約婚・結婚には少からぬ手數を要し、葬儀は支族により異り、火葬又は埋葬する。

カレン族――緬甸より移入したもので、暹羅の同族はプオー(Pwo)及ブエイ(Bwe)の二派である。男は瘦軀强筋、狩獵に長じ、山側に陸稻・棉等を作り、錫・鹿角等を市場に搬出して必需品に換へる。綿製の短い腰卷に寛い上衣又は長寛衣を着、ブエイは長髮を丸めて頭巾を被り、プオーは頭髮を刈り、常に劍・槍・鐵砲を携へて外出する。女は長寛衣の他時には腰卷をつけ、手足を漆塗の籐で飾つてゐる。少數の佛教徒及基督教徒を除き、他は精靈崇拜者で、竹造草葺のバラック式の長屋に住む。六歲未滿で約婚し、幼時より耳朶に穿孔し、性道德が非常に嚴格で、姦婦は耳朶を切斷する習慣があり、死人は火葬に附する。

ティーン族(カー・ティーン族)――ナーン縣の北東山中に住む種族であるが、その言語の系統は不明で、服裝はラオ族に似てゐる。概してカムーク族及ラメト(Lamet)族に近いと言ふことが出來るのであるが、ラメト族は湄公東岸の山中に住む種族にして、それが暹羅の國境を越入したことに關しては知られてゐない。主要な產業は茶の栽培及製造であるが、特殊な製法により茶葉を醱酵せしめて、嚼茶とするのである。

カー・トーン・ルアン族(ピー・トーン・ルアン族)――本族の存在に關しては、疑問が持たれてゐたが、最近の調査に依て略々その存在が確實となつた。主としてメナム・パーサクの水源地方及プレー縣、ナーン縣の山岳地方を徘徊してゐる。彼等は滅多に姿を見せず、獨特の方法を以てラオ族と物々交換

をしてゐる。卽ち犀角・皮革・蜂蜜の如きものをラオ人に知られた一定場所に置いて姿を消すのであるが、之を發見したラオ人がその代りとして鹽・煙草・布・鐵器等を置いて持歸るのである。ラオ族の部落に下りて來るのは、非常に稀であるが、湄公河を越えた地方に居る同族は屢々カムーク族部落を訪問して居るやうである。彼等の體格から言へば、何等ネグリトー族との連がりはないやうである。或る者は文身の風を有して、男女共に裸體であるが、稀に男は褌をしてゐるものがある。武器は鐵の穗尖をつけた長槍で、之に毒を塗つてゐることもある。耕作の風を有しない。

二　宗　教

蓮羅は事實に於て佛教を國教とする世界唯一の國柄で、上は國王から下は庶民に至る迄殆ど全部之を信奉し、多少教義は異るが在住支那人・緬甸人・東埔寨人及モーン人等も概して佛教徒である。然し意外に信教は甚だ自由にて、古來他宗教にして禁止迫害を受けたることなく、必要な土地は之を下附し、布教上には凡ゆる便宜が與へられてゐる。然し佛教は建國以來の宗教にて確固不拔の基礎を有する爲、他宗教の蠶蝕は至難にて、僅に印度人のヒンヅー教徒・馬來人の回教徒及安南人の基督教徒を見るのみである。

1　佛　教

佛教は國教にて、國王は親ら「法の擁護者」を以て任じ、一九二九年の國勢調査に據れば實に國民の九五・二四%餘（一〇、九五八、四二六人）は佛教徒である。而も其の信仰頗る篤く、貴賤貧富の差別なく男子は一生一度は必ず出家する風習があり、壯齡にして佛門を潛らねば社會上の信用薄く一門の恥辱とする。故に寺院僧侶の數夥しく、王室の儀式を始め公私の儀式及祭事は凡て佛式に範り、佛曆を採用して四月一日を正月とし、挨拶に合掌する等日常習俗に對する佛教の影響は絶大である。爲に國民は一般に慈悲博愛の念に富み、老衰不具者には合掌して施し、中流以上の家庭にては食客を多數扶養することを誇とする程にて、救恤機關の必要を感ぜぬと云ふ。又當國に思想問題の擡頭を聞かぬのも、一に佛教の教導善化に歸因するものと云ふ。

沿革——傳來の第一期は佛滅二七〇年頃印度のアソーカラーヂヤ王が派遣せる佛教傳道隊が南部蓮羅プラバトム、スバンブリー地方に達し、印度直系小乘佛教を傳播した。第二期はスマトラ、爪哇、東埔寨の經路を辿つた大乘佛教及佛滅一三〇〇年代スマトラ王シーキチヤイが馬來半島パターニー、スラーチヤターニー一帶を領有したる時之亦大乘佛教を傳へ、北ローブリーに至る迄弘布した。第三期は佛滅一六〇〇年代緬甸プカームの王アニルトが殆ど全蓮羅を支配し、此の時緬甸系小乘佛教を傳道した。第四期は佛滅一六九六年頃錫蘭王プラカラバーフが南印度タシール族を征服し、威を四隣に振ひ、傳道隊を緬甸、モーン、蓮羅に派遣し、アソーカラーヂヤ王の子マヒンダ以來一五〇〇年繼承せる純正小乘佛教を傳へ、諸國亦盛んに見學僧を錫蘭に送つて習學させた。その後佛滅一八二〇年の頃スコータイ王プラチヤオ・ラームカムヘン錫蘭僧を南部ナコーン・シータムマラートより迎へて自ら之に師事し、錫蘭佛教を研究し、大いに傳道に努めた爲、大乘佛教は僅かに殿堂、佛塔、菩薩像等に僅を遺して全滅するに至つた。小乘佛教は在來派及錫蘭派竝び行はれて居り、在來派はサンスクリット文の經典を用ひ、大乘佛教義を加味してゐるに反し、錫蘭派は巴梨文經典に依り純粹の原始佛教を信奉し對立したものであるが、漸次融合して錫蘭派に同化され、遂に今日にあつては蓮羅佛教は全く錫蘭小乘佛教の正統に屬し、巴梨語原文を經典としてゐるものである。かくてアユタヤー王朝のプラナライ王時代には國民生活の裡に既に確固たる根底を張るに至り、例の希臘人宰相及佛王ルイ十四世の蓮羅基督教化の大陰謀計畫も之に微動だも與ふることは出來なかつた。然し其後アユタヤー王朝の滅亡と共に佛教も一大危難に遭會し、僧侶も一時墮落したが、現王朝の高祖が之を再興改善してより寺院は修復建立され、經典の編纂普及化が行はれ、かくして再び佛教は大いに興隆して今日に及んでゐる。

宗派——當國の佛教は前記の如く由來王室の保護下に發達し、經典の自由研究を許さなかつた爲宗派の分裂紛爭がなかつたのであるが、現王朝第六世モンクツト王が出家せる當時僧徒の逸樂、威儀の敗頽、持戒の弛緩せるを慨し、同志と謀り、巴梨語經典の正解、僧侶の威儀保持、戒律の嚴守等を標榜して結社を作つたのが次第に發達し、遂に一宗派を成し、在來のマハーニカーイ派に對しタマユテイカ派と稱さるゝに至つたが、元來共に錫蘭小乘佛教に屬することに變りなく、教義上の分派といふのではない。

教義——蓮羅の小乘佛教は人世は苦を以つて始まり、苦を以つて終ると教へ、生老病死の四苦より愛別苦、怨憎苦等、假令一時的の快樂はあつても、人の一生は苦に充されたものであつて、かゝる所以のものは實に貪瞋痴より生ずる八萬四千の煩惱に繫縛さるゝ爲であるが故に、煩惱を滅却するは苦を免るゝ唯一の道なりとする。之が卽ち佛道修業であつて、正見、正思惟、正語、正精進、正定、正念、正命の八正道の修行に依て煩惱を滅却したる寂靜境こそ極樂（ニバーナ）なりと言ふのである。かゝる蓮羅佛教の特色として擧げらるゝのは、㈠保守的にして戒律を嚴守すること　㈡終身僧侶たる者は甚だ稀であつて、早いのは三箇月、遲くとも三、四年を以て還俗する。㈢寺院には炊事場の設備なく僧侶は托鉢に依つて生活する等である。

寺院——一九二九年國勢調査に據れば、佛教寺院は七、六三二箇寺（他に僧園八、〇一九）あつたが、一九三四年三月現在數は總計一七、二三六箇寺、其の中約二〇〇箇寺が新派に屬する寺院である。尙首都に八四、地方に三六、計一二〇箇寺（一九三〇—三一年度）の官寺がある。一九一九年國勢調査以來一〇年間に全國六七一箇寺（僧園は一、〇六三）を增したが、其の後約五箇年に更に一、五〇〇箇寺を增加してゐる。寺院は當國の美術工藝を獨占して輪奐の美を極めたものが多く、寺領よりの收入又は特定地よりの收入によつて支持されてゐる。

僧侶——僧侶は一樣に剃髮して粗布の黃衣を纏ひ、持戒甚だ堅固にて、禁慾生活を送り、庶民は勿論王侯と雖も之を尊信禮拜する。一旦世俗の快樂に心が動けば直に還俗して我も世も之を怪まず、爲めに僧侶界の神聖は良く保ち得ると云ふ。早朝托鉢して身命を保持し、朝午の二食を攝る他午後は流動物のみを口にし、平常は讀經及巴梨語教典の素讀をなす。半月毎の「佛日（ワンクラ）」—月の初及滿月の日—には戒を讀んで自己の行狀を反省し、雨季三箇月は一ケ所に滯留して教理の研究及修養をなす。乾季には托鉢しつゝ靈場舊蹟を行脚して頭陀行をなす。當國の地方を旅行する者が早朝又は薄暮に田野に點々と白布を垂れた大傘を目擊するのは之等頭陀行僧（Phra-Todong）の野營天幕である。僧侶中には少數の尼僧（Chi-Song）があり、主として身寄なき老婦であるが、尼寺はなく、通常寺院附近の小屋に禁慾生活を送つてゐる。佛教僧籍にある者全國三五五、九八五人（一九三三—三四年度現在）中僧侶は一四五、八〇六人（同上）、同見習僧は七四、六九六（同上）及雛僧一三五、四八三（同上）の著しい數を占めてゐる—尤も其の約九七%はマハーニカーイ派である。外人が當國を「黃衣の國（ランド・オブ・イエロウ・ローブ）」とは誠に當を得たものと言ふべきである。

僧侶の教育——僧侶の教育は巴梨語教典の專講で、全國の主要寺院に附屬する二八四の巴梨語學校（生徒八、九五四人）及二、九三五の佛理學校（生徒五五、五四七人）にて行はれる（一九三三—三四年統計）。初級（Nak Damma、一・二年生）三級（Barien Tri（バリヤン・トリ）、三・四・五年生）、二級（Barien Toh（バリヤン・トー）六・七・八年生）、一級（Barien Ek（バリヤン・エク）、九年生）の四階級があり、試驗は管長自ら委員長となり、年一回皇帝臨御の席上にて擧行する。尙初級を終へ三級三年に編入されたる者にはマハー（Maha）の稱號を授與される。

布教狀況——古來僧侶と國民教育との間には密接なる關係を有し、今日尙學童の大多數は僧侶に依り寺院にて初等教育を受けてゐる（「教育の部」參照）之等學童は讀佛歌及讀經の一通りを教授されるのみならず、寺院は文部省と協力して、基督教私立學校以外の官公立學校には、佛教教理を簡述した修身教科書を使用せしめ、少くとも月一回相當の僧侶をして布教を行はしめてゐる。勿論此の際他宗に屬する生徒の出席は隨意である。又學校にて精神教育を受くべき特別の義務を負ふ俗人は佛理學校に出席することを許される。尙、前述の如く男子一生一度は必ず僧門を叩くが、之には未定年にて出家し（沙彌僧と呼び、二十歲未滿の僧侶を云ふ）、兵役を了へて再び出家する者と、滿二十歲にして初めて出家する者（比丘—二十歲以上の出家を云ふ）とあり、在僧籍年限は雨季の三箇月乃至一、二年で、中には終生在籍する者もあり、此の間普通の佛教々理を聽見する。

尚前記ワンプラ及其の中間二回には各寺院にて佛教講演を行ひ、政府は之に所要の援助を與へる。此の他佛教の研究・弘布の爲、寺院は印刷業をも經營してゐる。

佛教祭日――「其他の部―雜の項」參照。

管理――現今文部省内に宗務局（コロム・タムマカーン）（秘書官室、寺有財産課、宗教々育課、僧侶課より成る）があつて、宗教に關する行政庶務を司り、縣知事も亦之を分掌する。寺院の管理は、佛教入來當初より劃然と確定されてゐる。國王は佛教信者にして佛教の擁護者たるべき旨が憲法第四條に明記されて居り、三寶の守護者を以て自ら任じ、管督の實務に當れる最高僧に管長の宮（Sangkharach）を置き、四名の管事（Somdet Phra Chao Rachkana or Chao Kana Yai）中より國王が之を選任する。管事は多數の官寺の院主中より選擧され、全國を四大教團に區劃して、一人は中部の、一人は北部の、一人は南部の、一人はタマユテイカ派の管督を擔任する。又管事は各副管事を有し、一九〇三年の宗教法の規定の下に、之等八高僧を以て會議を組織し、宗教に關する一切の問題を解決し、宗教事件の最高の控訴院をなしてゐる。又管事の監督下にありて縣管事（Chao Kana Changvad）は各縣内の、郡管事（Chao Kana Kweng）は各郡内の僧徒及寺院を管督する。各寺院には、僧見習僧（ネーン Nane）及雛僧（シツト Sisya）があり、住持之を監督する。尚、宗務局は出家・還俗の手續、寺院の財産管理、及建築修繕等の庶務を取扱ふのであるが、若し僧徒中に破戒者があれば、各地方管事又は管事長はその輕重に從て、訓戒處分若くは還俗せしめ、法律違反者は還俗せしめた上告發する。然し警察官が僧侶の破戒又は法律違反を認めても直ちに警察權を執行するを得ず、地方管事又は管事の裁可を仰がねばならぬ。又裁判所は僧侶を證人として法廷に召喚することを得ない定めとなつてゐる。一九三三―三四年度現在の管長・管事・副管事は左記の如くである。

管長の宮　Rajapabidh 寺院の院主 Jinavara 親王殿下

中部	管事	管長の宮
	副管事	Paramanioas 寺の院主 Phra Brahma Muni
北部	管事	Debsirindra 寺の院主 Somdech Phra Buddhagoshacharaya
	副管事	Maha Dhat 寺の院主 Phra Bimoladharm
南部	管事	Sudassana 寺の院主 Somdech Phra Vanarat
	副管事	Rajadivas 寺の院主 Phra Dharma Varodom
タマユテイカ派	管事	Pavaranives 寺の院主 Somdech Phra Vajirañanavongs
	副管事	Makut Kshatriya 寺の院主 Phra Sasana Sobhon

2　其他の宗教

半島部竝に盤谷、アユタヤー地方に在住する馬來人及印度人は回教徒又はヒンヅー教徒であり、支那人移民には祖先崇拜又は儒教を奉ずる者がある。羅馬加特力教は夙に一六六〇年頃より布教せられ、主に南部暹羅及東部暹羅に安南人及支那人の信徒を有し、前世紀初葉に輸入された亞米利加長老教は主に盤谷及北部にて布教し、チエンマイにはラオ布教本部を置き、ラオ族間に熱心に布教してゐる。同教徒は慈善病院又は學校等を建て公共事業にも盡力しつゝあるが、布教成績は最近見るべきものがある。

3　統計

一九二九年の國勢調査に據る教徒・寺院・僧侶數は次の如くである。

宗教別人口寺院・僧侶數表（一九二九年國勢調査）

出所＝一九二九年暹羅統計年鑑及暹羅及盤谷ディレクトリー

州名	宗教別人口(1) 佛教	回教	基督教	無宗教	計	寺院數(4) 佛寺	(2)佛教僧園	其他(3)	僧侶數(6)
クルンテープ	八六六、一七〇	四六、七一四	八、七二五	—	九三二、六〇九	六一七	一七	支那寺(Wat Chin)一二(一二三減)、支那廟(San Chao)七六六、印度及馬來寺(Wat Khaek)六六八(五〇增)、基督教々會(Wat Farang)八二(一增)	一二、〇三六
アユタヤー	八二二、五九二	一三、〇六五	四、一一八	—	八三九、七七五	一、一一二	三四四		一五、三四四
パーチンブリー	四九一、八九九	一二、一九〇	四、二五〇	—	五〇八、三三九	四七九	二二六		七、七七九
ナコーン・チャイシー	四七一、四二四	三三七	二、七八一	—	四七四、五四二	二八一	一五三		五、八四七
ラーチブリー	五七一、七三四	二、七八四	四、八三九	—	五七九、三五七	五〇二	一〇二		九、三八二
ナコーン・サワン	五一二、二四三	四八三	二四五	—	五一二、九七一	二五六	三九六		六、〇三八
ピツサヌローク	五七六、五九一	一二三	二三七	—	五七六、九五一	三六二	四七一		六、五三八
パーヤツプ	一、五四〇、〇六二	一、九九〇	七、三三八	—	一、五四九、三九〇	五一〇	一、二八六		八、五七七
ウドーン	一、〇五五、五〇一	四八	九、〇一六	—	一、〇六四、五六五	六四九	一、四六三		九、八六一
ナコーン・ラーチシマー	二、八一七、九〇八	二七〇	四、五三二	—	二、八二二、七一〇	一、九〇八	二、九八三		三三、三九九
チャンタブリー	一六五、八四一	八七三	二、九一二	—	一六九、六二六	二一八	五〇		二、八九四
ナコーン・シータムマラート	八〇八、九五六	一〇〇、〇二七	一九二	—	九〇九、一七五	五九三	三八四		七、三八〇
プーケツト	一九四、七五九	四七、〇二一	二六一	—	二四二、〇四一	六七	一一九		一、〇七〇
パターニー	六二、七四六	二七二、三八六	一六	—	三三五、一四八	七八	二五		九一二
全國計	一〇、九五八、四二六	四九八、三二一	四九、四六二	八	一一、五〇六、一九九	七、六三二	八、〇一九	一、五二八	一三七、〇五七
前回國勢調査との增減(5)	—	—	(十)三六、七三三	—	—	(十)六七一	(十)一、〇六三	—	(十)三〇、二八一

（註）(1)ヒンヅー教其他の教徒を見ぬは疑問である。(2)暹語の Samuak Sangkhayana にて、僧侶の寓居を云ふが、說教堂佛殿等を有す。(3)括弧内は前回國勢調査數に對する增減。(4)「教育の部」參照。(5)前回國勢調査は一九一九年四月施行。(6)下記暹羅佛僧・支那佛僧・安南佛僧のみを含み、見習僧・雛僧を含まぬ。最近數字は次表參照。

佛教寺院及僧侶數表

出所＝暹羅及盤谷ディレクトリー

年度	佛寺 暹羅寺	支那寺	安南寺	僧侶 暹羅人僧	支那人僧	安南人僧	見習僧 暹羅人見習僧	支那人見習僧	安南人見習僧	雛僧 暹羅人雛僧	支那人雛僧	安南人雛僧
一九二九―三〇	一六、五七一	一六	九	一三二、九五七	三五	三七	七三、四九二	—	一五	一〇七、六五八	二一	二二
一九三〇―三一	一六、六五八	一六	九	一三〇、二三八	四二	四四	六九、五七〇	—	七	一〇一、二一〇	二八	三二
一九三一―三二	一六、九五二	一六	九	一三二、九九七	四九	五四	六九、二七四	一	六	一一六、六〇五	三〇	三五
一九三二―三三	一七、〇七五	一六	九	一三七、二八七	三九	四七	七〇、九九二	—	九	一二五、六一九	五四	三八
一九三三―三四	一七、三二一	一六	九	一四五、七〇八	三九	五九	七四、六八四	—	一二	一三五、三九二	五〇	四一
一九三四―三五												
一九三五―三六												

教育

總說―教育行政―學制―諸學校―其他施設

一 總說

過去現在を通じ、當國の教育は寺院と密接なる關係を有することは前述の如くである。卽ち往時教育は僧侶の掌中にあつて、恰も我が邦に於ける寺小屋の如く、一般家庭より子弟を引受け、寺院に於て餘暇に極く初歩の讀方・書方・算術及倫理等を敎授した。ラーマ四世登極の頃、既に外人宣教師に依る教育が行はれ、續いて盤谷には僧侶に依らざる私立學校出現し、寺院教育よりも少しく進步した教育を施した。一方海外留學生の派遣を始めたのもこの時代であつた。併し今日所謂教育なるものは、次帝チュラロンコーン王治世の初期(一九一七年)に、高級官吏の子弟に對し暹羅語・算術及官吏學を教授したるに創まるものと云ひ得る。次いで同帝は國民教育普及の聖旨により首都及其の周圍諸郡の寺院に學校を設け、僧侶を教師とし、俗人をして之を援助せしめ、暹羅語及算術を教授したが、該制度は甚だ好成績を示し、進んで之に當らんとする寺院續出するに及び、必要に迫られて一八八七年教育局を創設した(一八九二年に之を文部省と改稱)。一八九一年ダムロン親王歐洲の教育御視察の後、皇太子の家庭教師たりし英人ロバート・モーラント(Robert-Morant)と協力して現今の教育制度を立案し、翌年久しく要望されてゐた師範學校の設立を見た。併し同親王が内務大臣に轉任され、一方右英人も歸國したる爲、右計畫は一時頓挫したが、後ジョンソン(N. G. Johnson)氏顧問となるに及び、同計畫は復活されて今日の制度を見るに至つたものと云ふ。兎に角一八九八年には詔勅により寺院學校に一般知識及倫理をも教授することとし、地方官をして該事業を援助せしめた。續いて一九〇九―一二年に亘り、各州縣に教育主任官吏を派遣し中心地には模範學校を設立し、學科目も先進國のものに當國の必要とするものを加味して定められた。

次いで一九二一年十月一日初等義務教育令の發布を見るに至り、初め地域を限つて實施されたものであるが、逐次地域を擴大して、全國町村數の約八割五分に及ぼしたのであるが、一九三五年十一月、新初等教育令を發布して、舊法の改正を行ひ、全國の八歲より十五歲に至る兒童は總て初等教育を受くべきことに定められた。同法に依れば、兒童は理由なくして一週間以上の缺席を許さず、十五歲にして初等教育修了試驗を通過し得ざる者も、同試驗を通過し得る迄通學するを要することゝなつてゐる。

尙、從來特に教育稅を徵收して、教育に當てゝゐたが、一九三〇年同稅を廢止し、一般國庫より支辨することゝなつた。憲法には人民代表議會議員投票權者の過半數が普通初等教育を了へた者に依て占められるに至つた時、人民代表議會は全部民選議員を以て組成する旨を定めてあるので、政府は之を目標として初等教育の普及に大童になつてゐる。

次表は最近五箇年の文部省豫算であるが、之を以て立憲革命後に於ける政府の教育に對する熱意を窺ふことが出來る。

文部省豫算額表

單位＝銖　出所＝南支那及南洋情報

		一九三五―三六	一九三六―三七	一九三七―三八
秘書官室(俸給費)		二四、八八八	二五、六四八	二六、七六〇
次官室	俸給費	一四五、八六五	五四五、九三三	六七九、三一六
	經常費	二八、一二七	一六一、六五〇	二〇五、八九三
	臨時費	—	五〇〇	一〇、〇〇〇
宗教局	俸給費	四八、六七一	四五、八九五	四七、九九九
	經常費	一六三、五六八	一六二、四三八	一四九、一九六
體育局	俸給費	七九、〇〇〇	七九、六二四	九〇、三四五
	經常費	五二、一四五	一九、八七〇	四〇、三七一
	臨時費	六六、五〇〇	三三、〇〇〇	一、六二五
大學局	俸給費	六三三、六八一	六三三、一三四	五四二、四九〇
	經常費	三八四、七四四	四一二、八二〇	三五四、〇五六
	臨時費	三〇、九〇七	二八、六三四	三二、五三五
美術局	俸給費	一一二、四五〇	一八五、九二一	二〇六、二七七
	經常費	五五、九五八	五九、三〇〇	五一、六四〇
	臨時費	二〇、〇〇〇	三〇、四二〇	六六、三〇〇
教育費	俸給費	二、六四〇、八八二	二、四一八、八九四	二、七一八、二五一
	經常費	六八六、八五一	五二二、二六四	四二二、七九七
	臨時費	一九四、二〇二	一〇九、六三〇	二〇三、〇〇〇
初等教育費		四、一七〇、四一四	五、六九七、八二六	六、一九七、八二六
其他		一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	—
計		九、五〇八、八五三	一一、一八一、四〇二	一二、〇五四、七六〇

二 教育行政

文部省内の教育關係各局の所管事務は(一)全國官立學校の監督、學校の設立・職員配置・許可、登錄せる公・私立學校の監督 (二)課程の立案及認可 (三)同課程に依る檢閲及監督 (四)教科書の編纂・刊行・認可、公開圖書閲覽室及講演會等の組織 (五)大學教育 (六)宗教行政事務の扶助等であつて、省内に次官室(官房、經理、地方教育等の各課がある)、體育局(體育、競技、學校衞生、ボーイスカウト、赤十字少年團等に關する諸課を有す)、美術局(調査、美術、建築、博物館及考古學、圖書館等に關する諸課を置く)、大學局・教育局(教育課、實業教育課、智育課等を置き、一般教育、實業教育、教科書、教程、考試、視學、督學等に關する事務を分掌す)があり、他に宗教教育を管轄するものに宗務局内宗教教育課がある(「宗教の部」參照)。

州別教育費表

單位＝銖　出所＝暹羅統計年鑑

州名	教育局全費(1) 官立學校	公立學校	計	生徒數(2) 官立學校	公立學校	計	生徒一人當り經費 官立學校	公立學校	計
一九三一―三二年									
クルンテープ	六九四、五九七	二五、三四一	七一九、九三八	一七、一六七	六、一九〇	二三、三五七	四〇・四六	四・〇九	三〇・八二
アユタヤー	四一、四七九	一七五、五七七	二一七、〇五六	二、四六九	四一、五五二	四四、〇二一	一六・八〇	四・二三	四・九三
パーチンブリー	二五、六八一	一一二、七九四	一三八、四七五	一、三七五	二八、〇五七	二九、四三二	一八・六八	四・〇二	四・七〇
チャンタブリー	一七、三五六	三二、五〇六	四九、八六二	一、〇四四	一〇、〇八六	一一、一三〇	一六・六二	三・二二	四・四八
パーヤップ	七〇、〇二八	一七五、六三〇	二四五、六五八	二、四七〇	五八、六一五	六一、〇八五	二八・三五	三・〇〇	四・〇二
ピサヌローク	四〇、三四九	一四五、七八九	一八六、一三八	一、九二九	三八、七九九	四〇、七二八	二〇・九二	三・七六	四・五七
ウドーン	四〇、六六三	二七四、八五二	三一五、五一五	二、一二七	八五、二九五	八七、四二二	一九・一二	三・二二	三・六一
ナコーン・サワン	三三、七〇四	一五〇、九七九	一八三、六八三	一、九九九	三五、五七三	三七、五七二	一六・三六	四・二四	四・八九
ナコーン・チャイシー	二[illegible]、〇九二	七七、三三七	一〇六、四二九	一、三二四	一九、六八四	二一、〇〇八	二一・九七	三・九三	五・〇七
ナコーン・ラーチシマー	八四、七二三	六七八、七七一	七六三、四九四	四、五九七	二三一、六九三	二三六、二九〇	一八・四三	二・九三	三・二三
ナコーン・シータムマラート	六四、二七九	二四〇、一三三	三〇四、四一二	二、四八八	六〇、七六二	六三、二五〇	二五・八三	三・九五	四・八一
ラーチブリー	四五、四〇八	一三四、五七六	一七九、九八四	二、五七一	四七、四九七	五〇、〇六八	一七・六六	二・八三	三・五九
バターニー	二〇、〇〇〇	六〇、四七八	八〇、四七八	一、二三三	七、二三一	八、四六四	一六・二二	八・三六	九・五一
プーケット	二七、八八二	六九、〇五九	九六、九四一	一、一二七	一〇、九六〇	一二、〇八七	二四・七四	六・三〇	八・〇二
計	一、二三四、二四一	二、三五三、八二二	三、五八八、〇六三	四三、九二〇	五八一、九九四	七二五、九一四	二八・一〇	三・四五	四・九四

一九三二―三三年――

クルンテープ	八一一、一一二	三〇、五七一	八四一、六八三	一六、四〇一	一四、九六七	三一、三六八	四九・四五	二・〇四	二六・八三
アユタヤー	六九、〇四〇	二七〇、一二六	三三九、一六六	三、八二七	七四、七九三	七八、六二〇	一八・〇四	三・六一	四・三一
パーチンブリー	四六、三三〇	一二二、七五一	一六九、〇八一	二、四〇七	三九、一九八	四一、六〇五	一九・二五	三・一三	四・〇六
パーヤツプ	七七、二〇二	一九九、四九四	二七六、六九六	二、四八三	五八、六七五	六一、一五八	三一・〇九	三・四〇	四・五二
ピサヌローク	五一、〇九八	一四四、〇九九	一九五、一九七	二、七九七	三八、九三八	四一、七三五	一八・二七	三・七〇	四・六八
ウドーン	四〇、八六一	一九八、五四二	二三九、四〇三	一、六四七	六一、三五一	六二、九九八	二四・八一	三・二四	三・八〇
ナコーン・ラーチシマー	九一、一一五	六八四、二二〇	七七五、三二五	四、三四八	二三七、八〇〇	二四二、一四八	二〇・九六	二・八八	三・二〇
ナコーン・シータムマラート	八三、五八〇	二七〇、〇七七	三五三、六五七	三、九四六	七二、八一〇	七六、七五六	二一・一八	三・七一	四・六一
ラーチブリー	七七、七四二	一八一、四六八	二五九、二一〇	三、八三二	六〇、九二四	六四、七五六	二〇・二九	二・九八	四・〇〇
プーケット	二八、一二五	五〇、三一〇	七八、四三五	一、三四九	九、八五八	一一、二〇七	三〇・八五	五・一〇	七・〇〇
計	一、三七六、二〇五	二、一五一、六四八	三、五二七、八五三	四三、〇三七	六六九、三一四	七一二、三五一	三一・九八	三・二一	四・九五

（註）(1)舊制度の教育局にして、略教育費全額である。(2)文部省の管轄學校に於ける生徒數。

三　學制

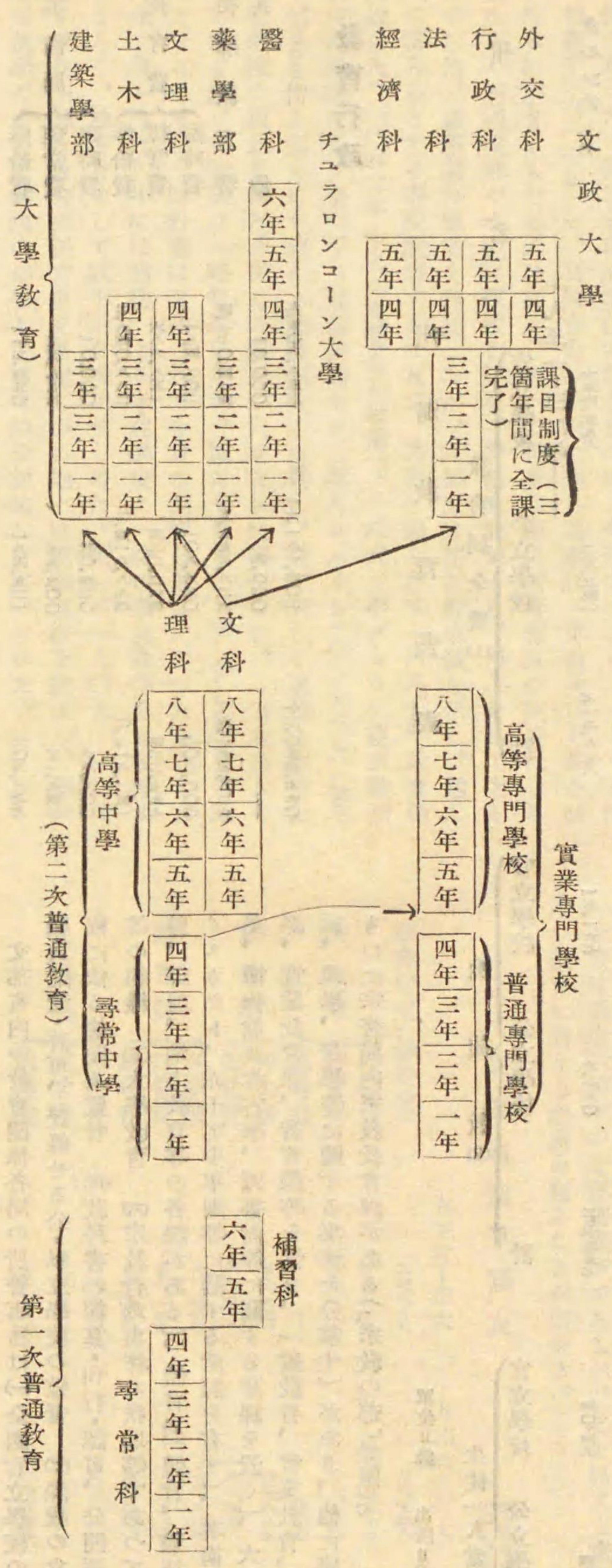

第一次普通教育　男女四年制にて、Prathom（小學校）と言ひ、初等教育令に規定せる最小限度の義務教育を施す。上級學校に進まぬ者は更に二箇年の補習科を修了することゝなつてゐる。補習科は一般教育の他に地方に適應せる職業（一般に農業）又は手藝等の學科を加味してゐる。

第二次普通教育　(i)　一般教育　八年間の課程を有し、中等普通教育を施し、卒業資格を大學入學程度とする。之を尋常・高等の二期に分ち、高等科は文科及理科に分つ。優秀なる成績を以つて卒業せる者から年々數多の在外研究給費生を選拔し、又首席二人には滿十九歳迄の者に限り王室奬學金を褒與することゝなつてゐる。

(ii)　專門教育　課程八年、之を二期に分つこと前項と同様である。文部省直轄の專門學校教育の課目は(一)教員養成（第一次及第二次普通教育）(二)工藝　(三)商業　(四)農業　(五)演藝　(六)家政學等である。

大學　大學程度のものとしては從來チュラロンコーン綜合大學あるのみであつたが立憲革命後の高等政策が加味され、一九三四年六月、同大學の分科中法律・政治・經濟に關する部門を纏めて、他に獨立の一國立大學を創設した。即ち文政大學（University for Moral and Political Science）と言ひ、總長は内務大臣が兼ね、暹羅國高級行政官登龍門としての實質を具へたものである。而して從來のチュラロンコーン大學は醫科、土木科、文理科の三學部に限定され、之に半獨立の學部として藥學部と建築學部を加へてゐる。

チュラロンコーン大學は一九一七年三月二十六日の勅令に依りチュラロンコーン官吏養成所（King Chulalongkorn's Civil Service College、中に政治學部及工學部があつた）と王室醫學校とを合併して綜合大學組織としたものである。醫學科はロックフェラー奬學基金の援助にて組織され、解剖學、生理學、病理學、藥學、外科、産科、婦人科、X光線科等の講座があり、附屬の看護婦・産婆學校及シーラーチャ病院を擁してゐる。文理科も一部はロックフェラー奬學基金の援助を受けて居り、暹羅語、古典語、地理、歴史、及物理、化學、生物學、數學等の講座から成つてゐる。工學科は土木工學、機械工學、電氣工學の講座から成つてゐる。因に、本大學の分科中標準大學程度として許さるゝのは、醫學科、文理科、工學科の三分科のみであると言はれてゐる。

特殊學校　陸軍學校、海軍學校、憲兵及警官學校、郵電學校等があり、當該管轄各省に依て經理さるゝもので、入學資格は第二次普通教育六年修了乃至卒業程度である。

四　諸學校

官立學校　文部省の維持管轄に係る學校を云ひ、模範學校として認められ、其の組織及方法は出來得るだけ公立學校の採用する所となつてゐる。官立學校の主なるものは各州の行政中心地に置き、此の種の學校の職員は大多數有資格者である。有望なる生徒は初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に奉職するが、其の中最優良生は盤谷に送りて更に上級の教育を受けしめる。一般に此の種の學校々舎は堅牢なる建築物にて、概して十分なる運動場を有してゐる。因に其の設立費は原則として地方有志の自發的寄附金に俟ち、必要あれば政府が補助金を下附するが、政府が全費を支出することは寧ろ例外に屬してゐる。

公立學校　初等義務教育令に依る第一次普通教育を施す學校にして、大多數は現在寺院内に設けられてゐる。暹羅は古來佛教國で、既に寺院を中心とする寺小屋式の教育が普及し、國民一般は從來普通教育を受け得る狀態にあつたのであるが、義務教育が施行せらるるに至つてもそれが繼承せられて、國民の初等教育に對する寺院の役割は大きく、最近の統計を示せば次の如くである。

寺院學校數表

出所＝暹羅統計年鑑

年度	寺院數	寺院内にある學校數 官立學校	公立學校	私立學校	計
一九二八―二九	一六、四五六	一四〇	四、三七九	七八	四、五九七
一九二九―三〇	一六、五七一	一三三	四、五〇一	七九	四、七一三

一九三〇—三一	一六、六五八	一三二	四、五九四	八七	四、八一三
一九三一—三二	一六、九五二	一二五	四、六八六	一〇〇	四、九一一
一九三二—三三	一七、〇七五	一一五	五、一四九	一六九	五、四三三
一九二八—二九＝一九三二—三三年平均全國學校數		四四八	五、四四四	—	

私立學校　私人事業として設立され、單に授業料のみに依て經營されるか、或は傳道學校の如く個人又は團體に依て維持經營される學校にて、文部省に登錄し、又「一九一九年の學校登錄令」に規定せる條件に從ふことを要し、文部省の監督を受くることゝなつてゐる。又新初等教育令に依り私立學校に於て初等教育を受けんとするものは、當局に出願、許可を受くるを要すると共に、又私立學校は國民義務教育令の定むる教育課程の編成を行ふを要する規定となつてゐる。此の種學校中特異なるものとして擧げらるべきものは、ラーマ六世の御內帑金に依て設立された Vajiravudh College (Royal Page's College 及 King's College を併合したるものにして、英國のパブリツクスクール程度) 及ラーマ五世の皇后陛下に依て設立されたラーチニー學校 (Rajini School) がある。

尙、自治制の布かれた處では地方政府に依て初等教育が施さるゝことゝなつてゐる。

省立學校　既述せる陸軍學校、海軍學校、文政大學、憲兵學校、郵電學校等で、當該管轄省に依て經營され、文部省の管轄外にあるが、經費は總て國庫に仰いでゐる意味で、同じく官立學校である。

五　其他施設

教員の養成と教員聯合會　教育當局は、出來得る限り有資格の教員を養成せんとして、盤谷に男女師範學校三校を設置してゐる外暹羅は農業國である關係上農業專門家の養成は特に重視されてゐる（「農業の部—農業教育施設の項」參照）。尙、美術及體育の專門教員を養成する文部省直轄の美術學校及中央體育學校がある。

一九二八年以來盤谷に暑中休暇を利用する教員講習會が開催され、全國各地から代表者を集めて、教授法・學校管理等に關する講習を實施してゐる。

教員聯合會は教育關係者の團體にして教育の進步に貢獻するを目的とし、開會中は教育の諸問題に關する講演をなす外、教育以外の專門家及學者を招いて公開講演會をも開催してゐる。尙、同會に依て月刊 "Teacher's Magazine" が發行されてゐる。

一般教育補足機關　次に一般教育補足機關として特筆すべきはボーイスカウト及赤十字少年團である。

ボーイスカウト　ボーイスカウト暹羅聯盟は、ボーイスカウト運動の初期に當る一九二二年ラーマ六世に依て早くも創立を見たもので、社會精神の涵養と共に特に暹羅人の祖先より傳承せる國民精神の鞏化を目的としてゐる。當國の學校教育には軍事教練の課目なく、又青年團及青年訓練所の如き組織を缺くから、之等を綜合したるボーイスカウト式社會教育を施さんとするもので、指導者の大部分は教職にある者が多い。中央には總本部常務委員が設置され、其の總裁には創設者たる先帝自ら就かれたが、その後も國王が之を繼承さるゝことゝなつてゐる。地方には各地方長官を長とする本部常務委員があり、殆ど全國にスカウト委員を設けて文部省と連絡を取りつゝ團務を行ふ。本運動は殆ど全國に行亘り、一九三五年三月現在團員總數約九七、五七六人を有する。又、一九三五年には沿岸地方在住者によつて海洋少年團が結成された。尙、當國のボーイスカウトは日本少年團と早くより特殊の親善關係を有して居り、數回に亘つて相互に代表を派遣して交驩を行つてゐる。

赤十字少年團——暹羅赤十字社の事業の一部にて、現今全國に會員を有し、一九三三年三月末には全國會員數一〇〇、八五八名を算してゐる。

國立圖書館（The National Library）——一九〇五年の創設に係るが、一九二六年四月十九日の勅令にて國立文學考古美術院（Royal Institute of Literature, Archaeology and Fine Arts）の設置と共に、改組して其の一部をなすに至つた。從來本館は二部に分れ、一はラーマ四世の僧籍時代（登位前）の御名を記念し、ヴアヂラナ（Vajranana）圖書館と稱して、佛教・文學・歷史・法律等に關する珍奇なる手記・書類・石文・彫刻等を蒐集藏置し、國立博物館（後述）の一棟にあり、他はラーマ六世の御名を記念し、ヴアヂラウツト（Vajiravudh）圖書館と稱して、內外の印刷書類・繪畫・寫眞等を藏し、ワツトマハータート寺院の前面にある。後者には內外新聞雜誌閱覽室の外數箇の閱覽室があつて、無料にて一般閱覽を許してゐる。

國立博物館（The National Museum）——圖書館と同じく右文學考古美術院の管下にあり、舊副王（Wang Na）の宮殿を其の儘使用してゐる。入口第一の建物は右ヴアヂラナ圖書館に當て、右側の建物（プタイサワン）には美術品を藏してゐる。室の中央には錫蘭にて古代に鑄造されたるプタシヒンの佛像を安置し、其の後方には各種の信者奉納美術品を陳列してゐる。其の後方の建物（イサラヴキニチヤイ）には印度佛・婆羅門佛・柬埔寨及暹羅の靑銅佛及日用器具等を藏置し、暹羅美術の變遷及樣式が窺はれる。最後の建物には暹羅近代美術の逸品たる玉座・乘物・家具・武器・面・樂器・布類等を收め、其のヴエランダには、大佛像及印度・爪哇より入來せし參考品を陳列し、又前者の建物との間の小室には各種佛像の破片を藏置してゐる。

州別・官公立別小學校・教員・生徒數表

州名	官立學校 學校數 一九三〇—三一	官立學校 學校數 一九三一—三二	官立學校 學校數 一九三二—三三	官立學校 生徒數 一九三〇—三一	官立學校 生徒數 一九三一—三二	官立學校 生徒數 一九三二—三三	官立學校 教員數 一九三〇—三一	官立學校 教員數 一九三一—三二	官立學校 教員數 一九三二—三三	公立學校 學校數 一九三〇—三一	公立學校 學校數 一九三一—三二	公立學校 學校數 一九三二—三三	公立學校 生徒數 一九三〇—三一	公立學校 生徒數 一九三一—三二	公立學校 生徒數 一九三二—三三	公立學校 教員數 一九三〇—三一	公立學校 教員數 一九三一—三二	公立學校 教員數 一九三二—三三
クルンテープ	七三	四八	四八	六、五三一	五、九一七	五、三二八	二四四	一九八	二一九	六四	七三	一五四	五、八五〇	七、一四八	一五、三三二	一三七	一五五	四三六
アユタヤー	一八	一七	二七	一、三四九	一、三六八	一、七八〇	五一	五〇	七一	四三一	四二五	七六八	四〇、〇〇一	四一、六五七	七五、〇二五	六九五	一、〇三二	一、六三九
パーチンブリー	八	八	一四	七一七	六七三	一、二六五	二〇	二〇	五二	二九二	三〇五	五八九	二七、五一五	二八、九二五	四〇、三三三	五〇二	五五八	七一一
チャンタブリー	七	六	—	七一二	六六四	—	二二	二三	—	一三八	一三五	—	九、三六〇	一〇、四〇五	—	一七九	二〇三	—
パーヤップ	一七	一二	一一	一、二六八	一、一〇五	一、〇七四	五三	五二	四六	五九一	五九七	六〇一	五二、二六二	五九、四九二	五九、六一四	一、一四八	一、二七八	一、一四三
ビサヌローク	一五	一二	二〇	一、四九五	一、一四六	一、六八四	四〇	四〇	五八	三七三	三七八	四〇五	三六、〇一一	三八、七九九	三八、九三八	七三五	七八〇	五八七
ウドーン	七	七	七	一、二四八	九六四	六六三	三八	三四	二七	五九三	六二六	四三八	八〇、〇四三	八五、八〇一	六一、八三九	一、六〇九	一、六八〇	一、〇三六
ナコーン・サワン	一八	三	—	一、一八七	一、〇二〇	—	四二	四一	—	四一三	三一六	—	三五、二六四	三五、六〇三	—	七一七	七二七	—
ナコーン・チャイシー	七	七	—	七三七	七五二	—	二六	二六	—	一六八	一六八	—	一七、一六二	二〇、三三八	—	三七四	三六九	—
ナコーン・ラーチシマー	一四	一四	一五	二、〇九二	二、一四六	一、九三二	七六	八八	七二	一、六四六	一、三八八	一、四一八	二一七、九六九	二三五、六七二	二三八、一八六	三、九三四	四、一一七	四、〇六三
ナコーン・シータムマラート	八	六	三三	九九七	七六六	一、七七三	三四	二八	六〇	四二七	四五六	九六六	五四、六〇九	六〇、七六二	九三、七六七	九三八	一、〇三一	一、六九五
ラーデブリー	四八	一五	一二	一、四七四	一、四九九	二、〇八一	六四	六三	八四	三三五	三四六	五五六	四二、四六一	四八、二五九	六三、〇一一	六九八	六九八	九九四
パターニー	一五	一二	—	一、〇一二	九六四	—	三四	三七	—	一〇〇	一〇〇	—	六、八二四	七、二二六	—	一九二	二〇〇	—
プーケット	一一	九	八	六六二	六八三	八四八	三〇	二五	三三	一七一	一五八	一八六	九、八四一	一〇、九六〇	九、八五八	二四〇	二四四	二五五
計	二二六	一七六	一九三	二二、四八一	一九、六六七	一八、四二八	七七四	七二五	七二三	五、七四二	五、四七一	六、〇八一	六三五、〇七二	六九一、〇四七	六九五、九二三	一二、三九八	一三、〇七二	一二、五五九

出所＝暹羅統計年鑑

州別・官公立別中等學校及實業專門學校教員・生徒數表

州名	中等學校 官立學校 學校數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	生徒數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	教員數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	公立學校 學校數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	生徒數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	教員數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	實業專門學校 官立 學校數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	生徒數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	教員數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三
クルンテープ	八八	四三	四一	九、三四一	九、九八〇	九、八四二	四七五	四九一	五四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二二	一二	九	一、一六二	一、二七〇	一、三三一	七二	四五	四三
アユタヤー	二三	一五	二一	八七三	一、〇八一	一、九八四	四六	四八	九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	二	一九	二〇	六三	二	二	七
パーチンブリー	一三	九	一五	六四〇	六七八	一、一〇〇	三三	三七	六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	三	三二	二四	四二	一	一	一
チャンタブリー	七	六	—	二六三	三四七	—	一七	一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	三	—	二九	三三	—	—	三	—
パーヤップ	一九	一三	一三	九五一	一、二五〇	一、三三五	五四	六二	七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	三	一一二	一一五	八四	八	二〇	一五
ピサヌローク	一九	一四	二〇	六〇〇	六九三	一、〇二〇	三四	四〇	五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	七〇	九〇	九三	三	五	四
ウドーン	一四	九	九	九四三	一、一〇五	九三〇	四七	五六	五四	二	二	一	二一	六五	二七	四	—	—	一	一	一	一七	五八	五四	九	七	五
ナコーン・サワン	二二	七	—	六七九	七九八	—	三四	四二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	二	—	一〇八	一八一	—	六	九	—
ナコーン・チャイシー	一二	七	—	四四四	五五〇	—	二六	二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	二四	二二	—	三	三	—
ナコーン・ラーチシマー	二三	一五	一五	一、六六三	二、一一三	二、〇七六	八〇	九一	九七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	六	七	二九七	三三八	三四〇	一九	三一	三〇
ナコーン・シータムマラート	一四	九	一八	一、一九〇	一、六三九	二、〇七〇	四八	六六	九〇	—	—	一	—	—	四	—	—	—	二	二	二	八四	八三	一〇三	七	六	八
ラーデブリー	四二	一二	二〇	八四二	一、〇一七	一、六八九	四四	四八	九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一	一	一	四七	五五	六二	四	四	五
パターニー	八	五	—	一九三	二四七	—	一八	一八	—	一	一	—	三	五	—	一	—	—	二	一	—	二五	二二	—	二	二	—
プーケット	一二	九	八	四〇七	四三一	五〇一	二六	三三	三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二	—	一三	一三	—	二	二	—
計	三一六	一七三	一八〇	一九、〇二九	二一、九二九	二三、五三七	九六二	一、〇七八	一、一九一	三	三	二	二四	七〇	三一	五	—	—	四七	三六	二九	二、〇九三	二、三二四	二、〇七二	一三八	一三〇	一一八

出所＝同前表

文部省直轄外諸學校教員・生徒數表

種別	學生數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	年度末卒業學生數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	中途退學生數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	教員數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三	特殊講師數 一九三〇—三一	一九三一—三二	一九三二—三三
法律學校 男	九一五	九三四	八九七	七八	八八	六六	一四九	一六四	一四〇	一四	一三	一五	二	二	一
法律學校 女	一〇	八	八	一	—	一	三	—	—	—	—	—	—	—	—
陸軍學校															
士官學校	二七四	三〇二	二九五	四二	三〇	一〇〇	七	二	六	六二	六三	五七	四	五	—
教導學校	一一九	一二七	三八	一一三	九六	三七	一	一	一						
海軍學校															
兵學校	二五	三〇	二九	三	五	七	—	—	—	一八	一六	二三	二	二	—
憲兵及警官學校	六二	六六	六〇	一八	二七	一四	一	—	一	一〇	一〇	一一	—	—	—
郵便電信學校	二三	二〇	(1)	一七	一七	(1)	二	三	(1)	二	二	(1)	一〇	一〇	(1)
計	一、四二八	一、四八七	一、三二七	二七二	二六三	二二五	一六三	一七〇	一四八	一〇六	一〇四	一〇六	一八	一九	一

（註）(1)一九三二—三三年一時閉鎖。

衞生

一　總說

概要　抑々暹羅に歐風醫療方法が紹介されたのは、十七世紀の初め暹羅に在留せるジエスイット派宣教師に依るもので、其の後十九世紀の前半來暹したる来人宣教師等は間もなく醫療事業を起し、其の一派が北都チエンマイに根據を置いたのが始まりで、今では此處が暹羅に於ける醫業の中心地たる觀を呈してゐる。此等の宣教師は、一八四〇年に於ける天然痘の蔓延に際し弘く種痘を施し、又チエンマイに癩療養所を設置したが、現在に於ては政府より若干の補助金を得て優秀なる成績を擧げてゐる。此の外盤谷附近プラプラデンに、暹羅赤十字社の經營する癩療養所がある。次に一八九〇年醫學校が開設され、當國の醫務教育は茲に一新紀元を劃するに至つた。而してその進歩發達は、一にロックフエラー財團の醫學教育部の協力帮助に俟つものなることは教育の項に言及せが如くである。斯くて暹羅赤十字社、萬國保健委員會及ロックフエラー財團醫學教育部は、近世暹羅に於ける醫務保健界の進展上重要且つ多大の功績を擧げ、其の後一八九七年保健に關する法律が發布され、暹羅に於ける衞生上の根本法が定められゝに至つた。更に檢疫に關する勅令は一九〇一—〇五年に亘り屢々發布を見、遂に永久的の海港檢疫所がプラ島(Ko Phra)に設けられた。時を同じうして文部省内に政府種痘研究所が出來たが後内務省に移管せられ、一九一一年新設パストウール・インステイチユートに併合された。五年後暹羅赤十字社が之を經營することゝなり、此の基礎の下に現在のソーワパア皇后記念館が新築せられ、暹羅政府の種痘及血清試驗所と成つてゐる。一九一八年勅令によつて現在の衞生局が創設され、盤谷に於ける保健醫務事業と共に從來地方長官によつて行はれてゐた萬般の衞生事務をも管轄するに至つた。

斯くの如く政府は、比較的着實に而も年々施設上の進歩改良を行ひつゝあるが、人民の衞生思想は頗る幼稚であるのみならず、一方公衆衞生に無頓着なる多數の下級支那人及印度人が雜居する爲、千の豫防心得も百の取締規則も雲煙看過せられ、ペスト、コレラの傳染病患者を出しても出來る限り之を隱蔽する者多く、其の排泄汚物は運河溝渠に投棄せられつゝある狀況に在る。從て、今後は一方之等文化低き住民の疾患に對する傳統的惡風習及舊思想の除去に努めると共に、他方政府の施設補助と相俟つて當國衞生方面は次第に改良せられて行かなくてはならない。之が暹羅に於ける衞生保健界の現狀である。

次に暹羅は建國の歷史可なり古いにも拘らず人口密度稀薄、平方粁當僅かに二五・五人(一九三六年三月現在)にして、本邦の約六分の一の密度である。之は暹羅も他の熱帶國の例に洩れず多產多死の國で、殊に乳兒死亡率が非常に高く、爲に人口の自然增加率が非常に低いことに原因せるもので、本問題も今後當局衞生施設の改善と共に國民の衞生思想の涵養に俟つべき問題である。

出生・死亡　暹羅の出生・死亡及人口自然增加率を示せば次の如くである。

出生・死亡及乳兒死亡率對日本比較表

出所＝Siam: General & Medical Feature 及內閣統計局人口動態統計

年次	出生(人口千に付) 暹羅全國	出生(人口千に付) 盤谷	出生(人口千に付) 日本	死亡(人口千に付) 暹羅(※)全國	死亡(人口千に付) 盤谷	死亡(人口千に付) 日本	乳兒死亡率(出生百に付) 盤谷	乳兒死亡率(出生百に付) 日本
一九二六	三〇	—	三四・七七	一四	—	一九・一八	—	—
一九二七	二八	一七	三三・六一	一七	二九	一九・八一	二六・二	—
一九二八	三〇	二六	三四・三八	一四	二一	一九・九一	二〇・九	—
一九二九	三〇	二九	三三・〇〇	一六	三一	二〇・〇四	二〇・〇	—
一九三〇	三一	三四	三二・三六	一六	二七	一八・一七	二三・六	二二・四
一九三一	—	—	三二・一七	—	—	一八・九八	一八・六六	一三・二
一九三二	—	—	三二・九二	—	—	一七・七三	一八・一九	一二・八
一九三三	—	—	三一・五五	—	—	一七・七〇	一七・三一	一二・一
一九三四	—	—	二九・九七	—	—	二〇・一八	一八・八一	一二・五

(註)　※暹羅全國の平均死亡率が概して少いのは、統計の不完全の爲で、暹羅を國の死亡率も盤谷のそれと對くとも同等若くはそれ以下であるのが眞相である。

(備考)　暹羅統計年次は佛曆、日本統計年次は曆年に依る。

暹羅人口自然增加對日本比較表

出所＝同前表

年月次	暹羅 總人口	暹羅 方粁當り	年月次	日本 總人口	日本 方粁當り
一九二九年七月	一一、三〇六、三〇七	二二・二	一九三〇年十月	九、九二九、〇四三	一三四
一九三六年三月	一三、一〇六、〇〇〇	二五・五	一九三五年十月	九、九六四、六二八	一四五
七箇年間增加數	一、九〇〇、〇〇〇	三・三	五箇年間增加數	七二八、五八五	一一・〇
一箇年平均增加數	二四三、〇〇〇	〇・四七	一箇年平均增加數	一四五、九七一	二・二

阿片　當國は阿片吸喫の漸禁政策を採りつゝある。從前阿片販賣は請負制度であつたが、一九〇七年より專賣(阿片の專賣事業に就ては「財政の部」參照)として先づ盤谷其の他の二、三州より初めて各州に漸及した。一九二一年には暹曆二四六四年阿片法を發布して阿片の賣買私有を制限したが、更に一九二九年十一月二十五日暹曆二四七二年阿片法を發布して制限を嚴重にし、同月二十七日より之を實施した。

現行法によれば、何人も官許なくして罌粟を栽培し、若しくは其の種子を所持することを得ざるのみならず、阿片及阿片屑の輸出入及所持・調製、阿片及阿片屑の通過及積換、輸入國官廳の發行した輸入證明書を提出せぬ場合に於ける原料阿片の通過及積換を禁じ、煙管の所有賣買を制限してゐる。

又煙膏を吸煙せんとする者は凡て免許を受け、唯煙館に於てのみ許可せられる。吸煙者は煙館免許者又は政府の任命する者の供給する煙館を使用し、煙館を去る時は、之等器具と殘屑とを煙館に殘さなければならない。而して吸煙者にして煙館に赴くこと能はざる者は、所轄官吏に其の旨を出願し、官

更が之を適當と認むる時は、官よりこれを賣下げて出願者の家に於て吸煙を許可される。斯かる吸煙を特別許可と云ふ。阿片は政府の任命する官吏又は免許したる販賣人のみが之を販賣し、煙館は之より購入した阿片以外を所有し得ず、且つ實際に館内にて喫煙する者の他には阿片を供給し得ない。又十八歲以下の者は煙館に立入り又は留ることを禁じ、何人に拘らず、政府に於て納めたる容器から他の容器に移すことも堅く禁ぜられてゐる。

醫師の開業　一九三七年十月一日以後暹羅に於ける醫業・齒科醫業・藥劑業・助產業・看護業・其他各種の方法を以て疾病の治療に當る者は一九三七年四月官報を以て發表せられた佛曆二四七九年醫師法に依ることゝなつた。その主要規定を摘記すれば次の如くである。

(一)　醫業及齒科醫業に對する免許證下附手數料は二十銖とし、藥劑業に對するものは十銖、其他の分科に對するものは五銖、舊式醫業に對するものは四銖とす。免許證記載事項變更又は追加は一回毎に一銖とす。

(二)　醫藥業委員會(同委員會の項參照)に依り醫藥業者たる免許を受け登錄を了したる者に非ざるものは、報酬又は給付を受くる目的を以て醫藥業を行ひ又は醫藥業者たることを廣告することを得ず。但し以下の場合は此の限に非ず　(イ)官立學校又は政府の認定せる學校に於て生徒が醫藥業を實習し若しくは免許及登錄を受けたる者の監督の下に其の實習を爲す場合　(ロ)流行病豫防等緊急の場合衞生局より特に委囑を受けたる者が種痘又はワクチン、血清の注射、其他或種の醫療を爲す場合　(ハ)外國人醫師にして三箇月を超へざる期間臨時顧問として醫療を爲す場合

(三)　免許證發給及登錄は新式醫藥業並に舊式醫藥業の二種に分つ、新式醫藥業中醫業、齒科醫業、藥劑業並に助產業の各科は夫々一級及二級に細別す。

(四)　醫藥業者の免許及登錄を受けんとする者は以下の資格を有することを要す　(イ)滿二十歲以上たること　(ロ)醫藥業者たる名譽を毀損するが如き不德行爲なきことを醫藥業委員會に於て認められたる者なること　(ハ)醫藥業委員會が醫藥業者たる名譽を毀損するものと認むるが如き刑事々件に於て有罪の判決を受け懲役に處せられたることなきこと　(ニ)記憶力薄弱、身體

發育不完全又は疾病を有し、醫藥業委員會に於て醫藥業者として不適當と認めらるゝが如きことなきこと。

(五) 醫藥業者たり得る者は以下に該當する本業に關する知識を有することを要す (イ)一級新式醫藥業者、竝に看護業及其他各種の方法を以て疾病の治療に當る者は、各醫藥業分科に對しチユラロンコーン大學又は暹羅國内に於て醫藥業委員會がチユラロンコーン大學と同程度以上と認定する課程を教授する學校より卒業證書を受けたる者、但しチユラロンコーン大業に於て未だ開設せざる醫藥分科に對しては醫藥業委員會は本人の知識を考査する爲適當なる標準を設くることを得。外國學術研究所の學位又は開業資格を有する者に對しては、同委員會はその資格及履歷を調査の上、之を許可す、但し本人が暹羅國籍を有する時はその研究せる國に於て開業許可を受けたる者なることを要せず (ロ)二級新式醫藥業者は本法施行の際既に二級新醫藥業者として登錄し居り斯業に登錄を受け居る者及官・公立の病院又は學校其他暹羅國内に於ける教育機關に於て齒科醫業、藥劑業又は助産業の各分科に關する教育を受け且つ内務參議が其の知識を推定して省令に依り登錄を許したるもの (ハ)舊式醫藥業は本法施行の時既に舊醫藥業者として登錄を了し其の知識を有する者、及免許を受け登錄を了したる舊式醫藥業者より省令を以つて定められた期間竝に方法に依り教授を受けたる者。

(六) 一級新式醫藥業の免許を受け登錄を了したるものは他の分科の醫藥業を爲すことを得、但し此の場合藥劑業に就ては自己の患者に對してのみ藥劑を調合販賣することを得、若くは一級藥劑業の免許を受け登錄を了したるもの丶營業し居る場所より五粁以上を離れたる場所に於てのみ一般に藥劑の調合販賣を爲すことを得。二級新式醫治の分科又は齒科醫の分科に於ける醫療業者又は舊式醫治の分科に於ける醫療業者は自己の患者のみに對して調劑販賣することを得。

暹羅には尚邦人醫師發展に十分なる餘地があり、上記の如く開業容易なると共に、本邦に於て醫術を修得せるに拘らず開業の資格を有せざる者に採りては前記二級醫師開業の如き便宜もある。殊に本邦醫學の進歩に對する尊敬と東洋人たるの親しみとは、當國に於ける本邦醫の活動を著しく容易ならしむるものと認められる。

二 衞生行政

内務大臣は醫藥業委員會の援助の下に、衞生局長をして衞生行政を管掌せしめてゐる。衞生局の創設(一八九七年)當初は、唯官吏・軍人・囚人等のみに關する衞生事務を司り、後一九一五年公衆福祉局に改め、更に一九一八年に至つて現在の名稱となし、盤谷市内の衞生事務竝に畿甸省所管の衞生事務を管掌する所となつた。爾後漸次所管事務を擴張し、終に畿甸・内務兩省の合併と共に全國の衞生事務をも司掌するに至つた。

衞生局は、衞生教育課、傳染病課、地方衞生課、都市衞生課、施療課等に分れ、ワチラ病院、中央病院、精神病院、簡易診療所、癩病院等を直接經營してゐる。

地方衞生行政は内務大臣の監督の下に地方長官が地方法令に從て施行する。一九〇八年の衞生組織法に據り、各市町村は衞生局の監督下に地方自治の權限を附與され、國家の衞生施設と協力し、衞生思想を鼓吹すると共に自ら醫師・產婆等を雇入れ、病院、藥局等を支持する等公衆衞生上多大の貢獻をなしつゝある。

醫藥業委員會 (Committee Controlling the Art of Healing) 一九二三年醫師法により、省令の起草・醫師及藥劑師等の開業免狀の下附及取消竝に其の登錄・登錄者の適否調査等をなし、又教育に關する文部大臣の諮問機關として醫師會議 (Medical Council) が設立、一九三四年醫師法改正法に依て改組、更に一九三七年四月醫藥法改正法に依て改正せられたものである。同委員會關係法規を摘記すれば次の如くである。

一、衞生局長を委員長とし、衞生局、チユラロンコーン大學醫學部、軍醫局の各代表者各二名、齒科、藥劑、助産、看護の各分科に於ける醫療業中より各一名、舊式醫療業者中より二名の委員を選任す。委員會は委員の中より副委員長を選擧す。

二、醫藥業委員會は次の權限竝に職務を有す (1)藥醫法乃至省令の規定に依り醫藥業者たり得べきものに對し開業免許の發給、竝に登錄を爲す (2)同じく醫藥業免許の停止又は取消を命ず (3)醫療の各分科の教習課程に關し、大學又は其他の研究所に對する顧問、指導 (4)醫療に關し危險を生ずる虞ある人民の誤解を防止する目的を以てする必要なる各種の宣傳。

三 醫療施設

醫師 暹羅に於ける醫師の總數は約五百人(一九三〇年現在)にして、醫師一人に對する人口は約二萬六千人である。以上五百人の醫師は一級醫と二級醫に分れ、一級醫は暹羅又は外國に於て正規の教育を受け資格を得た者、二級醫は病院或は一級醫の下に五年以上勤務し、實際經驗ある者の中から特に醫師たることを免許された者である。一級醫を資格取得國別に表示すれば次の如くである。

一級醫資格取得國別表 (一九三〇年現在)

出所 Siam: General & Medical Feature

	暹	米	英	獨	佛	丁	瑞	露	香	日	支	印	白	印	比	
	羅	國	國	逸	西	抹	西	亞	港	(※)本	耳	度	律	計		
醫師	一四一	三	三	四	二	一	一	二	一	三	一	一	一	一	三	一八三
齒科醫師	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
藥劑師	一八	一	二	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
助産婦	一四二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五〇
看護婦	一〇	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六

(註) ※外務省の海外各地在留本邦人職業別人口表(昭和十年十月一日現在)に依れば、醫務關係本業者邦人男二九、女二となつてゐる。

病院・醫院 病院・醫院の數は盤谷以外は極めて少く、醫師も殆ど總てが官廳又は病院勤務者であつて、開業醫師は外國人を除けば、極めて少數である。主要病院を列擧すれば、次の如くである。

(一) 暹羅國赤十字社管轄
　(イ)チユラロンコーン記念病院　(ロ)ソムデート病院
(二) 教育局管轄
　シリラート病院(チユラロンコーン大學醫學部附屬)
(三) 衞生局管轄
　(イ)中央病院　(ロ)ワチラ病院　(ハ)精神病院　(ニ)傳染病院　(ホ)癩病院　(ヘ)健康相談竝簡易診療所

地方に於ける病院は外國人の經營又は援助に依るものが多く、殊に活潑な活動をしてゐるのは米國長老教會で、其の本部病院はラムパーンに在り、チエンマイ、ペチヤブリー等にも病院を經營し、チエンマイの癩療養所は世界一と誇稱されてゐる。

邦人經營のものは、小川病院(院長小川藏太博士)、武田病院(院長有延憲一學士)、神林醫院(院長神林悌一博士)、太田醫院、江尻醫院(女醫)等の外、松尾・新野の齒科醫師がある。

醫育・研究機關 醫育機關としてはチユラロンコーン大學醫學部が唯一のもので、暹羅に初めて設立されたのが一八八九年、一八九三年に初めて九人の卒業生を出した。修業年限は初め三年であつたが、一九〇二年には四年に、一九一一年には五年に延長され、一九一五年現制の六年に改められ、最初の四年間は基礎醫學を、後の二年間はシリラート病院に於て臨床醫學を授けられる。一九二三年以來ロックフエラー基金の協力を得て、建物を一新し、各部門を整備する爲め米國より六人の教授を招聘し、更に各部門より二名以上の教師を海外に留學せしめ、醫育機關の整備向上を計つた。現在に於ては是等海外より歸つた暹羅青年學徒が教育指導の第一線に立ち、前記米人教授は次第にその數を減じて、現に病理學教授エリース博士が醫學部長竝附屬病院長として殘つてゐるに過ぎない。學部に於ては男女共學となつてゐるが、學生の數は三十名内外である。現在では學生の教育が主であつて、研究

方面の施設は未だ充實せず、適當な指導者、研究者を缺き、業績にも餘り見るべきものはない。研究機關としては官立研究所及パストゥール研究所（サオワパ皇后記念）があるが、積極的に活動してゐるのは後者で、各種豫防ワクチン、治療血清の製造、各種材料の檢査・分析等に當つてゐる。

醫事刊行物として醫學雜誌（盤谷—月刊）がある。

四 各種團體

暹羅赤十字社 暹羅赤十字社は世界各地にある赤十字社と類似の基礎及目的の下に成立せる團體で、赤十字聯盟の一員である。國王の保護監督を受け、總裁及副總裁は共に國王が任命する。社の經營は總裁及副總裁竝に二〇名の理事より成る委員會によりて行はれ、委員は二箇年毎に交代に其の半數を改選、社の本部及下記各部の本部は之を盤谷市に置く。創設以來異常な發展をなし、一九三五年三月末現在の會員數は、總計一九、三二七名を算す。同社の事業は病院部（チュラロンコーン記念病院及ソムデート病院を經營し、一九三五年度には前者は五六、三八九人、後者は四、二四三人の患者を取扱つてゐる）、救助部（一九二九年度には五五四名の醫師・看護婦を置く）、保健部（一、公衆衞生班　二、學校衞生班）、學術部（各種血清の製造、配布及分析、試驗等）赤十字少年團（「教育」參照）に分れてゐるが、同社の活動に就ては既に前項概說に於て略述したるを以て茲には省略する。尙學術部には在盤谷外國人の寄附に係る毒蛇研究所がある。癩病撲滅事業は一九二三年以來同社の主要事業の一つであつたが、同社經營のプラプラデン療養院と共に諸施設、職員は總て衞生局管理の下に移された。

ロツクフエラー財團國際保健局 「人類の三敵」即ち疾病・饑餓・戰爭の中最も恐るべきは疾病なりとの宣言の下にロ氏財團が當國に活動を開いたのは一九一〇年である。現在に於ては前記暹羅赤十字社及內務省衞生局と協力して、專ら㈠十二指腸蟲驅除事業　㈡癩療養事業　㈢公衆保健看護所等の事業に從事して來た。右の外醫科大學の設置、又マラリア、ペスト、インフルエンザ、コレラの豫防及暹羅醫師會の設置等各般の衞生事業に携はらざるなき狀態で、今日暹羅が衞生上各方面に進步の著しきを見るに至りたるは、本財團に負ふ所甚大である。別して十二指腸蟲撲滅事業に於て然りで、既往に於て該患者治療總數は百萬を超ゆと云はれてゐる。

暹羅醫師會及暹羅看護婦會 暹羅醫師會（Medical Association of Siam）は一九二一年十月十二日在暹羅醫師の地位改善、專門知識の向上、懇親並に衞生防疫に關し當局との協力等を目的として創設されたもので、代表者一名を醫藥業委員會に送ることゝなつてゐる。年々總會を開く他、每月一回會合して研究發表をなし、相互の向上に資してゐる。其の他一九二七年四月に創設された暹羅看護婦會（The Nurse's Association of Siam）がある。

五 諸疾病

傳染病の種類は非常に多いが、政府で法定傳染病として屆出の義務を規定してゐるものは㈠コレラ　㈡ペスト　㈢天然痘　㈣流行性腦脊髓膜炎　㈤黃熱病の五種である。其他の傳染性疾患としては、麻疹、百日咳、ヂフテリア、猩紅熱、水痘、腸チフス、パラチフス、赤痢、脾脫疽、流行性耳下腺炎、デング熱、狂犬病、インフルエンザ、肺炎、流行性腦炎、結核、癩、性病、マラリア、フイラリア病、トラホーム等が擧げられる。主なる傳染病の流行狀況を述べれば次の如くである。

コレラ——近年に於ける流行史を分つて次の三期とすることが出來る。即ち㈠一九一八—一九＝一九二〇—二一年　㈡一九二五—二六＝一九二九—三〇年　㈢一九三五—三六年現在。之を統計に就て見れば次の如くである。

虎疫罹病・死亡者表　出所＝南支那及南洋情報

年度	罹病者	死亡者	年度	罹病者	死亡者
一九一八—一九	六七三	四五五	一九二七—二八	一、七九五	一、二八〇
一九一九—二〇	一四、八一四	一〇、九一三	一九二八—二九	二、二三〇	一、五六六
一九二〇—二一	三、八五三	二、七四〇	一九二九—三〇	二、四〇八	一、五八〇
一九二五—二六	六、三三八	四、二三五	一九三五—三六	四、六二二	二、九〇八
一九二六—二七	八、九二九	六、二四一	一九三六—三七	五、六三二	三、五七六

尙、一九三七年四月に入つて益々猖獗の兆を示し、四月の二十四日間に罹病者二、九五四人、死亡一、九〇八人と報告せられてゐる。

ペスト——一時東部暹羅のコーラート市には年々本病が發生して熄まない爲め、已むを得ず同市全部を燒却したことがある。一九〇八年には每日の發病數三十五名に及び一九一一—一二年の如きは一乾季中に八百名以上の死亡者を出し、一九一七年に於ては其の流行最も猛烈にして、凡そ七千名に達する狀態であつた。近年に於ても每年百名內外の死亡者を出してゐる。

マラリア——每年四、五萬人の死亡者があり、就中乳兒の之が犧牲となるものが多い。一村の半數を冒され又は一家全滅せるものもある。併し現今はキニーネの配布位のものにて、格段の解決方法は皆無の有樣である。

其他——赤痢は細菌性赤痢もアミーバ赤痢も年々可なりの罹病者を出し、デング熱、黑水熱等も可なりの流行を見ることがあり、其他流行性腦脊髓膜炎、天然痘も時に流行を見てゐるが、天然痘は當局の努力に依り年々種痘者數が增加しつゝある爲罹病者數も漸減の傾向にある。

法定傳染病患者發生及死亡數表

		一九二〇—二一	一九二一—二二	一九二二—二三	一九二三—二四	一九二四—二五	一九二五—二六	一九二六—二七	一九二七—二八	一九二八—二九	一九二九—三〇
ペスト	發生	一五九	一九一	三三三	二二一	二八八	二三五	四二	一一九	一三一	九三
	死亡	一五〇	一五〇	二六一	一七八	二一三	一七六	三三	八九	一〇四	七四
天然痘	發生	八九	三三七	三六七	一、六三六	三八三	五七九	八六七	三六八	九八	三八七
	死亡	二七	九〇	八四	七〇五	一四二	一九〇	三一九	八三	一四	八八
流行性腦脊髓膜炎	發生	—	—	三	四一	二六	二六	一五	—	—	一
	死亡	—	—	二	一五	一三	一二	一〇	—	—	一
コレラ（※）											

（註）※コレラに關する統計は當該項參照。

種痘者數　出所＝Siam: General & Medical Feature

年度	種痘者數	善感率	年度	種痘者數	善感率
一九二一—二二	二六四、四五六	八九%	一九二六—二七	一、〇四七、七四〇	七九%
一九二二—二三	四六〇、一九五	九二	一九二七—二八	一、〇八六、三三七	六七
一九二三—二四	五三九、七八一	八七	一九二八—二九	一、〇七六、二三五	七一
一九二四—二五	九九二、六六二	八三	一九二九—三〇	一、〇二九、九九一	六三
一九二五—二六	七五七、六三九	七七	一九三〇—三一	一、六一七、二四九	六九

寄生蟲病罹病表　出所＝同前表

施療患者			
寄生蟲病一般	一、七六六、二七四	Trichoris 陽性	九・三%
十二指腸蟲病	一、三〇七、一五二	Strongyloides〃	〇・二一
檢便人員	七二二、四五三	Oxyuris 〃	一・〇四
十二指腸蟲陽性	六五・一八%	Taenia 〃	四・二三
蛔蟲〃	二四・〇七	其他 〃	三・一三

（備考）本統計は一九一七年より一九二九年（三月末日）迄の國際保健局と暹羅政府との共同調査に依る結果である。

チュラロンコーン赤十字病院疾病別入院患者及死亡者數

出所＝暹羅統計年鑑

疾病別	入院患者數 一九三一—三二	入院患者數 一九三二—三三	入院中死亡患者數 一九三一—三二	入院中死亡患者數 一九三二—三三	百分比 一九三一—三二	百分比 一九三二—三三	盤谷地方に於ける死亡者數 一九三一—三二	盤谷地方に於ける死亡者數 一九三二—三三
呼吸器結核	二九	七二	一五	二〇	五一・七二%	二七・七八%	一、五〇七	一、二九二
其他の結核	五	四八	五	九	一〇〇・〇〇	一八・七五	二二	三〇
肺炎	三六	—	四五	—	一二五・〇〇	—	一、三六三	—
マラリア	四〇	一四四	八	一三	二〇・〇〇	九・〇三	三七二	三九四
腸チフス、パラチフス	四四	一二三	三六	四七	八一・八二	三八・二一	五三三	二九九
赤痢	四二	六二	九	一八	二一・四三	二九・〇三	三七二	二七七
脚氣	二	—	—	—	—	—	二四九	一五二
化膿性疾患	三三	九	一	八	三・〇三	八八・八九	六六	六四
性病	三九	—	五	—	一二・八二	—	四九	—
破傷風	六	二三	一五	一五	二五〇・〇〇	六五・二二	四七	五六
癩	—	—	—	—	—	—	二七	三四
デフテリア	一三	二一	五	八	三八・四六	三八・〇九	一四	三二
インフルエンザ	二〇	七一	三	一	一五・〇〇	一・四一	一二	六
癌腫	二五	七八	三	一〇	一二・〇〇	一二・八二	三九	七八
其他の傳染性疾患	二三	八	一	—	四・三五	—	一三三	二四
痲疹	—	三	—	二	—	六六・六七	—	七七
丹毒	—	—	—	—	—	—	—	八
狂犬病	—	—	—	—	—	—	—	一四
寄生蟲病	—	二一	—	—	—	—	—	二二
良性腫瘍	—	六三	—	七	—	一一・一一	—	二八

王室・社會

王室—王族—人民の位階及稱號—敬賤稱—勳章・徽章・國旗制度—宮內事務

一　王室

國王　國王陛下はアナンタ・マヒドーン陛下 (Somdech Phra Chao Yū Hua Ananda Mahidol) にして、一九二五年九月廿日御降誕、一九三五年三月二日御叔父プラチャテイポック陛下の御退位と同時に御踐祚、チャクリー(Chakri)王朝第八世卽ちラーマ(Rama)八世である。

御父はラーマ五世チュラーロンコーン(Chulalongkorn or Chulalongkarana)陛下の王子にして、先帝の異母兄且つ假皇太子であつた故マヒドーン親王殿下(Somdech Phra Raja Bida Chao Far Mahidol Atultej Krom aLuang Songkla Nagarindra 米國醫博)で、一八九二年元旦御誕生、一九〇五—一三年間英獨にて陸海軍教育を受けて暹羅海軍に御勤務、後米國にて醫學を御研鑽、醫學及衞生への御功績顯著であつたが、一九二九年六月二十四日御病沒。

御母君たるサンワーン妃殿下 (Phra Raja Janani Sri Sangvalya) は一九〇〇—〇一年御誕生、シーラーチャ產婆學校御卒業後米國に御留學、一九二〇年マヒドーン殿下と御結婚。

國王陛下は御幼時盤谷のワツト・テープシリン學校 (Wat Debsirindr School) に英語を御研究、御父君の薨去後、一九三〇年以來御母君及御姉・御弟と共に瑞西のローザンヌに御留學中、暹民は御歸國の上御戴冠を熱望してゐるが、御勉學中なると不健康とを御理由に今尙御歸國遊ばされない。從て王權は王族・重臣よりなる攝政會議が代行してゐる(後述)。

王太后陛下　スワン・ワタナ陛下 (H. M. Queen Dowager Swang Wadhana or Somdech Phra Srisavarindirā Paramarāja Devi Phra Banvassā Ayaka Chao)陛下にして、一八六二年九月十一日御誕生、ラーマ五世の御妃、現帝の御實祖母、暹羅赤十字社總裁として老軀を御厭ひなく國家の爲に御活動遊ばされてゐる。

御姉弟殿下　御弟プミポーン・アトウーンテツト親王殿下 (H. R. H. Prince Bhumibol Atultej) は一九二七年に御誕生、御姉カーンヤニー・ワタナ內親王 (H. R. H. Princess Kalyani Wadhana) は一九二三年五月御誕生、共に現帝と共に瑞西に御留學中にして、一九三五年五月十日ソムデツト・チャオ・フアー(Somdech Chao Fa—後記「王族の稱號」參照)に昇叙された。

國王の概念　所謂暹羅人たるタイ(Thai)族がクメールの羈絆を脫してスコータイに最初の獨立王國を建設して後も、蒙古人種としての遺物たる族長制社會をなし、國王を人民の父とする一大家族の觀を呈してゐた。然しスコータイ期の後半以降、國王を菩薩と認める小乘佛教が國教として輸入され、他方クメールのデワラート(Devaraj or Royal God)崇拜觀念に接觸するに及び、王位神聖の觀念が漸次擡頭し、アユタヤー期に入り著しく濃厚となるに至つた。卽ち國王をヒンヅー神の溼婆及毘溼奴とする古代印度の觀念が著しく特化されたもので、一四三一年アンコール・トムを降して數多のクメール人婆羅門教徒及官吏をアユタヤーに拉致するに及び、この觀念は益々強化され、前記佛教上の觀念と結合して發達した。右兩說は暹羅人の國王に對して抱ける從來の觀念に深甚なる影響を與へたことは勿論、可なり著大な專制主義をも生むに至つた。爾後國王に對する諸種の接觸禁制の制定、クメール人捕虜官吏による特殊宮廷用語の創作、更に國王に關する外觀及儀式の完成等は國王を神秘的存在たらしめ、以てその權能を一層强化せしめるに寄與した。

斯くて後印度時代以外その類例を見ない極端な專制が行はれ、國王は上は王族より下は奴隸に至る臣民の生命財產上に絕對權を有し、又臣民はこれに絕對服從するの慣習を有した。然し一方此の過大なる王權も外には叛亂陰謀の恐怖、內には自ら三寶の護持者を以て任ずる佛教の影響、及古代印度のダサラーチタム (王の行爲を律する十則) の影響等に依てその濫用を阻止せら

た。

一四五八年王室典範によると親王のみにても次の五階級に分つてゐる。(一)國王及最高位階の正后間の親王はソムデツト・チヤオ(Somdech Chao 年長者が太子)、(二)國王と次下位階の正后との親王はプラ・マハー・ウパラート(Phra Maha Uparija、前者なき時はこの長子が太子)、(三)國王と下記ルーク・ルワンたる內親王との親王はルーク・ルワン・エーク(Luk Luangek)、(四)國王と王孫子(ラーン・ルアン)との親王はルーク・ルワン(Luk Luang)、(五)國王と妃嬪(プラ・サノム)との親王はプラ・ヤウワラート(Phra Yauvaraja)。現今王族の最高階級たるチヤオ・ファー(天降り王子又は王子の統治者の意、高級者は之にソムデツトを冠頭するに至つた)は、右の第三及第四階級者にて實際に地方統治に當つた者に使用されたが、その後一時王后を高位階に昇叙することを中絶した爲、王族の最高階級に適用される至つた。斯くて早くも十六世紀の中葉以前に下記に抄述せるが如き複雜なる現制の王族階級を見るに至つた。尤も前記の如く悉く一代制で、代を經るに連れて低下し、遂に平民となる。

(一)(1)ソムデツト・チヤオ・ファー(Somdech Chao Fa)―國王と正后又は王女との親王又は內親王

(2)プラ・オーン・チヤオ(Phra Awngka Chao)―國王と妃嬪との親王又は內親王

英語にては(His (Her) Royal Highness と敬稱し、丁年に達すると更にコロム・プラヤー(Krom Phya)、コロム・プラ(Krom Phra)、コロム・ルアン(Krom Luang)、コロム・クン(Krom Khun)、コロム・ムーン(Krom Mun)の五階級の稱號の何れかを受ける。右は往昔親王を名義上コロム(局)の長に任じた習慣から生れたもので、コロム・プラヤーを最高とし、順次低下してコロム・ムーンを最低とする。

(二)モーム・チヤオ(Mom Chao)―前二者の息子女卽ち國王の孫にして、英語にて His (Her) Serene Highness と譯敬す。然しモム・チヤオにして功績を有する者、及ソムデツト・チヤオ・ファーの息子女にて父が高位の官職にある者はプラ・オーンチヤオの階級稱號を受けることがあり、之を英語にて His (Her) Highness と譯す。

(三)モム・チヤオの息子女をモーム・ラーチヤウオーン(Mom Rajawongs)、後者の息子女をモーム・ルアン(Mom Luang)と稱するが、モーム・ルアンの息子女には階級稱號を定めてゐない。而も右二者と雖も唯單に王の血統を示すに過ぎず、憲法上に於ても實際上に於ても何等王族と認めない訣りでなく、自らも特に之を用ふることなく、官途に就て官吏階級の稱號を得れば之を用ゐるのを常とする。

右諸階級稱號を生來具有する者の外、王位を繼承し又は王朝を起した者の親族、又は太子に選任された者も右階級稱號に選叙される。

先國王　御名プラチヤテイポツク陛下、一八九三年十一月八日御降誕、御父ラーマ五世、御母正后サオヲパボンシー(Saovabhapongsi)陛下にて、御正兄ラーマ六世の御崩御と共に一九二五年十一月廿六日ラーマ七世に御登極、一九三五年三月二日御退位、現今先皇后と共に倫敦郊外ヴアージニア・ウオータにプリンス・スコータイの御幼名を以て御閑居。

御名

His Royal Highness の階級稱號を有せらるゝ御方：――

ラーマ三世の御孫　チナワーン(Jinavara)佛教管長の宮
チユムボト(Chumbot)
チユーンチヤカボン(Chulachakrabongs)
パーヌパーン(Bhanubandhu)
チヤロムボーン(Chaloembala)
アヌサーラ(Anusara)

御父名

His Highness の階級稱號を有せらるゝ御方：――

プララーチワン・パワラ
ウヰチヤイチヤンの御子｛ワーンウツト(Varavadhi)
｛ビダヤーロンコーン(Bidyālankarana)

先皇后　御名ラムバイバンニー(Rambaibarni)陛下、一九〇四年十二月廿日御降誕、サワト(Svasti)親王の王女にして一九一八年八月廿六日御成婚。

現帝の伯叔父及大伯叔父　ナコーン・サワン親王(His Royal Highness Prince Paribatra of Nagor Svarga 御伯父)――一八八一年御誕生、陸海軍元帥、目下爪哇バンドンに閑居。

ナリスラ親王(H. R. H. P. Narisra 御大伯父)――一八六三年四月廿八日御誕生、陸軍大將。

ダムロン親王(H. R. H. P. Damrong 御大伯父)――一八六二年六月廿一日御誕生、陸軍元帥。

シン親王(H. R. H. P. Vudhijai of Sinha 御伯父)――一八八三年十二月五日御誕生、陸海軍大將。

チャイナート親王(H. R. H. P. Rangsit (ラーンシツト) of Jainad 御伯父)――一八八五年十一月十二日御誕生、陸軍中佐。

其他の男子王族にして His Royal Highness 其他の階級稱號を有する御方々を列示すれば左の如くである。

ナコーン・サワン
故ビサヌローク
故ロツプリー
同
同

Phraraajawang Pavaravijajan

ラーマ二世の御孫	アロンコーン(Alankara)	
	プロムボン・アテイラート(Brombongs-Adhiraj)	
	サニトボン(Sanidbongs)	
	カムロプ(Gamrob)	
ラーマ四世の御孫	タルンワイワタナ(Tarunyayavadhana)	故チヤカボン(Coakrabarti)
	トツシリウオン(Dossirivongs)	同
	アバーサラオン(Abhas-Saravongs)	故バーヌランシー(Bhanurangsi)
	ビラボン・バーヌテツト(Birabongs Bhanutej)	同
	ナラスレト・スリヤラツク(Narareshth Suriyalaksana)	同
	チラサク・スプラバート(Chirasakti Suprabhas)	同
	ボウーシデツト(Pavaratej)	故ナレツト(Nares)
	アロン・コツト(Along-Kod)	故アテイサーン(Atisara)
	テイワウオン・ワロタヤ(Devawongs Varodaya)	故テイワウオン(Devawongs)
	ターニー・ニワト(Dhani-Nivat)	故ビタヤラープ(Bidyalabh)
ラーマ五世の御孫	ワラーナン・タワツト(Varananda Dhvaj)	故ペチヤプーン(Bejrapurana)
	スクマービナン(Sukhumabhinanda)	ナコーン・サワン
	アーテイトテイプ・アーバー(Adityadib-Abha 攝政會議々長の宮)	故チユムポーン(Jumbara)
	プレムプラチヤト(Prempurachatra)	故カムペンペツチ(Kambajra)

His Serene Highness の階級稱號を有せらるゝ御方：——其の數甚だ多く一九三五—三六年版「暹羅及盤谷デイレクトリー」に據ると一三七名を記載してゐる。

女子王族　ラーマ六世の王妃——ソムデツト・プラ・ナーン・チヤオ・インタラサク・サチー(Sondech Phra Nang Chao Indrasakti Sachi)、プラ・ナーン・チヤオ・スワタナー(Phra Nang Chao Suvadana)、プラ・ナーン・トーイ・ラクサミー・ラーワン(Phra Nang Thoe Lakshami Lavanya)の三方

其他の女子王族——左表は全て Her Royal Highness Princess を有せられる現帝と御血緣深き方である。

御關係	御名	御誕生
御大伯叔母	Pushbanbuaphan	一八六三年
同	Dibya-ratna	一八六四
御大伯叔母	Pratishthāsāri	一八六五
同	Buangsroisaāng	一八六六
御伯叔母	Valai Alangkāra of Bejrapuri	一八八四
同	Phong	一八六七
同	Pravesvarhsmai	一八七九
同	Bismaibimolsatya	一八八一
同	Prabhabarn-bilai	一八八五
同	Adorndibyanibhā	一八八九
同	Atisaisuriyābhā	一八九〇
同	Vapipushpākara	一八九一
同	Hemavati	一八九三
御從妹	Bejra-ratna	一九二五

其の他プラ・ラーチワン・バワーンウイチヤイチヤンの息女及御姉妹五方、現帝と御伯叔母の御關係にある者七方、御從姉妹の御關係ある者九方ある。

有力王族の現狀　革命政府は憲法第十一條にてモーム・チヤオ以上の皇族の政治關與を禁じてゐる。右は王族の名譽及尊嚴とを維持する所以としてゐるが、王族が政治の樞要を占めた時代の秕政に鑑みた結果であるとも見られる。然し王族に何等の法的又は社會的壓迫を加へてゐないに拘らず、先帝を初め舊政府時代の有力王族中富裕なる者は海外に閑居し、暹羅の進展への協力を吝んでゐる。斯かる環境中にあつて、「新舊政府共に國晏民福を理想とする暹羅人の政府である」との御信念の下に、老軀を厭はず御活動の現王の御祖母陛下、卓越せる政治・法律・外交上の手腕を以て現政府に絶大なる協力をなしてゐられる國務院顧問ワーンワイタヤーコーン・ウオーラワーン(Varnvaidyakara Voravarna)殿下(御父故ナラーラツプ親王)、竝にその兄君にして農村經濟竝に自治及衞生行政の權威者内務省顧問サコーン・ワーナコーン・ウオーラワーン(Sakol Varnakara Varavarna)殿下の如きは、王族の爲萬丈の氣を吐いて居られるものといふべく、その貴重なる奉仕に對し暹民は非常な感謝を捧げてゐる。

三　人民の階級及稱號

タイ族は本來の人民の階級稱號としてはチヤオ・ムーン(Chao Mun)チヤムーン(Chamun)、クン(Khun 古形 Okkhun)、チヤー(Cha)、ムーン(Mun)、バン(Ban)があり、前二者及チヤーは王の近侍に與へ、其の他は官吏に與へられたが、後官吏の階級稱號としてクメールよりルアン(Luang 古形 Okluang クンの上位)が、印度よりプラ(Phra 古形 Okphra チヤオ・ムーンの下位)及プラヤー(Phya 古形 Okyā 又は Oya チヤオ・ムーンの上位)が輸入使用され、更に比較的近代にプラヤーの上位にチヤオ・プラヤー(Chao Phya)、その上位に攝政官に相當するソムデツト・チヤオ・プラヤー(Sondech Chao Phya)を置くに至つた。然し現今使用されてゐるのは左の五種で、而も立憲政體樹立後は一切新たに附與しないことゝし、後更に政府は、人民の權利平等なる憲法精神から、一九三五年九月從來附與されたる者も自發的に之が使用を遠慮するやう示達した。尙右稱號は總て一代制で、官吏以外の者でも國家に功勞があれば之に叙せられた。

㈠チヤオ・プラヤー——大臣又は大臣同級の官吏が受け、本邦の親任官に相當す。
㈡プラヤー——本邦の勅任官より大佐級に相當する。
㈢プラ——本邦の中佐及少佐級に相當する。
㈣ルアン——大尉乃至中佐級に相當する。
㈤クン——中尉及少尉級に相當する。

チヤオ・プラヤー人名錄　因に一九三七年一月現在チヤオ・プラヤーに叙せられてゐる者は左の十數名に過ぎない(稱號は省略)。

氏名	摘要
リテイ・ソンクラーム(Riddi Sonkram)	ケダー土侯
ヨマラート(Yomaraj)	攝政會議々員、元内相
スラシー・ウキシツ・サーク(Surasih Visisht Sakti)	元内相
ウオンサーヌ・プラバート(Wongsa Nuprabadh)	元宮相、陸軍大將
アバイ・ラーチヤー・マハーユテイタム(Abhai Raja Mahayutidharmdhorn)	元法相
タムマテイコーン・テイボデイ(Dharmdikarana Dhibodi)	元宮相、陸軍少將
タムマサク・モントリー(Dharmasakti Montri)	元文相
ラーム・ラコプ(Rama Raghob)	陸軍大將
ボンラテープ(Baladeb)	元農相
ボデイン・デーチヤーヌチツト(Badindra Dejanujit)	陸軍元帥、元陸相
マヒドーン(Mahidhorn)	元内大臣、現法相
ビチヤイヤート(Bijaiyati)	元法相及農相、赤十字社副總裁
スラパテイン・スリーン・ルーチヤイ(Surapatindra Surindra Lujai)	元内相
ウオーラポン・ビパツト(Varabongs Bibad)	元宮相

ビチヤイエン・ヨーテイン(Bijayendra Yodlin)　陸軍大將、元侍從武官長、攝政會議々員
シーブヅト(Sribiadhana)　元內藏頭
シー・タムマ・ティベーツト(Sri Dharma Dhibes)　元藏相

五　敬・賤稱

吾が閣下・殿等に相當する敬稱は甚だ複雜であるが、其の主要なるもの左列示すると次の如くである。陛下に相當するものにはプラ・チヤオ・ユー・フア(Phra Chao Yu Hua　國王)及プラ・アカマ・ヘイシー又はプラ・ナーン・チヤオ(Phra Akkama Heisi or Phra Nang Chao　王后)があり、殿下にはファー・プラ・バート(Fa Phra Bat 男子)及モーム(Mom 女子)がある。前記官吏の位階中プラヤー以上を有する者には閣下に相當するチヤオ・クン(Chao Khun その夫人はクンジン—Khunying)、プラ及ルアンを有する者にはクン(Khun)を冠してクン・プラ及クン・ルアンがあり、一般に高官の夫人にはクン・ナーイ(Khun Nai)を適用する。階級稱號を有しない一般男子には Mr. に相當するナーイ(Nai)を、女子はメー(Mae)を適用する。又賤稱としては男子にアーイ(Ai)、女子にイー(I)が使用される。

六　勳章・徽章・國旗制度

勳章　一、チヤクリー王室最高勳章(The Most Illustrious Order of the Royal House of Chakri)—一種類にして、一八八二年四月廿一日の創始に係る。暹羅王族(普通男子)に與へられるが、外國の君主皇族も名譽ナイトに叙せられる。邦人は通常王族勳章と云ふ。

二、最古最端九寶勳章(The Most Ancient and Auspicious Order of the Nine Gems)—一種類にて一八五一年創設され、佛教教徒に限り授與せられる。

三、チュラ・チョム・クラオ最高勳章(The Most Illustrious Order of Chula Chom Klao)—一八七三年十一月十六日に創始せられたもので、二部に分れ、一部は男子に、他は貴婦人に授與せられる。男子用の部は三等に分れ、各等は二級に分れ(都合六級)、元首に忠誠を效した者に授與せられる。但し三等二級は別であつて、該章は一等二等佩用者の世嗣用として保留せられ、一等佩用者の世嗣は其の父存在中に、二等佩用者の世嗣は父の死後に當該級勳章の佩用を許される。貴婦人用の部は四等に分れ、第二等のみを二級に分割してある。因に外人にして該勳章を授與された者も少數ある。

一等一級(特別大綬章)　徽章及鎖・星章・懸章竝に胸に佩用する特別徽章より成る。

一等二級(大綬章)　胸に佩用する特別徽章がない、他は前者に同じ。

一等一級　頸に佩用する徽章と綬及星章より成る。

二等二級　徽章及綬よりなり、前者同樣首に佩用する。

三等一級　徽章及ロゼツトを有する綬より成り、左胸に佩用する。

三等二級　徽章は同前、綬にはロゼツトを缺く。

四、ラタナ・ウオーラボーン(Ratna Varabhorn 功勞勳章)—一九一一年八月一日の創設に係る。一種類のみで、徽章及綬より成り頸に佩用する。外人にて授與せられたものはない。

五、ラーマ名譽勳章(Honorable Order of Rama)—一九一八年七月廿二日に創設せられ、四等級及二種の徽章より成る。陸海軍務に服する者に授與せられる。

一等セーナーンカパテイ(Senangapati)　徽章・大綬及星章より成り、綬は右肩より左脇へ佩用する。

二等マハー・ヨーテイン(Malla Yodlin)　頸に佩用する徽章及綬竝に右胸に佩用する星章より成る。

三等ヨーテイン(Yodlin)　頸に佩用する徽章及綬より成る。

四等アサウイン(Asvin)　徽章及綬より成り、左胸に佩用する。

六、白象勳章(The Most Exalted Order of the White Elephant)—最高章一と第一等より第七等に至る普通章との八等級より成り、一八六一年の創設に係るもので一般功績あるものに授與せられる。

最高大綬章　徽章・鎖・大綬及星章より成る。

一等大綬章　徽章・大綬・星章より成る。

二等勳章　頸に佩用する徽章及綬と星章とより成る。

三等勳章　徽章と綬とより成り、頸に佩用する。

四等勳章　徽章とロゼツトを有する綬より成り、左胸に佩用する。

五等勳章　同右、但しロゼツトを缺く。

六等勳章　金メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七等勳章　銀メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七、暹羅王冠勳章(The Most Noble Order of the Crown of Siam)—一八六九年十二月に創始せられ、等級・徽章共に前記白象勳章と同樣である。

八、ワラバボーン勳章(Order of Varabhbhorn)—一種類のみにて、一九一九年三月廿二日に創設されたもので、徽章及綬よりなり左胸に佩用する。

九、ワチラマーラー勳章(Order of Vajiramala)—一九一一年五月廿八日の創設にて、一種類にして、國王に對し個人的に奉仕したるものに授與せられる。外人にて授與せられたる者は未だ曾てない。徽章と綬よりなり左胸に佩用する。

徽章　三種ありて其の間に上下の區別なく、且つ國王略名徽章(各徽章共五等級がある)を除き、他は二種共各徽章佩用者の上に何等の差別を設けてゐない。

一、國王略名徽章　一般に國王御寵愛の表徵として授與されるもので、リボンと共に胸上に佩用し、徽章にて其の等級を區別する。

(イ)　モンクツト王徽章—チュラロンコーン王に依り、一九〇四年モンクツト王の降誕百年祭に際して創設され、男子王族及モンクツト王に仕へたる官吏九寶章佩用者たる官吏に授與されたもので、拜受者は比較的少數で爾來拜受した者はない。綬は黃色で緣に赤及綠の細縞があり、徽章には花環の中にモンクツト王の略名がある。五等級に分れてゐる。

(ロ)　チュラロンコーン王略名徽章—一九〇一年チュラロンコーン王の創設に係り、綬には各等幅を有する赤縞二線の中に白縞一線があり、徽章には楕圓形花環の中に同陛下の略名を刻み、五等級がある。

(ハ)　ラーマ六世略名徽章—一九一〇年に創設、綬は黃色で兩端に近く細き黑縞があり、徽章には楕圓形花環の中にラーマ六世の略名を配し、五等級よりなる。

(ニ)　プラチヤティポツク王略名徽章—一九二六年に創設、黃色綬の兩緣端に細き綠縞を附し、現王の略名を花環で圍みたる徽章にて、五等級がある。

二、特別勤務徽章　(イ)　ラーマ徽章(Rama Medal)—一九一八年七月廿二日に創設され、楕圓形の銀製徽章にて、表面に Kartaviriya 王を征服せる Parasu Rama の繪があり、裏面は國王の略名 R・R・及其の字間に 6 なる數字を挾みて王冠を廻らし、綬は黑色にて兩緣に赤色の細縞を附してある。此の一種に之より上級の勇俠行爲ラーマ綬章(Rama Medal for Gallantry in Action)とも稱すべき徽章があるが、綬にワチラ(雷光)を附する外前者と同樣である。

(ロ)　ドウサディー・マーラー徽章(Dusdhi Mala Medal)—一八八二年五月チユラロンコーン王の創設に係り、金及銀製にて同王の半面像を印し、武官用には赤色及白色の綬、文官用には薔薇色及白色の綬を附してある。クラスプには(a)個人的奉仕、(b)技藝及學術、(c)官職、(d)慈善行爲、(e)顯著なる勇敢行爲の五種がある。

(ハ)　チヤクラ・マーラー徽章(Chakra Mala Medal)—陸海軍に十五箇年勤續した者の爲に、一八七三年九月創設されたものである。

(ニ)　チヤクラバツト・マーラー徽章(Chakraburti Mala Medal)—二十五箇年勤續せし文官に授與する爲、一八九六年三月創設された徽章である。

右兩者ともチユラロンコーン王の創設に係る。後者は故ラーマ六世に依り變形再設され、兩者の中何れかを授與されたる者は他を重ねて授與されることはない。

(ホ)　プサバ・マーラー徽章(Pusiba Mala Medal)—一八七三年九月チユラロンコーン王の制定に係り、畫家・寫眞師に與へられる。

(ヘ)　ラーチヤルーチ徽章(Rajaruchi Medal)—故ラーマ六世の創設に係り、宮內官及近衞聯隊附將校下士官に授與せられる。金銀にて造られ、其の上に